

韓国の地方自治

—2025年改訂版—

一般財団法人 自治体国際化協会
ソウル事務所

はじめに

当事務所では、韓国の情勢や地方行政に関わる個別政策等について調査・研究を行い、その成果について各種刊行物を通じて、日本の地方公共団体及び地方自治関係者に情報提供してきた。韓国の地方自治制度についても、これまで「韓国の地方自治」として継続的に紹介しており、制度や運用の変化を踏まえながら内容の更新を図ってきたところである。直近では、2020年12月に刊行した「韓国の地方自治」において、その時点までの制度や動向を紹介している。

その後、韓国では、民選地方自治の発足以降に変化してきた地方行政環境を背景として、地方分権の推進や住民参加の実効性の向上を重視する制度改革が継続的に進められてきた。こうした流れの中で、「地方自治法」について、1988年の民選地方自治復活に向けた改正以降、32年ぶりとなる全面改正が2020年12月に行われ、2022年1月から施行されている。

この改正は、住民中心の地方自治の具現化、地方自治団体の自律性強化、ならびにそれに伴う透明性及び責任性の確保を目的として行われたものである。

また、日韓両国の地方自治体間交流は引き続き活発に行われており、友好交流協定等を締結する地方自治体数は、2026年1月末現在で172に達している。人的交流の面でも、2025年の訪日韓国人数は940万人を超え過去最高を記録したほか、韓国への日本人観光客数も361万人となり13年ぶりに過去最高を更新するなど、双方向の交流は過去最大規模となっている。こうした状況の下、行政分野にとどまらず、市民交流、文化交流、経済交流へと広がりを見せる中で、日本の地方自治体関係者の間では、韓国の地方自治制度やその運用に関する最新かつ体系的な情報を求める声が一層高まっている。

こうした背景を踏まえ、当事務所では、前書について、地方自治法の全部改正に係る動きを中心に、近年の制度改革や運用の変化を反映した内容へと改訂を行うこととした。今回の改訂にあたっては、従来の構成を基本的に踏襲しつつ、制度改革の経緯や具体的な改正内容について、可能な限り整理して記載することに努めている。

地方自治体関係者の方々には、本書を韓国における地方自治制度の概説書としてご活用いただき、今後の日韓地方自治体交流や政策検討に資する資料として役立てていただければ幸いである。

2026年3月

一般財団法人 自治体国際化協会クレアソウル事務所
所長 藤田 悦生

第1章	韓国の地方自治制度の沿革	1
第1節	韓国の地方自治制度の変遷	2
1	近代以前の地方制度	2
2	政府樹立と地方自治法制定	3
3	憲法改正に伴う地方自治制度の変遷	3
第2節	地方自治法改正の経緯	6
1	概要	6
2	地方自治に関する臨時措置法	6
3	地方自治法第6次改正（1988年）以後	6
第3節	地方自治団体の区域改編	17
1	都農分離式区域改編	17
2	都農統合式区域改編	17
第4節	地方分権の推進と権限移譲	22
1	地方分権の推進	23
2	権限移譲	27
3	人口減少地域・関心地域	27
第2章	地方行政制度の基本構造	31
第1節	地方自治法の主要骨子	32
1	地方自治法の性格と概要	32
2	地方自治法の構成と骨子	32
第2節	地方自治団体の種類と階層構造	34
1	制度の特徴	34
2	種類と体系	35
第3節	地方自治団体の機能と事務	41
1	韓国の地方自治団体の事務区分	41
2	地方自治団体の事務範囲	41
3	地方自治団体の種類別事務配分基準	43
第4節	ソウル特別市	48
1	ソウル特別市の発足	48
2	ソウル特別市の特例	48
第5節	世宗特別自治市	49
1	発足及び首都機能の移転	49
2	世宗特別自治市の特性及び現況	50
第6節	江原特別自治道	52
1	特別自治道	52
2	江原特別自治道の発足	52
3	江原特別法の構成	52
4	改正の経緯	54

5	課題.....	55
第7節	全北特別自治道.....	56
1	全北特別自治道の発足.....	56
2	全北特別法の構成.....	56
3	改正の経緯.....	59
4	課題.....	59
第8節	濟州特別自治道.....	60
1	濟州特別自治道の発足.....	60
2	濟州特別法の構成.....	60
3	制度の改善過程.....	61
4	成果と課題.....	62
第9節	特例市制度.....	65
1	特例市制度の発足.....	65
2	特例市の認定基準、現況.....	65
3	特例市の特例.....	65
第10節	特別地方行政機関.....	68
第3章	地方と国、地方間の関係.....	71
第1節	地方と国の関係.....	72
1	行政の関与.....	72
2	立法による国家の関与.....	74
3	司法の関与.....	74
4	国と地方又は地方間の権限争議の審判.....	74
第2節	地方間の関係.....	76
1	基本原則.....	76
2	地方公共団体間の協力・支援関係.....	76
3	一定の範囲内の指導・監督・調整関係.....	76
第3節	地方自治団体の長の協議体・連合体.....	78
第4章	地方自治団体の機関.....	80
第1節	地方自治組織の基本構造.....	81
第2節	地方議会.....	82
1	地方議会の性格と議員定数.....	82
2	議員の身分等.....	83
3	地方議会の権限.....	86
4	地方議会の招集と会期.....	87
5	地方議会の組織.....	87
第3節	執行機関.....	89
1	地方自治団体の長.....	89
2	補助機関.....	92

3	所属行政機関.....	93
4	下部行政機関.....	94
5	教育・科学及び体育に関する機関.....	94
第5章	自治立法	95
第1節	自治立法制定権の根拠.....	96
1	地方議会と条例制定権.....	96
2	条例制定権の法的根拠.....	96
第2節	条例の制定手続.....	97
1	議会の議決等.....	97
2	公布.....	97
3	報告.....	97
4	条例・規則審議会.....	98
5	住民参加.....	98
第3節	法的特徴.....	99
1	日本の制度との比較.....	99
2	条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈.....	101
第6章	地方選挙と住民参加、民願	103
第1節	住民の権利及び義務と沿革.....	104
1	住民の権利及び義務.....	104
2	地方選挙と住民参加の沿革.....	104
第2節	地方選挙制度.....	106
1	現行制度.....	106
2	選挙制度の改正経緯.....	110
第3節	直接参政制度.....	114
1	条例制定・改廃請求権.....	114
2	監査請求権.....	114
3	住民訴訟.....	115
4	住民召還.....	115
5	住民投票.....	119
第4節	民願制度.....	124
1	民願とは.....	124
2	民願事務の処理.....	124
3	民願事務処理の基準の設定・公表・調整.....	129
4	民願事務審査官制度.....	130
5	民願処理状況の確認・点検.....	130
6	電子的民願.....	131
7	無人民願発給窓口.....	132
第7章	地方公務員制度	134

第1節	地方公務員の概念と種類.....	135
1	地方公務員の概念.....	135
2	地方公務員の種類.....	135
第2節	地方公務員の現況.....	137
1	地方自治団体に勤務する公務員数.....	137
2	地方公務員の職位分類制.....	137
3	定員管理と定員の推移.....	137
第3節	地方人事機関.....	140
1	任用権者.....	140
2	人事委員会.....	140
3	訴請審査委員会.....	141
第4節	任用・試験制度と運用.....	143
1	任用.....	143
2	試験実施.....	144
3	新規任用・昇進の方法.....	145
第5節	勤務条件.....	148
1	勤務時間・休暇.....	148
2	報酬.....	148
第6節	地方公務員の労働基本権.....	151
第7節	地方公務員の服務、懲戒と身分保障.....	152
1	地方公務員の服務.....	152
2	懲戒処分.....	152
3	身分保障.....	152
第8節	職員研修.....	155
第8章	消防防災・教育・警察行政.....	156
第1節	消防防災.....	157
1	韓国の消防制度の沿革.....	157
2	消防行政の組織及び役割.....	158
3	消防公務員の身分.....	159
4	防災行政.....	159
5	民防衛.....	162
第2節	教育行政（教育自治制度）.....	163
1	概要.....	163
2	教育監.....	163
3	教育支援庁.....	165
4	教育自治と一般自治の関係.....	165
第3節	警察行政（地方警察庁）.....	166
1	韓国の警察制度の沿革.....	166

2	現行の警察制度	166
第9章	地方財政	168
第1節	地方財政の規模	169
1	地方と国の比較	169
2	地方自治団体種類別	170
3	地方自治団体の財源	171
4	事業予算投資総規模	174
第2節	地方財政運営と予算・決算	175
1	地方財政運営の基本原則	175
2	予算制度	175
3	決算制度	177
第3節	地方税体系	178
1	租税体系	178
2	課税主体別税配分	179
3	税収構成	180
第4節	韓国の故郷愛寄付制度	181
1	制度導入の背景と意義	181
2	制度の法的根拠と運営体制	181
3	日本のふるさと納税との比較	182
4	制度の運用実績	182
5	制度の効果	183
第5節	税外収入	185
第6節	地方財政調整制度	188
1	中央政府の地方財政への財源移転	188
2	地方交付税	189
3	国庫補助金	203
4	地域均衡発展特別会計	206
5	広域自治団体から基礎自治団体への財源移転	207
第7節	地方債制度	210
1	地方債の意義と現況	210
2	法的根拠	211
3	発行基準	212
第8節	地方財政管理	214
1	地方中期財政計画制度	214
2	地方財政投融资審査制度	216
第9節	自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度	218
第10節	教育財政	219
1	概要	219

2	教育財政の現状	219
3	教育予算の手続き	226
第10章	地方公企業	227
第1節	概念、意義	228
第2節	地方公企業法	229
1	地方公企業法の目的	229
2	地方公企業の定義	229
3	地方公企業法の適用範囲	229
4	経営の基本原則	230
5	沿革	230
第3節	地方公企業の類型	235
1	地方公企業の経営形態	235
2	地方公企業の特質	235
第4節	地方直営企業に関する法制度	237
1	地方直営企業設置条例の主要内容	237
2	地方直営企業に適用される法令	237
3	組織	237
4	財務	238
5	予算	239
6	決算	240
第5節	地方公社・公団に関する法制度	241
1	設立	241
2	出資及び株主権行使	241
3	定款	242
4	登記	242
5	職員の任免	242
6	財務会計	244
7	地方公団に関する規定	245
第6節	地方自治団体の出資・出捐機関に関する法制度	246
1	沿革（地方公企業法との関係）	246
2	地方出資出捐法の主な内容	246
第7節	地方公企業の経営評価、経営診断	248
1	経営評価	248
2	経営診断	249
3	地方公企業政策委員会	251
第8節	罰則	252
第9節	光州広域市における公企業経営の事例	253
1	統合の意義	253

2	推進内容.....	254
3	推進成果.....	255
4	今後の展望.....	256
第11章	地方税.....	257
第1節	地方税制の沿革.....	258
第2節	地方税の概要.....	260
1	各税目の課税対象及び税率等.....	260
2	重課税.....	268
3	地方税に附加される付加税の現況.....	269
第3節	韓国の地方税制の特色.....	270
1	賦課徴収の委任.....	270
2	許認可事業の制限.....	271
3	課税自主権の拡大.....	271
	(参考資料) 広域自治団体の概要	
	(参考資料) 基礎自治団体の概要	
	参考文献	

第1章 韓国の地方自治制度の沿革

第1章 韓国の地方自治制度の沿革

第1節 韓国の地方自治制度の変遷

1 近代以前の地方制度

韓国は早くから中央集権体制が確立した国であり、一貫して中央集権的な官僚統治体制下にあったが、自治的な仕組みもいくつか存在したといわれている。

(1) 高麗時代

936年に半島を統一した高麗王朝は983年に地方を12牧に分けて中央官僚を派遣した。その後、全国は5道、2界に分けられ、道の下には3京・5都護府・8牧が置かれ、牧のもとに県と郡が置かれた。道に対しては長官として按察吏が、都護府・牧・県・郡には、それぞれ府吏・牧吏・郡事・県令が中央政府から派遣されていた。しかし、高麗時代には、全ての郡県に中央から官吏が派遣されたわけではなく、派遣されない県がより多かったといわれている。

郡県では、末端行政は戸長以下の郷吏が担当した。また、郷職団体という地方土着の豪族等に一定の職位を付与し、賦役を課したり租税を徴収したり秩序を維持する小規模な地方行政組織もあった。

一方、地方の郷吏の動静を探り地方勢力を牽制する目的で、その地方出身の官吏を事審官に任命して地方に派遣し、郷吏の推薦や監督に当たらせた。

(2) 朝鮮時代

1392年に建国された朝鮮王朝の時代には、地方行政区画は8道に分けられ、道の下に統治上の重要性や規模の大きさなどにより、4府・4大都護府・20牧・44都護府・82郡・175県が置かれた。中央政府から、道には観察司(監司)、道の下に行政機関には、府尹、大都護府使・牧使・都護府使・郡守・県令がそれぞれ派遣されていた。朝鮮時代初期以降、郡守、県令の諮問機能的存在であり郷吏を牽制し民意を代弁する機能を持つ「郷庁」(留郷所)があり、その役職には郷村の人望ある人が名誉職として住民の推薦により選任された。また、朝鮮時代中期以後、地方の両班、土豪、儒林等の階級を中心として展開した自発的な民間教化運動である「郷約」があった。

地域社会は、高麗時代の郷などの自然村が成長して、面・里制へと発展した。地域の区画は郡毎に邑内とその周辺地域に区分され、周辺地域は東西南北の4面に区画され、面の下には数10戸の自然村で形成されるいくつかの里、統が編成された。面・統・里の長を選任するに当たって住民の意思が反映されたり、公共事務の処理費用を原則として当該地域の住民の負担で賄ったりするなど、前近代的・慣行的な自治的運営がなされていたといわれている。特に面・里は、農村にあつて、耕地・山林・堰といった共同財産の管理を行っていた。

1895年には、「郷会」が「郷会条規・郷約弁務規定」により地方政府機関として初めて制度化されたが、これは、地方公共事務の処理に住民の参与を保障するもので、従来の郷会制度と面・統・里自治制度の伝統の上に築かれたものであった。

(3) 日本統治時代

1910年からの日本統治時代には、1913年に府制、1917年に面制、1930年に邑制・道制が施行されたことにより、道・府・邑・面には法人格が付与され、法制上地方自治団体となったが、実質的には中央集権的官治の下に置かれていた。道には長官が総督府から派遣され、府には府尹、郡には郡守が長官から任命された。議決機関として府会、道会、邑会、諮問機関として面協議会があったが、中央集権的官僚統治の道具的なものに過ぎなかったといわれている。

(4) 米国軍政時代

1945年からの米国軍政下における地方制度上の改編としては、京畿道の管轄から京城府が分離され道と同等の地位を持つソウル特別市に昇格したこと、道会、府会、邑会、面協議会が解散させられ顧問会が設置されたこと、全羅南道に属していた済州道が分離し道に昇格したことである。

2 政府樹立と地方自治法制定

韓国の地方自治制度は、1949年に制定・公布された地方自治法から始まる。

社会的な混乱の中で構成された初代制憲国会は1948年7月17日に韓国最初の憲法を制定・公布し、8月15日に大韓民国政府を樹立した。憲法第8条で地方自治を定め、第96条と第97条でその内容を規定した。自治団体の機能と議会の設置を明示し、必要な事項は法律で定めることとした。

それに基づき、政府は1949年7月4日に最初の地方自治法を制定・公布し、8月15日から施行した。韓国地方自治法は、団体自治の性格を強く帯びており、住民自治的要素が小さかった。自治団体の種類を道とソウル特別市、そして市・邑・面と定め、法人格を付与した。各自治団体に議会を構成し、議会議員は任期4年の名誉職とし、条例、予算、決算、地方税賦課・徴収、財産、争訟、補償、請願等に関する審議権を持つと規定した。

また、道知事とソウル特別市長は大統領が任命し、市・邑・面長は各地方議会で無記名投票による選挙を行った。道に郡を置き、ソウル特別市と人口50万以上の市には区を置き、市・邑・面と区には洞・里を置いた。郡の郡守は、道知事の提請（提案して要請すること。以下同じ）により内務部長官経由で大統領が任命、ソウル市の区長は市長の提請により内務部長官経由で大統領が任命、他の市の区長は市長の提請により道知事が任命、洞・里長は任期2年で住民の直接選挙により決定した。

地方議会は、自治団体の長を不信任することができ、自治団体の長にも地方議会を解散することができる権利を付与した。

3 憲法改正に伴う地方自治制度の変遷

(1) 憲法制定から1961年まで

韓国の憲法は制定して以来、9次の改正（全文改正は1962年、1972年、1980年、1987年の4回）が行われ、それに伴い、地方自治に関する規定も変更されてきた。

1948年7月17日に公布された最初の憲法（第1共和国憲法）は、第96条において「地方自治団体は法令の範囲内において、その自治に関する行政事務と国家が委任した行政事務を処理し、財産を管理する。地方自治団体は法令の範囲内において自治に関する規定を制定することができる」と規定し、第97条では「地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。地方自治団体にはそれぞれ議会を置く。地方議会の組織、議員の選挙は法律で定める。」と規定した。自治団体の事務を自治事務と委任事務に分け、地方議会を構成し、自治法規を制定する権限を付与すると同時に、その他具体的事項は地方自治法に委託し規定するように明示した。

1952年の第1次改正と1954年の第2次改正では、地方自治条項に関する変更はなかった。1960年6月15日に第3次改正された第2共和国憲法では第8章地方自治を第11章地方自治とし、「地方自治団体の長の選任方法は法律でもって決定し、少なくとも市・邑・面の長はその住民が直接これを選挙する。」という条項を97条に新設し、市・邑・面長は住民の直接選挙により決めることを憲法で保障した。1960年に第4次改正が行われたが、この改正では自治に関する変更はなかった。

(2) 1961年以後 1979年まで

1962年12月26日の第5次全面改正時（第3共和国憲法）には、自治団体に関する多くの項目が変更された。第3章の統治機構に第5節地方自治を設定し、第109条では「地方自治団体は住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内において自治に関する規定を制定することができる。地方自治団体の種類は法律で定める。」とされた。ここで、地方自治団体の権能は公共事務処理権と財産権及び自治法規制定権に限定されることとなった。

また、第110条では「地方自治団体には議会を置く。地方議会の組織・権限・議員選挙と地方自治団体の長の選任方法及び地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。」とし、附則第7条第3項は「この憲法による最初の地方議会の設置時期に関しては法律で定める。」と規定した。議会設置時期を法定事項として留保し、議会の設置を遅らせた。このため、地方議会の設置時期に関する法律の制定は、1969年10月21日の第6次改正まで待つこととなった。

1972年12月27日の第7次全面改正の憲法（いわゆる「維新憲法」といわれる第4共和国憲法）では、附則第10条で「この憲法による地方議会は祖国統一が成し遂げられる時まで設置しない」と規定し、地方議会設置の途を閉ざした。

(3) 1980年以後

1980年10月27日に第8次全面改正（第5共和国憲法）があり、地方議会設置時期を附則第10条で「この憲法による地方議会は地方自治団体の財政自立度を勘案し順次設置することとするが、設置時期は法律で定める。」と規定した。1987年10月29日の第9次改正（第6共和国憲法）では地方議会設置時期を再び別に法律で定めるよう規定した。

〈図表 1 - 1〉 憲法改正による地方自治条項の変遷

時代	改定日付	関連条文	自治団体権限	議会構成時期	法律制定事項
第 1 共和国	制定 1948.7.17	8 章 96・97 条	自治事務処理、 委任事務処理、 自治法規制定、 議会設置		団体の組織と運営 事項、議会の組織・ 権限・議員選挙
	1 次改定 1952.7.7	同上	同上		同上
	2 次改定 1954.11.29	同上	同上		同上
第 2 共和国	3 次改定 1960.6.15	11 章 96・97 条	同上 市邑面長は住民直 接選挙による		同上
	4 次改定 1960.11.29	同上	同上		同上
第 3 共和国	5 次改定 1962.12.26	3 章 5 節 109・110 条	公共事務処理、 財産管理、自治法規 制定、議会設置	法律で定める	自治団体の種類、 議会の組織・権限・ 議員選挙、自治団 体の長の選任方 法、団体の組織・運 営事項・議会の設 置時期
	6 次改定 1969.10.21	同上	同上		同上
第 4 共和国	7 次改定 1972.12.27	10 章 114・115 条	同上	祖国統一成立後	同上
第 5 共和国	8 次改定 1980.10.27	8 章 118・119 条	同上	財政自立度を勘 案し、順次設置	同上
第 6 共和国	9 次改定 1987.10.29	8 章 117・118 条	同上	法律で定める	同上

第2節 地方自治法改正の経緯

1 概要

地方自治法は1949年7月4日に制定され、第4次改定（1960年11月29日）では民選制が導入され、市長・知事が初めて直接選挙で選任されるなど、住民自治の性格が大きく特徴づけられた。しかし、5・16軍事クーデター後の1961年9月1日に制定された「地方自治に関する臨時措置法」によって地方自治法の相当部分の自治条項の効力が停止された。この臨時措置法は、5・16以後の政治状況下で地方自治権の制限を目的とした一時的な法律であったが、27年間6次の改定を経ながら引き続き適用され、1988年4月6日の地方自治法第6次改正によってようやく廃止された。

そして、2020年12月9日に32年ぶりに地方自治法の全部改正が行われ（2022年1月13日施行）、地方自治団体の自律性が拡大され、住民自治の実現など必要な制度・政策的補完がなされた。

2 地方自治に関する臨時措置法

5・16軍事クーデター（1961年5月16日）により地方自治は停止した。

9年間実施された地方議会は解散し、9月1日に制定・公布され10月1日から施行された「地方自治に関する臨時措置法」の規定によって、市・郡においては市・道知事が、市・道においては内務部長官が地方議会の機能を代行するようになった。すなわち、臨時措置法によって従前の地方自治法は事実上その効力を喪失し、国家中心の官治的地方行政制度となった。地方自治団体を道とソウル特別市及び市・郡とすることによって、従前の基礎自治団体であった邑・面の代わりに市・郡を基礎自治団体とし、自治団体の行政機構は、道とソウル特別市は閣令、市・郡は内務部長官の承認を得た当該自治団体の規則で定めるようにした。また、市・郡に国家公務員を置けるようにし、邑・面長は郡守が、洞・里長は市・邑・面長又は区庁長が任命、地方議会の議決を要する事項は、道とソウル特別市においては内務部長官の、市・郡においては道知事の承認を得て施行するようになった。

この臨時措置法は、その後6次にわたる部分的修正と補完が行われ、その間、ソウル特別市行政に関する特別措置法（1962年1月27日）と釜山市政府直轄に関する法律（1962年11月21日）、大邱直轄市及び仁川直轄市設置に関する法律（1981年4月13日）などが制定された。

3 地方自治法第6次改正（1988年）以後

全斗煥・盧泰愚政権下で地方自治法改正の検討が開始され、第6共和国（1987年）以後の民主化の流れの中で、中断された地方自治法の復活論議が活発化した。1988年4月6日には、全面改正された地方自治法が公布され、同年5月1日から施行された。この改正においては、特別市・直轄市に基礎自治団体として自治区が設置された。なお、自治の空白期間が長い間続いた結果、法の適用過程で多くの問題点が浮かび上がったことに加え、地方分権などの流れもあり、その後も数多くの改正が行われてきた。

そして、1988年5月1日の民選地方自治の復活に向けた改正（1991年施行）から時代の推移に伴い変化した地方行政環境に対応するため、2020年12月9日に32年ぶりとなる全面改正がなされ、2022年1月13日から施行された。この改正においては、地方自治団体の自律性拡大、住民自治の実現、地方議会の独立性及び透明性の強化、人口100万以上の大都市などを特例市として設置し、行政財政に関する運営及び国の指導・監督に対する特例措置がなされた。

また、10章と12章が新設され、10章では国際交流協力、12章では特別地方自治団体が規定され、条文は175から211に増加した。

改正経緯については図表1-2のとおりである（地方自治法全文については、巻末の資料参照）。

<図表1-2> 地方自治法の主な改正経緯（1988年～）

施行年月日	概要	備考
1988年 5月1日	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治団体の種類を特別市・直轄市・道及び市・郡・区（特別市・直轄市の区に限る）とする。 地方議会議員の定数は特別市・直轄市・道は25人～70人、市・区は15人～25人、郡は10人～20人とし、議員は任期4年の名誉職とした。 地方自治団体の長は選挙により選出され、他に法律によって決められる時までは政府で任命する。 	全部改正
1990年 1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治制度を速やかに実施し、地方政治の民主化と均衡ある地域発展を促進させるため地方議会議員の選挙を1990年6月30日までに実施しようとするなど地方自治の実施日程を定め、その他一部内容を補完しようとするもの。 ①市・道の副市長、副知事は当該市・道知事が推薦した者を内務部長官の提請として国務総理を経て大統領が任命するが、この法により最初に選出される市・道知事の任期満了時まで従前の規定によるようにする。 ②地方議会に行政監査権を付与する。 	一部改正
1990年 12月31日	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治の実施として地方政治の民主化を約束し、均衡的な地域発展を推進させるため、地方自治の実施時期を定める一方、地方議会議員の兼職範囲を拡大し、国民の参政機会を拓げることとする。 地方議会議員を兼職することできない者として農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・山林組合・タバコ生産協同組合・朝鮮人参共同組合の場合には当該組合の役職員となっていることを組合長と常勤役員として縮小し、兼職範囲を拡大する。 市・道及び市・郡・自治区の議会議員の選挙は1991年6月 	一部改正

	30 までに実施するようにし、市・道知事及び市長・郡守・自治区の区庁長の選挙は 1992 年 6 月 30 日までに実施するようにする。	
1991 年 5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・農・水・畜協などの組合長の地方議会議員兼職禁止規定については、憲法裁判所で違憲決定（1991.3.11）をしたため、関係条文を整理するもの。 ・地方議会議員の兼職が禁止されている範囲から農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・山林組合・タバコ生産協同組合・朝鮮人参共同組合の組合長を削除 	一部改正
1991 年 12 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方議会運営の効率性と議員の議政活動を円滑にし、地方自治制度の初期政策と発展を図る ①地方議員が会期中、本会議又は委員会に出席する時、その旅費を支給することができるようにする。 ②政府は逮捕又は拘禁された地方議員がいる時には、遅滞なく議長に令状の写しを添付しこれを通知するようにする。 ③地方議会は本会議又は委員会議決として案件の審議のため、関連書類提出を関係機関に要求するようにし、書類提出要求時は議長を経由するようにする。 ④地方議会定期会は毎年 12 月 1 日集会するようにされていることを、市・道は毎年 11 月 20 日に市・郡・自治区は 11 月 25 日に集会するようにする。 ⑤市・道議会の定期会会期を 30 日から 35 日とする。 ⑥市・郡・自治区議会の場合にも常任委員会を設置することができるようにし、常任委員会設置基準は大統領令定めることとする。 ⑦閉会中に委員会は本会議議決がある場合や地方自治団体の長の要求外で議長が必要だと認める場合、在職委員 3 分の 1 以上の要求があるときにも開会できるようにした。 ⑧市・道議会の事務局を事務処とし、市・郡・区議会に置くようにされている監事を事務局長又は事務課長とする。 ⑨市・郡及び自治区の予算案提出日を会計年度開始前の 30 日前から 35 日前とし、議決期限日を市・道の場合 10 日前から 15 日とし、市・郡及び自治区の場合 5 日前から 10 日前とした。 	一部改正

<p>1994年 3月16日</p>	<p>・地方自治制度の定着・発展を図るため、地方議会運営の効率性と議員の円滑な議政活動を制度的に保証し、都市と農村間の均衡的な発展が続いていくよう、他の地方自治制度の施行過程で提起されている制度的不備などを合理的に調整・補完するもの</p> <p>①市と郡を統合した地域や人口5万人以上の都市形態を持つ地域がある郡を都農複合形態の市とすることができ、このような市には邑・面・洞を置けるようにする。</p> <p>②地方自治団体の長が地方自治団体の廃置・分合又は住民に重大な影響を与える地方自治団体の主要決定事項などに対して別途法律が定めるところにより住民投票に付することができるようにする。</p> <p>③地方議員の名誉職制度は現行のとおり維持し、議政資料の収集・研究とこれのための補助活動に必要な費用などを補填するために毎月議政活動費を支給することができるようにする。</p> <p>④特別市と直轄市の副市長と道の副知事は大統領令が定めるところにより2人を置くことができるようにし、この場合1人は政務職又は特別職の地方公務員として補する。その資格基準は当該地方自治団体の条例として定められるようにし、政務職又は一般職の国家公務員として補する副市長と副知事は市道知事の提請として内務副長官を経て大統領が任命するようにする。</p> <p>⑤市・郡・自治区の副市長・副郡守・副区庁長は一般職の地方公務員として補し、当該市長・郡守・区庁長が任命するが、この法律施行後、最初に選出された市長・郡守・区庁長の任期満了時までは、副市長・副郡守・副区庁長を一般職国家公務員として補するようにする。</p> <p>⑥地方自治団体の長が国家委任事務又は市・道委任事務の執行を明白に懈怠していることが認定される時には主務部長官又は、市道知事が職務履行命令をすることができるようにし、当該地方自治団体の長がこれを履行しない時には、代執行をしたり行政・財政上の必要な処置をすることができるようにする。</p> <p>⑦地方自治団体の長は地方議会で再議決された事項が法令に違反していると判断された時には大法院に訴えを提起することができるが、その議決の執行を停止するようにする執行停止決定を申請することができるようにする反面、</p>	<p>一部改正</p>
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

	<p>当該地方自治団体の長が訴えを提起しない時には内務部長官又は市・道知事は当該地方自治団体の長に提訴を指示したり直接提訴及び執行停止決定を申請することができるようにする。</p>	
<p>1994年 12月20日</p>	<p>地方自治団体の競争力を強化するために広域市に郡を置くなど関連規定を整備し、来年予定されている地方自治団体の長の選挙で迎える本格的な地方自治時代に対応するため中央政府の指導・監督を緩和し、地方自治団体所属の国家公務員については所属長官が当該地方自治団体の長の意見を聞き任用するようにしその他現行制度の運営上出てきた一部不備部分を改正・補完しようとするもの。</p> <p>①本格的な地方自治時代を迎え、地方自治団体の名称として不適切だとする指摘を受けてきた直轄市を広域市として変更し、関連規定を整備する。</p> <p>②広域市の管轄区域内に自治区以外に郡も置けるようにし、都農複合形態の市の区には洞以外に邑・面もおけるようにする。</p> <p>③事務所の所在地を変更・設定する場合、以前は地方議会の在籍議員の3分の2以上の賛成をえるようにしていたことを今後は在籍議員の過半数の賛成とするよう緩和する。</p> <p>④邑がない都農複合形態の市においては、人口2万人未満である場合にもその面のうち1つの面を邑とすることができるようにする。</p> <p>⑤地方議会の監査・調査時の証人とは違い宣言義務がない参考人はその不出席などにより、過怠料の処罰対象から除外し、国会の場合と均衡を合わせるようにする。</p> <p>⑥地方自治団体の長の継続再任は3期に限るようにする。</p> <p>⑦地方自治団体の長の兼職制限対象に地方議会議員の場合と同じく農・水・畜協などの組合の中央会と連合会の役員なども追加</p> <p>⑧現在、特別市の副市長は2人を置くことができるようになっていたが、今後は3人まで置くことができるようにする。</p> <p>⑨現在、地方自治団体所属の国家公務員のうち5級以上の公務員は当該地方自治団体の長の提請で所属長官を経て、大統領が任用し、6級以下の公務員は当該地方自治</p>	<p>一部改正</p>

	<p>団体の長の提請で所属長官が任用するようされているが、今後はこれを所属長官が当該地方自治団体の長の意見を聞き、大統領に任用を提請したり直接任用するようになる。</p> <p>⑩地方自治団体が直属機関を条例で設置する場合、以前は全て内務部長官の承認を得るようにしていたものを今後は大統領令が定めるところによるものとする。</p> <p>⑪特別市・広域市の自治区相互間の財源調整方法は内務部長官の承認を得て決めるようにしていた制限を廃止し自立的に決められるようにした。</p> <p>⑫この法律施行当時、在任中である市・郡及び自治区議会議員の任期はその任期満了日に関わらず 1995 年 6 月 30 日までとする。</p>	
1995 年 1 月 5 日	現在の地方自治団体所属の国家公務員を任用する際、5 級以上の公務員は地方自治団体の長の意見を聞き、所属長官の提請で大統領が任用し、6 級以下の公務員は地方自治団体の長の意見を聞き、所属長官が任用するようしていたが、今後は地方自治団体の長の提請で大統領又は所属長官が任用するようになる。	一部改正
1995 年 8 月 4 日	人口が 15 万人以上である郡でその郡内に人口 2 万人以上の都市形態を持つ地域が 2 つ以上あり、その地域の人口の合計が 5 万人以上である場合にも都農複合形態の市とすることができるようにし、地域発展を加速化させ、都市と農村地域の均衡ある発展を図る。	一部改正
1999 年 8 月 31 日	<p>地方自治について住民の直接参与を拡大するために住民の条例制定及び改廃の請求制度と住民監査請求制度を導入し、国と地方自治団体間又は地方自治団体相互間の葛藤を効果的に調整することができる制度的な仕組みを補強する反面、各級の地方自治団体の長又は地方議会の議長が全国的な協議体を設立することができる根拠を用意するなど現行制度の運営上出てきた一部未整備部分を改正・補完しようとするもの。</p> <p><要点></p> <p>①20 歳以上の地方自治団体の住民は住民総数の 20 分の 1 の範囲内で大統領令が定める住民数以上の連署</p>	一部改正
2000 年 2 月 13 日	人口規模が大きく、地域的特性を持つ広域市及び道の膨大な行政業務を効率的に遂行することができるよう行政体系を確立するため、現在 2 人まで置くことができるとされている広域市の副市長及び道の副知事定数を人口が 800 万人以上であ	一部改正

	る場合には3人まで置くことができるようにし、副市長・副知事の事務官長は大統領令で定めるようにし、この場合、副市長・副知事を3人以上置く市・道においては、そのうち1人によって特定地域の事務を担当することができるようにするもの。	
2002年 7月1日	従来は、地方自治団体の長が空席だったり、公訴提起された後、拘禁状態にある場合、又は医療機関に60日以上継続して入院した場合にのみ副団長がその権限を代行するようしていたが、2002年7月1日からは地方自治団体の長が禁固以上の刑を宣告され、その刑が確定されなかった場合にも副団長がその権限を代行するようするもの。	一部改正
2003年 7月18日	地方議会議員を名誉職とすることとした規定を削除する一方、国の政策により都市が形成され、道の出張所が設置された地域で人口が3万人以上で、人口15万人以上の都農複合形態の市の一部である地域は都農複合形態の市を設置することができるようにする。	一部改正
2004年 1月29日	行政遂行範囲の拡大、行政需要の多様化などで大都市行政の新しい形が要求されており、人口50万人以上の大都市については、その特性を考慮し行政、財政及び国の指導・監督上の特例を規定することができる根拠を準備しようとするもの。	一部改正
2005年 1月27日	住民が地方自治団体の違法な財務会計行為などを是正してくれることを法院に請求することができる住民訴訟制度を導入することによって、住民参与を拡大し、地方行政の責任性を高めることができるようにする一方、地方議会の運営の自立性を拡大するため、定例会と臨時会議の会期制限規定を削除し、主務副長官又は市・道知事の再議要求指示を受けた地方自治団体の長が再議要求をしない場合などには主務副長官又は市・道知事が大法院に直接提訴することができるなど現行制度の運営上出てきた一部未整備部分を改正・補完する。	一部改正
2005年 6月25日	権限の地方移譲を通じて先進地方自治を実現するため、自治区ではない区及び邑・面・洞の名称及び区域変更に関する行政自治部長官及び市・道知事の承認事務を廃止するが、名称及び区域変更の結果を市・道知事に報告するようにし、地方自治団体事務所の所在地の設置・変更に関する行政自治部長官又は市・道知事の協議関連事務を廃止し、市・郡・区の行政機構設置時、市・道知事の承認事務を廃止することとする。	一部改正
2006年	地方議員に会期により支給される会期手当を職務活動に対し	一部改正

1月1日	て支給する月極手当として転換することにより地方議員が専門性を持ち議政活動に専念することができる土台を作った。手当の支給基準は大統領令が定めるところにより当該地方自治団体の議政費審議委員会で決定する範囲内で当該地方自治団体の条例で決めるようにする一方、地方自治団体の長がその職を持ち、当該地方自治団体の長の選挙に立候補する場合には予備候補者又は候補者として登録をした日から選挙日まで副団团长が権限を代行するようにする。	
2006年 1月11日	済州道を廃止し、済州特別自治道を設置することができるよう地方自治団体の種類に特別自治道を新設し、地方行政の民主制と効率性を提供するため条例制定・改廃及び監査請求関連制度の運営過程ででてきた一部未整備部分を改正・補完する。	一部改正
2006年 4月28日	地方議会では地方議会議員が順守しなければならない地方議会議員の倫理綱領及び倫理実践規範を条例として定めるようにし、議員の倫理審査及び懲戒に関する事項を審査するため倫理特別委員会を置くことができるようする。 また、地方議会の年間議会総日数と定例会及び臨時会の会期は当該地方自治団体の条例として定めるようにし、地方議会の委員会には委員長と委員の自治立法活動を支援するため、専門知識を持つ専門委員を置くようにするなど地方議会の信頼性を確保するため必要な事項を改善・補完するもの。	一部改正
2006年 5月24日	選出職の地方公職者である地方自治団体の長及び地方議会議員について住民の統制装置を備えることによって地方行政の民主性と責任性を提供し、住民の福利を増進するため住民訴訟リコール制に関する根拠規定を整備するもの。	一部改正
2007年 5月11日	法的簡潔性・含蓄性と調和をなす範囲から法の文章の表記をハンゲル化し、難しい用語を簡単な韓国の言葉として書き、複雑な文章は体系を整理し簡単に簡潔に整え、一般の国民が簡単に読み、よく理解できるようにし、国民の言語生活でも正しい法律となるようにするもの。	全部改正
2009年 4月1日	地方議員の職務遂行上の倫理性・公正性・透明性を高めるため、地方議員の兼職禁止及び営利行為の制限を強化する。国内居住外国人・在外国民の住民参与権を拡大するため、彼らにも条例制定・改訂・廃止請求権を付与する一方、公有水面埋立で造成された土地などの管轄に関する紛争を解消するため、これらの土地が属する地方自治団体の決定に関する手続を制度化するなど現行の制度の運営上出てきた一部未整備部	一部改正

	分を改正・補完するもの。	
2010年 6月8日	地方自治団体の自治事務について事前・包括的に監査を実施することを監査開始要件を充足できず地方自治権を侵害する ととであるという憲法裁判所の決定（2006 憲ラ6、2009. 5.28 決定）趣旨を反映し違法行為確認のため監査実施要件の 強化、監査重複禁止など負担軽減のため方案を導入しようと するもの。	一部改正
2011年 5月30日	地方自治団体の種類に政府の直轄として置く特別自治市を追 加し、世宗特別自治市の設置のための制度的基盤を作り、憲 法裁判所の憲法不一致判決に従い地方自治団体の長が禁固以 上の刑を宣告された場合、職務を停止し、副団体長が権限を 代行するようにした規定を削除する。	一部改正
2011年 10月15日	地方議会が実施する行政事務監査及び調査の実効性を高める ため、行政事務監査期間を延長し、書類提出拒否及び選挙拒 否などについて罰則を新設し、行政事務監査及び調査結果に よって後続措置根拠を整備し地方議会の代執行部の牽制機能 が忠実に遂行されるようにする一方、臨時会の招集公告日短 縮、条例案について予告制度導入、団体長が提出する議案に ついて費用推計制度の導入など地方議会及び地方自治団体の 運営上の効率性を高めるため制度的装置を補完しようとする もの。	一部改正
2012年 9月22日	地方自治団体が徴収している手数料のうち全国的に統一する 必要がある手数料については大統領令によって標準金額を定 めるようにし、地方自治団体でこの標準金額のとおり徴収す る場合には、別途の条例制定・改訂がなくても徴収すること ができるようにすることにより立法不備の問題を解消する一 方、標準金額と異なる金額で徴収しようとする場合には、100 分の50の範囲で条例で加減調整し徴収することができるよ うにするもの。	一部改正
2013年 12月12日	現在、地方議会事務処長などに委任されている地方議会の機 能職公務員、一部特別職公務員の任用権が「地方公務員法」 改正（法律第11531号、1012.12.11.公布 2013.12.12 施行） で2013年12月12日以降には地方自治団体の長に移管され る予定だが、地方議会事務処理の独立性と連続性を保証し、 地方議会職員の専門性を強化するためには現在の人事制度を 維持する必要があるところで、2013年12月12日以降に一般 職公務員として転換される現行機能職公務員、一部特別職公 務員についての任用兼を地方議会事務処長などに委任しよう	一部改正

	とするもの。	
2014年 1月21日	住民が監査を請求した事項が他の機関であらかじめ監査されていたり、監査中の事項である場合、遅滞なく知らせ、住民訴訟提起可否を判断することができるようにし、地方議会が住民の代議機関であることを明確にし、国家行政機関などの新設・移転・運営経費などを地方自治団体に過度な負担をさせることが発生しないようにしようとするようにした。	一部改正
2017年 4月18日	日本式の漢字語である「納骨堂」を「葬儀などに関する法律」の立法例を考慮し、「奉安堂」として変更し（第9条第2項第2号事目）、地方自治法一部改正（法律第10827号）により、引用条文を整備するもの。（案 第34条第1項）	一部改正
2021年 10月19日	日本式用語等をハングル化するなど、より分かりやすい表現で整備する一方で、「国会法」との整合性を備えるため、地方自治団体の長が条例案等の案件等を地方議会に送る事務には、「付議」や「発議」という用語の代わりに「提出」という用語で一律に修正するもの。	一部改正
2021年 10月21日	邑・面・洞内に設置され、地方行政の第一線の役割を果たしている里・統について、洞の下部組織として条例により設置されている統についても、里と同様に法律上の根拠を設けるもの。（邑・面・洞等の下部行政単位の組織図については、第2章第2節「〈図表2-1〉地方自治団体の階層構造」参照。）	一部改正
2022年 1月13日	民選地方自治の発足以降に変化した地方行政環境を反映して新しい時代にふさわしい住民中心の地方自治を具現し、地方自治団体の自律性強化とこれに伴う透明性及び責任性を確保するため、地方自治団体の機関構成を多様化できる根拠を新たに定め、地方自治団体に対して住民が行う情報公開請求手続の制定、住民の監査請求制度の改善、中央地方協力会議の設置根拠の制定、特別地方自治団体の設置・運営に関する法的根拠の整備、管轄区域境界調整制度の改善、住民の条例制定及び改正・廃止請求に関する事項を現行の法律から分離して別の法律に制定することにより、関連規定を整備するなど、その内容を反映して「地方自治法」を全部改正するもの。	全部改正
2023年 6月7日	特別自治道についても、道と同様に管轄区域内に市又は郡を置くこととする。ただし、法律の定めるところにより、市又は郡を置かないこととする根拠を設けるなど、特別自治道に関する規定を整備するもの。	一部改正
2023年	地方議会に対して、地方議会議員当選者の議会活動に必要な	一部改正

9月14日	専門性確保のための努力義務を定め、国又は市・道が特別地方自治団体に事務を委任する場合に、事務を委任した国又は市・道がその事務の遂行に必要な経費を義務的に負担するようになるもの。	
2023年 9月22日	地方自治団体の長が地方議会に対して、地方公社の社長、地方公団の理事長及び地方自治団体出資・出捐機関の機関長などの職位のうち、条例で定める職位の候補者についての人事聴聞を要請できることとした。この場合、地方議会の議長は人事聴聞会を実施した後、その経過を地方自治団体の長に送付する。また、地方議会に会派を置くことができることとし、会派を置く場合、条例で定める数以上の所属議員を有する政党は、一つの会派となるようになるもの。	一部改正

第3節 地方自治団体の行政区域再編

1 都農分離式行政区域再編

1948年の政府樹立以後、行政区域設定に関する最も大きな特徴は、都市化の進展に従い、邑が市に、大都市が広域市に昇格して郡や道から分離独立し、邑を郡から分離させて市に昇格させるといういわゆる都農分離式の区域再編を選択してきたことである。特に1960年から1970年にかけては、高度成長を達成するために都市中心の工業化が要求され、膨張する都市を効率的に管理するためには、都市を農村から分離して管理することがより望ましいと考えられた。

1949年から1994年までの市・郡数の推移を見ると、市の増加に比べて郡の増加が少ないことが、この都農分離式の区域再編を物語っている。

2 都農統合式行政区域再編

(1) 1995年の市・郡統合

しかしながら、過去の都市部と農村部を分離して郡を市に昇格させた「分離型」の区域再編は様々な問題をもたらした。

ア 行政能力の低下

同一生活圏でありながら行政官庁が分離したために、行政機関の増設、公務員数の増加、公務員職級の調整による人件費過剰など、行政の濫費を招く要因が生じた。

イ 市・郡間の葛藤

上下水道、ゴミ処理場、交通問題、公害対策、下水道処理場建設などの問題は、隣接する市・郡に深く関係しており、両者の便益と費用をめぐり葛藤が生じた。

ウ 地域の総合的開発の困難性

同一生活圏でありながら、郡地域の空洞化や都市地域の土地不足などの問題をうまく調整できず、地域の総合的開発が困難となり地域発展が阻害される傾向があった。

エ 郡の行・財政力の低下や地域一体感の低下

中心地がなくなった郡の行・財政力は低下し、地域開発が制約されることとなったほか、都市と周辺地域の住民の地域一体感を弱めた。

このような中で、1995年下半期から始まる本格的な地方自治の再開に備えるとともに、1993年ウルグアイラウンド交渉妥結による米市場開放に備え、農村部の地方自治団体の競争力強化を図るため、都農統合式の区域再編が行われた。

(2) 第1次市・郡統合及び第2次市・郡統合

内務部は、1994年3月に市・郡統合の対象地選定基準など、次のような推進指針を発表した。

ア 1995年の地方自治団体長選挙を勘案し、統合作業を1994年内に完結する。

イ 統合対象地域は、統一生活圏が、過去の区域再編において人為的に分離されていた全ての市・郡を対象とする。

ウ 統合の可否は、地域住民の意思を最大限に尊重して決定する。

エ 統合地域の地位は地域住民の情緒を勘案して市とし、郡地域の立場も考慮して、都農統合型（都市と農村部の統合）として推進する。従来の農村地域が享受していた特例はそのまま認定する。

オ 統合により削減される公務員の身分を保障するとともに統合市の財政のための特別対策を検討する。

このような指針に基づき、内務部は、まず、統合勧誘対象地域の選定に入った。全国 68 の一般市（当時）の中から隣接地域に郡がない市、また、郡が独自に発展する可能性のある地域を除外し、48 市 43 郡の地域を第 1 次の統合勧誘地域として選んだ。その後、統合勧誘対象地域別に公報及び公聴会が実施された。

続いて住民意見調査が行われた。地方自治法には既に住民投票の規定が盛り込まれていたが、未だに実施法等が制定されていないために住民投票は実施できず、代わりに該当する市・郡全域の世帯に対し住民意見調査（個別配布又は郵送で後日回収）が実施された。この住民意見調査では、統合対象地域の中で 33 の地域において 50% を超える住民が賛成した。

住民意見調査の結果を受け、統合対象の市・郡議会が統合の是非を議決し、さらに広域自治団体の道議会が市・郡議会の議決を再度審議した後に、内務部に建議する作業が行われた。一部の市・郡では統合案が否決される事態も生じた。

1994 年 5 月には、政府は最終的に 33 市・32 郡の統合と支援策を決定した。次いで、各市・郡議会及び広域自治団体の道議会が統合市の名称を議決し、内務部は 6 月と 7 月に統合市の名称を発表した。市と郡の名称が同一である 16 地域はそのまま統合市の名称となったが、市と郡の名称が異なる 17 地域の場合は、10 地域において市の名称が、7 地域において郡の名称がそれぞれ統合市の名称となった。また、遅れて 2 市・2 郡の統合も決定した。

1995 年 1 月付けで、33 市・32 郡の統合（第 1 次市・郡統合）（南楊州市、春川市、原州市、江陵市、三陟市、忠州市、提川市、牙山市、公州市、瑞山市、保寧市、群山市、井邑市、南原市、金提市、順天市、羅州市、浦項市、慶州市、安東市、榮州市、金泉市、慶山市、尚州市、永川市、聞慶市、亀尾市、昌原市、馬山市、晋州市、統営市、巨濟市、密陽市）及び 2 市・2 郡の統合（第 2 次市・郡統合）（光陽市、蔚山市）が実施された。なお、3 月には、釜山、大邱、仁川の 3 広域市の市域拡張（周辺部編入）が行われている。

（3）第 3 次市・郡統合及び第 4 次市・郡統合

引き続き、1995 年 3 月に内務部は第 3 次市・郡統合を行うことを発表した。これは、第 1 次及び第 2 次市・郡統合において住民が統合に同意したものの、市・郡議会の反発などで統合が見送られていた 3 地域の統合を再推進するとともに、行政区域が生活圏と合致していない一部の市・郡の行政区域を再調整するものであり、順次、第 1 次及び第 2 次市・郡統合と同様に公聴会、住民意見調査などが進められた。

この結果、5 地域において過半数の住民が統合に賛成したため、5 地域の統合が確定され、5 月に第 3 次市・郡統合（平澤市、天安市、泗川市、益山市、金海市）

が実現した。

さらに、1998年4月には、3市・郡合併（第4次市・郡統合）が行われ麗水市に統合された。

（4）2000年以降の行政区域再編

2001年 3月 京畿道2郡が市に昇格（華城市、広州市）

2003年 8月 忠清北道1郡を新設（曾坪郡）

2003年 9月 忠清南道1郡が市に昇格（鷄龍市）

2003年 10月 京畿道2郡が市に昇格（楊州市、抱川市）

2006年 7月 済州道が特別自治道へ移行（広域自治団体）、2市2郡の廃止（基礎自治団体）、2行政市（済州市、西帰浦市：基礎自治団体ではない）の設置

2010年 7月 慶尚南道3市が合併し（昌原市・馬山市・鎮海市）、昌原市が発足

2012年 1月 忠清南道1郡が市に昇格（唐津市）

2012年 7月 世宗特別自治市の発足に伴い、忠清南道1郡が廃止（燕岐郡）

2013年 9月 京畿道1郡が市に昇格（驪州市）

2014年 7月 清州市・清原郡が合併し、新たな清州市が発足

2022年 1月 京畿道3市、慶尚南道1市が特例市（※）へ移行（京畿道水原市・高陽市・龍仁市、慶尚南道昌原市）

2023年 6月 江原道が江原特別自治道へ移行

2023年 7月 慶尚北道軍威郡が大邱広域市に編入

2024年 1月 全羅北道が全北特別自治道へ移行

2025年 1月 京畿道1市が特例市へ移行（華城市）（※）

（※）特例市は、基礎自治団体のうち、人口100万人を超える大都市に付与される地方自治法上の行政名称。（詳細は第2章第9節参照）。

〈図表 1 - 3〉 韓国地方自治団体数の変遷

年	広域自治団体						基礎自治団体					総計	備考 (団体数は年末現在)		
	特別市	広域市	道	特別自治道	特別自治市	合計	市		郡	自治区	合計		邑	面	
							特例市								
1949	1		9			10	19		(134)		1542	1552	75	1448	市・邑・面が基礎自治団体
1953	1		9			10	19		(135)		1542	1552	75	1448	
1954	1		9			10	18		(140)		1540	1550	78	1444	
1955	1		9			10	24		(140)		1533	1543	73	1436	
1957	1		9			10	26		(140)		1518	1528	80	1412	
1960	1		9			10	26		(140)		1518	1528	85	1407	
1962	1		9			10	27		140		167	177	市・郡が基礎自治団体に		
1963	1	1	9			11	30		139		169	180	釜山市直轄市昇格		
1969	1	1	9			11	30		140		170	181			
1973	1	1	9			11	33		138		171	182			
1980	1	1	9			11	36		139		175	186			
1981	1	3	9			13	46		139		185	198	大邱市・仁川市直轄市昇格		
1986	1	4	9			14	57		139		196	210	光州市直轄市昇格		
1988	1	4	9			14	56		138	46	240	254	自治区制度化		
1989	1	5	9			15	67		137	56	260	275	大田市直轄市昇格		
1992	1	5	9			15	68		136	56	260	275			
1995	1	5	9			15	67		94	65	226	241	第1～3次市・郡統合		
1996	1	5	9			15	72		93	65	230	245			
1997	1	6	9			16	71		94	69	234	250	蔚山市広域市昇格		
1998	1	6	9			16	72		91	69	232	248	第4次市・郡統合		
2001	1	6	9			16	74		89	69	232	248	2郡が市に昇格		
2003	1	6	9			16	77		88	69	234	250	2郡が市昇格、1市・1郡新設		
2006	1	6	8	1		16	75		86	69	230	246	済州道が特別自治道に移行 済州道の2市2郡を廃止		
2010	1	6	8	1		16	73		86	69	228	244	3市が合併、1市発足		
2012	1	6	8	1	1	17	74		84	69	227	244	1郡が市に昇格 世宗特別自治市の発足、それに伴い1郡廃止		
2013	1	6	8	1	1	17	75		83	69	227	244	1郡が市に昇格		
2014	1	6	8	1	1	17	75		82	69	226	243	清原郡が清州市に合併		

2022	1	6	8	1	1	17	75	4	82	69	226	243	4市が特例市へ移行
2023	1	6	7	2	1	17	75	4	82	69	226	243	1道が特別自治道へ移行
2024	1	6	6	3	1	17	75	4	82	69	226	243	1道が特別自治道へ移行
2025	1	6	6	3	1	17	75	5	82	69	226	243	1市が特例市へ移行

※1 広域市は、1995年1月までは、直轄市。

1995年3月から広域市にも郡設置が認められ、釜山1、大邱1、仁川2、蔚山1。

※2 基礎自治団体合計数は1962年までは市・邑・面、1963年～1987年は市・郡、1988年以後は、市・郡・自治区。

※3 済州特別自治道内の行政市は、上表に含まれない。

参考：行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」（2023.12.31現在）（2023年までの数値）

第4節 地方分権の推進と権限移譲

韓国において、1991年に地方議会が構成され、1995年に行われた自治団体の長の選挙を通じて名実共に地方自治制度が導入・運営されている。この過程で、地方自治制度の運営のための様々な意見が政治過程に投入され、金大中政権は、1999年に「中央行政権限の地方移譲促進等に関する法律（以下、地方移譲促進法）」を制定し、地方分権を推進することとした。

その後、盧武鉉政権は地方分権のロードマップを通じて、地方分権の推進方向を7大基本方向として提示し、これに基づいて主要な課題20個を選定し、「地方分権5カ年総合実行計画」を通じて、20個の課題を細分化して47個の分権の課題を発表した。

李明博政権も192個の国政課題と100大國政課題などを発表し、地方分権を国政課題の一つとして提示し、「地方分権の促進に関する特別法」として法制化した。

当時提示された主な課題は、中央の権限の地方移譲、事務区分システムの改善、自治警察の導入、特別行政機関の整備、自治立法権の強化、地方交付税制度改編、国税・地方税調整などである。盧武鉉政権の地方分権の課題と比較すると大きな違いはない。

朴槿恵政権も地方分権の課題を提示するが、地方行政制度改善課題として、国と地方の事務の区分の明確化、地域性の高い事務の積極的な地方移譲を提示し、地方財政の拡充課題として地方消費税の引き上げなどを通じた地方税の割合の拡大、地方財政調整制度の改編を通じた地域間の不均衡の解消などを提示した。これらの地方分権の課題は、「地方分権と地方行政体制改編に関する特別法」の制定によって具体化され、これらの推進のために地方自治発展委員会を設置した。

文在寅政権も地方分権を重要な国政目標として提示した。選挙運動の過程から地方分権の推進を複数回強調し、100大國政課題では、均等に発展する地域、これを実現するための戦略の一つとして、「草の根民主主義を実現する地方分権」を掲げ、画期的な地方分権推進と住民参加の実質化、地方財政自立のための強力な財政分権、教育民主主義の回復及び教育自治の強化、世宗特別自治市及び済州特別自治道分権モデルの完成などを示した。2018年には自治分権委員会を設置、「自治分権総合計画」を発表し、6つの戦略と33の課題を発表した。また、政権発足初年度に推進した地方分権型への憲法改正は白紙となったが、その後約32年ぶりとなる地方自治法の全面改正を行い、制度を大幅に変更した。全面改正により、住民の権限の大幅な強化、地方自治団体の自律性拡大、地方議会の透明性・責任性の確保等がなされた。また、盧武鉉政権の国家均衡発展の概念と支援体系を復元し、地方分権型の均衡発展を推進した。国政運営5カ年計画では4大複合・革新課題の一つとして「国家の均等な発展のための地方分権と均衡発展」を提示し、これを受け、国家均衡発展委員会と自治分権委員会が共同で世宗・済州自治分権・均衡発展特別委員会を構成した。

尹錫悦大統領も地方分権を重要な国政目標とし、地方分権と均衡発展の統合的推進が図られた。地方分権を通じて地方政府に主導性を与えることで地域特性に基づいたボトムアップ型の地域均衡発展を推進し、どこでも均等な機会を享受できる地方時代

を実現することを目的に、2023年6月9日に「地方自治分権及び地方行政体制改編に関する特別法」と「国家均衡発展特別法」を統合した「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」を制定し、制度の整備、支援体系の再編を行った。歴代政府の恩恵的均衡発展政策とは異なり、地方分権を通じた地域主導の地域均衡発展政策へと転換した。そして、自治分権委員会と均衡発展委員会を地方時代委員会に統合し、これまで約20年間個別に策定されてきた国家均衡発展5か年計画及び地方分権総合計画を初めて統合した5年単位の中期計画「第1次地方時代総合計画（2023-2027）」を発表した。

計画には、広域自治団体の行政権拡大等が盛り込まれている。また、地方の市・道（広域自治団体）別地域革新協議会と自治分権委員会を統合して広域自治団体及び基礎自治団体全てに地方時代委員会を設置するようにし、国家予算編成過程で予算要求段階から地方時代委員会の意見を反映するよう予算案編成指針に明示した。

李在明政権においては、2025年8月に国政運営5か年計画を公表し、「地方分権に基づく5大超広域圏＋3大特別自治道*中心の国家均衡成長」を国家運営の重要課題と位置付け、全広域自治団体を地域主導成長拠点として地方自治団体の自主財源拡充・地域主導の成長戦略策定を支援することとしている。

※5大超広域圏＋3大特別自治道

(1) 5大超広域圏首都圏

ア ソウル特別市・仁川広域市・京畿道

イ 釜蔚慶（釜山広域市・蔚山広域市・慶尚南道）

ウ 大慶圏（大邱広域市・慶尚北道）

エ 中部圏（忠清北道・忠清南道・大田広域市・世宗特別自治市）

オ 湖南圏（光州広域市・全羅南道）

(2) 3大特別自治道（済州特別自治道、江原特別自治道、全北特別自治道）

このように、地方自治の復活の後、現政権に至るまで国政の重要課題の一つとして、地方分権を推進している。

1 地方分権の推進

1999年 中央行政権限の地方移譲推進等に関する法律制定（金大中政権）
地方移譲推進委員会発足

2003年 政府革新地方分権委員会発足（盧武鉉政権）

2004年 地方分権特別法制定

2008年 地方分権特別法全部改正、地方分権に関する特別法に名称変更（李明博政権）
地方分権推進委員会発足

2010年 地方行政体制改編に関する特別法制定

2011年 地方行政体制改編推進委員会発足

2013年 地方分権及び地方行政体制改編に関する特別法制定（朴槿恵政権）

- (地方分権に関する特別法、地方行政改編に関する特別法は廃止)
 地方自治発展委員会発足
 (地方分権推進委員会と地方行政体制改編推進委員会の統合)
- 2018 年 法律名を地方自治分権及び地方行政体制改編に関する特別法へ改正 (文
 在寅政権)
 自治分権委員会発足 (地方自治発展委員会の後継)
- 2023 年 地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法制定 (尹錫悦政権)
 (地方自治分権及び地方行政体制に関する特別法は廃止)
 地方時代委員会発足 (自治分権委員会と国家均衡発展委員会の統合)

地方時代委員会は、地域間の不均衡解消、地域特性に合った自立的発展及び地方分権を通じてどこでも住みやすい地方時代を実現するために、大統領所属で設置された機関として「地方主導の均衡発展、責任ある地方分権」を目標に掲げ、均衡発展と地方分権を土台とした地方主導の政策を推進している。主要機能等は以下のとおり。

(1) 主要機能

地方分権及び地域均衡発展の基本方向と関連政策の調整など次の主要事項を審議・議決

- ・地方分権及び地域均衡発展の基本方向と関連政策の調整、国政課題の総括・調整・点検及び支援
- ・地方時代の総合計画樹立
- ・地域均衡発展施策及び事業、地方分権課題など推進・調査・分析・評価・調整
- ・機会発展特区の指定及び支援
- ・公共機関などの地方移転、革新都市の活性化及び新設公共機関の立地決定
- ・地域革新融合複合団地の指定・育成、地域発展投資協約の締結及び運営など

(2) 構成・運営

委員長及び副委員長各 1 名を含む 39 名以内の委員で構成

・当年職委員

企画財政部長官、教育部長官、科学技術情報通信部長官、行政安全部長官、文化体育観光部長官、農林畜産食品部長官、産業通商資源部長官、保健福祉部長官、環境部長官、雇用労働部長官、国土交通部長官、海洋水産部長官、中小ベンチャー企業部長官、国務調整室長及び地方自治法第 182 条第 1 項第 1 号から第 4 号までによる協議体の代表者

・委嘱委員

地方分権と地域均衡発展に関する学識と経験が豊富で国民の信望が厚い人の中で国会議長が推薦する 4 人と大統領が委嘱する 17 人以内で構成

〈図表 1 - 4〉 地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法

区 分	主要内容
第 1 章 総則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、定義、国等の責務、地方分権及び地域均衡発展政策の示範実施、他の法律との関係
第 2 章 地方時代総合計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方時代総合計画の策定、市・道地方時代計画及び施行計画の策定、部門別計画及び施行計画の策定、超広域圏発展計画及び施行計画の策定、施行計画の協議・調整、施行計画の評価等
第 3 章 地域均衡発展施策や地方分権課題の推進等	<p>地域均衡発展施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域革新システムの構築 ・ 住民の生活基盤の拡充と地域発展能力の強化 ・ 地域産業の育成や雇用創出等地域経済の活性化を促進 ・ 地域教育環境の改善と人材育成 ・ 地域科学技術・情報通信の振興 ・ 地域均衡発展拠点の育成と交通・物流網の拡充 ・ 地域文化・観光の育成及び環境保全 ・ 地域の福祉及び保健医療の拡充 ・ 成長促進地域等の開発 ・ 人口減少地域に対する施策推進、支援 ・ 機会発展特区の指定及び支援 ・ 企業及び大学の地方移転等 ・ 公共機関の地方移転及び革新都市の活性化 ・ 革新都市の指定 ・ 地域革新融複合団地の指定、育成 ・ 共生型地域働き口事業の選定・支援等 ・ 超広域協力事業の推進 ・ 地域統計基盤構築及び開発・管理 <p>地方分権課題の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権限移譲及び事務区分体系の整備等 ・ 特別地方行政機関の整備 ・ 教育自治と地方自治の統合 ・ 自治警察制の実施 ・ 地方財政の拡充及び健全性強化 ・ 地方議会の活性化と地方選挙制度の改善 ・ 住民参加の拡大 ・ 住民自治会の設置等 ・ 自治行政力量の強化 ・ 国と地方自治団体の協力体制の確立 ・ 地方行政体制改編の基本方向等

	<p>統合地方自治団体の設置及び特例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合地方自治団体の設置 ・ 市・郡・区の統合手続 ・ 統合推進共同委員会 ・ 統合地方自治団体の名称等 ・ 不利益排除の原則 ・ 公務員に対する公正な処遇保障 ・ 予算に関する支援及び特例 ・ 統合地方自治団体に対する特別支援 ・ 地方交付税の算定に関する特例 ・ 統合地方自治団体に対する財政支援 ・ 地方議会の副議長定数等に関する特例 ・ 議員定数に関する特例 ・ 旅客自動車運輸事業法に関する特例 ・ 大都市に対する事務特例 ・ 特例市の事務特例、補助機関等 ・ 大都市に対する財政特例
<p>第4章 地方時代委員会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方時代委員会の設置、存続期限、機能、運営、構成 ・ 委員長の職務 ・ 会議 ・ 市・道地方時代委員会等の設置・運営 ・ 地方時代企画団 ・ 地方時代企画団支援組織 ・ 推進状況の報告等 ・ 履行状況の点検等 ・ 関係機関等との協力 ・ 国会への年次報告等
<p>第5章 地域均衡発展特別会計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域均衡発展特別会計の設置 ・ 地域均衡発展特別会計の管理・運用 ・ 勘定の区分 ・ 所属財産 ・ 地域自律勘定の歳入及び歳出 ・ 地域支援勘定の歳入と歳出 ・ 済州特別自治道勘定の歳入と歳出 ・ 世宗特別自治市勘定の歳入と歳出 ・ 一般会計又は他の特別会計からの転入 ・ 一時借入金 ・ 予算編成手続上の特例

	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出予算の差等支援 ・包括補助金の支援 ・予算の重複申請等の禁止 ・予算の転用・繰越 ・補助金に関する他の法律の適用除外 ・剰余金の処理 ・権限の委託 ・会計事務の委託 ・地域開発事業等の所要財源変更に伴う地方自治団体の財源拡充
附則	<ul style="list-style-type: none"> ・施行日及び他の法律の改正

2 権限移譲

多角的な視野から移譲事務についての掘り起こしを行い、2000年から2022年までに3,256件の事務について地方自治団体に移譲することが確定し、このうち法令改正等を通じて移譲が完了している事務は2,489件（76.4%）となった。

なお、上記権限移譲を進める上で、個別法の改正に伴う移譲は時間と労力を要することから地方への権限移譲に必要な個別法を一つの法律にまとめて包括的に改正することが求められた。

これに伴い、2020年1月に、第一次地方一括移譲として、「中央行政権限及び事務等の地方一括移譲のための物価安定に関する法律等46の法律の一部改正のための法律」が制定され、16の中央省庁所管の400事務が地方に一括で移譲された（2021年1月施行）。

その後、2022年1月には第2次地方一括移譲として「中央行政権限及び事務などの地方一括移譲のための観光振興法など2つの法律の一部改正に関する法律案」など12の関連個別法案が制定され、13中央省庁所管の261事務が地方に一括で移譲された（施行日は法案ごとに異なる）。

また、2023年2月に開催された第3回中央地方協力会議にて、政府より「中央権限地方移譲推進計画」が発表され、6分野57の主要課題の権限移譲の推進を決定し、法整備を進めている。

地方自治法においても、2025年4月に一部改正がなされ、地方分権に関する事前協議として中央行政庁の長は、地方公共団体等の行財政に影響を及ぼす事務の新設や変更及び廃止に関する事項、地方公共団体又はその長に対する事務の委任に関する事項及び地方公共団体が行う事務の指導監督に関するいずれかの法律を制定、改廃しようとする場合には、大統領令で定めるところにより、あらかじめ行政安全部長官と協議しなければならないとされている。（地方自治法第15条の2）

3 人口減少地域・関心地域

韓国では、首都圏への人口集中が日本より著しく、地方における人口減少が課題と

なっている。そこで、2021年に「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」と同法施行令に基づき「人口減少地域」、翌年2月に「地方消滅対応基金の配分等に関する基準」に基づき「関心地域」が指定された。そして、2022年6月に「人口減少地域支援特別法」が制定され（2023年1月施行）、同法に基づき該当地域の総合的な支援が行われている。

※人口減少地域とは、年平均人口増減率や高齢化率、出生率、財政自立度などを総合した「人口減少指数」を基準に、全国226個の市郡区の中から指定された89の地域を指す。また、関心地域とは、人口減少地域を除く市・郡・区のうち、人口減少指数が高い順に人口減少地域数の2割程度を指定し、2025年6月30日現在で18の地域が指定されている。

主な財政支援として、中央政府は地方消滅対応基金を設立し、2022年から2031年の10年間で、年額1兆ウォン（約1,000億円規模）を人口減少地域及び関心地域に指定された自治団体へ補助することとしている。

運用プロセスとしては、自治団体が計画案を作成・提出し、専門家の評価や審査委員会との協議を経て、配分額が確定。事業実施後に成果分析を行い、次年度以降の計画策定につなげていくもの。

2025年度からは、成果インセンティブを導入し、基金事業の成果や投資計画の完成度の高い上位10%の自治団体に、最大88億ウォンの追加支援を行うこととしている。

〈図表1-5〉人口減少地域概要

法的根拠	「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」第2条及び同法施行令第3条
指定手続	人口減少地域指定案作成（行政安全部）→関係機関協議（中央行政機関、市・道知事など）→地方時代委員会審議→指定・告示（行政安全部長官）
指定状況	89の市郡区
指定周期	5年ごとに指定（現行は2021年10月指定）

〈図表 1 - 6〉人口減少地域一覧

広域自治団体		小計	指 定 地 域
特別市	ソウル	-	
広域市	釜山	3	東区、西区、影島区
	大邱	3	南区、西区、軍威郡
	仁川	2	江華郡、甕津郡
	光州	-	
	大田	-	
	蔚山	-	
特別自治市	世宗	-	
特別自治道	江原	12	高城郡、三陟市、楊口郡、襄陽郡、寧越郡、旌善郡、鉄原郡、太白市、平昌郡、洪川郡、華川区、横城区
	全北	10	高敞郡、金堤市、南原市、茂朱郡、扶安郡、淳昌郡、任実郡、長水郡、井邑市、鎮安郡
	済州	-	
道	京畿	2	加平郡、漣川郡
	忠北	6	槐山郡、丹陽郡、報恩郡、永同郡、沃川郡、堤川市
	忠南	9	公州市、錦山郡、論山市、保寧市、扶余郡、舒川郡、礼山郡、青陽郡、泰安郡
	全南	16	康津郡、高興郡、谷城郡、求礼郡、潭陽郡、宝城郡、新安郡、靈光郡、靈巖郡、莞島郡、長城郡、長興郡、珍島郡、咸平郡、海南郡、和順郡
	慶北	15	高靈郡、聞慶市、奉化郡、尚州市、星州郡、安東市、盈徳郡、英陽郡、栄州市、永川市、鬱陵郡、蔚珍郡、義城郡、清道郡、青松郡
	慶南	11	居昌郡、高城郡、南海郡、密陽市、山清郡、宜寧郡、昌寧郡、河東郡、咸安郡、咸陽区、陝川区
計		89	

※ 3つの道（江原・全北・済州）は特別自治道

参考：行政安全部公式ウェブサイト

〈図表 1 - 7〉 関心地域一覧

広域自治団体		小計	指 定 地 域
特別市	ソウル	-	
広域市	釜山	2	中区、金井区
	大邱	-	
	仁川	1	東区
	光州	1	東区
	大田	3	東区、中区、大徳区
	蔚山	-	
特別自治市	世宗	-	
特別自治道	江原	4	江陵市、東海市、麟蹄郡、束草市
	全北	1	益山市
	済州	-	
道	京畿	2	東豆川市、抱川市
	忠北	-	
	忠南	-	
	全南	-	
	慶北	2	慶州市、金泉市
	慶南	2	統営市、泗川市
合 計		18	

※ 3つの道（江原・全北・済州）は特別自治道

参考：行政安全部公式ウェブサイト

第2章 地方行政制度の基本構造

第2章 地方行政制度の基本構造

第1節 地方自治法の主要骨子

1 地方自治法の性格と概要

韓国の地方自治法は、その法源と関連して次のような法的性格を備えている。

地方自治法は、憲法第118条第2項の「地方自治団体の組織及び運営に関する事項は法律で定める」を規定の根拠とする法律で、地方自治に関する法律であると同時に国家の地方行政に対する法律を兼ねている。また、この法は地方財政法、地方公務員法等の関連分野の法律に対して、地方行政の全般にまたがる大綱を扱っている総合法である。地方自治関連各種特別法に比べ、一般法の性格を帯びた地方行政に関する根幹法である。このため、この法は自治団体の種類別に法律を制定した個別授權主義的な法律ではなく、全ての種類の自治団体を統一的に規定した概括法である。

2 地方自治法の構成と骨子

このように、地方自治に関する根幹法であり、総合法である地方自治法は、全12章211条と附則で構成されている。その主要な内容は次のとおりである。

- (1) 第1章の総綱では、法の目的、地方自治団体の種類と階層、管轄区域、機能と事務を扱い、第2章では、住民の資格と権利・義務を規定している。
- (2) 第3章では、条例と規則の立法限界及び制定手続に関する事項を、第4章では地方選挙に関して、この法の定めていることを除き、必要な事柄は別途法律で定めることとしている。
- (3) 第5章では、地方議会の構成、議会の権限、議事の進行、議員の身分、議会秩序、請願等の関連している諸般事項を比較的詳細に規定しており、第6章では、地方自治団体の長に関する地位、権限、地方議会との関係、そして、補助機関及び所属行政機関と下部行政機関等に関して規定している。
- (4) 第7章では、財政運営の基本原則、予算と決算、収入と支出、財産及び公共施設に関して規定するほか、地方公企業の設置・運営に関する根拠等を規定している。
- (5) 第8章では、地方自治団体相互間の協力及び紛争調整、地方行政のため事務委託方式、広域事務の処理をするための行政協議会、地方自治団体組合等広域行政に関する制度に関して規定している。
- (6) 第9章では、国及び上級団体は地方自治団体の自治事務に対して指導及び支援とそれに対する監査をできるようにし、委任事務の処理に関する指導・監督を規定している。特に地方議会の議決や自治団体の長の命令や処分が違法であるなど、公益に反すると判断されるときは、これに対し国や上級団体の権限をもって、再議要求、提訴、命令や処分の取消など自治立法権と自治行政権行使の濫用を防止できるようにしている。
- (7) 第10章では、地方自治団体による国際交流、通商・投資誘致のための海外の地方自治団体等との協力や、海外事務所の設置に関して規定している。

- (8) 第 11 章では、ソウル特別市等の大都市、世宗特別自治市及び済州特別自治道の行政特例に関する事項を規定し、第 12 章では特別地方自治団体の設置や規約と機関構成、運営に関する事項を規定している。

第2節 地方自治団体の種類と階層構造

1 制度の特徴

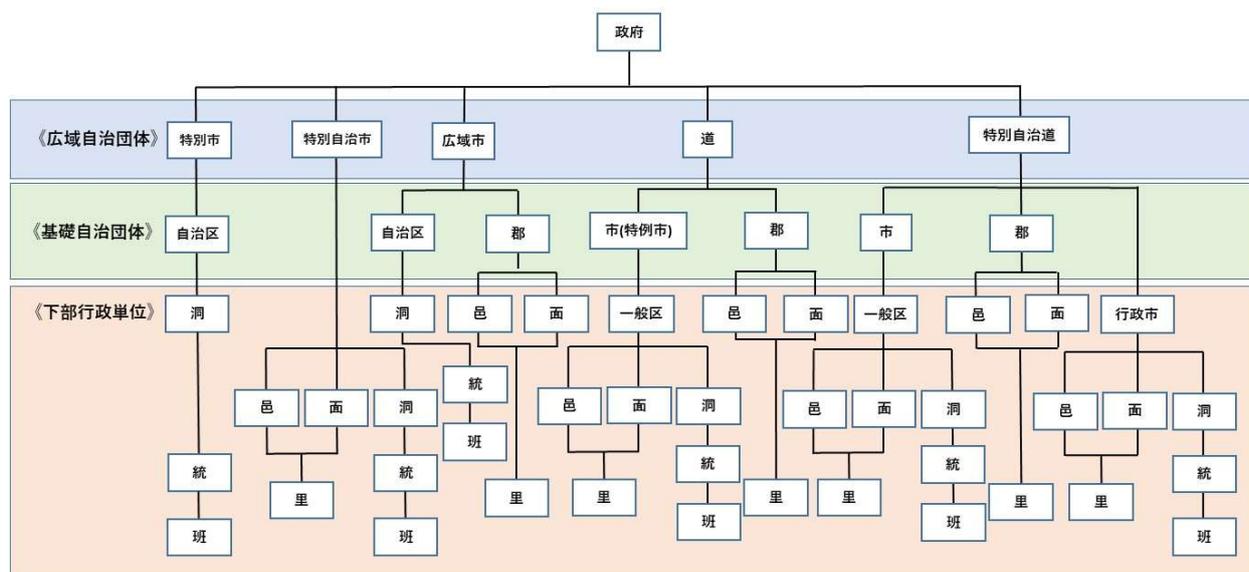
韓国の地方自治制度の階層構造面をみると、地方自治団体としては、広域自治団体（特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道）と基礎自治団体（市（特例市を含む（※1））・郡・自治区）の2層構造であるが、地方行政組織としては、下部行政単位の邑・面・洞を含めて3層構造をなしている。ただし、済州特別自治道の場合、地方自治団体としては広域自治団体の特別自治道があるのみで、済州特別自治道内の2市は基礎自治団体としては位置付けられておらず、下部行政組織の単位として、行政市と邑・面・洞が2層構造をなしている。また、世宗特別自治市には基礎自治団体は置かれておらず、下部行政単位として邑・面・洞を有するのみである。

広域自治団体と基礎自治団体の関係は、両者とも独立した公法人である。市は道の管轄区域内に、郡は広域市又は道の管轄区域内に、自治区は特別市又は広域市の管轄区域内に置かれるが、これは上下関係にあるのではなく、相互協力関係にある（※2）。ただし、基礎自治団体の下部行政単位（一般区・邑・面・洞）は基礎自治団体の長の指揮・監督を受けて国家事務及び地方自治団体の事務を処理することとされている。

（※1）特例市は、人口100万人を超える大都市に付与される行政名称。基礎自治団体の種類を区分する別途の法的地位が付与されているわけではない（第9節参照）。

（※2）広域自治団体と基礎自治団体が相互協力関係にある一方で、韓国では、団体委任事務及び機関委任事務が広汎に存在するため、広域自治団体の長が基礎自治団体の長を指揮・監督することは比較的多い。

〈図表 2 - 1〉 地方自治団体の階層構造



2 種類と体系

(1) 広域自治団体及び基礎自治団体

広域自治団体は、1 特別市（ソウル）、6 広域市（釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山）、1 特別自治市（世宗）、6 道（京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道）及び 3 特別自治道（済州特別自治道、江原特別自治道（2023 年 6 月発足）、全北特別自治道（2024 年 1 月発足））の 17 団体が存在する。

基礎自治団体は、日本の市町村に該当するものであり、地域住民の日常生活と密接な関係を有する事務を処理する団体である。6 道及び 2 特別自治道（江原、全羅北）内の市・郡並びに 1 特別市及び 6 広域市内の郡・自治区を指し、その数は 75 市、82 郡、69 自治区を合わせた 226 団体である。

中でも、人口 50 万人を超える大都市は、道が処理する事務の一部を処理することができる事務特例や財政特例等が認められている。さらに、人口 100 万人を超える大都市は特例市（水原市、高陽市、龍仁市、華城市、昌原市）に指定され、人口 50 万以上の大都市の特例に加え、さらに追加的な特例が認められている。

一方、広域自治団体である特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道は、基礎自治団体の能力では処理できない事務、多様な基礎自治団体を越えて処理しなければならない広域的な事務を補完的に処理するとともに、中央政府と基礎自治団体の間の連絡調整などを行うことを目的とする。

広域自治団体は、特別市、広域市、特別自治市、道及び特別自治道（以下「市・道」という。）それぞれが同等の権限を持つが、ソウル特別市は首都として、世宗特別自治市は行政中心複合都市として、済州特別自治道は行政体制の特殊性を考慮して、地位・組織・運営において特例的な取扱いを受けている。また、江原特別自治道と全北特別自治道も、地域の特性に合った特例が与えられ、自主的な政策の決定など地位・組織・

運営において特例的な取扱いを受けている。

(2) 下部行政単位

元来、特別市、広域市内に設置されていた区は市の単なる下部行政単位に過ぎず、特別市と広域市はかつて基礎自治団体としての権限も併せ持っていた。しかし、特別市と広域市は行政事務処理量が膨大であり、単独でこれを所掌事務として処理するには負担が大きくなっていた。このため、1988年に特別市と広域市（当時は直轄市、1995年1月に直轄市から広域市に名称変更）において、区を基礎自治団体である自治区として独立させることとした。この結果、住民の日常生活に密接な関係を有する事務は自治区が担当し、特別市・広域市は市域全体に関連した行政サービス进行处理することとなった。なお、特別市長及び広域市長は、市税収入中の一定額を確保して条例の定めるところにより当該地方自治団体の管轄区域内の自治区相互間の財源を調整しなければならない（地方自治法第196条）こととされている。

また、基礎自治団体ではない区域として、行政市及び自治区ではない区が設置される場合がある。濟州特別自治道への移行に伴い、行政市として濟州市及び西帰浦市の2市が設置された。そして、人口50万人を超える市は、任意に自治区ではない区（一般行政区）を置くことができ、京畿道水原特例市、慶尚南道昌原特例市などに32の区が設置されている。

このほか、地方自治法上の位置付けを持つ下部行政単位として3,562の邑・面・洞（2024年12月31日現在）がある。邑と面は地域の規模・形態からいえば、それぞれ日本の町と村に相当し、1949年に韓国で初めて制定された地方自治法においては邑・面も基礎自治団体であった。しかし、1961年の地方自治に関する臨時措置法により道と邑・面の間位置する郡が基礎自治団体となった。一方、邑・面は基礎自治団体の資格を失い、郡の下部行政単位となった。なお、洞はもともと市・区の下部行政単位として位置づけられている。

また、邑・面の下には里が置かれ（任意、地方自治法第3条）、洞・里には当該地方自治団体の条例で下部組織を置くことができることとなっている（地方自治法第7条第5項及び第6項）。この下部組織は、統・班であり、その構成数については各地方自治団体の設置条例等で定められている。また、統・里は、民防衛隊の最小単位にもなっている（民防衛基本法第19条）。

〈図表 2 - 2〉 広域自治団体の位置



〈図表 2 - 3〉 行政区域設置等の法定要件及び根拠

区 分	法 定 要 件	根 拠	備 考
●機関設置 広域市	法定要件はないが、通常は人口 100 万人の都市であり、面積、地理的条件、周辺地域への影響、財政自立度等を総合検討	法律	・ 地方自治法第 3 条、第 5 条第 1 項、第 7 条、第 10 条、地方自治法施行令第 9 条、行政区域の調整業務処理に関する規則第 4 条から第 7 条及び第 12 条
市設置	<p><一般市></p> <p>人口 5 万人以上で都市形態を具備（以下の条件を満たさなければならない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地構成区域内人口が全体の 60%以上 ・ 都市的産業従事世帯が全世帯の 60%以上 ・ 1 人当たり地方税納税額が人口 10 万人以下の市の平均以上 ・ 人口密度が人口 10 万人以下の市（都農複合形態の市を除く）の平均人口密度より高い ・ 市街地居住人口及び都市的産業従事世帯が最近 5 年間増加傾向 <p><都農複合形態の市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 5 万人以上の都市形態を具備した市と郡を統合した地域 ・ 国の政策で都市が形成され、道の出張所が設置された人口が 3 万人以上の地域であり、人口 15 万人以上の都農複合形態の市の一部 －該当地域の都市的産業従事世帯の比率が郡全体の世帯の 45%以上 －該当の郡の財政自立度が全国の郡の財政自立度の平均値以上 $\{(地方税 + 税外収入 - 地方債) \div 一般会計予算\} \times 100$ 	法律	同上
郡設置	なし	法律	同上
自治区設置	なし	法律	同上
自治区でない区（一般行政区）設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 50 万人以上の市 ・ 従来の行政体制では行政需要に対応しにくく、分區後の 1 区あたりの平均人口が 20 万以上の場合 ・ ただし、政府の新都市建設計画により急速 	市条例（行政安全部長官承認。以下「長官承認」という）	

	な人口増加が見込まれる新都市地域は例外的に平均人口が上記を満たさない場合であっても設置可能		
邑設置	<ul style="list-style-type: none"> ・人口2万人以上で都市形態を具備 －市街地構成地域内の居住人口が全体の40%以上 －都市的産業従事世帯が全体世帯の40%以上 ・人口2万人未満の場合で邑とすることができる場合 －郡庁所在地の面 －邑がない都農複合形態の市にある1つの面 	市・郡条例 (長官承認)	
面設置	<p>各級の行政機関が所在し、面行政体制を整えて独自発展できる場合</p> <p>行政面の運営:人口減少など行政環境の変化により2つ以上の面を1つの面に統一し運営することができる。</p>	市・郡条例 (長官承認) 市・郡条例	
洞設置	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地域開発事業など、地域環境の変動によりやむを得ない事由がある場合 ・行政洞・里の運営:行政能率と住民の利便性を考慮1つの行政洞・里を2つ以上に区分けし運営することができる。また、2つ以上の行政洞・里を1つの行政洞・里での運営が可能。 	市・郡・区条例(長官承認) 市・郡・区条例	
<p>●境界変更</p> <p>市・道</p> <p>市・郡・自治区</p> <p>自治区でない区・邑・面・洞</p> <p>埋立地、地籍公簿への登録が漏れている土地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川等による土地の区画形態、生活圈、交通・学群・経済圏等を総合考慮 	<p>大統領令</p> <p>大統領令</p> <p>市・郡・区条例</p> <p>行政安全部長官決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第5条第1項・第2項、第6条第1項～第10項、第7条第1項・第2項及び地方自治法施行令第4条第1項

<p>●事務所変更</p> <p>市・道</p> <p>市・郡・自治区</p> <p>自治区でない区・ 邑・面・洞</p>	<p>・主となる事務所所在地の移転又は機関新設時</p>	<p>市・道条例</p> <p>市・郡・区 条例</p> <p>市・郡・区 条例</p>	<p>・地方自治法第9条</p>
<p>●名称変更</p> <p>市・道</p> <p>市・郡・自治区</p> <p>自治区でない区・ 邑・面・洞 里</p>	<p>・歴史的伝統及び文化継承等を総合考慮</p>	<p>法律</p> <p>法律</p> <p>市・郡・区 条例</p> <p>市・郡・区 条例</p>	<p>地方自治法第5条第1 項・第3項、 第7条第1項・第2項</p>

参考：行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」（2024.12.31 現在）

第3節 地方自治団体の機能と事務

1 韓国の地方自治団体の事務区分

韓国の地方自治団体の事務区分は、2000年の地方分権一括法による改正前の日本の事務区分と同様となっており、固有事務と国家の指導・監督を受けて処理する団体委任事務、機関委任事務に分かれる。

- (1) 固有事務は、地方自治団体設立の本来の目的に該当する、住民の福祉増進を進めるための住宅、上下水道、医療、環境、福祉施設等の自治的な事務である。
- (2) 委任事務は、国家又は上級自治団体から委任を受けて、地方自治団体はその委任者の統制下において執行する戸籍、兵役、国会議員選挙、伝染病、失業対策等の事務で、自治団体自体に委任する団体委任事務と長等の機関に委任する機関委任事務がある。その外、地方自治団体が処理する事務のうち、国家と地方の共同事務がある。

2 地方自治団体の事務範囲

地方自治法で事務を列挙する概括授權方式をとっており、広域自治団体が処理しなければならない事務と基礎自治団体が処理しなければならない事務を区分している。この点も2000年の地方分権一括法による改正前の日本の規定方式と同様となっている。(地方自治法第13条)

(1) 地方自治団体の区域・組織及び行政管理等に関する事務(11項目)

- ア 管轄区域内の行政区域の名称、位置及び区域の調整
- イ 条例及び規則の制定及び改廃並びにその運営及び管理
- ウ 管下行政機関の組織管理
- エ 管下行政機関及び団体の指導及び監督
- オ 所属公務員の人事、厚生福利及び教育
- カ 地方税及び地方税外収入の賦課及び徴収
- キ 予算の編成及び執行並びに会計監査及び財産管理
- ク 行政財産管理、行政電算化及び行政管理改善
- ケ 公有財産管理
- コ 住民登録管理
- サ 地方自治団体が必要とする各種調査及び統計の作成

(2) 住民の福祉増進に関する事務(10項目)

- ア 住民福祉に関する事業
- イ 社会福祉施設の設置、運営及び管理
- ウ 生活困窮者の保護及び支援
- エ 老人、児童、心身障害者、青少年及び女性の保護及び福祉増進
- オ 公共保健医療機関の設立及び運営
- カ 感染症その他の疾病の予防及び防疫
- キ 墓地、火葬場及び納骨堂の運営及び管理

- ク 公衆接客所の衛生改善のための指導
- ケ 清掃並びに生活廃棄物の収去及び処理
- コ 地方公企業の設置及び運営
- (3) 農林・水産・商工業等の産業振興に関する事務（14項目）
 - ア 池・沼地・堰等の農業用水施設の設置及び管理
 - イ 農林畜水産物の生産及び流通の支援
 - ウ 農業資材の管理
 - エ 複合営農の運営及び指導
 - オ 農業外所得事業の育成及び指導
 - カ 農家の副業の奨励
 - キ 公有林管理
 - ク 小規模畜産開発事業及び酪農振興事業
 - ケ 家畜伝染病の予防
 - コ 地域産業の育成及び支援
 - サ 消費者保護及び貯蓄の奨励
 - シ 中小企業の育成
 - ス 地域特化産業の開発、育成及び支援
 - セ 優秀地場産品の開発及び観光民芸品の開発
- (4) 地域開発及び自然環境保全並びに住民の生活環境施設の設置・管理に関する事務（17項目）
 - ア 地域開発事業
 - イ 地方土木及び建設事業の施行
 - ウ 都市・郡計画事業の施行
 - エ 地方道、市郡区道の新設、改修及び維持
 - オ 住居生活環境改善の奨励及び支援
 - カ 農漁村住宅の改良及び集落構造の改善
 - キ 自然保護活動
 - ク 地方河川及び小河川の管理
 - ケ 上水道及び下水道の設置及び管理
 - コ 小規模給水施設の設置及び管理
 - サ 道・広域市・郡・市・区立公園等の指定及び管理
 - シ 道立公園、公園施設、緑地、遊園地等及びその休養施設の設置及び管理
 - ス 観光地、観光団地及び観光施設の設置及び管理
 - セ 地方軌道事業の経営
 - ソ 駐車場、交通標識等交通便宜施設の設置及び管理
 - タ 災害対策の樹立及び執行
 - チ 地域経済の育成及び支援
- (5) 教育、体育、文化、芸術の振興に関する事務（5項目）

- ア 乳児院、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導
- イ 図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂等公共教育、体育及び文化施設の設置及び管理
- ウ 市・道の遺産の指定、保存及び管理
- エ 地方文化及び芸術の振興
- オ 地方文化及び芸術団体の育成
- (6) 地域民防衛及び地方消防に関する事務（2項目）
 - ア 地域及び職場の民防衛組織（義勇消防隊を含む。）の編成及び運営並びに指導及び監督
 - イ 地域の火災予防、警戒、鎮圧、調査及び救助、救急
- (7) 国際交流及び協力に関する事務（2項目）
 - ア 国際機関・行事・大会の誘致及び支援
 - イ 外国の地方自治団体との交流及び協力

3 地方自治団体の種類別事務配分基準

(1) 原則

地方行政階層間の事務配分原則は、階層間不競合の原則と基礎団体優先の原則をとり、住民の身になって行政が行われるようにしている。配分基準によると、広域自治団体の事務は各地方自治団体の共通的な事務（広域的事務、統一基準による処理を要する事務、統一性維持を要する事務、基礎団体の処理が不適当な事務等）で、基礎自治団体の事務はこれ以外のことについて行うと定めている。

この事務の種類は、大統領令に定め、市・道と市・郡及び自治区間で互いに競合しないようにしており、競合する場合、市・郡及び自治区の方に優先配分するようになっている（地方自治法第14条）。

ア 特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道（広域自治団体）

広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体の独自での処理が困難な事務等

イ 市・郡・自治区（基礎自治団体）

広域自治団体が処理する以外の事務

ウ 人口50万人以上の市に対する特例認定

道の事務のうち、計25事務について、市が直接処理できる（地方自治法第14条第1項第2号ただし書、地方自治法施行令第10条第3項、同令別表3）。

エ 人口100万人以上の大都市（特例市）に対する特例認定

人口50万人以上の市に対する特例認定に加え、道の事務のうち、計8事務について、市が直接処理できる（地方自治法第198条第2項第1号、地方自治法施行令第10条第4項、同令別表4）。

(2) 自治区の特例（特別市又は広域市へ帰属している事務）

大都市の特殊性に鑑み、基礎自治団体の事務のうち、次の事務については、自治区ではなく、特別市又は広域市に事務が帰属している（地方自治法第2条第2項第3号、地方自治法施行令第10条第2項、同令別表2）。

ア 地方自治団体の人事及び教育等に関する事務

- (ア) 地方公務員任用試験及び各種資格試験の実施
- (イ) 地方公務員の教育・訓練の実施（職場教育を除く）

イ 地方財政に関する事務

- (ア) 土地等級設定及び修正の承認
- (イ) 財産税課税時価標準額の決定承認

ウ 埋葬及び墓地等に関する事務

- (ア) 公設墓地・公設火葬場又は公設納骨堂の設置・運営

エ 清掃・生活廃棄物に関する事務

- (ア) 生活廃棄物（し尿、ゴミ等）処理施設の設置・運営
- (イ) 生活廃棄物の処理手数料料率決定

オ 地方土木・住宅建設などに関する事務

- (ア) 国民住宅建設事業の施行
- (イ) 国民住宅事業特別会計の設置・運営
- (ウ) アパート地区開発に関する基本計画の樹立
- (エ) 民営住宅投機過熱地区指定

カ 都市・郡計画に関する事務

- (ア) 都市・郡基本計画の樹立
- (イ) 都市・郡計画施設の立案
- (ウ) 都市・郡計画用途地域の立案
- (エ) 都市・郡計画に関する基礎調査
- (オ) 都市・郡計画事業の施行
- (カ) 都市・郡計画事業の受益者負担金の賦課徴収
- (キ) 都市再開発事業（住宅改良再開発事業を除く）の基本計画の樹立及び施行

キ 道路の開設と維持・管理に関する事務

- (ア) 幹線（12メートル以上）以上の道路として路幅と路線の重要度を勘案して特別市・広域市条例で決めた道路の維持・管理

ク 上水道事業に関する事務

- (ア) 上水道の新設・改築及び修繕並びにその維持管理
- (イ) 上水道公債発行
- (ウ) 上水道事業特別会計の設置・運営
- (エ) 水道事業所の設置・運営

ケ 公共下水道に関する事務

- (ア) 公共下水道整備基本計画の樹立・施行
- (イ) 公共下水道の設置・改築及び修繕

- (ウ) 下水終末処理場の設置と維持・管理
- コ 公園など観光・休養施設の設置・管理に関する事務
 - (ア) 都市公園及び遊園地造成計画の立案
 - (イ) 都市公園・遊園地設置及び管理
 - (ウ) 都市公園・遊園地の入場料・使用料・占用料の徴収
 - (エ) 公園・遊園地・野外公演会場等の市民休養施設の設置・維持に関する事務
 - (オ) 公設運動場・体育館・博物館・図書館・美術館・市民会館等の設置・運営に関する事務（特別市・広域市条例で決定）
- サ 地方軌道事業に関する事務
 - (ア) 地方軌道事業運営計画の樹立
 - (イ) 地方軌道事業の設置・運営
 - (ウ) 地方軌道事業特別会計の設置
- シ 大衆交通行政に関する事務
 - (ア) 都市鉄道の設置・運営と市民利用に関する行政
 - (イ) 市内バス・市外直行バスの運行など大衆交通行政に関する事務
 - (ウ) 大衆交通手段の調整・統制に関する事務
- ス 地域経済育成に関する業務
 - (ア) 地方工業団地の造成・管理
 - (イ) 公設市場・屠殺場・農水産物共同売場などに関する事務
 - (ウ) 流通団地の指定申請・造成及び運営管理
 - (エ) 農水産物卸売市場の開設・運営
- セ 交通信号機、安全表示等の設置・管理などに関する事務

〈図表 2 - 4〉大韓民国の行政区域別人口、面積ほか

(2024年12月31日現在)

市道名	道庁 所在地	基礎自治団体				行政市・ 自治区で ない区		邑・面・洞				人口 (人)	面積 (k㎡)
		計	市	郡	自治 区	市	区	計	邑	面	洞		
ソウル特別市		25	—	—	25	—	—	426	—	—	426	9,331,828	605.25
釜山広域市		16	—	1	15	—	—	205	4	1	200	3,266,598	771.32
大邱広域市		9	—	2	7	—	—	150	7	10	133	2,363,629	1,499.49
仁川広域市		10	—	2	8	—	—	156	1	19	135	3,021,010	1,069.51
光州広域市		5	—	—	5	—	—	96	—	—	96	1,408,422	500.96
大田広域市		5	—	—	5	—	—	82	—	—	82	1,439,157	539.78
蔚山広域市		5	—	1	4	—	—	55	6	6	43	1,098,049	1,062.86
世宗特別自治市		0	—	—	—	—	—	24	1	9	14	390,685	465.01
京畿道	水原市	31	28	3	—	—	20	604	37	102	465	13,694,685	10,201.26
江原 特別自治道	春川市	18	7	11	—	—	—	193	24	95	74	1,517,766	16,875.86
忠清 北道	清州市	11	3	8	—	—	4	153	16	86	51	1,591,177	7,407.03
忠清 南道	洪城郡	15	8	7	—	—	2	208	25	136	47	2,136,574	8,247.53
全北 特別自治道	全州市	14	6	8	—	—	2	243	15	144	84	1,738,690	8,073.34
全羅 南道	務安郡	22	5	17	—	—	—	297	33	196	68	1,788,819	12,363.01
慶尚 北道	安東市	22	10	12	—	—	2	332	38	192	92	2,531,384	18,428.14
慶尚 南道	昌原市	18	8	10	—	—	5	305	21	175	109	3,228,380	10,542.53
済州 特別自治道	済州市	—	—	—	—	2	—	43	7	5	31	670,368	1,850.21
計		226	75	82	69	2	35	3,562	235	1,176	2,150	51,217,221	100,503

参考：行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」(2024.12.31 現在)

〈図表 2 - 5〉 自治体等の平均規模の日韓比較

(2024 年 12 月 31 日現在)

国 区 分	区 分	平均人口 (千人)	平均面積 (k m ²)	最高・最低人口 (千人)	最大・最小面積 (k m ²)
韓 国	広域市	2,099	907.34	○釜山広域市：3,267 ○蔚山広域市：1,098	○大邱広域市：1,499.49 ○光州広域市：500.96
	道	3,211	10,437.53	○京畿道：13,695 ○済州特別自治道：670	○慶尚北道：18,424.14 ○忠清北道：7,407.03
	市	330	530.41	○京畿道水原特例市：1,193 ○江原特別自治道太白市：38	○慶尚北道安東市：1,522.29 ○京畿道九里市：33.34
	郡	51	670.25	○大邱広域市達成郡：258 ○慶尚北道鬱陵郡：9.1	○江原特別自治道洪川郡：1,820.41 ○慶尚北道鬱陵郡：73.03
	自治区	307	49.93	○ソウル特別市松坡区：650 ○釜山広域市中区：38	○光州広域市光山区：222.69 ○釜山広域市中区：3.04
	邑	22	66.49	○慶尚南道梁山市勿禁邑：117 ○江原特別自治道 寧越郡上東邑：1.0	○江原特別自治道 麟蹄郡麟蹄邑 316.37 ○京畿道南楊州市退溪院邑：3.27
	面	3.7	62.97	○慶尚南道梁山市東面：55 ○江原特別自治道 鉄原郡近北面：0.1	○江原特別自治道 洪川郡内面：448.84 ○済州特別自治道 済州市牛島面：6.18
	洞	19	5.09	○京畿道南楊州市茶山 1 洞：105 ○京畿道光明市光明 1 洞：0.2	○江原特別自治道 太白市三水洞：113.91 ○釜山広域市中区東光洞：0.17
日 本	都道府県	2,657	8,042	○東京都：13,912 ○鳥取県：540	○北海道：83,421.46 ○香川県：1,876.87
	市	132	273	○横浜市：3,753 ○北海道歌志内：2,668	○岐阜県高山市：2,177.61 ○埼玉県蕨市：5.11
	町村	11	168	○広島県府中町：53 ○東京都青ヶ島村：0.156	○北海道留別村：1,442.82 ○富山県舟橋村：3.47

※韓国は、広域市にはソウル特別市、世宗特別自治市は含まず（広域自治団体については、2 節参照）。

道には特別自治道を含む。最低人口には、無居住地域の 7 つの面は含まず。

（韓国の地方自治団体の種類については、第 2 節参照）

参考：行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」（2024.12.31 現在）

「令和 6 年版全国市町村要覧」市町村要覧編集委員会編 第一法規

第4節 ソウル特別市

1 ソウル特別市の発足

韓国の総人口の約2割（約940万人）を抱える首都、ソウル特別市は、戦後、京畿道から分離される形でソウル特別市となり、1962年の「ソウル特別市行政特例に関する法律」の制定により、国務総理の傘下の特別な地位を持つ広域自治団体に昇格した。

2 ソウル特別市の特例

大都市行政の能率性と特殊性を保障することに加え、首都であるソウル特別市の権限と地位・組織及び運用に関して別の法律制定（ソウル特別市行政特例に関する法律）による特例を認めており（地方自治法第197条第1項）、次のようなものがある。

- ・ 行政安全部長官が「地方財政法」第11条によるソウル特別市の地方債の発行の承認可否を決定する際には、国務総理に報告しなければならない（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第1項）。
- ・ 行政安全部長官が「地方自治法」第190条によるソウル特別市の自治事務についての監査をする際には、国務総理の調整を経由しなければならない（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第2項）。
- ・ ソウル特別市所属の国家公務員の任用などに関する「国家公務員法」第32条第1項から第3項まで、第78条第1項・第4項及び第82条の規定による所属機関の長官又は中央行政機関の長の権限の中で大統領令で定められた事項は、ソウル特別市長が行使し、これと関連した行政訴訟の被告は同法第16条の規定にかかわらず、ソウル特別市長となる。（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第5項）
- ・ 所属公務員についての叙勲の推薦権は、「賞勲法」第5条第1項の規定にかかわらず、ソウル特別市長に属する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第7項）。
- ・ ソウル特別市に関連した道路・交通・環境などについての計画樹立とその執行において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、他の法律に特別な規定がなければ、国務総理がこれを調整する（ソウル特別市行政特例に関する法律第5条）。

第5節 世宗特別自治市

1 発足及び首都機能の移転

韓国では、首都圏への過度な人口集中に伴う諸問題を是正すべく、首都機能移転についての議論が重ねられてきた。憲法裁判所による違憲判決や、政権交代による計画修正等の紆余曲折を経て 2012 年 7 月 1 日、地域開発と国家均衡発展、国際競争力強化を目的として、忠清南道燕岐郡全域、公州市の一部、忠清北道清原郡の一部を改編し、「世宗特別自治市」が発足した（世宗特別自治市設置等に関する特別法）。

首都機能の移転については、市発足から 2019 年までに外交部、統一部、法務部、国防部、女性家族部の 5 つの中央行政機関を除く全ての中央行政機関が段階的に移転を完了し、2022 年 10 月には政府世宗新庁舎が建設された。そして、2021 年に国会世宗議事堂、2022 年に大統領第二執務室が市に新たに設置されることとなった。現在、建設が進められており、大統領第二執務室は 2027 年、国会世宗議事堂は 2031 年前後に完工予定である。

○移転済みの中央行政機関（23）

国務調整室、国務総理秘書室、公正取引委員会、企画財政部、国土交通部、環境部、農林畜産食品部、海洋水産部、行政中心複合都市建設庁、保健福祉部、国家報勲処、教育部、文化体育観光部、産業通商資源部、雇用労働部、法制処、国民権益委員会、国税庁、行政安全部、科学技術情報通信部、消防庁、人事革新処、中小ベンチャー企業部

〈図表 2 - 6〉 世宗特別自治市設置及び首都機能移転の経緯

年	沿 革
2002 年	・盧武鉉大統領が大統領選挙の公約として「首都圏集中抑制と国土の均衡開発を目的に、青瓦台（大統領府）と中央省庁をソウルから忠清道に移転する」ことを表明
2003 年	・大統領直属の「新行政首都建設推進企画団」が発足 ・「新行政首都建設特別措置法」が国会通過
2004 年	・国が「忠清南道の燕岐郡と公州市の一部」を首都移転先として決定 ・ソウル市議、有識者、企業家等が「新行政首都建設特別法」の違憲判決を求めて提訴→憲法裁判所による違憲判決「首都移転は憲法改正、又は国民投票を通じて決定すべき事項であり、その手続を経なかったのは違憲」
2005 年	・国が代案として「行政中心複合都市建設特別法（現：新行政首都後続対策のための燕岐・公州地域の行政中心複合都市建設のための特別法（以下、行複都市法））」を国会に提出、通過 ・青瓦台（大統領府）、国会、大法院（最高裁）、外交部、行政自治部（現：行政安全部）等、3 機関 6 部は移転しない
2006 年	・国の行政機関として行政中心複合都市建設庁を設置 ・新たな都市名を「世宗市」に決定

	(世宗(セジョン)は、朝鮮王朝の全盛期を築いた世宗大王に由来)
2007年	・「世宗市」建設着手
2008年	・李明博大統領就任
2009年	・李明博大統領が世宗市修正方針を表明「行政都市から先端企業・教育都市へ」
2010年	・国が行政機関移転を白紙化する「世宗市計画修正案」を国会提出するものの、国会で否決 ・世宗市建設計画の原案に基づいた「世宗特別自治市設置法」が国会通過
2012年	・7月1日「世宗特別自治市」が発足 ・国務調整室、国務総理秘書室、公正取引委員会、企画財政部、国土交通部、環境部、農林畜産食品部、海洋水産部、行政中心複合都市建設庁(9部処)
2013年	・朴槿惠大統領就任 ・保健福祉部、国家報勲処、教育部、文化体育観光部、産業通商資源部、雇用労働部(6部処)
2014年	・法制処、国民権益委員会国税庁、国税庁(3部処)
2016年	・国民安全処、人事革新処(2部処)
2017年	・文在寅大統領就任 ・文在寅大統領が大統領選挙の公約として「行政安全部と未来創造科学部を世宗市に移転する」ことを表明 ・行政安全部の移転等を内容に含む法改正(「行複都市法」改定)
2019年	・行政安全部、科学技術情報通信部(前未来創造科学部)(2部処)
2021年	・中小ベンチャー企業部 ・国会分院として国会世宗議事堂を設置する法改正(「国会法」改正)
2022年	・尹錫悦大統領就任 ・大統領第2執務室の設置等を内容に含む法改正(「行複都市法」改正)

※中小ベンチャー企業部は、大田広域市からの移転

2 世宗特別自治市の特性及び現況

世宗特別自治市は、広域自治団体事務と基礎自治団体事務を一つの自治団体で行う「単層制広域自治団体」であり、市民に開かれた機動的な市政運営が期待されている。また、特別法により、行財政上の特別支援、国の施策事業による優先支援が行われているほか、成果目標の設定・国による目標達成の評価等が行われている。首都圏に集中する中央行政機関等に移転させ、単なる行政都市としての機能だけでなく、交通、文化、福祉、余暇生活が調和した「行政中心複合都市」を目指すこととしており、2023年現在、ソウル特別市のおよそ4分の3となる465k m²の面積に、約39万2,000人が居住しており、市が発足した2012年と比較して約29万人増加した。市は、2030年までに人口50万人という目標を掲げており、漸次、行政首都を目指して都市整備計画を進めている。

〈図表 2 - 7〉 世宗特別自治市発足時との人口等の比較

区分	発足時 (2012 年)	現在 (2025 年)	増減
人口数 (人)	10 万	39 万	+29 万
世帯数	4.2 万	16 万	+11.8 万
予算規模 (ウォン)	3,700 億	1 兆 9,816 億	+1 兆 6,116 億
事業体	5,200	34,099 (2023 年末基準)	+28,899
医療機関	86	620 (2025 年 6 月)	+534
学校数	57	170 (2024 年度)	+113

第6節 江原特別自治道

1 特別自治道

特別自治道制度は、2006年の済州特別自治道発足から始まった制度である。一般的な広域自治団体が「地方自治法」を通じて中央政府から機能及び事務権限を付与されるのに対し、特別自治道は、特別法を通じてより高い自治権が与えられた地域として地域の条件や特性に合った特例が与えられ、自主的な政策決定と責任のもとで運営される。

特別自治道は、これまで済州特別自治道の1道のみであったが、2023年以降に江原特別自治道及び全北特別自治道の特別自治道が新たに発足した。ただし、済州特別自治道が政府の国家均衡発展という目標のために発足したのに対し、新たな2道は、道が主導して発足した点において異なる。そのほかにも、済州特別自治道が発足した際、2つの行政市を置いて基礎自治団体である市や郡が無くなったのに対し、2023年以降に転換した2道は転換後もそのまま基礎自治団体が維持されるなど、異なる点が多い。

特別自治道の数は、2025年2月現在で3道（江原、全北、済州）あるが、その他の広域自治団体でも発足を推進する動きがあり、2023年4月に京畿道の北部（漢江以北の地域）を特別自治道として独立させる「京畿北部特別自治道法案」が議員立法で提出されたほか、忠清北道でも発足が推進されるなど、今後の動向に対する関心が高まっている。

2 江原特別自治道の発足

韓国の北東部に位置する江原道は、広大な山間部が広がり、登山など観光地としても有名で、2018年の平昌冬季オリンピックが開催された地域である。一方で、北朝鮮との軍事境界線を有することから、軍事・環境保護など様々な面から開発が規制されてきた歴史があり、その結果、他の地域と比較して発展が遅れており、これを克服するため、国による特別な支援を求める声が大きかった。そこで、2022年6月に「江原特別自治道の設置等に関する特別法（現：江原特別自治道設置及び未来産業グローバル都市造成のための特別法（以下、江原特別法）」が制定され、翌年6月に「江原特別自治道」が発足した。2006年に済州特別自治道が発足して以来2番目の特別自治道である。

3 江原特別法の構成

江原特別法は全84条と附則で構成されており、その主要内容は次のとおりである。

(1) 総則

- ・従来の江原道の地域的・歴史的・人文的特性を生かし、市・郡の自律と責任、創造性と多様性を土台に高度の自治権が保障される江原特別自治道を設置して実質的な地方分権を保障し、規制革新を通じた自由な経済活動と環境資源の効率的な管理を通じて未来産業グローバル都市を作ることにより道民の福利増進と国家発展に寄与

することが、江原特別法の目的である。(江原特別法第1条)

- ・「未来産業グローバル都市」とは、科学技術革新と気候変化などがもたらす新しい産業社会への転換に対応して先端産業育成、自由な企業活動、国際的水準の人材養成、持続可能な環境管理及び国際交流の中心機能が活性化される地域的単位をいう。(江原特別法第2条)

(2) 江原特別自治道の設置・運営

- ・政府の直轄で江原特別自治道を設置する。(江原特別法第7条)
- ・江原特別法の目的を達成するために、国務総理所属の江原特別自治道支援委員会を設置する。(江原特別法第11条)
- ・道知事所属として監査委員会を置く。監査委員会は江原特別自治道とその所属機関の活動に関する調査・確認・検証などを行う。(江原特別法第21条)

(3) 未来産業グローバル都市の開発及び基盤造成

- ・道知事は江原特別自治道の長期的な発展方向と持続可能な未来産業グローバル都市として開発するため、未来産業グローバル都市開発に関する総合計画を策定する。(江原特別法第29条)
- ・計画では、農業・林業・畜産業・水産業、最先端知識産業などの産業振興を始め、環境保全や水資源・電力及びその他のエネルギー開発など持続可能な発展を図ることとしている。(江原特別法第29条)
- ・先端科学技術の育成及び産業基盤の造成として、江原特別自治道にある大学・研究所及び企業の研究開発の促進や研究開発成果の事業化及び創業を支援するため、道知事が科学技術情報通信部長官へ要請した場合、「研究開発特区の育成に関する特別法」第4条第5項により江原特別自治道に研究開発特区を指定することができる。(江原特別法第32条第1項)

(4) 自治権の強化

(住民投票に関する特例)

- ・条例で定める数以上の署名により住民投票の実施を請求することができる。(江原特別法第14条)

(国家機関等との人事交流・派遣及び地域人材の選抜採用)

- ・道知事は、自治行政遂行能力の向上と所属公務員の能力開発のために、所属公務員定数の100分の5の範囲で他の地方自治体、国家機関、公共団体、国外行政機関及びその他の機関長との協議を経て人事交流を行うことができる。(江原特別法第15条)
- ・道知事又は道教育監は、道条例で定めるところにより、地域人材を選抜して3年の範囲内で勤務させ、勤務成績と資質が優秀だと認められる者は修習期間が終わる1ヶ月前までに道人事委員会又は道教育庁人事委員会の審議を終えた後、7級以下の公務員として任用することができる。(江原特別法第16条)

(市・郡への特例付与及び支援)

- ・江原特別自治道の市長・郡守は道知事との協議を経て「地方自治法」第198条第

2項第2号により該当市・郡に対する特例付与を行政安全全部長官に要請することができる。行政安全全部長官は、第1項の規定による要請を受けた場合、関係中央行政機関の長との協議を経て、関係法律で定めるところにより特例を付与することができる。道は特例を与えられた市・郡が遂行する事業に対して行政的・財政的支援ができる。(江原特別法第17条)

(農業・食品産業・林業等の振興)

- ・道知事は、農村活力を創出し、これに必要な民間投資を活性化するため、農林畜産食品部長官の承認を受けずに農業振興地域を指定・変更又は解除することができる。(江原特別法第50条)
- ・農地法第34条による農地の転用許可(変更許可を含む。)に関する農林畜産食品部長官の権限は、道知事の権限とする。(江原特別法第51条)

(軍事保護に関する特例)

- ・道知事又は管轄市長・郡守は、管轄部隊長に民間人統制線又は保護区域の指定・変更又は解除を建議することができ、管轄部隊長は道知事又は市長・郡守が建議した事項が反映されない場合にはその理由を提示しなければならない。(江原特別法第70条第1項及び第2項)
 - ・国防部長官は「軍事基地及び軍事施設保護法」第16条による保護区域など管理基本計画を樹立する時にはあらかじめ道知事の意見を聴かなければならない。(江原特別法第70条第5項)
- その他、国土計画や産業団地の造成及び管理、教育環境などにおける自治権を持つ。

(5) 自治財政

- ・道知事は、予算編成過程に住民が公募方式などによって参加できるようにしなければならず、住民参加予算の範囲、参加住民の選定方法及び手続、住民参加過程などに関して必要な事項は道条例で定める。(江原特別法第18条第1項及び第2項)
- ・国家は、江原特別自治道の発展のための安定的な財政確保のために各種国家補助事業の遂行などにかかる費用に対して、「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」の地域均衡発展特別会計(旧：国家均衡発展特別会計)を別途設け支援することができる。(江原特別法第19条)
- ・道知事は、財政が収支均衡の原則に従って健全に運営されるよう必要な施策を講じなければならず、詳細な事項は、道の条例で定める。(江原特別法第20条第1項及び第2項)

4 改正の経緯

江原特別法は、発足以前の2022年10月に一部改正が行われた。江原道の地域的・歴史的・人文的特性を生かして高度な自治権を保障する江原特別自治道の発足を控え、中央政府の権限移譲と特例条項反映などのための政府部署との協議を促進するために支援機関を設置する必要があることから、国務総理の所属として江原特別自治道支援

委員会を設置し、江原特別自治道の中長期的発展と行政的・財政的支援方策に関する事項などを審議することとし、これを通じて実質的な地方分権を達成し、地域競争力を向上させるよう改正を行った。

また、2023年6月、名実共に特別自治道として自治権が保障された運営をすることを目的に全部改正がなされ、核心的な権限移譲と特例規定を用意するなど現行制度の運営上現れた一部不備が改善・補完された（2024年6月施行）。この際、法律の名称も現行の「江原特別自治道の設置及び未来産業グローバル都市造成のための特別法」へ変更された。

5 課題

济州特別自治道は「国際自由都市」、世宗特別自治市は「行政中心複合都市」といった国家的なビジョンの下で具体的な推進課題に取り組むこととしているが、特別自治道としての地位の獲得が制度的に先行したことから、現段階では制度運用や地域構造における具体的な変化は限定的であるとされている。

人口においては、18の基礎自治団体のうち12団体が、いわゆる「人口減少地域」に指定（人口減少地域については、第1章第4節参照）され、2023年の高齢化率は24%と超高齢社会に突入しており、中心都市が無い中、経済活動や雇用、教育・医療機能などの分野において周辺地域に波及する、いわゆるスピルオーバー効果については検証が必要とされている。

税制面においては、济州特別自治道や世宗特別自治市のように普通交付税等の特例措置（特定の自治体に対して特例的に交付税の加算を行う）が適用されておらず、2025年度の財政自立度は28.2%と全国平均（33.8%）を下回っている状況のため、特別自治道としての財政自立権限（独自課税・収入手段）の拡充が求められている。

また、「環境・農業・軍事・山林」分野における権限移譲が進められているものの試行的又は限定区域など制限的な特例も多く、特別自治制度の完成を意味する「第3次特別法改正案」は未成立の状態にある。

このような中、「未来産業グローバル都市開発に関する総合計画」のほかに、企業が入り、人があふれる自由の地「未来産業グローバル都市」に生まれ変わるための発足後10年大計基本構想案「未来江原2032」発展戦略を定め、2032年までに「環境・農業・軍事・山林」の規制緩和による人口200万人達成（2023年度153万人）、江原先端科学技術団地・研究開発特区などを活用した未来産業育成基盤（半導体、バイオヘルス、未来モビリティ等）の造成による地域内総生産100兆ウォン達成（2022年度48.2兆ウォン）、港湾型自由貿易地域指定、企業誘致など観光及び雇用創出などを中心に滞在型グローバル観光・ビジネスインフラを完成させ、観光・休養・仕事など多様で複合的な目的の滞在及び訪問人口を増やす5大観光ベルト（DMZ生態ベルト、スマート休養都市ベルト、高原ウェルネスベルト、グローバル観光都市ベルト、海洋雪岳ベルト）を構築することとしており、深刻な地方消滅の危機意識が広まる中で、今後の展開が注目される。

第7節 全北特別自治道

1 全北特別自治道の発足

韓国の南西部に位置する全羅北道は、韓国政府が大規模な干拓事業を行ってきた地域であるが、ICTやIoTなどの第4次産業革命の進展により新技術の発展が加速化している中、全羅北道の成長を主導していた第1、2次産業の更なる成長は困難とみなされ、GRDP（地域内総生産）は、2005年までは全国の3%台を維持していたものの2006年以降は2%台に減少した。

また、地域の中核となる大都市である広域市と隣接していない全羅北道はこれまでの国土計画及び各種政策の恩恵を十分に受けることができなかったことから、全国的に偏りのない発展を図ろうとする政府の「超広域均衡発展政策」*により他圏域と同等の支援を受け、農業・バイオ・再生医療の農生命産業など地域の特化産業を活用して他圏域と機能的に連携ができる「独自圏域」を構築するため、より高度な自治権を付与することにより国家均衡発展の実現及び地域競争力の強化を図ることを目的として、2023年1月に「全北特別自治道の設置に関する特別法（現：全羅北道特別自治道の設置及びグローバル生命経済都市造成のための特別法（以下、全北特別法））」が制定され、2024年1月に全北特別自治道が発足した。

※超広域均衡発展政策・・・複数の市道（広域自治団体）が連携し、「広域生活圏」又は「経済圏」を構築できるよう国が制度的・財政的支援を行うもの。

2 全北特別法の構成

全北特別法は全131条と附則で構成されており、その主要な内容は次のとおりである。

(1) 総則

- ・従来の全羅北道の地域的・歴史的・人文的特性を生かし、高度の自治権が保障される全北特別自治道を設置することで、実質的な地方分権を保障し、規制革新を通じた自由な経済活動及び地域資源の賢明な活用によりグローバル生命経済都市を形成し、道民の福利増進と国家発展に寄与することが、全北特別法の目的である。（全北特別法第1条）
- ・「生命経済」とは、生命と環境にやさしい成長を目標として、持続可能性を維持しながら公益的付加価値を創り出す活動をいう。
- ・「グローバル生命経済都市」とは、生命経済活動が最大限保障されるよう規制を緩和し、国際的基準を適用する地域的単位をいう。

(2) 全北特別自治道の設置・運営

- ・政府の直轄で全北特別自治道を設置する。（全北特別法第8条）
- ・国務総理所属の全羅北道特別自治道支援委員会を設置する。支援委員会は、行政規制の自由化や中長期的発展方案などを審議した後、審議結果を関係中央行政機関の長に通知し、通知を受けた関係中央行政機関の長は必要な措置をしなければならない。（全北特別法第12条）

- ・道知事所属として監査委員会を置く。監査委員会は全北特別自治道とその所属機関の活動に関する調査・確認・分析などを行う。(全北特別法第 117 条)

(3) グローバル生命経済都市の開発

- ・道知事は、グローバル生命経済都市開発に関する総合計画を策定しなければならない。(全北特別法第 15 条)
- ・計画では、生命産業(バイオ、医療、健康、農業、食品等)、転換産業(炭素依存型からグリーン産業などへ転換)、金融産業、観光産業など、生命経済に関連する地域産業の振興を始め、海洋の利用・開発及び保全に関する事項や天然資源の利用・開発など長期的発展及び持続可能なグローバル生命経済都市としての開発を図る。(全北特別法第 15 条)

(4) セマングム事業推進

ア 概要

- ・セマングムは、全北特別自治道扶安郡及び群山市を結ぶ世界最長の防潮堤(33.9km)を築堤し、土地(約 291 km²)及び淡水湖(約 118 km²)で約 409 km²の総面積を有する韓国最大規模の干拓地である。
- ・当該地域は、東北アジアの経済中心地として「グローバル一流セマングム」を目指す国家プロジェクトとして、セマングム開発事業を総括・推進するため、政府は 2013 年に「セマングム開発庁」を設置し、セマングム開発総合計画の策定・調整、投資誘致、規制特例や税制優遇などの制度整備を政府直轄で一元的に管理しており、現在では、新再生エネルギーやバイオ産業など、多様な産業の拠点として発展を続けている。
- ・政府は、セマングムの開発を効率的に進めるため、土地の面積約 291 km²を 4 段階に分けて開発を進めており、2050 年までに敷地開発を完了する予定としている。
- ・計画通りに開発された場合、開発に伴い新たに発生・流入すると予想される誘発人口は約 70.6 万人と推定され、セマングム地域内に約 26.9 万人(38.1%)、地域外の既存都市に約 43.7 万人(61.9%)が居住する見通しである。

イ 法律上の位置付け

- ・道知事は、「セマングム事業推進及び支援に関する特別法」第 2 条第 1 号に規定するセマングム事業地域の全部又は一部について、全北特別法に基づく事業・施策・地区等を施行・推進・指定し、又はその施行・推進・指定を許可・認可・承認しようとするときは、あらかじめ同法第 34 条に基づくセマングム開発庁長と協議しなければならない(全北特別法第 7 条第 1 項)。
- ・セマングム事業地域の全部又は一部について全北特別法に基づき策定される計画・施策は、「セマングム事業推進及び支援に関する特別法」に基づくセマングム事業の基本計画及び実施計画を十分に考慮し、相互に調和と均衡を図らなければならない(全北特別法第 7 条第 2 項)。
- ・道知事は、ドローン、無人農業機械、自動運転車、無人船舶及び関連部品等の無人移動体産業の技術商用化のため、セマングム事業地域に無人移動体総合実証団

地を構築するなど、必要な施策を整備し推進しなければならない（全北特別法第 41 条第 1 項）。国及び全北特別自治道は、施策の推進に必要な行政的・財政的支援を行うことができる（全北特別法第 41 条第 2 項）。

- ・道知事は、セマングム事業地域の雇用活性化のため、関係中央行政機関の長（セマングム庁長を含む。）と協議を経て、道条例で定めるところにより、セマングム事業地域の全部又は一部をセマングム雇用特区として指定することができる（全北特別法第 64 条第 1 項）。
- ・道知事は、同条第 1 項に基づくセマングム雇用特区において必要な労働力の円滑な需給及び労働者の職業安定のため、「職業安定法」第 4 条の 2 第 1 項に基づく求人紹介、職務指導及び職務情報提供を行う業務を遂行する支援機関を設置・運営することができる（全北特別法第 64 条第 2 項）。
- ・雇用労働部長官は、同条第 2 項に基づく支援機関に対し、「雇用政策基本法」第 11 条第 2 項に基づき、必要な支援を行うことができる（全北特別法第 64 条第 3 項）。
- ・その他、第 1 項に基づくセマングム雇用特区の指定・解除・運営等に必要事項は、道条例で定める（全北特別法第 64 条第 5 項）。
- ・道知事は、生命経済研究産業の振興のため、科学技術情報通信部長官に対し、次の各号のいずれかに該当する地域について、同法に基づく研究産業振興団地を指定し、又は直接造成してくれるよう提案することができる（全北特別法第 75 条）。
 - ①セマングム事業地域のうち、セマングム庁長と協議して定める地域
 - ②食品産業振興法第 12 条第 2 項第 2 号により造成された国家食品クラスター

(5) 自治権の強化

ア 自治組織と人事保障

- ・道知事は、自治行政遂行能力の向上と所属公務員の能力開発のために、所属公務員定数の 100 分の 5 の範囲で、他の地方自治団体、国家機関、公共団体、国外行政機関その他機関長との協議を経て人事交流を行うことができる。
- ・道知事は効率的な業務遂行のために職位別職務の内容・特性などを考慮し、該当機関内部又は外部の公務員の中でその職位に適合した人を任用する必要がある職位は公募職位に指定して運営することができる。
- ・道知事又は道教育監は、道条例で定めるところにより、地域人材を選抜して 3 年の範囲内で勤務させ、その勤務期間中に勤務成績と資質が優秀だと認められる人は修習期間が終わる 1 ヶ月前までに道人事委員会又は道教育庁人事委員会の審議を経て 7 級以下の公務員として任用することができる。

イ 住民投票の特例

- ・条例で定める数以上の署名により住民投票の実施を請求することができる。
- ・道知事は、予算編成過程に住民が公募方式などによって参加できるようにしなければならない、住民参加予算の範囲、参加住民の選定方法及び手続、住民参加過程などに関して必要な事項は道条例で定める。

ウ 住民参加予算制度

- ・道知事は、予算編成過程に住民が公募方式などによって参加できるようにしなければならず、住民参加予算の範囲、参加住民の選定方法及び手続、住民参加過程などに関して必要な事項は道条例で定める。

エ 特例付与及び支援

- ・全北自治道の市長・郡守は道知事との協議を経て「地方自治法」第 198 条第 2 項第 2 号により該当市・郡に対する特例付与を行政安全部長官に要請することができる。
- ・行政安全部長官は、第 1 項の規定による要請を受けた場合、関係中央行政機関長との協議を経て、関係法律で定めるところにより特例を付与することができ、道は特例を付与された市・郡が遂行する事業に対して行政的・財政的支援ができる。

(6) 自治財政

国家は、全北特別自治道の発展のための安定的な財政確保のために各種国家補助事業の遂行などにかかる費用に対して「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」の地域均衡発展特別会計（旧：国家均衡発展特別会計）に別途勘定を設置して支援することができる。

3 改正の経緯

全北特別法は、発足以前の 2023 年 12 月に全部改正が行われた。改正により、全羅北道の歴史的・人文的・地理的特性を生かして国家発展と道民の福利増進に寄与できる権限移譲と特例規定が用意されたほか、現行法令上の一部不備が補完された。この際、法律の名称も現行の「全北特別自治道の設置及びグローバル生命経済都市造成のための特別法」へ変更された。

4 課題

全北特別自治道においては、特別自治道としての地位の獲得が制度的に先行し、現段階では制度運用や地域構造における具体的な変化は限定的であるとされている。

また、江原特別自治道と同様、全北特別自治道には広域市がなく、14 の基礎自治団体のうち 10 団体が人口減少地域に指定されており、人口減少率や高齢化率は全国平均よりも高い状況にあるため、経済活動や雇用、教育・医療機能などの分野におけるスピルオーバー効果について検証が必要とされている。

産業基盤も他の市・道と比べて不足しており、人口が少ないことから、独自の歳入拡充に限界があり、財政自立基盤が脆弱で 2025 年度の財政自立度は 23.5%と市道の中で最も低い数値である。

産業においては、主要財閥系大企業の拠点がなく、農業・食品加工など一次産業への依存度が高く、高付加価値化や雇用の創出が遅れている状況にあり、特別自治道への昇格による今後の変化・成長が注目されている。

第8節 濟州特別自治道

1 濟州特別自治道の発足

濟州道は 2006 年 7 月に、軍事・外交・司法を除くの高度な自治権を付与された地方分権モデル「濟州特別自治道」へ転換した。こうした濟州特別自治道における行政体制の特殊性を考慮して、その地位・組織及び行政・財政などの運営に対する特例を別の法律（濟州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法（以下、「濟州特別法」））によって定めることとしている（地方自治法第 197 条第 2 項）。

濟州特別法では、濟州特別自治道において「理想的分権モデルの具体化」と「国際自由都市への持続的発展のための土台構築」を実現させるための各種規定が設けられている。

2 濟州特別法の構成

濟州特別法は全 481 条と附則で構成されており、その主要な内容は次のとおりである。

(1) 総則

- ・高度の自治権が保障される実質的な地方分権を実現し、行政規制の幅広い緩和・国際的基準の適用・環境資源の管理による環境にやさしい国際自由都市を整えることが、濟州特別法の目的である。
- ・「国際自由都市」とは、人・商品・資本の国際的な移動と企業活動の便宜が最大限に保障されるよう、規制の緩和と国際的基準が適用される地域的単位をいう。

(2) 濟州特別自治道の設置・運営

- ・政府の直轄で濟州特別自治道を設置する。
- ・濟州特別法の目的を達成するために、國務総理所属の濟州特別自治道支援委員会を設置する。支援委員会は、濟州特別自治道への中央行政機関の権限移譲（外交・国防・司法などの国家存立事務は除く）と規制自由化を担当する。
- ・濟州特別自治道は自治組織、人事制度及びその運営において自律性を持つ。
- ・道知事所屬として監査委員会を置く。監査委員会は濟州道とその所屬機関の活動に関する調査・確認・分析などを行う。
- ・その他、教育自治制、自治警察制なども保障される。

(3) 国際自由都市の開発及び基盤造成

- ・道知事は国際自由都市の開発に関する総合計画を策定する。
- ・国際自由都市開発事業の効率的な推進のために、濟州国際自由都市開発センターを設立する。開発センターは事業展開、国内外投資誘致関連業務、開発に必要な資金造成のための収益事業展開などを行う。
- ・査証免除制度の拡大など、外国人の自由往来及び定住環境造成のための法的基盤を作る。
- ・教育において、私立大学の指導・監督権の道知事への移譲など学校法人の設立運営に関する特例を設ける。また、国際学校への設立などを通して英語教育都市を造成

する。

- ・韓半島と世界平和に寄与するため、済州道を「世界平和の島」として指定する。

(4) 産業発展及び自治分権強化

- ・観光、農業、漁業、林業、知識経済産業などの産業振、医療保険福祉の増進を図る。
- ・同時に環境の保全、持続可能な発展が行われるようにする。
- ・国土計画・利用、建築・建設において自治権を持つ。

3 制度の改善過程

済州特別自治道発足以後、済州特別法改正を通じた制度改善が段階的に推進されており、2025年2月時点で、済州特別法制定の第1段階から第7段階にわたる制度改善がなされた。各段階における主要な内容は次のとおりである。

(1) 第1段階 2006.02.21. 1,062件の制度改善

- ・行政体制改編 → 単一広域自治団体として改編
- ・組織・人事・制定の自律性確保 → 高度の自治権付与
- ・初の監査委員会・自治警察団(※)新設、特別行政機関(7つ)移管
※国家警察との併設での運用であり、自治警察は交通法規違反取締等を担う。
- ・ノービザ入国拡大、国際高校設立許容など

(2) 第2段階 2007.08.03. 1次改正、278件の制度改善

- ・核心産業中心の規制緩和 → 国際自由都市としての制度的基盤の拡充
- ・4+1核心事業：教育、観光、医療、クリーン1次、先端事業育成のための制度を設ける

(3) 第3段階 2009.03.25. 2次改正、365件の制度改善

- ・観光3法の一括移譲 → 観光産業に対する高度の自律性確保
- ・農地及び都市開発権限を移譲

(4) 第4段階 2011.05.23. 3次改正、2134件の制度改善

- ・包括的自治権を付与、規制自由化システムを構築
- ・119個の法律を一括移譲
- ・国際学校の韓国人入学資格の拡大、自治財政運用の自律性強化など

(5) 第5段階 2015.07.24. 全部改正、698件の制度改善

- ・わかりやすい法令整備のため全部改正が推進された
- ・追加権限移譲、権限移譲の不備補完、立法体系整備

(6) 第6段階 2020.06.11. 一部改正

- ・済州道民が政策決定過程に参加しやすくするなど、済州道の自治機能を拡大・補完
- ・済州の自然環境に対する管理を強化
- ・投資誘致及び開発健全性の向上
- ・保健医療発展計画の樹立周期を短縮、レンタカーに最高速度制限装置を設置、車庫地証明制の実効性確保など、健康と安全に関する対策を設ける

(7) 第7段階 2023.07.11. 一部改正、30件の制度改善

- ・第6段階までの制度改善過程で不十分だった自治権限強化、地域共生発展、クリーン環境保全等を補完
- また、これら7段階の制度改善を通じて、中央政府から5,321件の権限移譲がなされた。

4 成果と課題

〈図表2-8〉 項目別成果及び課題

	成果	課題
人口	2023年の人口は約70.1万人で2013年比で約15.9%増加。	2023年は-1,687名の社会減、-1,455名の自然減となっており、全体の人口増加率も鈍化傾向。
産業競争力	2022年のGRDP(地域総生産)は、21兆ウォンで2013年比で約50.8%増加。2022年の1人当たり地域内総生産は、3,120万ウォンで2013年比で670万ウォン増加。2023年の実質経済成長率は3.0%で、全国平均の1.4%より高い数値を記録。	2018年から2022年までの実質経済成長率は、全国平均よりも数値が低く、観光産業が主幹産業のため、景気や国際情勢、パンデミックの影響を受けやすい。
観光客	2023年の年間観光客数は約1,337万人で、2013年比で約23.2%増加。	国内観光客は2013年比で約48.7%増加しているものの、外国人観光客は約69.6%減少している。
財政	2022年の地方税収増加率は前年比16.9%で、全国平均の5.1%よりも10%以上高い数値を記録。	2019年から2022年の年平均増加率は9.1%で、全国平均の9.4%よりも低く、地方財政自立度も約34.1%と全国平均の40.1%を下回っている状況。
自治基盤	制度改善を段階的に進め、2023年度時点で、5,321件の権限移譲を完了。	基礎自治団体がいないため、「済州型基礎自治団体」の発足による更なる地方分権を促進。

濟州特別自治道は、2021年12月に第3次濟州国際自由都市総合計画を策定し、次のような計画・管理指標を定めている。

〈図表2-9〉 第3次濟州国際自由都市総合計画（一部抜粋）

区分	計画指標	当初	目標（2031年）	実績（2023年）
人口数	総人口	69万人 (2021年)	75万人	70.1万人
	生産年齢人口 (15～64歳)	47.7万人 (2021年)	49.4万人	49万人
	高齢人口 (65歳以上)	10.6万人 (2021年)	17.6万人	12.2万人
経済全般	G R D P (地域総生産)	20兆2,611億 ウォン(2019年)	30兆3,702億 ウォン	21兆481億 ウォン
	全従業員数	286,304人 (2019年)	350,000人	320,419人 (2022年)
	創業企業数	19,938件 (2019年)	25,000件	18,874件
観光客数	訪問観光客数	・1,528万人 (2019年) ・1,023万人 (2020年)	1,800万人	1,337万人
	うち外国人客数	172万人 (2019年)	250万人	70.9万人

また、濟州特別自治道は、特別自治道発足から変化した社会情勢に対応するため、道民の自己決定権を通じた道民主義の実現を目標に、「濟州型基礎自治団体」の発足を推進している。

(1) 背景

推進の背景の一つに、行政市制度の限界が挙げられる。2006年の特別自治道の発足時に、従来の基礎自治団体である4市・郡を統合して2つの行政市を置く単層的自治構造となった。一般の広域自治団体が広域・基礎の重層的構造であるのに対し、市・郡・区等の基礎自治団体を置かない構造となったのである。この体制は現在も続いているが、社会情勢の変化に伴い行政サービスが複雑化していく中で、住民との接近性向上の必要性が指摘されている。また、行政市は、道の下部機関としての行政便宜上の地域的区分に過ぎず別途の自治権を持たないことから、道知長を任命するため知事の権力が過度になる点も指摘されている。そこで、2つの行政市（濟州市、西帰浦市）のうち濟州市を2つに分けた3つの基礎自治団体（東濟州市、西濟州市、西帰浦市）を発足させることにより、自治権と法人格を兼ね備えた基礎自治団体の体制を整え、地方の自立性及び責任性の強化や、実質的な地方分権を実現するために、濟州型基礎自治団体の発足を推し進

めている。

(2) 推進実績

「済州特別自治道基礎自治団体設置準備団」を設立し、2026年7月の発足を目指して様々な取り組みが行われている。

〈図表2-10〉 済州型基礎自治団体発足に向けた主な取り組み（2022年～）

年月	内 容
2022年	・「済州特別自治道行政体制改編委員会」設立（～2024年2月）
2023年	・公論化研究用役の推進（専門家や道民による討論会、世論調査等） ・行政体制改編のための住民投票の手続的根拠の内容を含む済州特別法の一部改正（2024年1月施行）
2024年	・「済州特別自治道行政体制改編推進団」新設 ・「済州特別自治道基礎自治団体設置準備団」に組織拡大 ・3つの基礎自治団体設置内容を盛り込んだ住民投票実施を建議 ・道知事、行政副知事、準備団長、国会、中央政府等関係機関との協議（69回、2022～2024年）

参考：済州特別自治道公式ウェブサイト（2024.12.31 現在）

(3) 今後の計画

「済州型基礎自治団体」の2026年7月の発足に向けて、発足に係る住民投票の実施、長年固着化した広域自治団体と基礎自治団体間の事務配分の改編、財政条件を考慮した財政配分、関係法令の整備及び組織改編等、行政インフラ造成の体制を整えていく方針を示しており、2023年度時点で5,321件の権限移譲がなされたが、基礎自治団体の発足により、更なる権限移譲の推進を図ることとしている。

第9節 特例市制度

1 特例市制度の発足

従来、韓国では人口 100 万人以上の大都市は少なく、一般市が人口 100 万人を超えると道から分離して広域市に昇格してきた。しかし、首都圏への人口集中の加速により人口 100 万人を超える市が続々と登場したことから、基礎自治団体の法的地位を維持しつつこれらを新たに分類する必要性が提起され、地方自治法全部改正（2022 年 1 月施行）により、特例市制度が導入された（地方自治法第 198 条第 2 項第 1 号）。

2 特例市の認定基準、現況

特例市の認定基準は「地方自治法施行令」に規定されており、前年度末の人口が 2 年間続けて 100 万人以上でなければならないとされている（地方自治法施行令第 118 条第 1 項）。当該人口は、住民登録者・外国国籍同胞・在留外国人数を合算した数で、四半期別の平均が 2 年連続で 100 万人に達しない場合、その翌年から特例市から除外される（地方自治法施行令第 118 条第 2 項）。

現在、特例市に指定されている団体は 5 市で、制度導入時に京畿道水原市をはじめとする 4 市が指定され、2025 年 1 月に新たに京畿道華城市が指定された。

〈図表 2-11〉 特例市に指定された市

指定日	市	人口（人）	面積（k m ² ）
2022 年 1 月 13 日	京畿道水原市	1,193,005	121.10
同 上	京畿道高陽市	1,070,120	268.15
同 上	京畿道龍仁市	1,085,864	591.25
同 上	慶尚南道昌原市	999,858	749.24
2025 年 1 月 1 日	京畿道華城市	968,821	700.77

参考：行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」（2024.12.31 現在）（人口及び面積）

3 特例市の特例

大都市では、人口集中による広域行政需要が増しているが、法的地位は依然として基礎自治体にとどまるため、事務処理権限や行政組織、財政の限界等により、適切に対応することが困難な場合もある。そこで、韓国においても法令上の大都市制度が存在し、従来から人口 50 万人以上の大都市は、事務や組織、財政の特例が認められている。そして、地方自治法全部改正（2022 年 1 月施行）により、人口 100 万人以上の市については、新たに「特例市」の名称を付与し、より一層の自律性を確保させることとした。特例市はあくまでも基礎自治体の範疇にあるものだが、既存の人口 50 万以上の大都市の特例に加え、追加的な特例が認められている（地方自治法 198 条第 2 項）。

特例市の特例事項は「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法（以下、自治分権法）」に規定されており、地方自治法全部改正（2022 年 1 月施行）の後、自治分権委員会（現：地方時代委員会）の審議を経て自治分権法の一部改正が行われ、追加的に 6

つの権限と事務の移譲が行われた（2023年4月施行）。現在、特例市の特例は次のようなものがある。

（1）事務特例（自治分権法第59条）

- ・「地方公企業法」第19条第2項の規定に基づく地域開発債券の発行。この場合、予め地方議会の承認を受けなければならない（自治分権法第59条第1項）。
- ・「建築法」第12条第2項第1号の規定に基づく建築物に対する許可。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物にあつては、予め、道知事の承認を受けなければならない。
 - ア 51階以上の建築物（延べ床面積の100分の30以上を増築して階数が51階以上になる場合を含む。）
 - イ 延べ面積の合計が20万㎡以上の建築物（延べ面積の100分の30以上を増築して延べ面積の合計が20万㎡以上となる場合を含む）
- ・「宅地開発促進法」第3条第1項の規定に基づく宅地開発地区の指定（都知事が指定する場合に限る）。この場合、予め管轄の道知事と協議しなければならない。
- ・「消防基本法」第3条及び第6条に基づく火災予防、警戒、鎮圧、調査並びに火災、災害、その他の緊急な状況における救助、救急等の業務
- ・道知事を経由せずに「農地法」第34条に基づく農地転用許可申請書の農林畜産食品部長官への提出
- ・「地方自治法」第125条に基づく地方自治体別定員の範囲で定める5級以下職級別・機関別定員の策定
- ・道知事を経由せずに「開発制限区域の指定及び管理に関する特別措置法」第4条に基づく開発制限区域の指定及び解除に関する都市・郡管理計画の変更決定の要請。この場合、予め管轄の道知事と協議しなければならない。
- ・「環境改善費用負担法」第9条第5項及び第22条に基づく環境改善負担金の賦課・徴収
- ・市・道が管理・運営する「地方管理貿易港」に関する下記ア～エの港湾関連業務について道知事を経由せずに実施。
 - ア 「港湾法」に基づく 港湾の開発・管理に関する行政事務
 - イ 「船舶の入港及び出港等に関する法律」に基づく船舶の入出港に関する行政事務
 - ウ 「港湾運送事業法」に基づく港湾運送事業・港湾運送関連事業の登録・届出・管理等の行政事務
 - エ 「海洋環境管理法」の規定に基づく海洋施設の設置・変更の届出の受理、立入検査・報告の徴取、特定の違反行為に対する過料の賦課・徴収を行うことができる。
- ・「公有水面の管理及び埋め立てに関する法律」の規定に基づく管轄する地方管理貿易港湾区域内における放置船舶の除去及び公有水面の占用・使用許可等の管理
- ・「山地管理法」第14条第1項の規定に基づく林業庁が管轄していない国有林・公有

林・私有林のうち、面積が大きい山地（一般山地は 50 万㎡以上 200 万㎡未満、保全山地は 3 万㎡以上 100 万㎡未満）について、山地の開発や利用目的で転用する際の申請手続や審査・許可に関する業務

- ・「建設技術振興法」第 5 条第 1 項の規定に基づく建設事業に関わる技術的な判断を審議する地方建設技術審議委員会の構成及び運営に関する業務
- ・「物流施設の開発及び運営に関する法律」に基づく物流団地（物流施設が集約されたエリア）の指定、指定解除及び開発、運営等に関する業務

（2）組織特例（自治分権法第 60 条）

- ・一般市は「地方自治法」第 123 条第 1 項の規定により副市長の定員は 1 名とされているが、特例市にあってはこの規定にかかわらず、定員は 2 名とされている。この場合、副市長 1 人は、一般職、別定職（秘書官、秘書など法令で別定職として指定する公務員）又は任期制地方公務員として補することができる。

なお、副市長 2 人を置く場合における名称は、それぞれ第 1 副市長及び第 2 副市長とし、その事務分掌は、当該地方自治体の条例で定める。

- ・「地方自治法」第 68 条に基づき、地方議会の常任委員会及び特別委員会に設置する地方議員でない専門知識を有する専門委員の定員、第 102 条に基づく議会事務局の職員数及び第 125 条に基づく業務を分担するために必要な行政機構及び職員数については、特例市の人口、都市特性、面積等を考慮し大統領令で定めることができる。

（3）財政特例（自治分権法第 61 条）

- ・道知事は、「地方財政法」第 29 条により配分される調整交付金とは別に、第 58 条第 1 項に基づく大都市の場合には、当該市から徴収する道税（原子力発電に対する地域資源施設税、消防分地域資源施設税及び地方教育税は除く）のうち、100 分の 10 以下の範囲で一定の割合を追加で確保し、当該市に直接交付することができる。
- ・第 1 項により大都市に追加交付する道税の割合は事務移譲の規模及び内容などを考慮して大統領令で定める。
- ・「地方税法」第 142 条第 1 項の規定に基づく消防分地域資源施設税は、「地方税基本法」第 8 条第 2 項第 2 号の規定により通常は道税として扱われるが、特例市においては、道税ではなく市税として扱う。

第 10 節 特別地方行政機関

特定の中央行政機関の業務のうち、地域で処理すべき事務を当該管轄区域内で処理するために設置された国の行政機関をいう。国の事務を、地域で処理するという点で、地方自治事務を遂行する地方自治団体とは区別される。日本でいう地方支分部局に相当。

〈図表 2 - 12〉 特別地方行政機関の施設数(2020.5.1 基準)

類型別	施設数			
	計	1 次	2 次	3 次
計	5,137	256	822	4,059
雇用労働行政機関	48	6	42	0
税務行政機関	204	41	144	19
公安行政機関	2,734	94	452	2,188
現業行政機関	1,839	1	9	1,829
その他行政機関	312	114	175	23

参考：「法と企業研究 第 13 巻 第 1 号」（2023 年 5 月 3 日）」

※ 1 次、2 次、3 次の区別

1 次機関は、企画及び管轄区域内の業務統括、2・3 次機関に対する監督業務、地方事務所に対する地域別業務分掌、所属機関の服務及び人事・予算管理、本部と地方事務所間の連携業務を行う。その他の機関によっては、2・3 次機関の管轄外地域で 2・3 次機関と同一業務を遂行する場合もある。

第 2 次と第 3 次機関は、第 1 次機関が提示する基本方針に従って業務を遂行する。第 2・第 3 次機関の違いは管轄地域の規模又は範囲による分類であり、機能上は特段の違いがない。

〈図表 2 - 13〉 特別地方行政機関の種類

(2024. 6. 30 現在)

類型別	部署名	機関名
雇用労働行政機関	雇用労働部	地域雇用労働庁（支庁、出張所）
税務行政機関	国税庁	地方国税庁（税務署、税務署支所）
税務行政機関	関税庁	税関（支援センター）
公安行政機関	法務部	地方矯正庁（刑務所（支所）、拘置所（支所））
公安行政機関	法務部	少年院（青少年非行予防センター）
公安行政機関	法務部	少年分類審査院（青少年非行防止センター）
公安行政機関	法務部	保護観察所（支所）
公安行政機関	法務部	位置追跡管制センター
公安行政機関	法務部	出入国・外国人庁（出張所）
公安行政機関	法務部	出入国・外国人（出張所）
公安行政機関	法務部	外国人保護所（出張所）
公安行政機関	法務部	出入国・外国人支援センター
公安行政機関	国土交通部	国土管理庁（国土管理事務所）
公安行政機関	国土交通部	航空庁
公安行政機関	国土交通部	鉄道特別司法警察隊（センター）
公安行政機関	国土交通部	地方鉄道特別司法警察隊（センター）
公安行政機関	警察庁	地方警察庁・警察署・地区隊・派出所
公安行政機関	海洋警察庁	地方海洋警察庁 （地方海洋警察庁海洋警察署、地方海洋警備安全本部沿岸交通管制センター・港湾交通管制センター）
公安行政機関	検察庁	高等検察庁（地方検察局（支庁））
現業行政機関	科学技術情報通信部	郵政事業本部地方郵政庁 （郵便局、郵便集中局、郵便物流センター）
その他行政機関	公正取引委員会	地方公正取引事務所
その他の行政機関	原子力安全委員会	地域事務所
その他行政機関	国家報勲処	地域報勲処・報勲支庁
その他行政機関	食品医薬品安全処	地方食品医薬品局 （試験分析センター、輸入食品検査所）
その他行政機関	産業通商部	鉱山保安事務所
その他行政機関	保健福祉部	疾病管理本部国立検疫所（支所）
その他行政機関	環境部	流域環境庁

その他行政機関	環境部	地方環境庁（環境出張所）
その他行政機関	環境部	首都圏大気環境庁
その他行政機関	国土交通部	地方国土管理庁（国土管理事務所、国土管理事務所出張所）
その他行政機関	国土交通部	地方航空公庁（航空管理局事務所、空港出張所、飛行検査センター）
その他行政機関	国土交通部	洪水統制センター
その他行政機関	水産海洋部	地方海洋水産庁（建設事務所、海洋水産事務所（出張所）、航路標識事務所）
その他行政機関	調達庁	地方調達庁
その他行政機関	統計庁	地域統計庁（事務所）
その他行政機関	兵務庁	地方兵務庁（支庁）
その他行政機関	山林庁	地方山林庁（国有林管理所）
その他行政機関	中小ベンチャー企業部	地方中小企業庁（事務所）
その他行政機関	特許庁	特許庁ソウル事務所
その他行政機関	気象庁	地方気象庁（气象台、気象支庁）
その他行政機関	気象庁	航空気象庁（气象台、空港気象室）

※括弧内はそれぞれの下級行政機関

参考：行政安全部「政府情報組織管理システム」

特別地方行政機関は、地方自治団体と類似した業務を重複的に遂行することにより行政の非効率性をもたらすという批判を受けてきたが、2003年に成立した「地方分権特別法」で特別地方行政機関の整備が明示され、その後制定された地方分権に関する法律（現行は「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」）でも特別地方行政機関の整備を地方分権の主要推進課題としている。

しかし、特別地方行政機関の事務の地方移譲は数回にわたる建議と勧告があったが、中央政府の反発、推進力不足などにより実行されなかった。

地方行政の非効率性を取り除き、地方の創意性と多様性を尊重し、地域の実情に合わせた現場密着型行政サービスを提供するため、特別行政機関の事務の地方移譲が必要であるという議論が引き続き根強くある。

第3章 地方と国、地方間の関係

第3章 地方と国、地方間の関係

第1節 地方と国の関係

1 行政の関与

地方自治団体と国家機関の関係は、基本的には独立しつつ支援・協力・調整を行う非権力的な監督関係であり、例外的に国政の統合性確保のために権力的監督手段が認められるにすぎない。しかし、国家委任事務（団体委任事務及び機関委任事務）においては、国の強い監督下にある。

〈図表3-1〉行政権による関与

準立法的関与	大統領令等の命令の制定、条例準則・訓令等の制定など
準司法的関与	行政審判制度
行政的関与	非権力的関与及び権力的関与

〈図表3-2〉行政機関（国家）による行政的関与の例

非権力的関与	権力的関与
資料提出の要求	行財政監査の実施
報告の受領	承認、許認可
技術的助言又は勧告、指導	命令、取消などの処分
協議、調整	

(1) 地方自治団体に対する国家の指導・監督・支援・調整

ア 国家の指導・監督関係

- ・地方自治団体の行政機構と地方公務員の定員に係る勧告（地方自治法第125条第3項）
- ・地方自治団体の事務に対する助言・勧告・指導とそれに関する資料提出要求（地方自治法第184条第1項）
- ・国家委任事務処理についての指導・監督（地方自治法第185条）
- ・違法・不当な命令・処分の是正命令（地方自治法第188条）
- ・国家委任事務不履行時の職務履行命令及び代執行（地方自治法第189条）
- ・地方自治団体の自治事務についての監査（地方自治法第190条）
- ・地方議会の違法議決事項等に対する再議要求と提訴（地方自治法第192条）

イ 国家の支援関係（地方自治法第184条第2項）

- ・財政支援：国家補助金、地方交付税など
- ・技術支援：科学・技術の開発・普及など

ウ 紛争及び協議事項の調整

- ・地方自治団体（の長）間の紛争に対する行政安全部長官による調整（地方自治法第165条第1項）
- ・行政協議会において市・道間で合意形成されない場合における行政安全部長官による調停（地方自治法第173条第1項）
- ・中央行政機関と地方自治団体間の長の間の意見相違の場合の協議調整のため、国

務総理所属下に行政協議調整委員会を設置（地方自治法第 187 条第 1 項、同法施行令第 106 条第 1 項）

〈図表 3-3〉 指導・監督者の区分

対 象	指導・監督権者
広域自治団体	行政安全部長官又は主務部長官（国）
基礎自治団体	広域自治団体の長（広域自治団体）…第 1 次的 行政安全部長官又は主務部長官（国）…第 2 次的
国 家 事 務	行政安全部長官又は主務部長官（国）

(2) その他

ア 国家公務員の配置

地方自治団体の職員のほとんどは地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くことができる（地方自治法第 125 条第 5 項）ほか、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。たとえば広域自治団体の副団体長(副知事・副市長)が 2 名以上の場合 1 名以上は政務職又は一般職の国家公務員を任命することとなっている（地方自治法第 123 条第 2 項）。

なお、地方自治団体に勤務する国家公務員の数は、地方自治団体に置く国家公務員の定員に関する法律により制限されており、現在の定員は 59 名となっている。

（地方自治団体に置く国家公務員の定員に関する法律施行令第 2～4 条、中央・地方間の人事交流を除く）。

イ 監査院の検査及び監査

(ア) 必要的検査事項

国家機関である監査院は、地方自治団体及び地方自治団体が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の会計を検査することとされている（監査院法第 22 条第 1 項）。

(イ) 選択的検査事項

監査院は必要と認める場合あるいは国務総理の要求がある場合には、次の事項について検査できる（監査院法第 23 条）。

- a 地方自治団体以外の者が地方自治団体のために取り扱う地方自治団体の現金・物品又は有価証券の受払
- b 地方自治団体が直接又は間接に補助金・奨励金・助成金・出捐金等を交付し又は貸付金等で財政援助を供与した者の会計
- c b の者がその補助金・奨励金・助成金・出捐金等を交付した場合、その交付された者の会計
- d 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の会計
- e 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の出資先の会計
- f 地方自治団体が債務を保証した者の会計
- g 民法法人又は商法法人以外の法人で役員の一部又は全部が地方自治団体から任命されたり任命承認された団体等の会計

- h (ア) 又は b~f の者と契約を締結した者のその契約に関連する事項に関する会計
- (ウ) 職務監察
監査院は、地方自治団体の事務と当該団体に所属する地方公務員の職務、法令に基づき地方自治団体の事務を受託・代行する公務員・準公務員の職務を監察することとされている（監査院法第 24 条）。

2 立法による国家の関与

憲法の規定によって、地方自治団体の組織と運営などは法律で定める。法律の制定を通じて地方自治制度を具体化してその活動の領域と自由を事前に保障・制限することもできる。

地方自治団体の種類、地方議会の組織、権限及び議員選挙並びに地方自治団体の長の選任方法、その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める（憲法第 117 条第 2 項、第 118 条）。国会は法律又は予算の審議権を通じて、地方自治団体の活動を間接的に統制する。

立法による関与は本来、行政の全国的統一を維持する必要があることに関して行政の目的と水準の基準を定めることであるが、行政範囲の拡大とともに地方自治団体の事務に関連する立法が増大している。

さらに、地方自治団体の組織及び運営に関連する事項を法律で定めるとともに、これを補うために行政立法、すなわち大統領令等により規定することも少なくない。

3 司法の関与

司法機関による関与は、地方自治団体の権限行使の適法性を裁判するという事後的関与として現れる。

例えば、地方議会の議決が法令に違反すると判断される時は地方自治団体の長による再議要求のみならず上部行政機関が地方自治団体の長に再議要求を行うことを求めることが可能である。地方議会がそれを再議決した際には、地方自治団体の長は大法院に提訴することができる（地方自治法第 107 条第 3 項、第 172 条第 3 項）が、当該地方自治団体の長が提訴しなければ、上部行政機関が地方自治団体の長に提訴を指示したり、直接提訴できる（地方自治法第 172 条第 4 項）。

憲法は自治団体の違法な処分に対する抗告訴訟、自治団体に対する公法上の権利関係に関する訴訟、その他自治団体が当事者となる訴訟を裁判所の管轄とし（憲法第 107 条）、裁判所は判決を通し、間接的に自治団体に対する法規監督を行う。

4 国と地方又は地方間の権限争議の審判

韓国には憲法裁判所があり、国家機関相互間、国家機関と地方自治団体間及び地方自治団体相互間にその憲法的権限・義務の範囲や内容について争いが生じた場合、当該国家機関又は地方自治団体が憲法裁判所に権限審判請求をすることができ、口頭弁

論により審判を行うこととされている。

憲法裁判所の権限争議決定に対しては、関係国家機関又は地方自治団体は、その処分や不作為を是正しなければならない。なお、他の国家機関や地方自治団体も憲法裁判所の決定を尊重しなければならない（憲法第 111 条、憲法裁判所法第 61 条～第 67 条）。

第2節 地方間の関係

1 基本原則

地方自治団体は独立した法人格を持つ団体であり、相互間には対等かつ独立した関係を持つ。

その前提で、地方自治法は、地方間の協力の仕組みを定めている。

なお、国家委任事務など一定の範囲内においては、広域自治団体の長が基礎自治団体を指導・監督する仕組みとなっている。

2 地方公共団体間の協力・支援関係

(1) 行政協議会

地方自治団体は、2個以上の地方自治団体に関連する事務の一部を共同処理するために、関係地方自治団体の行政協議会を構成することができる(地方自治法第169条第1項)。

関連する事務とは、広域計画及び執行、公共施設の共同設置などであり行政協議会の中には特定の課題への対処を目的とするものも多く、観光開発・交通・教育・エネルギーなど、行政が扱う幅広い課題が含まれる。その他、各地域・都市圏毎の行政協議会等があり、情報交換や懸案問題に対応し、自治団体間の紛争の予防にも繋がっている。

(2) 地方自治団体組合

2以上の地方自治団体が相互間の事務を共同処理するために、法人である地方自治団体組合を設立することができる(地方自治法第176条)。なお、公益上必要な場合、行政安全部長官が地方自治団体組合の設立や解散又は規約の変更を命じることができる(地方自治法第180条第2項)。2025年6月末現在、釜山・鎮海経済自由区域の各種許認可や外資誘致等の事務を行う「釜山・鎮海経済自由区域庁」等5つが存在する。

(3) 事務の委任・委託

所管事務の一部について、他の地方自治団体に委任・委託して処理することができる。(地方自治法第117条、第168条第1項)。

(4) 広域自治団体による基礎自治団体への財政・技術支援

市・郡及び自治区に対しては、市・道から財政及び技術の支援が提供される(地方自治法第184条第2項)。

3 一定の範囲内の指導・監督・調整関係

(1) 広域自治団体による指導・監督関係

国家による指導・監督と同じように、市・郡・区に対する広域自治団体の長(以下「市・道知事」という)による指導・監督も存在する。

・地方自治団体の事務に対する助言・勧告・指導とそれに関する資料提出要求(地方自治法第184条第1項)

- ・国や市・道の委任事務についての市・道知事の指導・監督（地方自治法第 185 条）
- ・違法・不当な命令・処分の是正命令（地方自治法第 188 条）
- ・国や市・道委任事務の不履行時の職務履行命令及び代執行（地方自治法第 189 条）
- ・市・郡・区の自治事務についての監査（地方自治法第 190 条）
- ・地方議会の違法議決事項等に対する再議要求と提訴（地方自治法第 192 条）
- ・市・郡・区の地方自治団体組合に対する指導・監督。なお、市・道の地方自治団体組合に対する指導・監督は行政安全部長官による指導・監督を受ける（地方自治法第 180 条）。

(2) 地方自治団体相互間の紛争調整

地方自治団体相互間や地方自治団体の長相互間において、事務処理に関する紛争が生じた場合、行政安全部長官や市・道知事が当事者の申請により調整できる（地方自治法 165 条第 1 項）。

なお、行政協議会において合意形成されない事項に対しても、行政安全部長官や市・道知事が関係自治団体の長の調整要望により調整できる（地方自治法 173 条第 1 項）。

ア 中央紛争調停委員会による調整（地方自治法第 166 条）

行政安全部内に地方自治団体中央紛争調停委員会を設置し、協議事項の調整に必要な事項を審議・議決する。中央紛争調停委員会が審議・議決する事項は、以下のとおり。

- ・市・道間又はその長の間の紛争
- ・市・道を別にする市・郡及び自治区間又はその長の間の紛争
- ・市・道と市・郡及び自治区間又はその長の間の紛争
- ・市・道と地方自治団体組合間又はその長の間の紛争
- ・市・道を別にする市・郡及び自治区と地方自治団体組合間又はその長の間の紛争
- ・市・道を別にする地方自治団体組合間又はその長の間の紛争

イ 地方紛争調停委員会による調整（地方自治法第 166 条）

中央紛争調停委員会が行う調整以外のものについては、市・道内に地方自治団体地方紛争調停委員会を設置して協議事項の調整に必要な事項を審議・議決する。

第3節 地方自治団体の長の協議体・連合体

1991年の地方自治の復活とともに、地方自治団体の利益を代弁する全国連合組織が順次結成されてきた。

地方自治法第182条第1項では、地方自治団体の長又は地方議会の議長は相互間の交流と協力を増進するとともに、共同の問題を協議するため、次の区分に従い、それぞれ協議会を設立できるとし、全国連合組織に法的根拠を与えている。

- 1 市・道知事
- 2 市・道議会議長
- 3 市長・郡守・自治区庁長
- 4 市・郡・自治区議会議長

また、これら4種の協議体がすべて参加する地方自治団体の連合体も設立可能である（地方自治法第182条第2項）。

協議会又は連合体を設立した場合には、その代表者はそのことを遅滞なく行政安全部長官に申告しなければならない（地方自治法第182条第3項）。また、協議会又は連合体は地方自治に直接的な影響を及ぼす法令等について、行政安全部長官を通じて政府に意見を提出することができる（地方自治法第182条第4項）。

〈図表3-4〉 韓国の地方自治団体全国連合組織

名称	発足年	会長	事務局所在地
大韓民国市道知事協議会	1999年	劉正福（仁川広域市長）	ソウル特別市鐘路区
大韓民国全国市長・郡守・区庁長協議会	1999年	趙在九（大邱広域市南区庁長）	ソウル特別市永登浦区
大韓民国全国市・道議会議長協議会	1991年	安成民（釜山広域市議会議長）	世宗特別自治市
大韓民国市郡自治区議会議長協議会	1991年	金顯基（清州市議会議長）	ソウル特別市永登浦区

（2025年6月末現在）

また、最近の動きとして、国と地方自治団体間の疎通と協力を強化し、地方自治と地域間の均衡発展に関連する重要政策を審議するため、地方自治法の全部改正（2022年1月施行）に併せて「中央地方協力会議」が設置された（地方自治法第186条）。

本協力会議は、大統領が議長を、国務総理と大韓民国市・道知事協議会長が共同副議長を務め、17の広域自治団体の長全員がメンバーとして参加。また、経済副首相、社会副首相、行政安全部長官などの主要な中央行政機関長と全国市長・郡守・区庁長協議会長、全国市・道議会議長協議会長、全国市郡区議会議長協議会長も正式メンバーである。

協力会議では、国家-自治団体間の協力、権限・事務・財源配分など、地方自治との均衡発展に係る事項が幅広く議論され、国と地方自治団体は、会議の結果を尊重し、誠実に履行する義務がある。

円滑な会議運営のために実務協議会も構成される。実務協議会は、行政安全部長官と市・道知事 1 人が共同議長を務め、市・道副団体長及び関係省庁次官らが参加する。

第4章 地方自治団体の機関

第4章 地方自治団体の機関

第1節 地方自治組織の基本構造

韓国の地方自治制度においては、日本と同様に地方議会と地方自治団体の長が両立する機関分立型をとっている。この場合、地方議会は議決権、行政監査権（自治団体に対する行政事務の監査・調査、処理事項の報告受領及び質疑権）、選挙権、請願受理・処理権及び自律権を持っている。その反面、自治団体の長は、自治団体の代表、行政事務の統轄、地方議会に対する牽制権限（地方議会の一般議決又は予算上執行不可能な議決に対し再議を要求することができ、緊急時に専決処分^{*}を行う権限）を持っている。

※日本の「専決処分」とほぼ同義。詳細は第3節参照。

行政監査権と地方議会に関する牽制権限の行使により、両機関は分立しつつ適切な牽制と均衡を保っている。

なお、地方自治団体の長に対する議会の不信任議決権と地方自治団体の長の議会解散権は、いずれも認められていない。

また、広域地方自治団体の教育、科学及び体育に関する事務を分掌するため、地方自治団体の長から独立した公選機関（教育監）が別途設置されており（地方自治法第135条、地方教育自治に関する法律）、市・道議会の常任委員会として教育委員会が置かれる（第8章第2節参照）。

第2節 地方議会

1 地方議会の性格と議員定数

(1) 性格

地方議会は、住民が選定する議員で構成される自治団体の意思を審議・議決する住民の代表機関である。

すなわち、議決機関として地方自治団体の政策と立法、住民負担、その他地方自治団体の運営事項について地方自治団体の意思を最終的に決定する議決機関であり、地方自治団体の自治法規（条例）を制定する立法機関ともいえる。

さらに、同意権、承認権、行政事務監査及び調査権などを通じて、地方自治団体の首長の事務執行を監視・監督する牽制機関である。

(2) 議員定数

地方議会の議員定数は、公職選挙法で定められている。

ア 市・道議会の議員定数（公職選挙法第22条）

(ア) 地域区選出議員

地域区市・道議員の総数は、管轄区域内の自治区・市・郡数の2倍とし、人口・行政区域・地勢・交通、そのほかの条件を考慮し、100分の20の範囲で調整することができる。ただし、人口が5万人未満の自治区・市・郡の地域区市・道議員定数は最小1名とし、人口が5万人以上の自治区・市・郡の地域区市・道議員定数は最小2人とする。

- ・1の自治区・市・郡が2以上の国会議員地域選挙区とされた場合には、行政区域ではなく国会議員地域選挙区単位で数え、行政区域の変更により国会議員地域選挙区と行政区域が合致しなくなったときには、行政区域単位で数える。
- ・市及び郡を統合して都農複合形態の市とした場合には、統合後最初の任期満了による市・道議会議員選挙に限り、当該市の道議会議員の定数は、統合前の数を考慮して定める。
- ・これらの基準により算定された議員定数が19人未満となる広域市及び道は、その定数を19人とする。

(イ) 比例代表議員

- ・地域区市・道議員定数の100分の10（この場合、端数は1とする）。
- ・算定された比例代表議員定数が3人未満のときは、3人とする。

イ 自治区・市・郡議会の議員定数（公職選挙法第23条）

(ア) 地域区選出議員

- ・公職選挙法の別表で市・道別の総定数を定めているが、その範囲内で市・道に置かれた自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が、人口と地域代表性を考慮し中央選挙管理委員会規則が定める基準に基づき、決める。
- ・最小定数は7人。

(イ) 比例代表議員

- ・自治区・市・郡議員定数の100分の10（この場合、端数は1とする）。

〈図表 4-1〉 韓国地方議会の議員定数（2025 年 6 月 30 日現在）

	広域自治体議会議員定数			基礎自治体議会議員定数			教育議員	合計
	地域区	比例代表	小計	地域区	比例代表	小計		
ソウル	101	11	112	373	54	427	0	536
釜山	42	5	47	157	25	182	0	229
大邱	29	3	32	105	16	121	0	152
仁川	36	4	40	108	15	123	0	162
光州	20	3	23	60	9	69	0	92
大田	19	3	22	55	8	63	0	85
蔚山	19	3	22	44	6	50	0	72
世宗	18	2	20	0	0	0	0	20
京畿	141	15	156	406	57	463	0	616
江原	44	5	49	151	23	174	0	223
忠北	31	4	35	119	17	136	0	171
忠南	43	5	48	151	26	177	0	224
全北	36	4	40	173	25	198	0	238
全南	55	6	61	215	32	247	0	308
慶北	55	6	61	251	37	288	0	349
慶南	58	6	64	234	36	270	0	334
済州	32	8	40	0	0	0	5	45
合計	779	93	872	2,602	386	2,988	5	3,856

- ※ 広域自治体議会平均 51 名（最小：世宗特別自治市 20 名、最大：京畿道 156 名）
- ※ 済州特別自治道・世宗特別自治市については公職選挙法によらず、それぞれの設置法に議員定数が規定されている。
- ※ 教育議員は「済州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法」により規定されている。地方自治法第 38 条及び公職選挙法の地域選挙区に関する規定に基づいて個別に選出され、道議会議員 4 名とともに、教育、学芸に関する所管事項を審議、議決する常任委員会（教育委員会）を構成する。

2 議員の身分等

(1) 任期及び身分、手当

地方議会議員は、住民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出され（地方自治法第 38 条）、任期は 4 年である（地方自治法第 39 条）。被選挙権は、18 歳以上で、選挙日時点で 60 日以上、当該地方自治団体に居住している者である（公職選挙法第 16 条第 3 項）。

議員の身分・手当については、以前は名誉職であり無報酬であったが、2003 年 6 月の地方自治法改正で名誉職とする規定を削除し、さらに 2005 年 8 月の改正で地方議会議員に対して会期により支給される会期手当を、職務活動に対し支給する月

次手当に転換し（地方自治法第 40 条）、地方議会議員が専門性を持って議員活動に専念できる土台が用意された。また、議員の議員活動を支援するために、議員定数の 2 分の 1 の範囲で各自治団体の条例で定めるところにより、議会に政策支援専門人材を置くことができる（地方自治法第 41 条）。

その他会期中の職務等における障害・死亡等の場合には補償金が支払われる（地方自治法第 42 条）。

手当の支給基準は地方自治法施行令第 33 条に定める範囲内で、各地方自治団体の議政費審議委員会が決定した金額以内で各自治団体の条例に定めることとなっている。

なお、地方自治法施行令第 33 条に定められた支給範囲は以下のとおりである。

ア 地方議会議員議政活動費支給範囲（地方自治法施行令別表 5）

区分	議政活動費支給範囲	
	議政資料収集・研究費	補助活動費
市・道議会議員	月 150 万ウォン以内	月 50 万ウォン以内
市・郡・自治区議会議員	月 120 万ウォン以内	月 30 万ウォン以内

イ 旅費支給基準（地方自治法施行令別表 6）

（単位：ウォン）

支給基準額 区分	鉄道 運賃	船舶 運賃	航空 運賃	自動車 運賃	日当	宿泊費	食費 (1 日)
市・道議会議員	実費 (特室)	実費(一 等級)	実費	実費	25,000	実費	25,000
市・郡・自治区 議会議員	実費 (特室)	実費(一 等級)	実費	実費	25,000	実費	25,000

※議会所在自治体内での出張や旅行距離が 12km 未満の場合については、各自治体の条例で規定。（ソウル特別市の場合、日当のみ支給。）

ウ 国外旅費支給範囲（地方自治法施行令別表6）

（単位：ドル）

支給基準額		航 空 賃	日 当	宿 泊 費	食 費
区分					
市・道	議長 副議長	実費（一 等級）	40	実費（上限：282）	上限：133
	議員	実費（一 等級）	35	実費（上限：223）	上限：107
市・郡 自治区	議長 副議長	実費（一 等級）	35	実費（上限：223）	上限：107
	議員	実費（二 等級）	30	実費（上限：176）	上限：81

エ 月次手当支給範囲

地域住民の所得水準、地方公務員報酬引上率、物価上昇率及び地方議会の議院活動実績等を総合的に考慮した金額

(2) 兼職禁止

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第43条第1項）。

ア 国会議員及び他の地方議会議員

イ 憲法裁判所裁判官及び各級選挙管理委員会委員

ウ 国家公務員及び地方公務員（ただし「政党法」の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）

エ 「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員

オ 地方公社及び地方公団の役職員

カ 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）の役職員及びこれらの組合の中央会長又は連合会長

キ 政党法の規定により政党の党員となることのできない教員

(3) 議員の義務

議員の義務として、公共の利益を優先し良心に従いその職務を誠実に遂行しなければならない。清廉の義務を果たすとともに議員としての品位を維持しなければならない。

また、議員は、その地位を濫用して財産上の権利・利益若しくは職位を取得したり他人のためにその取得を斡旋したりしてはならない。その他、当該自治団体が出資・出捐した機関・団体、当該自治団体の委託を受けている機関・団体、当該自治団体から運営費・事業費等の支援を受けている機関・団体及びそれら機関・団体が設立・運営する施設と営利目的の取引をしてはならない。また、議員は、所管の常任委員会の職務に係る営利行為をしてはならない（地方自治法第44条）。

(4) 議員逮捕及び確定判決の通知

議員が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく議長に令状の写しを添付してそのことを通知しなければならない、もし議員の刑事事件の判決が確定したときは、各級の裁判長は、遅滞なく議長にそのことを通知しなければならない(地方自治法第45条)。

3 地方議会の権限

議会の権限については、議決権、行政監査及び調査権、その他に分かれ、それぞれ、次のとおりである(地方自治法第47条～第52条)。

(1) 議決権

地方自治法は法定議決事項として、次の事項を掲げている(地方自治法第47条)。

- ア 条例の制定・改廃
- イ 予算の審議・確定
- ウ 決算の承認
- エ 法令に規定されたものを除いた使用料・手数料・分担金・地方税又は加入金の賦課と徴収
- オ 基金の設置・運用
- カ 重要財産の取得・処分
- キ 公共施設の設置・管理及び処分
- ク 法令と条例に規定されたものを除く予算外の義務負担又は権利放棄
- ケ 請願の受理及び処理
- コ 外国の地方自治団体との交流・協力
- サ その他の法令によりその権限に属する事項

なお、地方自治団体がこれらのほかに条例で定めるところにより議会の議決事項を追加することができる(地方自治法第47条第2項)。

議決事項は、特別に規定された場合を除き、在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の賛成により議決される。なお、議長は決議で表決権を有するが、賛成と反対が同数の場合、否決されたものとみなす(地方自治法第73条)。

(2) 行政監査及び調査権

議会は、毎年1回当該自治団体の事務に関して、市・道の場合は14日、市・郡・区の場合は9日の範囲内で監査を実施することができる。

また、地方自治団体の事務のうち、特定事案に関し、本会議の議決により本会議又は委員会をして調査をさせる権利がある。これには理由を明示した書面に、在職議員の3分の1以上の連署が必要である(地方自治法第49条)。

(3) その他

請願受理・処理権(議会の議決を要さないもの)、自律権(内部組織決定権、議公会期決定権、議会規則制定権、議員懲戒権、地方自治団体の長及び関係公務員の出席・答弁要求権、地方自治団体の長の先決処分承認権)などがある。

4 地方議会の招集と会期

定例会は条例で定める数以上の出席を条件に、年2回開かれる。定例会の招集日他、定例会の運営に関する必要事項は大統領令で定めるところにより各地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第53条）。

臨時会は、総選挙後及び当該自治団体の長又は条例で定める数以上の要求により開かれる。招集については、総選挙後の場合は議員の任期開始日から25日以内、地方自治団体の統廃合等により新しい地方自治団体が設置された場合は当該自治団体が設置される日に議会事務次長・事務局長・事務課長が招集する。また、自治団体の長等の要求により招集する場合は、15日以内に議長が招集する（地方自治法第54条）。また年間総会議日数も条例で定めることとなっている（地方自治法第56条）

地方議会に提出された議案は、会期中に議決されなかった場合にも破棄されない。ただし、地方議会議員の任期が終わる場合には、この限りではない。

5 地方議会の組織

(1) 議長・副議長

議会は、無記名投票選挙により、議員の中から議長、副議長を選出する。議長及び副議長の任期は2年で、欠員となった際は補欠選挙により選出する。その場合の任期は前任者の残任期間とされる（地方自治法第57条及び61条）。

議長は、議会を代表し、議事を整理し、会議場の秩序を維持し、議会の事務を監督する（地方自治法第58条）。副議長は、議長がやむを得ない事由で職務を遂行できない場合、その職務を代行する（地方自治法第59条）。

なお、韓国では議長・副議長不信任の制度がある。これは、議長又は副議長が法令に違反した場合や正当な理由なく職務を遂行しないときに、議会が不信任を議決することができるというものである。不信任議決には、在籍議員の4分の1以上の発議及び在籍議員の過半数の賛成が必要である。議決された場合、議長又は副議長は解任される（地方自治法第62条）。

(2) 交渉団体

議会は、特定の政党に所属する議員の意見を事前に統合・調整し、議会の意思決定を円滑に運営することを目的とした交渉団体を置くことができ、条例で定める数以上の所属議員を有する政党は、一つの交渉団体となる。また、他の交渉団体に属しない議員のうち条例で定める数以上の議員は、別に交渉団体を構成することができる（地方自治法第63条の2）。

性格としては、日本の「会派」と同じであるが、条例で明確に交渉団体としての権限が保障されている。

〈図表 4 - 2〉 交渉団体の具体的な権限

議会運営に関する権限	議会運営委員会等の主要委員会の構成に参加が出来る。
議席配分・発言権	本会議での発言時間や質疑時間が優先的に配分される。
議会人事・役職配分	副議長や常任委員長等の役職を交渉団体間で配分する。
議案調整・協議権限	議案の処理や議会運営について、議長と交渉団体の代表が協議を行う。

(3) 委員会

議会は、条例が定めるところにより委員会を設置することができる。委員会は、所管議案、請願等を審査処理する常任委員会と、特別な案件を審査処理する特別委員会の2種類とされる。委員は本会議で選任する（地方自治法第64条）。

また、地方議会の信頼性を確保するため、議員の倫理綱領及び倫理実践規範の遵守可否や懲戒に関する事項を審査するための倫理特別委員会を設置し（地方自治法第65条）、議員の兼職、営利行為等に関する議長の諮問、議員の倫理綱領及び倫理実践規範の遵守可否や懲戒に関する倫理特別委員会の諮問に応じるために、同委員会に倫理審査諮問委員会を置く（地方自治法第66条）。

また、委員長と委員の自治立法活動を支援するために、議員ではない、専門知識を持った専門委員を置くこととしている（地方自治法第68条）。

(4) 事務機構

議会事務処理のため、条例に基づき、広域自治団体は事務処を、基礎自治団体は事務局又は事務課をそれぞれ置くことができる（地方自治法第102条）。

〈図表 4 - 3〉 地方議会の組織

	議長	副議長	委員会	事務機構
広域自治団体	1名	2名	常任委員会 特別委員会	事務処
基礎自治団体	1名	1名	倫理特別委員会 (倫理審査諮問委員会)	事務局又は 事務課

第3節 執行機関

1 地方自治団体の長

(1) 地方自治団体の長の地位

地方自治団体の長は自治団体を内外に代表する。また、これと同時に国家又は広域自治団体の事務を機関委任されて処理する場合には、国家又は広域自治団体の下級行政機関としての地位を持つ。

自治団体の長は、特別市に特別市長、広域市に広域市長、特別自治市に特別自治市長、道と特別自治道に道知事、市に市長、郡に郡守、自治区に区庁長を置くこととされている（地方自治法第106条）。

ア 地方自治団体の長の選任

従来、議会による間接選挙制や政府による任命制などであったが、1989年に改正（第7次改正）された地方自治法において住民による直接選挙制が規定され、1995年から住民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選任されている（地方自治法第107条）。第1章2節も参照。

任期は4年で、在任は継続して3期までに限定されている（地方自治法第108条）。被選挙権は、18歳以上で、選挙日現在60日以上居住者で、地方議会議員と同じである（公職選挙法第16条第3項）。なお、長が欠けたときは補欠選挙が行われるが、任期は前任者の残存任期であり、選挙日から任期満了までの期間が1年未満のときは、補欠選挙は行わないこともある（公職選挙法第14条、第200条、第201条）。

イ 兼任等の制限

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第109条第1項）。

(ア) 大統領、国会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員、地方議会議員

(イ) 国家公務員及び地方公務員

(ウ) 他の法令の規定により公務員の身分を有する職

(エ) 「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員

(オ) 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）の役職員

(カ) 教員

(キ) 地方公社及び地方公団の役職員

(ク) その他、別の法律により兼任できないとされる職

また、自治団体の長は、在任中、当該自治団体との営利目的の取引は禁止され、当該自治団体と関係のある営利事業に従事できないとされている。

ウ 地方自治団体の長の逮捕及び確定判決の通知

自治団体の長が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく令状の写

しを添付してそのことを当該自治団体に通知しなければならない。この場合、通知を受け取った自治団体は、そのことを直ちに行政安全部長官に報告しなければならない。基礎自治団体が行政安全部長官に報告する場合は、広域自治団体の長を経由しなければならないとされている。もし、刑事事件の判決が確定したときは、各審級の裁判長は、遅滞なく当該自治団体にそのことを通知しなければならない。逮捕・拘禁の場合と同じく、通知を受け取った自治団体は、行政安全部長官への報告（基礎自治団体の場合、広域自治団体の長を経由する）が規定されている（地方自治法第 113 条）。

（2）地方自治団体の長の権限

自治団体の長は、当該自治団体を代表し、その事務を統括することとされている（地方自治法第 114 条）。また、自治団体の長は、当該自治団体の事務（固有事務）及び法令によりその自治団体の長に委任された事務（機関委任事務）を管理執行することとされている（地方自治法第 116 条）。

また、地方自治団体の長は、条例・規則に基づき、その権限に属する事務の一部を補助機関、所属行政機関、下部行政機関又は管轄基礎自治団体、公共団体若しくはその機関（事務所、出張所等を含む）に委任することができる。そのほか、調査・検査・検定・管理業務等住民の権利義務に直接関係ない事務について、法人・団体・個人等に契約により委託することができる（地方自治法第 117 条）。

さらに、地方自治団体の長は、所属職員を指揮・監督し、法令・条例・規則に基づき、職員の任免、教育訓練、服務、懲戒等に関する事項も処理する（地方自治法第 118 条）。

加えて、地方公共団体の長は、次に掲げる職位のうち、条例で定める職位の候補者について、地方議会に対し、人事聴聞会を請求することができる（地方自治法第 47 条の 2）。

ア 第 123 条第 2 項に基づき、政務職国家公務員とされる副市長及び副知事。

イ 「済州特別自治道の設立及び国際自由都市の創設に関する特別法」第 11 条に基づき、道知事より任命された行政市の長

ウ 業務を効率的に遂行するために地方自治団体が設立した公立病院などの地方

法人（地方公営企業法第 49 条）の社長及び事業を効率的に遂行するために地

方自治団体が設立した都市開発公団などの地方公団（同法第 76 条）の理事長

エ 地方公共団体の運営に関する法律第 2 条第 1 項前文に基づき、政府が出資している機関や韓国教育放送公社など公的機関として指定された団体の長。

オ 地方議会の議長は、人事聴聞会を実施し、第 1 項に基づく人事聴聞会の要請がある場合には、その進捗状況を地方政府の長に送付するものとする。

カ その他人事聴聞会の手続及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

このほか、地方自治団体の長は、議案発議権（地方自治法第 76 条）、地方自治団体の予算編成権（地方自治法第 142 条）、臨時会招集要求（地方自治法第 54 条）、再議要求（地方自治法第 120 条、121 条）、専決処分権（地方自治法第 122 条）、再

議決についての提訴権（地方自治法第 192 条）、条例公布権（地方自治法第 32 条）、条例案拒否権（地方自治法第 32 条）、規則制定権（地方自治法第 29 条）などを持つ。

（3）議会に対する権限

（2）のとおり、地方自治団体の長は様々な権限を持つが、議会に対する権限のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 再議要求権（地方自治法第 120 条、第 121 条）

以下の議決に対し、地方自治団体の長は議決事項の受領日から 20 日以内に再議決要求ができる。

- ・越権や法令違反又は公益を著しく害すると認められる場合
- ・議決された予算に執行できない経費が含まれている場合
- ・法令により地方自治団体に義務的に負担しなければならない経費の削減
- ・非常災害による施設の応急復旧のために必要な経費の削減
- ・議決された条例案に異議がある場合（地方自治法第 26 条第 3 項）

しかし、再議の結果、在籍議員過半数の出席と出席議員の 2/3 以上の賛成で前と同じ議決をした場合は、再議決案が確定される（地方自治法第 107 条第 2 項）。

その場合でも、地方自治団体の長は再議決された事項が法令に違反すると認められる場合には、大法院に提訴できる権限を持つ（地方自治法第 107 条第 3 項）。

イ 専決処分権

以下のような場合に地方自治団体の長は専決処分をすることができる。

- ・議員の拘束等で規定議決定足数に足りず、議会が成立しない場合（地方自治法第 122 条）
- ・地方議会の議決事項のうち、住民の生命と財産保護のために緊急に必要な事項があり、それに対し議会を招集する時間的な余裕がなかったり、議会の議決が遅滞している場合（同条）

この場合、遅滞なく地方議会に報告して承認を得なければならず、議会の承認を得られなかった場合は、その時から効力を喪失する。

ウ 準予算の執行

新しい会計年度が始まるまでに地方議会で予算案が議決されなかった場合には、首長は以下の場合に限り、前年度の予算案に準じて執行することができる（地方自治法第 146 条）。

- ・法令又は条例によって設置された機関又は施設の維持・運営
- ・法令又は条例上の支出義務の履行
- ・既に予算で承認された事業の継続

〈図表 4－3〉地方自治団体の長と地方議会の関係

項 目	地方自治団体の長	議 会
議 案 関 連	議案の提出・付議案件の公告	議案の提出
	条 例 の 公 布	議 決 権

再 議	再 議 要 求 権	再議決議権
専 決 処 理	専 決 処 理 権	承認・拒否権
行 政 事 務	行政事務の管理・執行	書類提出要求権
		事務監査・調査権
		出席要求・質問権
予 算	予算の編成・提出	予算の審議
	執 行 権	確 定 権
決 算	決算の作成・承認要求	決算承認権

2 補助機関

(1) 副団体長（副市長・副知事、副市長・副郡守・副区庁長）

ア 副団体長とその定数、任務

特別市、広域市及び特別自治市に副市長、道と特別自治道に副知事、市に副市長、郡に副郡守、自治区に副区庁長を置くこととされ、その定数は次のとおりとされている。（地方自治法第 123 条第 1 項）

(ア) ソウル特別市：3 人

(イ) 広域市・特別自治市・道・特別自治道：2 人以下（人口 800 万以上は 3 人）

(ウ) 市・郡・区：1 人

その任務は、地方自治団体の長を補佐して事務を総括することと、その所属職員を指導・監督することだが、地方自治団体の長に事故等があった場合はその職を代行することとなる。（地方自治法第 124 条）

イ 副団体長の身分

特別市・広域市・特別自治市の副団体長は、政務職又は一般職の国家公務員（「行政副知事」「行政副市長」）が充てられ、その等級は大統領令で定められている。また、広域自治団体の副団体長が 2 人以上の場合は、1 人は政務職・一般職又は別定職の地方公務員（「政務副市長」又は「政務副知事」）が充てられ、政務職又は別定職の地方公務員を持って充てる場合の資格基準は、当該地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第 123 条第 2 項）。

基礎自治団体の副団体長は、一般職の地方公務員が充てられ、その職階は大統領令で定められている。

なお、副団体長の任命には日本と異なり議会の同意を要しない。

ウ 副団体長の職務内容

行政副市長、行政副知事は、当該地方自治団体の事務を総括し、所属公務員を監督する（地方自治法施行令第 71 条第 4 項）。

政務副市長、政務副知事は、当該地方自治団体の長を補佐して、政策及び企画の策定を行い、その他の政務的業務を遂行する。ただし、政務副市長、政務副知事は、条例の定めるところにより、行政副市長、行政副知事の業務を分担して行うことができる（地方自治法施行令第 71 条第 4 項）。

エ 任用

国家公務員をもって充てられる広域自治団体の行政副知事・行政副市長は、当該自治団体の長の提請（提案して要請すること。以下同じ）により行政安全部長官を経て大統領が任命する。この場合、提請のあった者に法的欠格事由がなければ30日以内にその任命手続を終了しなければならないとされている（地方自治法第1条第3項）。

基礎自治団体の副市長・副郡守・副区庁長は、当該地方自治団体の長が任命する（地方自治法第123条第4項）。

(2) 行政機構

地方自治団体はその事務を分掌させるために必要な行政機構と地方公務員を置くが、行政機構の設置と地方公務員の定員については、人件費など大統領令が定める基準により地方自治団体の条例で定める（地方自治法第125条）。

3 所属行政機関

地方自治法は、地方自治団体の所属機関として、直属機関、事業所、出張所、合議制行政機関、審議会・委員会等の諮問機関を規定している（地方自治法126条～130条）。

(1) 直属機関

地方自治団体の所管事務の範囲内で、大統領令又は大統領令に基づく条例により設置されているものであり、自治警察機関（済州特別自治道に限る）、消防機関、教育訓練機関、保健診療機関、試験研究機関、中小企業指導機関等がある（地方自治法第126条）。

地方自治法施行令では、条例で直属機関を設置できる場合について、その所管事務の性格が別途の専門機関で遂行することが効率的な場合でなければならないとしており、特に大学、専門大学（日本の短大に相当）の設置については、①地方自治団体の財政支援能力があること、②地域内の産業人材需要と大学及び専門大学の人材供給上の必要性があること、③地域間の均衡発展に寄与できること、④大学及び専門大学の中長期計画・学科編成及び学生定員が適正なこと、⑤設置に関して地域社会の積極的な支援があることといった条件を明示している（地方自治法施行令第74条）。

(2) 事業所

特定業務を効率的に遂行するために必要な場合、大統領令が定めるところにより地方自治団体の条例で事業所を設置できる。設置の必要要件としては、業務の性格や業務量等から別途の機関で業務を遂行することが効率的であること、事業所位置上、現場での業務推進が効率的であることが求められる（地方自治法第114条、同法施行令第77条）。

(3) 出張所

遠隔地の住民の便宜や特定地域の開発促進のために必要な場合には、大統領令で

定める範囲内で条例の定めるところにより出張所を設置できるとされている（地方自治法第128条）。地方自治法施行令第78条では、一部例外を除き、出張所の設置要件として以下を定めている。

- ア 遠隔地住民の便宜のために所管事務を分掌する必要があること
- イ 業務の総合性と継続性があること
- ウ 管轄区域の範囲が明確であること

(4) 合議制行政機関

所管事務の一部を独立させて遂行する必要がある場合には、法令又は条例の定めるところにより合議制行政機関を置くことができるとされている（地方自治法第129条）。

人事委員会（地方公務員法第7条）、不服審査委員会（地方公務員法第13条）等が設置されている。

なお、合議制機関として選挙管理委員会があるが、韓国では国家機関（選挙管理委員会法）である。

(5) 諮問機関

地方自治団体は、その所管事務の範囲で法令やその地方自治団体の条例で定めるところにより審議会・委員会等の諮問機関を設置運用することができる（地方自治法第130条）。

4 下部行政機関

下部行政機関として、自治区ではない区（行政区又は一般区と呼ばれる）に区庁長、邑には邑長、面には面長、洞には洞長が置かれる（地方自治法第117条）。これら下部行政機関は一般職地方公務員をもって充てられ、基礎自治団体の長が任命する（地方自治法第118条）。

行政区の区庁長、邑長・面長・洞長は、それぞれ基礎自治団体の長の指揮監督を受け、所管の国家事務及び地方自治団体の事務を処理し、所属職員を指揮監督することとされている（地方自治法第119条）。

これら下部行政機関の事務を分掌させるため必要な場合には、条例に基づき、下部行政機構を設置できるとされている（地方自治法第120条）。

5 教育・科学及び体育に関する機関

教育・科学及び体育についての事務は、地方自治団体の事務（市・道事務）であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して、教育・学芸についての事務を管掌する機関(教育監)を別途設けることができると規定されている（地方自治法第135条）（第8章第2節参照）。

第5章 自治立法

第5章 自治立法

第1節 自治立法制定権の根拠

1 地方議会と条例制定権

1961年に地方自治が停止され、「地方自治に関する臨時措置法」の規定により地方議会の権限を上級行政庁が代行するようになって以来、1988年の地方自治法第6次改正により地方議会が復活するまでの間は、自治立法制定権についても上級行政庁の関与が課されていた。すなわち、広域自治団体である市・道の条例については内務部長官の、基礎自治団体である市・郡・自治区の条例については市・道知事の承認が、それぞれ必要とされていた。

1991年に実施された地方議会議員選挙により30年ぶりに議会が復活した結果、この上級行政庁による承認は不要となり、地方自治団体の自治立法権についてもようやく地方自治が停止される以前の状態に復した。

2 条例制定権の法的根拠

条例、規則等の自治立法制定権の根拠は憲法及び地方自治法に求めることができる。

まず、憲法第117条第1項では、「地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる」と規定し、「法令の範囲内」という留保のもとに自治立法権を保障している。

これを受け、地方自治法第28条では、「地方自治団体は法令の範囲内でその事務に関し条例を制定することができる」と規定し、条例制定権の実定法上の根拠となっている。

なお、規則についても地方自治法第29条で「地方自治団体の長は法令や条例の範囲でその権限に属する事務に関し規則を制定することができる」と規定しているところである。

第2節 条例の制定手続

1 議会の議決等

条例の制定及び改廃は、地方議会の議決事項となっている（地方自治法第47条第1項第1号）。

条例案が地方議会で議決されたときは、議長は議決の日から5日以内に当該地方自治団体の長に移送し、移送を受けた地方自治団体の長は20日以内にこれを公布しなければならない。また、地方自治団体の長は当該条例案に対して異議があれば、移送の日から20日以内に理由を付して地方議会に還付し再議を要求することができる。ただしこの場合、条例案の一部のみの再議や修正案の再議は要求することができない（地方自治法第32条第1項～第3項）。

再議要求を受けた地方議会は条例案を再議に付すこととなるが、在籍議員の過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成により従前と同じ議決をした場合はその条例案は条例として確定する。なお、地方自治団体の長が条例案の移送を受けてから20日以内に公布も再議要求もせず不作為により20日の期間が経過した場合であっても、当該条例案は条例として確定することとされている（地方自治法第32条第4項、第5項）。

2 公布

再議され確定した条例や地方自治団体の長の不作為により期間が経過した条例は、地方自治団体の長が遅滞なく公布しなければならない。この場合において、条例が確定したとき（再議後確定した条例は移送を受けてから）から5日以内に長が公布しないときは、地方議会の議長がこれを公布することとされている（地方自治法第32条第6項）。

条例に効力発生日の規定が明記されていない場合は、公布の日から20日が経過した日からその効力が発生する。公布の方法については、当該地方自治団体の公報に掲載して行うことが定められている。ただし、地方議会の議長が公布する場合は、公報若しくは日刊新聞への掲載又は掲示板に掲載して行うこととされている（地方自治法第32条第8項、第33条第1項）。

なお、公布日は、公報や新聞の発行日又は掲示板への掲載日である旨が明定されている（地方自治法施行令第31条）。

3 報告

条例や規則を制定及び改廃する場合、条例は地方議会から移送される日から5日以内に、規則は公布予定日の15日前までに、市・道知事は行政安全部長官に、市長・郡守及び自治区の区庁長は市・道知事にその全文を添付して、それぞれ報告しなければならない。報告を受けた行政安全部長官は、これを関係中央行政機関の長に通知しなければならない（地方自治法第35条）。

4 条例・規則審議会

地方自治団体の長が条例・規則を制定、改廃及び公布等をしようとする場合に、次の各号の事項を審議・議決するために、長の所属下に条例・規則審議会を置くこととされている（地方自治法施行令第28条第1～2項）。

- (1) 地方自治団体の長が地方議会に提出する条例案
- (2) 地方議会の議決を経た条例公布案。ただし、地方自治団体の長が地方議会に提出し、原案議決された条例公布案は除外される。
- (3) 地方自治団体の長が制定・改正・廃止する規則案
- (4) 予算案、決算案その他地方議会に提出する案件中、地方自治団体の長が審議会の審議・議決が必要と認めた事項

条例・規則審議会の議長には地方自治団体の長が、副議長には副知事、副市長、副郡守、副区庁長が充てられ、委員は室長・局長又は室長・課長が充てられる。（地方自治法施行令第28条第2項）

審議会の会議は議長、副議長を含む在籍委員の過半数の賛成により議決する。（地方自治法施行令第28条第3項）

5 住民参加

地方自治法の全部改正（2022年1月施行）により、住民の直接参加を保障し地方行政の民主性と責任性を向上することを目的として住民条例発案制が導入された。改正された地方自治法には、目的規定に住民の地方行政への参加が明記されるとともに、住民が議会に直接条例案を発議できることが規定されるなど、住民主権の強化に向けた措置が盛り込まれた（地方自治法第1条、第19条）。

なお、これまで住民条例請求に関する事項は、地方自治法及びその下位法令で規定されていたが、全部改正に伴い、別途「住民条例の発案に関する法律」が制定（6章第3節参照）され、改正地方自治法と同時に施行された。

第3節 法的特徴

1 日本の制度との比較

韓国の地方自治法における条例及び規則に関する規定は、概ね日本の地方自治法の規定と類似はしているが、異なる点もいくつか見られる。

第1に、条例制定範囲の限界についてである。これに関し、日本の地方自治法では「...法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」(第14条第1項)と規定しているのに対して、韓国の地方自治法は「...法令の範囲内において条例を制定することができる」(第28条第1項)と規定しており、立法範囲と自立性において、文理上、より限定されたものとなっている。

第2に、住民の権利制限及び義務賦課についてである。日本の地方自治法では「...義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」(第14条第2項)と規定し、必要的条例事項である旨を明記しつつ自治体任意の条例制定を前提としているのに対して、韓国の地方自治法では「...住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」(第28条第1項ただし書)と規定し、住民の権利制限及び義務賦課には法律の委任を要することとされている。

第3に、罰則規定の付与についてである。日本の地方自治法では、「...条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」(第14条第3項)と規定し、条例に秩序罰だけでなく刑事罰も置くことができるとされている。これに対して韓国の地方自治法では、上述のように「...罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」(第28条第1項ただし書)とし、刑事罰については法律の委任を要することとしており、自治体の任意で付与できるのは行政秩序罰である「1,000万ウォン以下の過怠料」のみである(第34条第1項)。

第4に、規則の制定についてである。日本の地方自治法では「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる」(第15条第1項)としているのに対して、韓国の地方自治法では「地方自治団体の長は、法令又は条例の範囲内においてその権限に属する事務に関して規則を制定することができる」(第29条)とし、長の規則制定権についても法令又は条例の範囲内に制限している。

第5に、広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係である。地方分権一括法による改正前の日本の地方自治法では、都道府県が市町村の行政事務に関して必要な規定を設けることができ(いわゆる「統制条例」)、これに違反する市町村条例は無効とされていたが、現行の規定ではこれが削除された。これに対して韓国の地方自治法では、「市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない」(第30条)としており、一般的に広域自治団体の条例の優位性を規定している。

以上をまとめると、次の表のとおりとなる。

〈図表 5 - 1〉 自治立法権に関する日韓比較

区 分	韓国の地方自治法	日本の地方自治法
条例の制定範囲	地方自治団体は、法令の範囲内において条例を制定することができる（第 28 条第 1 項本文）。	普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる（第 14 条第 1 項）。
権利制限・義務賦課に関する条例の制定	住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならぬ(第 28 条第 1 項ただし書)。地方自治団体は、条例で条例違反行為に対して 1,000 万ウォン以下の過怠料を定めることができる（第 34 条第 1 項）。	普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。（第 14 条第 2 項）
条例違反に対する罰則規定	地方自治団体の長は、法令又は条例の範囲内において、その権限に属する事務に関して規則を制定することができる（第 29 条）。	普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。（第 14 条第 3 項）
長の規則制定権	（規定なし）	普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。（第 15 条第 1 項）
規則違反に対する罰則規定	市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない。（第 30 条）	普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。（第 15 条第 2 項）

広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係		項) (規定なし)
------------------------	--	------------------

2 条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈

前述のとおり、韓国の地方自治団体の条例制定権の範囲は、法の文言上、日本と比較して、より限定・制約されたものとなっている。

これらの規定に対しては、韓国内においても議論があるところであるが、現実の判例を見ると、柔軟性のある法解釈などにより、法体系の理論的整合性を図りつつ多少なりとも地方自治団体の条例制定権を保障しようとする傾向が見られる。

(1) 対象となる事務

地方自治団体が制定できる条例の対象となる事務は、自治事務と団体委任事務とし、機関委任事務については法令に委任された範囲内でのみ認められるとした次のような大法院の判示がある。

「地方自治法第 15 条、第 9 条（※現在の第 28 条、第 13 条）によれば、地方自治団体が自治条例を制定することができる事項は地方自治団体の固有事務である自治事務と個別法令によって地方自治団体に委任された団体委任事務に限り、国家事務が地方自治団体の長に委任された機関委任事務は原則的に自治条例の制定範囲に属さないもので、ただし機関委任事務においてもそれに関する個別法令で一定の事項を条例によって定めるように委任している場合には、委任を受けた事項に関して個別法令の主旨に符合する範囲内でいわゆる委任条例を定めることができる」
 (大法院 2000 年 5 月 30 日公園条例改正条例案無効訴訟判決)

(2) 法令の範囲内

「法令の範囲内において」条例を制定できると定めた地方自治法第 28 条本文の規定については、いわゆる法の先占領域での条例制定の可否を巡る問題がある。これについては生活保護法（1999 年 9 月「国民基礎生活保護法」の制定により廃止）の「上乘せ条例」に相当する条例について、同法の規定に矛盾抵触せず、「法令の範囲内」とした判例がある。即ち生活保護法で生計費支援の対象とならない「自活保護」の対象者の中で、事実上生活が困難な者等一定要件を満たす者に対して、生活保護法とは別途に、同法に準ずる生計費を支援する内容の条例に対して、次のように判示し、これを認めたものである。

「地方自治団体は、法令に違反しない範囲内でその事務について条例が制定できるのであり、条例が規律する特定事項に対してそれを規律する国家の法令が既に存在している場合でも、条例が法令と別途の目的を期して規律することを意図するもので、その適用のために法令の規定が意図する目的と効果を全く阻害することがないとき、又は両者が同一の目的から出発したものであるとしても、国家の法令が必ずその定めにより全国にわたって一律に統一した内容を規律しようとする趣旨で

はなく、各地方自治団体がその地方の実状に合うように別途規律することを容認する趣旨であると解釈されるときは、その条例が国家の法令に違反するものではない。」（大法院 1997 年 4 月 25 日低所得住民生計保護支援条例案議決無効確認訴訟判決）

（3）法律の委任

地方自治法第 28 条ただし書は、権利制限・義務賦課に関する条例の制定には法律の委任が必要とする旨の規定を設けているが、これについては、憲法で「地方自治団体は...法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる」（第 117 条第 1 項）と定めていることから、当該規定が違憲か合憲かについてかねてから争いがあるところである。これに対して大法院では次のように判示してこれを合憲としている。

「地方自治法第 15 条（※現在の第 28 条）は、原則的に憲法第 117 条第 1 項の規定のとおり地方自治団体の自治立法権を保障しつつ、そのただし書で国民の権利制限・義務賦課を規定する条例の重大性に照らし立法政策的考慮により法律の委任が必要と規定しているところ、これは基本権の制限に対し法律留保原則を宣言した憲法第 37 条第 2 項の趣旨に符合しており、条例制定における上記のような場合に、法律の委任根拠を必要とすることは違憲性があるとはいえない。」（大法院 1995 年 5 月 12 日「全羅北道共同住宅入居者の保護のための条例案無効確認訴訟判決」）

一方、地方自治法第 28 条ただし書の解釈についても、大法院は、要件である「法律の委任」の意味を柔軟に解釈することにより、自治団体の条例制定権に多少の融通性を与え、次のように判示している。

「法律で条例に委任する方法については、法律上の制限はない。条例の制定権者の地方議会は、選挙を通じて地域的な民主的正当性を持っている住民の代表機関である。憲法第 117 条第 1 項は、地方自治団体の総合的な自治権を保証している。したがって、条例に対する法律の委任は、法規命令に対する法律の委任のように、必ず具体的に範囲を定める必要がない。法律が、住民の権利義務に関する事項について具体的に範囲を定めないまま、条例で定めるように包括的に委任した場合にも、地方自治団体は、法令に違反しない範囲内で、住民の権利義務に関する事項を条例で制定することができる。」（大法院（日本の最高裁判所に該当）及び憲法裁判所はいずれも 2017 年 12 月 5 日京畿道教育庁電磁波脆弱層の保護条例案再議決が無効であると判決した。）

このように、現実の法解釈においては柔軟性のある運用がなされてはいるものの、行政学会や地方自治関係者の間では、そもそも地方自治法の規定自体を改正し、地方自治団体の条例制定権を明文法規で保障すべきという意見が強い。

第 6 章 地方選挙と住民参加、民願

第6章 地方選挙と住民参加、民願

第1節 住民の権利及び義務と沿革

1 住民の権利及び義務

韓国地方自治法は、住民の権利及び義務を次のように規定している。

地方自治団体の区域内に住所を有する者はその地方自治団体の住民となる（地方自治法第16条）。そして、住民は法令の定めるところにより、所属する地方自治団体の財産と公共施設を利用する権利を有するとともに、その地方自治団体から平等に役務の提供を受ける権利を有する（地方自治法第17条第2項）とされ、国民である住民は、法令の定めるところにより、その地方自治団体において実施される地方議会議員地方自治団体の長の選挙権を有するとされている（地方自治法第17条第3項）。

一方、住民は、法令の定めるところにより所属する地方自治団体の費用を分担する義務を負うとされている（地方自治法第27条）。

2 地方選挙と住民参加の沿革

韓国において、はじめての地方選挙は、朝鮮戦争の最中、首都を釜山へ移していた1952年に実施された（ソウル・京畿・江原地域は除外）。4月に市・邑・面議会議員選挙（任期4年）が、5月には、道議会議員選挙（任期4年）がそれぞれ実施された。

ソウルを含めた全国的な地方議会議員選出は、1956年8月に行われた。この選挙で、市・邑・面議会議員とともに市・邑・面長も選出され、民選の基礎自治団体の長が登場した。1960年12月に実施された地方選挙では、初代ソウル市長を始めとし、全国の道知事と市・邑・面長はもちろん、洞・里長までが選挙で選ばれ、地方議会が新しく設置された。しかし、1961年5月16日、軍事クーデターにより、当時の軍事革命委員会の布告令4号で、全ての地方議会が解散され、続く9月1日の臨時措置法で相当部分の地方自治法の効力が停止した。その後、30年を経て、ようやく1991年3月に基礎議会議員選挙が実施され、続いて6月には広域議会議員選挙が実施された。1995年6月27日の地方選挙では、完全な地方自治が復活し、自治団体の長まで住民の直接選挙で選出されることとなった。この日は、基礎議会議員、基礎自治団体の長、広域議会議員、広域自治団体の長の選挙が同時に実施され、第1回の全国同時地方選挙となる。なお、第2回以降、地方選挙と国会議員総選挙を2年ごとに実施することとなるよう、第1回の選挙で選ばれた当選人については、本来4年の任期を例外的に3年とした。このため、第2回全国同時地方選挙は、3年後の1998年6月4日に実施され、それから4年後の2002年6月13日に第3回全国同時地方選挙が、2006年5月31日に第4回全国同時地方選挙が実施された。

〈図表 6－1〉 地方選挙の実施状況

実施年度	地方議会議員の選挙			自治団体の長の選挙		
	市議会	道議会	市邑面議会	市長	道知事	市邑面長
1952年4月及び5月		第1回	第1回			
1956年8月	第1回	第2回	第2回			第1回
1960年12月	第2回	第3回	第3回	第1回	第1回	第2回
1991年3月26日	市道自治区議員選挙			延期		
1991年6月20日	市道議員選挙			延期		
1995年6月27日	第1回全国同時地方選挙実施					
1998年6月4日	第2回全国同時地方選挙実施					
2002年6月13日	第3回全国同時地方選挙実施					
2006年6月31日	第4回全国同時地方選挙実施					
2010年6月2日	第5回全国同時地方選挙実施					
2014年6月4日	第6回全国同時地方選挙実施					
2018年6月13日	第7回全国同時地方選挙実施					
2022年6月1日	第8回全国同時地方選挙実施					

また、住民による直接請求についても徐々に拡大されていった。まず、1994年に地方自治法の改正により、住民投票制（レファレンダム）が制度として導入されたが、この時点においては住民投票に関する法律が制定されておらず、実際に住民投票を実施することはできなかった。その後、1999年に地方自治法の改正により住民に条例の制定改廃請求権（地方自治法第19条）と住民監査請求権（地方自治法第21条）が認められた。

その後、1995年に住民訴訟制度（地方自治法第22条）が制定され、2004年には地方分権推進の過程で住民投票法が制定された。さらに2006年の地方自治法改正により、首長・地方議員に対する解職請求（リコール）（地方自治法第25条、住民召還に関する法律）も導入された。

第2節 地方選挙制度

1 現行制度

(1) 選挙権

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙権を有する者は、以下のとおりである。なお、大統領及び国会議員の選挙権は外国人には認められていないが、地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙権は条件を満たす外国人にも認めている。

18歳以上で、選挙人名簿作成基準日現在、次のいずれかに該当するもの

- ・該当地方自治団体の管轄区域で住民登録がされている者
- ・住民登録名簿に3か月以上継続して搭載されている国民で、該当地方自治団体の管轄区域で住民登録がなされている者
- ・永住在留資格取得後、3年が経過した18歳以上の外国人で、当該自治団体の外国人登録台帳に記載されている者

(公職選挙法第15条第2項)

(2) 被選挙権

地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を有する者は、以下のとおりである。

- ・選挙日現在継続して60日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住居登録されている18歳以上の国民（公職選挙法第16条第3項）

なお、被選挙権の年齢については、2022年4月の改正により25歳から18歳に引き下げられたもの。

(3) 選挙事務管理

中央選挙管理委員会は、国の行政機関や地方自治団体とは別の独立した合議制の機関であり、憲法を根拠としている。また、中央選挙管理委員会は、職員の採用、配置、昇進管理まで全てを行い、その現地機関として、各地方自治団体単位に選挙管理委員会が設置されている。

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙事務の管理は、その各自治団体単位に設置される選挙管理委員会が行う（公職選挙法第13条）。選挙管理委員会の組織、職務範囲等は選挙管理委員会法に規定されている。

市・道選挙管理委員会の委員は、国会議員の選挙権を有し、政党员ではない者のうち国会で交渉団体を構成する政党が推薦する人物、市・道を管轄する地方法院長（地方裁判所長）が推薦する3人（裁判官2人を含む）、教育者又は学識と徳望がある者3人を中央選挙管理委員会が委嘱する。定数は9人で、委員任期は6年である（選挙管理委員会法第2条、第4条第2項、第8条）。

区・市・郡選挙管理委員会の委員は、その区域内に住居する国会議員の選挙権があり、政党员でない者のうち国会の交渉団体を構成する政党が推薦する人物、裁判官、教育者又は学識と徳望がある者のうち6人を市・道選挙管理委員会が委嘱する。定数は9人で、委員任期は3年であるが、一度だけ再任できる（選挙管理委員会法第2条、第4条第3項、第8条）。

〈図表 6－2〉 選挙管理委員会と所管

市・道選挙管理委員会	広域議会選挙（比例代表）、広域自治団体の長選挙
区・市・郡選挙管理委員会	広域議会選挙（地域選挙区） 基礎自治団体の長選挙、基礎議会選挙

（4）選挙経費の負担

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の管理準備と実施に必要な次の経費は、当該地方自治団体が負担することとなっている（公職選挙法第 277 条第 2 項）。

- ア この法の規定による選挙の管理準備と実施に必要な経費
- イ 選挙に関する啓発・広報及び取り締まり事務に必要な経費
- ウ 選挙に関する訴訟に必要な経費
- エ 選挙に関する訴訟の結果、負担しなければならない経費
- オ 選挙結果に対する資料の整理に必要な経費
- カ 選挙管理のため、選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費
- キ 予測できない経費又は予算超過支出に充当するための経費としてア及びイの規定による経費の合計金額の 100 分の 1 に相当する金額

ただし、このような事務の中でも統一的に遂行するため、中央選挙管理委員会及び市・道選挙管理委員会が執行する経費は国家が負担することとなっている（公職選挙法第 277 条第 1 項）。

（5）選挙区域と定数割振

選挙区域と議員定数の割振は、公職選挙法で定められており、割振の方法は次の図表のとおりである（公職選挙法第 22 条、第 23 条、第 26 条）。なお、議員定数については、第 4 章を参照。

〈図表 6－3〉 選挙区域と定数

選挙区分		選挙区・定数割振概要
自治団体の長選挙		当該自治団体の管轄区域全体から 1 名
広域議会選挙	地域選挙区	議員定数は自治区・市・郡数の 2 倍とする（100 分の 20 の範囲で調整可）。選挙区は諸条件（人口、行政区域等）を考慮して自治区・市・郡を分割して画定し、人口が 5 万人未満の自治団体は、1 つの選挙区から 1 名以上、人口 5 万人以上の自治団体は、2 名以上を選出する。（広域市及び道議会の下限 19 名）。
	比例代表	広域議会議員定数の 10/100（端数を 1 名とし下限 3 名）
基礎議会選挙	地域選挙区	議員定数は広域団体の総数として公職選挙法別表で定めた範囲内で、公職選挙法第 24 条に定める自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が画定。選挙区は諸条件（人口、行政区域等）を考慮して画定し、1 つの選挙区から 2 名以上 4 名以下選出（自治区・市・郡議会の下限 7 名）。
	比例代表	基礎議会議員定数の 10/100（端数を 1 名とする）

(6) 候補者

ア 候補者登録（公職選挙法第 47 条、第 48 条、第 49 条）

各候補者は候補者登録の際、以下の推薦状を添付しなければならない。

〈図表 6 - 4〉 候補者登録と必要な推薦状

政党推薦候補者	政党の推薦書（党と代表者の職印）
無所属候補者	選挙権者の推薦状（一定数以上の署名捺印）

イ 公職者立候補制限（公職選挙法第 53 条）

以下の公職者が立候補する場合、当該選挙日 90 日前（比例代表議会議員選挙・補欠選挙等では候補者登録申請前）までにその職を辞任しなければならない（現職者が再選のため立候補する場合を除く）。

- ・ 国家公務員、地方公務員。ただし、「政党法」の規定により党員の資格を有する公務員（政務職公務員を除く）は、この限りではない。
- ・ 選挙管理委員会委員又は教育委員会の教育委員
- ・ 他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者
- ・ 「公共機関の運営に関する法律」第 4 条第 1 項第 3 号に該当する機関のうち、政府が 100 分の 50 以上の資本を持っている機関（韓国銀行を含む）の常勤役員
- ・ 「農業協同組合法」・「漁業協同組合法」・「森林組合法」・「葉タバコ生産協同組合法」により設立された組合の常勤役員とこれら組合の中央会長
- ・ 「地方公企業法」第 2 条に規定された地方公社と地方公団の常勤役職員
- ・ 「政党法」の規定により政党の党員になることができない私立学校教員
- ・ 中央選挙管理委員会規則で定められた言論人
- ・ 特別法によって設立された国民運動団体として、国又は地方自治団体の出捐・補助を受けている団体（正しい生き方運動協議会、セマウル運動協議会、韓国自由総連盟、市・道組織及び区・市・郡組織）の代表者

(7) 寄託金（公職選挙法第 56 条、第 57 条）

ア 立候補者は登録申請時に以下の寄託金を中央選挙管理委員会規則で定められた管轄選挙区の選挙管理委員会に納付しなければならない。

〈図表 6 - 5〉 候補者区分別寄託金

広域自治団体の長	5,000 万ウォン
基礎自治団体の長	1,000 万ウォン
広域議会議員	300 万ウォン
基礎議会議員	200 万ウォン

ただし、候補者登録を申請する者が「障害者福祉法」第 32 条により登録された障害者の場合や、選挙日現在 29 歳以下の場合には上表の寄託金の 100 分の 50 に相当する金額をとなり、30 歳以上 39 歳以下の場合には上表の寄託金の 100 分の 70 に相当する金額となる。）

イ 寄託金の返還について

管轄選挙区選挙管理委員会は次の各号による金額を選挙日後 30 日以内に寄託者

に返還する。この場合、返還しないこととなった寄託金は国家又は地方自治団体に帰属する。

(ア) 寄託金が全額返還される場合（負担費用を除き、選挙日後 30 日以内）

- ・ 候補者の当選又は死亡
- ・ 候補者が有効投票総数の 15/100 以上を得票した場合
（候補者が「障害者福祉法」第 32 条により登録された障害者又は選挙日現在 39 歳以下の場合には有効投票総数の 100 分の 10 以上）

(イ) 寄託金の半分が返還される場合

- ・ 候補者が有効投票総数の 10/100 以上、15/100 未滿を得票した場合
（候補者が「障害者福祉法」第 32 条により登録された障害者又は選挙日現在 39 歳以下の場合には有効投票総数の 100 分の 5 以上 100 分の 10 未滿）

(ウ) 予備候補者（政党が公職選挙の候補者を推薦するために行う党内予備選挙の候補者として登録された者）が死亡又は公職選挙法第 57 条の 2 第 2 項本文により候補者として登録することができなかつた場合には、公職選挙法第 60 条の 2 第 2 項により納付された寄託金全額

(8) 選挙費用

選挙費用の制限額は、選挙別に算定される金額とする。（公職選挙法第 121 条）

〈図表 6-6〉選挙別の費用制限額

特別市・広域市・ 特別自治市長	4 億ウォン（人口 200 万未滿の場合 2 億ウォン） +（人口数×300 ウォン）
道・特別自治道知事	8 億ウォン（人口 100 万未滿の場合 3 億ウォン） +（人口数×250 ウォン）
自治区・市長、郡守	9,000 万ウォン+（人口数×200 ウォン） +（邑・面・洞数×100 万ウォン）
市・道議員 （地域区選出）	4,000 万ウォン+（人口×100 ウォン）
市・道議員 （比例代表）	4,000 万ウォン+（人口数×50 ウォン）
自治区・市・郡議員 （地域区選出）	3,500 万ウォン+（人口×100 ウォン）
自治区・市・郡議員 （比例代表）	3,500 万ウォン+（人口×50 ウォン）

(9) 選挙に係る資金調達

ア 後援会による資金調達

地方自治団体の長や地方議会議員の候補者等は、管轄選挙管理委員会で登録された後援会より寄付を受けることができ、後援会が寄付できる年間限度額は、次のとおりである。ただし、クレジットカード・預金口座・電話又はインターネット電子

決済システムなどにより、やむを得ず限度額を超過した場合は、限度額の2割以内の範囲で超過可能（例：限度額が3,000万ウォンの場合は、3,600万ウォンの範囲内）であるが、その後は、後援金を募ることができない。（政治資金法第3条第2項、第7項、第12条第1項）

〈図表6-7〉後援会における候補者への年間寄付限度額

地方自治団体の長	選挙費用制限額の100分の50に相当する金額
広域自治団体の議会議員	5,000万ウォン
基礎自治団体の議会議員	3,000万ウォン

イ 寄託金による資金調達

寄託金を寄託しようとする個人（党員になれない公務員と私立学校教員を含む）は、各選挙管理委員会（邑・面・洞選挙管理委員会を除く）に寄託しなければならない。

なお、1人が寄託できる寄託金は、以下の範囲内とする。（政治資金法第22条）

- ・1回につき1万ウォン以上の金銭又はそれ相当額（有価証券や物品等）
- ・年間1億ウォン以下又は前年度所得の5%以下の額のうち、金額の小さい方を上限額とする

2 選挙制度の改正経緯

近年の選挙制度改正の主な内容は、次のとおりである。

(1) 2005年8月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙年齢の引き下げなど（公職選挙法第15条）

選挙年齢を19歳に引き下げ、出入国管理法により永住の在住資格取得日から3年が経過した19歳以上の外国人に在住地域の地方自治団体選挙の選挙権を付与した。

イ 比例代表選挙における女性候補者（公職選挙法第47条）

政党は、国会議員選挙、地方議員選挙とも、比例代表候補者の100分の50以上の女性を公認しなければならないが、候補者名簿の順位の奇数は女性としなければならないとした。

(2) 2009年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 在外国民の地方選挙の選挙権と被選挙権（公職選挙法第15、16条）

- ・「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」に基づき、国内居所を申告し、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の選挙権を付与した。
- ・選挙日までに継続して60日以上、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている25歳以上の在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を付与した。

(3) 2012年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 情報通信網を利用した選挙運動の拡大など（公職選挙法第59条）

インターネット上のサイト（ホームページ、掲示板、チャットルーム等）への文章や動画の掲示、電子メール・文字メッセージ送信による事前運動を可能にした。

イ 世論調査制度の改善（公職選挙法第 96 条など）

世論調査結果を歪曲して報道したり、客観的な根拠なく選挙結果を予測する報道をする場合の処罰規定を新設するなど世論調査の客観性・公正性を強化した。

(4) 2015 年 8 月 選挙関係法改正の主な内容

ア 補欠選挙等の選挙日の統一（公職選挙法第 35 条）

毎年 4 月と 10 月の 2 回実施していた国会議員、地方議会議員及び地方自治団体の長の補欠選挙、地方議会議員の増員選挙を 4 月の一度にすることで、政局の不安定性の解消と財政負担の軽減を図った。

(5) 2020 年 1 月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙権年齢等の引き下げ（公職選挙法第 15 条、第 60 条）

選挙権年齢及び選挙運動可能年齢を 18 歳以上に調整した。

(6) 2020 年 12 月 選挙関係法改正の主な内容

補欠選挙等の選挙日の変更（公職選挙法第 35 条）

国会議員の再選挙、地方議会議員及び地方自治団体の長の補欠選挙並びに地方議会議員の選挙は、4 月の第 1 水曜日に行うものと規定されていたが、下記のとおり改正された。

ア 地方議会議員の補欠選挙、再選挙及び増員選挙は、4 月の第 1 水曜日に行う。

ただし、3 月 1 日以降に実施が確定した場合は、翌年 4 月の第 1 水曜日に行う。

イ 地方政府の長の補欠選挙及び再選挙は、9 月 1 日から 2 月末に実施が確定した場合は、4 月第 1 水曜日に行い、3 月 1 日から 8 月 31 日に実施が確定した場合は、10 月第 1 水曜日に行う。

(7) 2021 年 3 月 選挙関係法改正の主な内容

国外選挙犯罪者に対する旅券発給制限等（公職選挙法第 218 条の 30 第 1 項）

公職選挙法に抵触し、懲役 3 年以上に相当する罪を犯した疑いがある者等に対しては、外交部長官は、中央選挙管理委員会及び検察官からの要請によりパスポートの発給及び再発給の制限又は返納を命じなければならないと規定されていたが、司法警察官からの要請も可能とした。

(8) 2022 年 2 月 選挙関係法改正の主な内容

隔離者等の投票時間について（公職選挙法第 155 条第 6 項）

感染症などの理由で隔離中の有権者が選挙権を行使できるように、隔離者等に限っては、投票所は午後 6 時 30 分に開場し、午後 7 時 30 分に閉場（補欠選挙等は午後 8 時 30 分～午後 9 時 30 分）することとした。また、中央選挙管理委員会は、感染症の全国的な流行、隔離者数、公衆衛生への影響などを考慮して、韓国疾病管理庁の局長と協議の上、公職選挙管理規則第 81 条の 2 に基づき、隔離中の有権者の投票時間の指定又は調整などを定めることができると規定した。

(9) 2022 年 4 月 選挙関係法改正の主な内容

期日前投票時間について（公職選挙法第 155 条第 2 項）

期日前投票所は、期日前投票期間中、毎日午前 6 時に開場し、午後 6 時に閉場しなければならないが、期日前投票所については、管轄区・郡選挙管理委員会は、予想投票者数を考慮して投票時間を調整することができる」と規定した。

(10) 2022 年 4 月 選挙関係法改正の主な内容

夜間の演説等の規制（公職選挙法第 102 条）

公の場での演説にて携帯型拡声器のみを使用する場合は、午前 6 時から午後 11 時まで開催可能であったが、午前 7 時から午後 9 時までに変更された。

(11) 2024 年 1 月 選挙関係法改正の主な内容

ア ディープフェイク動画等を使用した選挙運動の規制（公職選挙法第 82 条の 8）
選挙日の 90 日前から選挙当日まで、人工知能技術を用いて作成した現実と区別がつかない仮想の音声、画像、動画（以下「ディープフェイク画像など」という）を選挙運動のために作成、編集、配布、表示、掲示してはならないこととされた。（公職選挙法第 82 条の 8 第 1 項）

また、選挙活動期間外に選挙運動のためのディープフェイク動画を制作、編集、配布、上映、投稿した場合、中央選挙管理委員会規則で定めるところにより、その情報が人工知能技術などを用いて作成された架空の情報であることが明確に認識できるように、ディープフェイク動画に当該情報を表示しなければならないこととされた。（公職選挙法第 82 条の 8 第 2 項）

イ 虚偽の事実公表の罰則規定（公職選挙法第 250 条）

公職選挙法第 82 条の 8 第 2 項に違反し、中央選挙管理委員会規則で定めるディープフェイク画像を表示せずに第 1 項に定める行為を行った者は、5 年以下の懲役又は 5,000 万ウォン以下の罰金に処し、第 2 項に定める行為を行った者は 7 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以上 5,000 万ウォン以下の罰金に処すると規定した。

ウ 不正選挙運動の罰則規定（公職選挙法第 255 条）

第 82 条の 8 第 1 項に違反した者は、7 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以上 5,000 万ウォン以下の罰金に処すると規定した。

(12) 2024 年 2 月 選挙関係法改正の主な内容

ア 関係書類の閲覧期間の延長（政治資金法第 42 条第 2 項）

報告された財産情報や政治資金の書類等の閲覧期間を 3 ヶ月間から 6 ヶ月間に延長した。

イ 後援者が後援会に寄付できる年間限度額（変更前 500 万ウォン）の変更（政治資金法第 11 条第 3 項、第 4 項）

(ア) 市・道議会議員後援会：200 万ウォン

(イ) 地域区市・道議会議員選挙候補者・予備候補者の後援会：200 万ウォン

(ウ) 自治区・市・郡議会議員後援会：100 万ウォン

(エ) 自治区・市・郡議会議員後援会選挙候補者・予備候補者後援会：100 万ウォン

(13) 2025年1月 選挙関係法改正の主な内容

事前投票立会人の人数及び選定に係る規定（公職選挙法第162条）

政党・候補者・選挙事務長又は選挙連絡所長は、期日前投票所毎に2名の期日前投票立会人（以下「立会人」という。）を選定し、選挙日7日前までに管轄区・市・郡選挙管理委員会に書面で届け出なければならず、立会人は、各事前投票所につき8人とされているが、届け出された立会人の数が8人を超える場合は、所轄の区・市・郡選挙管理委員会が抽選により立会人を指定する。

第3節 直接参政制度

地方自治法では、条例制定・改廃請求（地方自治法第19条）、監査請求（地方自治法第21条）、議長・議員の解職を請求する住民召還（地方自治法第25条）、住民投票（地方自治法第18条）、住民訴訟（地方自治法第22条）を規定している。

また、地方自治法第19条（条例の制定・改廃請求）に基づく住民の請求制度をより明確かつ充実させるため、「住民条例発案に関する法律」が2022年1月に改正地方自治法と同時に施行された。

1 条例制定・改廃請求権

地方自治団体の18歳以上の住民として、当該管轄区域に住民登録されている者及び永住在留資格取得後、3年が経過した18歳以上の外国人で、当該地方自治団体の外国人登録台帳に記載されている者（以下「請求権者」という。）は、住民条例発案に関する法律第5条に基づき、以下の範囲で、請求権者の連署をもって、当該地方自治団体の長に対して条例の制定、改廃を請求することができる（地方自治法第19条）。

- ・特別市及び人口800万人以上の広域市・道：請求権者総数の200分の1
- ・人口800万人未満の広域市・道、特別自治市、特別自治道及び人口100万人以上の市：請求権者総数の150分の1
- ・人口50万人以上100万人未満の市・郡及び自治区：請求権者総数の100分の1
- ・人口10万人以上50万人未満の市・郡及び自治区：請求権者総数の70分の1
- ・人口5万人以上10万人未満の市・郡及び自治区：請求権者総数の50分の1
- ・人口5万人未満の市・郡及び自治区：請求権者総数の20分の1

ただし、次の事項は、請求対象外とされている。

- (1) 法令に違反する事項
- (2) 地方税・使用料・手数料・負担金の賦課・徴収又は減免に関する事項
- (3) 行政機構の設置・変更に関する事項又は公共施設の設置に反対する事項

2 監査請求権（地方自治法第21条）

請求者は、市・道においては300名、人口50万以上の大都市においては200名、その他の市・郡・自治区は150名を越えない範囲で当該地方自治団体の条例において定めるところによる住民数以上の連署をもって、市・道に関しては、主務部長官に、市・郡・自治区においては、市・道知事に対し、当該地方自治団体とその長の権限に属する事務の処理が法令に違反したり公益を著しく害していると認める場合には、監査を請求することができる。ただし、次の事項は監査請求の対象から除外されている。

- (1) 捜査又は裁判に関与することとなる事項
- (2) 個人のプライバシーを侵害するおそれのある事項
- (3) 他の機関が監査し、又は監査中の事項（ただし、他の機関において監査した事項であっても、新たな事項が発見され、又は重要事項が監査において遺漏した場合と、地方自治法第22条第1項の規定により住民訴訟の対象となる場合を除く）

(4) 地方自治法第 22 条第 2 項の各号に該当する訴訟が進行中又はその裁判が確定した事項

主務部長官又は市・道知事は、監査請求を受理した日から 60 日以内に監査請求のあった事項に関し監査を終了させなければならない、その監査結果を請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し書面をもって通知するとともに、その内容を公表しなければならない。ただし、期間内に監査を終了させることが困難な正当な事由があるときは、その期間を延長することができる。この場合、あらかじめ、請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し通知するとともに公表しなければならない。

主務部長官又は市・道知事は当該地方自治団体の長に対し、監査結果に従い必要な措置を要求することができる。この場合、当該地方自治団体の長は、このことを誠実に履行しなければならない、その措置結果を地方議会と主務部長官又は市・道知事に対し報告しなければならない。

3 住民訴訟（地方自治法第 22 条）

監査請求をした事項のうち、公金の支出に関する事項、財産の取得・管理・処分に関する事項、当該地方自治団体を当事者とする売買・賃借・請負契約やその他の契約の締結・履行に関する事項、地方税・使用料・手数料・過怠金など公金の賦課・徴収を怠った事項が該当し、監査請求を受理した日から 60 日を過ぎても監査が終わらない場合、監査請求結果・必要な措置に不服がある場合、地方自治団体の長が措置を履行しない場合等に、当該地方自治団体の長を相手方にして訴訟を提起できる。（監査請求前置主義）

住民が提起できる訴訟は次のとおりである。

- (1) 当該行為を継続すると回復することが困難な損害を生じる恐れがある場合に、その行為の全部又は又は一部を中止することを求める訴訟
- (2) 行政処分である当該行為の取消若しくは変更を求め、又はその行為の効力の有無の確認を求める訴訟
- (3) 怠った事実の違法確認を求める訴訟
- (4) 当該地方自治自治団体の長及び職員、地方議会議員、当該行為と関連のある相手方に損害賠償請求及び不当利得返還をすることを求める訴訟

4 住民召還

(1) 導入背景

- ・1995 年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方議会議員及び自治団体の長の公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する方法がないことから、地方議会の議員及び地方自治団体の長等に対する住民による解職請求（住民召還）の必要性が提起された。

- ・地方行政への地域住民の参加を促し、選挙により選ばれた地方公職者の不正や独善的な行政、権威主義的行政を予防する機能として、住民召還制の導入について議論が活発化。
- ・2002年の大統領選挙及び2004年の国会議員総選挙の過程で、主要政党が住民召還制の導入を公約に挙げたことによって、市民団体や、マスコミなどから同制度の早期導入が求められた。

(2) 導入経過

- ・盧武鉉政権の重要公約課題、地方分権ロードマップの課題として推進(2003年7月)・地方政府の責任を強化するため、住民召還制を導入。
- ・地方分権特別法の制定(2004年1月)
住民召還制度導入の推進など、住民の直接参加制度を強化する。
- ・済州特別自治道において住民召還制をモデル施行(2006年7月1日)
済州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法。
- ・住民召還に関する法律の議員立法の推進(2006年5月24日)
3名の国会議員が2004~2006年にそれぞれ代表発議した議員立法案をもとに、国会の行政自治委員会が代案を作成し、国会で議決。

(3) 住民召還に関する法律

- ・2006年5月24日に改正された地方自治法において地方自治団体の長及び地方議会議員(比例代表地方議会議員は除外する)を召還する住民召還制度が定められ、召還投票請求者・請求要件・手続及び効力などに関しては、他の法律で定めることとされた。これに基づき2006年5月に制定、2007年5月に施行された法律が「住民召還に関する法律」であり、その主な内容は次のとおりである。

ア 住民召還投票権(住民召還に関する法律第3条)

住民召還投票人名簿作成基準日現在、住民召還投票の権利がある者は、以下の2種類である。

- (ア) 19才以上の住民で、その地方自治団体の所轄区域に住民登録されている者(公職選挙法第18条の規定により選挙権がない者は除外)
- (イ) 19才以上の外国人で、出入国管理法第10条の規定により、大韓民国に永住滞在できる資格を得て3年が経過したもののうち出入国管理法第34条の規定に従い、その地方自治団体の所轄区域の外国人登録台帳に登録されている者

イ 住民召還投票の請求、発議

(ア) 住民召還投票の請求(住民召還に関する法律第7条)

- ・特別市、広域市の長・道知事においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数の10%以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書により請求が可能。

なお、管轄区域内の市・郡・自治区の総数が3つ以上ある場合は、3分の1以上の市・郡・自治区でそれぞれ請求権者総数の0.05%以上~1%以下の範

圏で、大統領令で定めた数以上の署名を得なければならず、管轄区域内の市・郡・自治区の総数が2の場合は、それぞれ請求権者総数の1%以上の署名を得る必要がある。

- ・市長、郡守、自治区の長においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数15%の連署及び住民召還請求理由を記載した文書により請求が可能。
- ・地方議会の議員においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数20%以上。

市長・郡守・自治区の長及び地方議会議員においては、当該選挙区内の邑・面・洞の総数が3以上の場合は、3分の1以上の邑・面・洞でそれぞれ請求権者総数の0.05%以上～1%以下の範囲で、大統領令で定めた数以上の署名を得る必要があり、邑・面・洞の総数が2の場合は、それぞれ請求権者総数の1%以上の署名を得る必要がある。

(例1) 邑・面・洞の総数が3以上の場合

区域	請求権者総数	必要署名数 (0.05%～1%)
A 邑	5,000 人	3 人～50 人
B 面	3,000 人	2 人～30 人
C 洞	2,000 人	1 人～20 人

(例2) 邑・面・洞の総数が2の場合

区域	請求権者総数	必要署名数 (1%以上)
A 邑	5,000 人	40 人以上
B 面	3,000 人	60 人以上

(イ) 住民召還投票の発議 (住民召還に関する法律第12条)

管轄選挙管理委員会は、住民召還投票請求が適法と認める場合は、遅滞なく趣旨を公表し、召還請求人代表者及び住民召還投票対象者である地方公職者にその事実を通知しなければならない。該当地方公職者は釈明機会を保障されており、通知を受けた日から20日以内に釈明要旨を提出することができる (住民召還に関する法律第14条)。管轄選挙管理委員会は、住民召還投票対象者の釈明要旨を受け取った日、又は釈明要旨の提出期間が経過した日から7日以内に住民召還投票日と住民召還投票案を公告し、住民召還投票を発議しなければならない。

(ウ) 住民召還投票の請求制限期間 (住民召還に関する法律第8条)

次のいずれかに該当する場合は、住民召還投票請求ができない。

- ・任期開始日から1年が経過しないとき
- ・任期満了日から1年未満であるとき
- ・その地方公職者に対し住民召還投票を実施した日から1年以内である場合

(エ) 住民召還投票と住民召還の確定 (住民召還に関する法律第13条)

住民召還投票日は、公告日から20日以上30日以下の範囲の中で管轄選挙管

理委員会が決める（住民召還に関する法律第13条第1項）。

住民召還投票は賛成又は反対を選択する形式で実施し（住民召還に関する法律第15条第1項）、住民召還投票権をもつ有権者総数の3分の1以上の投票と有効投票総数過半数の賛成で確定する。住民召還投票者の数が有権者総数の3分の1未満の場合は開票しない（住民召還に関する法律第22条第1項、第2項）。

管轄選挙管理委員会は、この結果を遅延なく公表し、召還請求代表者、住民召還投票対象者、関係中央行政機関の長、当該地方自治団体の長等に通知しなければならない（住民召還に関する法律第22条第3項）。

(オ) 住民召還投票の効力（住民召還に関する法律第23条）

住民召還投票が確定した時には、住民召還対象者はその結果が公表された時点からその職を喪失する。

(カ) 住民召還投票訴訟（住民召還に関する法律第24条）

住民召還投票の効力に関して、異議がある該当住民召還投票対象者又は住民召還投票権者は、住民召還有権者総数の100分の1以上の署名で、住民召還投票結果が公表された日から14日以内に管轄選挙管理委員会委員長に被請願人として、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、郡守、自治区庁長については特別市・広域市・道の選挙管理委員会に、市・道知事については、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服がある者は、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から10日以内に、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、郡守、自治区庁長については当該地域を管轄する高等裁判所に、市・道知事については大法院に訴訟を提起することができる。

(4) 住民召還の主な事例（制度導入後11件（2024年12月31日現在））

- ・2007年12月12日、京畿道河南市の市長及び市会議員計4人を対象に広域火葬場を誘致する過程における拙速な行政や市民に対する告訴等に伴う住民召還投票が実施された。市長及び市議会議員1人は有効参加基準である33.33%に及ばず投票箱が開封されず否決されたが、市議会議員2人は37.6%の投票率で開票され、各々賛成多数（91.7%、83.0%）により召還された。（住民召還等に関する法律施行以後初めて実施された事例）
- ・2009年8月26日、済州道知事が進めるユネスコ生物圏保全地域、文化財庁天然保護区域に指定された済州西帰浦での海軍基地の建設に対し、道知事への住民召還投票が実施されたが、投票率11.0%と有効参加基準である3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。
- ・2013年12月4日、全羅南道求礼郡守が収賄などの疑いで拘束起訴され、長期間の郡政の空白を理由に住民召還投票が実施されたが、投票率8.3%と有効参加基準である3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。
- ・2019年12月18日、慶尚北道浦項市議会議員2人が生活廃棄物エネルギー化施設

(SRF) 運営に伴う住民被害に関する職務不履行を理由に住民召還を請求されたが、投票率 21.75%と有効参加基準である 3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。

- ・2021年6月30日、京畿道果川市長による、政府が推進する都心一帯の再開発政策の一環で行った果川市庁舎の遊休敷地に住宅を建設する事業に反対するための住民召還投票が実施されたものの投票率21.7%と有効参加基準である3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。
- ・2025年2月26日、強制わいせつ及び収賄など民願人を相手にした各種不正の疑いで拘束起訴された江原道襄陽郡守に対する住民召還請求が行われ、住民投票が実施されたものの投票率が全体有権者の32.23%と有効参加基準である3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。

5 住民投票

地方自治法において地方自治団体の長は、住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項等について住民投票に付することができるとし、住民投票の対象、発議者、発議要件その他投票手続等に関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第18条）。これに基づき2004年1月に制定され、同年7月施行された法律が住民投票法である。その主な内容は次のとおりである。

住民投票の結果は法的効力があり、確定した事項について、地方自治団体の長は、行政・財政の必要な措置をとらなければならないと定めている。

(1) 住民投票権（住民投票法第5条）

投票日現在18歳以上の住民のうち、投票人名簿作成基準日現在で次のいずれかに該当する者（以下「住民投票請求権者」という。）には、住民投票権がある（ただし、公職選挙法第18条の規定により選挙権がない者を除く。）。住民投票請求権者の総数は、前年度12月31日現在の住民登録票及び外国人登録票により算定し、地方自治団体の長は、毎年1月10日までに算定された住民投票請求権者の総数を公表しなければならない。（住民登録法第9条第3項、第4項）

ア その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者

イ 出入国管理法の規定により、大韓民国に継続居住できる資格（在留資格変更許可又は在留期間延長許可を通じて継続して居住できる場合を含む）を有する外国人で地方自治団体の条例で定める者

(2) 住民投票の対象（住民投票法第7条第1項）

住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項は、住民投票に付することができる。

(3) 住民投票対象外の事項（住民投票法第7条第2項）

次の事項に対しては住民投票にかけることができないとしている。

ア 法令違反又は裁判中の事項

イ 国家又は他の地方自治団体の権限又は事務に属する事項

- ウ 地方自治団体が行う次の各号のいずれかに該当する事務の処理に関する事項
 - (ア) 予算編成・議決及び執行
 - (イ) 会計・契約及び財産管理
- エ 地方税・使用料・手数料・分担金など各種公課金の賦課又は又は減免に関する事項
- オ 行政機構の設置・変更に関する事項と公務員の人事・定員など身分と報酬に関する事項
- カ 他の法律により、住民代表が直接意思決定主体として参加できる公共施設の設置に関する事項（ただし、第9条第5項の規定により、地方議会が住民投票の実施を請求する場合にはこの限りではない。）
- キ 同一事項（その事項と趣旨が同じ場合を含む）に対し住民投票が実施された後2年が経過しない事項

(4) 国家政策等のための住民投票の特例（住民投票法第8条）

原則として、国家政策については住民投票の対象にならないが、中央行政機関の長は、地方自治団体の廃置、分合、区域変更又は主要施設の設置など、国家事務に対する住民意見を取りまとめるために必要と認める時には、あらかじめ行政安全部長官と協議し、住民投票の実施区域を定め、関係地方自治団体の長に住民投票に付すことを要求できる。この場合、住民投票に付すことを要求された地方自治団体の長は30日以内に当該地方議会の意見を聴かなければならない。

(5) 住民投票の実施要件（住民投票法第9条）

地方自治団体の長が住民投票を実施することができる事項は次のいずれかである。また、ア・イに該当する場合には、住民投票を実施しなければならない。

- ア 住民投票請求権者総数の20分の1以上、5分の1以下の範囲で条例で定める数以上の署名を得た場合（例：住民投票請求権者総数が5万人の場合、2,500人以上、1万人以下の範囲内で条例で定める。）
- イ 地方議会にて在籍議員の過半数の出席及び出席議員の3分の2以上の賛成があった場合
- ウ 地方自治団体の長が住民の意見を聴取する必要があると判断した場合

なお、地方自治団体の長は職権により、住民投票を実施する時は、その地方議会の在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の同意を得なければならない。

(6) 住民投票要請審議会の設置（住民投票法第12条の2）

住民投票法第9条の規定により、住民投票に関する次の事項を審議するため、地方自治体の長の下に住民投票要請審議会（以下「審議会」という）を設置する。ただし、当該審議会と同様の機能を有する委員会が地方自治団体に設置された場合は、地方自治団体の条例で定めるところにより、審議会の事務を引き継ぐことができる。

- ア 第12条第4項に基づく請求者の署名に対する異議の審査
- イ 第12条第7項及び第8項に基づく請求者の署名帳における有効な署名の確認

ウ 第 18 条第 2 項第 1 号に基づく電子投票及び電子投票の集計の実施

エ その他、審議会の議長が必要と認める事項

審議会の議長は、市・道の副市長・副知事、市・郡・区の副市長・副郡守・副区長が務める。この場合において、副市長など同じ役職が二人以上いる場合は、地方自治団体の長が指名する者を議長とする。

審議会は、議長 1 名及び副議長 1 名を含む 7 名以上の委員で構成し、このうち、公務員の身分を有さないものが過半数となるようにしなければならない。

この他、審議会の構成及び運営に関し必要な事項は、地方自治団体の条例で定めることが出来る。

(7) 住民投票の発議（住民投票法第 13 条）

地方自治団体の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その要旨を公表し、管轄選挙管理委員会に通知しなければならない。

ア 住民投票法第 8 条第 3 項の規定により、関係中央行政機関の長に住民投票を発議すると通知する場合

イ 住民投票法第 9 条第 2 項又は第 5 項の規定により、住民投票請求が適法だと認定される場合

ウ 住民投票法第 9 条第 6 項の規定により、同意を得た場合

地方自治団体の長は住民投票を発議しようとする時には、公表日から 7 日以内に投票日と住民投票案を公告しなければならない。ただし、地方自治団体の長又は地方議会が住民投票請求の目的を受容する決定をした時には住民投票を発議しない。

地方自治団体の管轄区域の全部又は一部について「公職選挙法」の規定により選挙が実施される時にはその選挙の選挙日前 60 日から選挙日までの期間の間には住民投票を発議することができない。

(8) 住民投票結果の確定（住民投票法第 24 条）

住民投票に付した事項は、住民投票権者総数の 4 分の 1 以上の投票と有効投票数過半数の投票で確定する。ただし、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、賛成と反対の両者を全て受容しないか、両者択一の対象となる事項全てを選択しないこととして確定されることとする。

ア 全体得票数が住民投票権者総数の 4 分の 1 に満たない場合

イ 住民投票に付した事項に関する有効得票数が同数である場合

管轄選挙管理委員会は、開票が終わった時には、遅滞なく、その結果を公表した後、地方自治団体の長に通知しなければならない。

地方自治団体の長は、住民投票の結果の通知を受けた時には、遅滞なく、これを地方議会に報告しなければならない。国家政策に関する住民投票である時には関係中央機関の長に住民投票結果を通知しなければならない。

地方自治団体の長及び地方議会は住民投票の結果が確定した内容どおりに行政・財政上の必要な措置をしなければならない。確定した事項に対し、2 年以内に変更したり、新たな決定を行うことができない。

(9) 住民投票訴訟等（住民投票法第 25 条）

住民投票の効力に関して、異議がある住民投票権者は、住民投票権者総数の 100 分の 1 以上の署名で住民投票結果が公表された日から 14 日以内に管轄選挙管理委員会委員長を被請願人として、市、郡、自治区においては、特別市、広域市、道の選挙管理委員会に、特別市、広域市、道においては、中央選挙管理委員会に請願することができる。この請願に対する結果に不服がある者は、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から 10 日以内に特別市、広域市、道においては、最高裁判所に、市、郡、自治区においては、管轄高等裁判所に訴訟を提起することができる。

住民投票に関する請願及び訴訟の手続に関しては、住民投票法に規定されている事項を除いては、「公職選挙法」第 219 条から第 229 条までの規定中、地方自治団体の長及び議員に関する規定を準用する。

(10) 住民投票経費（住民投票法第 27 条）

住民投票事務に必要な次の各号の経費は、住民投票を発議した地方自治団体の長が属する地方自治団体が負担する。

- ア 住民投票の準備・管理及び実施に必要な経費
- イ 住民投票公報の発行、説明会などの開催及び不法投票運動の取締りに必要な経費
- ウ 住民投票に関する請願及び訴訟に係る経費
- エ 住民投票結果に対する資料の整理、その他住民投票事務の管理のための管轄選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費

地方自治団体は、上記経費を住民投票発議の日から 3 日以内に管轄選挙管理委員会に納付しなければならない。

住民投票経費の算出基準・納付手続・納付方法・執行・会計検査及び返還、その他必要な事項は、中央選挙管理委員会規則で定める。

(11) 住民投票の主な事例（制度導入後 12 件（2024 年 12 月 31 日現在））

- ア 濟州島の行政体制改革に関する住民投票（2005 年 7 月 27 日）
- イ 忠清北道清原郡の清州・清原統合に関する住民投票（2005 年 9 月 29 日）
- ウ 全羅北道群山市・慶尚北道浦項市・慶州市・盈徳郡における放射性廃棄物処分に関する住民投票（2005 年 11 月 2 日）
- エ ソウル特別市の無償給食支援範囲に関する住民投票（2011 年 8 月 24 日）
- オ 慶尚北道栄州市の面事務所移転に関する住民投票（2011 年 12 月 7 日）
- カ 忠清北道清原郡の清州・清原統合に関する住民投票（2012 年 6 月 27 日）
- キ 慶尚南道南海郡の南海火力発電所誘致に関する住民投票（2012 年 10 月 17 日）
- ク 全羅北道完州郡の全州・完州統合に関する住民投票（2013 年 6 月 26 日）
- ケ 江原道平昌郡の廃棄物処理場に係る住民支援基金の分配方式に関する住民投票（2019 年 2 月 1 日）
- コ 慶尚南道居昌郡の拘置所新築事業に関する住民投票（2019 年 10 月 16 日）
- サ 慶尚北道大邱の軍空港移転に関する住民投票（2020 年 1 月 21 日）

シ 忠清南道天安市の日峰山都市公園民間開発事業の推進に関する住民投票(2020年6月26日)

第4節 民願制度

韓国では、住民が行政機関に対し、申請や処分等、特定の行為を要求する行為を「民願」と称しており、様々な特色がある。地方自治団体は、民願に関し、様々な配慮をしている。

1 民願とは

(1) 民願

民願とは「民願人が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」を言い、日本の行政手続法等の内容も含んでいる。具体的には、次の項目に該当するものをいう（民願処理に関する法律第2条）。

ア 一般民願

(ア) 法定民願

法令・訓令・例規・告示・自治法規等で定められた一定の要件に基づく認可・許可・承認・特許・免許等の申請や帳簿・台帳等への登録・登載の申請・申告、特定の事実又は法律関係に関する確認又は証明を申請する民願

(イ) 質疑民願

法令・制度・手続など行政業務に関する行政機関の説明や解説を要求する民願

(ウ) 建議民願

行政システムや運営の改善を要求する民願

(エ) その他民願

行政機関へ単純な行政手続又は形式要件などに対する相談・説明を要求したり、日常生活で発生する不具合事項について知らせるなど、行政機関に特定の措置を要求する民願

イ 苦情民願

「腐敗防止及び国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」第2条第5号に基づく苦情民願（行政機関等の違法な制度や不作為等により国民の権利を侵害した場合や、軍関連の義務に関するものなど国民に不便や負担を与えた場合等）

(2) 民願人

民願人とは、「行政機関に民願を提起する個人・法人又は団体」（民願処理に関する法律第2条第2項）のことをいう。ただし、行政機関と司法上の契約関係にある者、氏名・住所等が不明確な者など大統領令で定める者は除く。

2 民願事務の処理

(1) 申請

民願の申請は、文書（「電子政府法」第2条第7号による電子文書を含む。）で行わなければならない。ただし、軽微な案件については、口述又は電話で行うことが出来る。（民願処理に関する法律第8条）

民願人又はその委任を受けた者が直接訪問する必要がない民願は、ファックス・

インターネットなど情報通信網又は郵便などで申請することができる。(民願処理に関する法律施行令第5条)

(2) 受付

行政機関の長は民願の申請を受けた時には、他の法令に特別な規定がある場合を除き、その受付を保留、拒否することができず、受付された民願文書を不当に差し戻してはならないこととされている。

行政機関の長は民願の受付時に、該当民願人に受付証を渡さなければならない。なお、民願人が直接訪問せずに申請した民願や処理期間が「直ちに」である民願など大統領令で定められた場合には、受付証交付を省略することができる。(民願処理に関する法律第9条)

行政機関の長は、民願を受付・処理する際には民願人に関係法令等で定められた必要書類以外の書類を追加で要求してはならない。(民願処理に関する法律第10条)

なお、2021年10月の改正に伴い、民願人は、行政機関がコンピューター等で本人に関する行政情報を保有している場合、行政情報保有機関の長に対して、本人に関する証明書類等の行政情報を本人の請願処理に利用するよう要求することができると規定された。

また、2022年7月の改正に伴い、行政機関の長は、民願人が直接機関に行かなくても苦情を処理できるよう、関係法令などの改善、民願の電子処理のための施設及び情報システムの設置など、必要な措置を講じなければならない。(民願処理に関する法律第12条第2項)

加えて、行政機関が民願人に関する行政情報を保有している場合、民願の受付及び処理を行う行政機関の長は、民願人に対して関連証明書類や必要書類の提出を要求することはできないと規定された。(民願処理に関する法律第10条の2第1項)

行政機関の長は申請書の記載事項をその民願の処理に必要な最小限の範囲に限定しなければならない。民願人が申請書を簡単に作成できるように申請書式を明確にしなければならない。また、申請書及び必要書類の部数も必要最少限にしなければならない。(民願処理に関する法律施行令第7条)

(3) 民願文書の移送

民願室で受け付けられた民願文書のうち、その処理が民願室の主管に属さないものについては、1勤務時間以内にこれを処理主務部署に移送しなければならない。ただし、処理主務部署がかなり離れているなど特別な事由があり、1勤務時間以内に移送することが難しい場合は、3勤務時間以内に移送することができる。(民願処理に関する法律施行令第13条)。

(4) 処理期間

- ・法定民願の処理期間等(民願処理に関する法律第17条)

行政機関の長は、法定民願を迅速に処理するため、行政機関に法定民願の申請が受付された時から処理が完了される時までの所要処理期間を法定民願の種類別に事前に定め、公表しなければならない。

行政機関の長は、処理期間を定めるときには、受付機関・経由機関・協議機関（他の機関との事前協議が必要な場合のみ）及び処分機関など、各機関別に処理期間を区分し、定めなければならない。

・ 質疑民願などの処理期間等（民願処理に関する法律第 18 条）

質疑民願・建議（提案型）民願・その他民願及び苦情民願の処理期間及び処理手続などに関しては、大統領令で定めることとされている。

ア 質疑民願の処理期間等（民願処理に関する法律施行令第 14 条）

行政機関の長は法令や制度に関する説明や解釈を求める質疑民願を受け付けた場合には、特別な事由がなければ、次の各号の期間以内に処理をしなければならない。

(ア) 法令に関する説明や解説を要求する質疑民願：14 日以内

(イ) 制度・手続等の法令外の事項に関する説明や解説を要求する質疑民願：7 日以内

イ 建議（提案型）民願の処理期間等（民願処理に関する法律施行令第 15 条）

行政機関の長は、行政制度や政策の改善や提案に関する建議民願を受け付けた場合には、特別な事由がなければ、14 日以内に処理しなければならない。

ウ その他民願の処理期間等（民願処理に関する法律施行令第 16 条）

行政機関の長は、その他民願を受け付けた場合には、特別な事由がなければ、直ちに処理しなければならない。

行政機関の長は、口述又は電話で申請されたその他民願を処理する場合には、民願処理簿に記録する手続を省略することができる。

上記に関わらず、行政機関の長は該当期間の特性を考慮し、その他民願の処理期間び処理手続などを別に定め、運用することができる。

エ 苦情民願の処理など（民願処理に関する法律施行令第 17 条）

行政機関の長は、苦情民願を受け付けた時には、特別な事由がなければ、7 日以内に処理しなければならない。

行政機関の長は、民願人が同一の内容の苦情民願を再度提出した場合には、監査部署等において、これを調査しなければならない。

行政機関の長は、処理した苦情民願の内容が適当な事由があると認められる時には遅滞なく、原処分の取り消し・変更など適切な処置を行い、これを民願人に通知しなければならない。

行政機関の長は苦情民願の処理のために必要な場合、14 日の範囲内で実地調査などをすることができる。しかし、やむを得ない事由で 14 日以内に実地調査を完了することが困難な場合には 7 日の範囲内でその期間を一度のみ延長することができる。

(5) 関係機関・部署間の協力（民願処理に関する法律第 20 条）

民願を処理する主務部署は民願を処理する際に関係機関・部署の協力が必要な場合には、民願を受理した後遅滞なく、その民願の処理期間内で返信期間を定めて協

力を要請しなければならず、要請を受けた機関・部署は、その返信期間内にこれを処理しなければならない。

協力要請を受けた機関・部署は、返信期間内にその民願を処理することができない特別な事情がある場合には、協力を要請した苦情処理担当部署に対し、延長の理由及び回答予定日の処理経過を通知した上で、その返信期間の範囲内で一度のみ期間を延長することができる。

(6) 民願書類の補完・取り消しなど（民願処理に関する法律第 22 条）（民願処理に関する法律施行令第 24 条）

行政機関の長は、受け付けた民願文書に補完が必要な場合には、相当の期間を定めて遅滞なく民願人に補完を要求しなければならない。

民願人は該当民願の処理が終結される前に、その申請の内容を補完、変更又は取り下げを行うことができる、ただし、他の法律に特別な規定がある場合や、その民願の性質上、補完・変更又は取り消しすることができない場合にはその限りではない。

行政機関の長は、民願人に民願書類の補完を要求する場合には、文書又は口頭で行うが、民願人が特別に要請した場合には文書でなければならない。

補完要求を受けた民願人が、期間内に補完をすることができないことを理由に補完期間延長を要請する場合には、行政機関の長は、これを考慮し、再度補完期間を定めなければならない。ただし、民願人は補完期間の延長を要請する際には、補完に必要な期間を明らかにしなければならない。また、期間延長の要請は 2 回に限定する。

行政機関の長は、民願人が決めた補完期間又は再度定めた補完期間内に民願文書を補完しない場合には 10 日以内の期間を定めて再度補完を要求することができる。

(7) 民願文書の返還など（民願処理に関する法律施行令第 25 条）

行政機関の長は民願人が期間内に民願書類を補完しない場合には、その理由を明らかにし、受け付けた民願文書を差し戻すことができる。

行政機関の長は民願人の所在地が明らかでなく、補完要求が 2 度にわたり返送された場合には、民願人が民願を取り下げたこととみなし、これを終結処理することができる。

(8) 処理担当者の明示（民願処理に関する法律施行令第 31 条）

行政機関の長が、民願人に民願書類の補完要求、処理期間の延長、処理遅延事由の通知、処理進行状況の通知、処理結果の通知等をするときには、その担当者の所属・氏名及び連絡先を案内しなければならない。

(9) 処理進行状況の通知（民願処理に関する法律施行令第 23 条）

行政機関の長は、民願が受付された日から 30 日経過後も処理が完了されなかった場合、又は民願人の明示的な要請がある場合には、その処理進行状況と処理完了予定日などを記した文書を民願人に交付したり、情報通信網又は郵便などの方法で通知しなければならない。通知は、民願が受け付けられた日から 30 日が経過する

ごとに通知することを原則とする。

なお、民願人にインターネットホームページなどに民願の処理進行状況などが公開されることが事前に案内されている場合は通知を省略することができる。

(10) 処理結果の通知

行政機関の長は、受付された民願について処理を完了したときには、その結果を民願人に文書で通知しなければならない。しかし、その他民願の場合、通知に迅速さを要する場合及び民願人が要請するなど大統領令で定められる場合には口述又は電話、メール、ファクシミリ、電子郵便で通知することができる。(民願処理に関する法律第 27 条第 1 項)

また、2022 年 7 月の改正に伴い、行政機関の長は、電子苦情窓口又は統合電子苦情窓口を通じて、電子証明書(民願処理に係る書類又は特定の事実若しくは関係等を証明するための電子文書)を交付できると規定された。(民願処理に関する法律第 28 条第 1 項)

行政機関の長は、民願の処理結果を通知するときに民願の内容を拒否する場合には拒否理由と救済手続を一緒に通知しなければならない。(民願処理に関する法律第 27 条第 3 項)

行政機関の長は、民願の処理結果を許可書・申告済み証・証明書等の文書にて民願人に直接交付する必要がある場合には、その民願人又はその委任を受けたものに確認した後に、これを交付しなければならない。(民願処理に関する法律第 27 条第 4 項)

(11) 拒否処分の不服申請(民願処理に関する法律第 35 条)

法定民願について行政機関の長の拒否処分に不服がある場合は、その拒否処分を受けた日から 60 日以内にその行政機関の長に文書で異議申請をすることができる。

行政機関の長は異議申請を受けた日から 10 日以内にその異議申請について認容の可否を決定し、その結果を民願人に遅滞なく文書で通知しなければならない。しかし、やむを得ない事由で決められた期間内に認容の可否を決定することができないときには、その期間の満了日の次の日から起算して、10 日以内の範囲で延長することができる。延長事由を民願人に通知しなければならない。

民願人は異議申請をするか否かに関わらず、「行政審判法」により行政審判又は「行政訴訟法」により行政訴訟を提起することができる。

(12) 複合民願の処理

複合民願とは、一つの民願目的を実現するため、多数の関係機関又は部署の許可・認可・承認・推薦・協議・確認等を経て処理される民願事務である。

ア 処理主務部署の指定(民願事務処理に関する法律第 31 条)

行政機関の長は複合民願を処理するために処理主務部署を指定し、当該部署に関係機関等の協力を通じ、民願事項を一括で処理させることができる。

イ 民願書類の一括提出(民願事務処理に関する法律施行令第 35 条第 1 項)

行政機関の長は複合民願と関連する全ての民願書類を処理主務部署に一括して提

出させることができる。

ウ 複合民願の指定（民願事務処理に関する法律施行令第 35 条第 2 項）

行政機関の長は関係機関と協議し、一括で処理する複合民願の種類と受付方法・必要書類・処理期間・処理手続等を予め定め、民願人がこれを閲覧できるよう掲示し、民願事務便覧へ収録しなければならない。

(13) 反復及び重複民願の処理

ア 反復民願の処理（民願処理に関する法律第 23 条第 1 項）

行政機関の長は、民願人が同一内容の民願（法定民願を除く）を正当な事由無く 3 回以上反復し提出した場合には、2 回以上その処理結果を通知し、その後受付される民願については、終結処理をすることができる。

イ 重複民願の処理（民願処理に関する法律第 23 条第 2 項）

行政機関の長は、2 つ以上の行政機関に提出した同一内容の民願を他の行政機関から移送を受けた場合にも 2 回以上その処理結果を通知し、その後受付される民願については、終結処理をすることができる。

ウ 同一内容の民願であるかどうかの判断について（民願処理に関する法律第 23 条第 3 項）

行政機関の長は、同一内容の民願であるかどうかについては該当民願の性格、以前の民願内容との類似性・関連性及び以前の民願と同一の内容で回答をするしかない事情などを総合的に考慮し、決定しなければならない。

(14) 多数人関連民願の処理

多数人関連民願とは、5 世帯以上の利害に関連する事項に関し、5 人以上が連名で提出する民願である。（民願処理に関する法律第 2 条第 6 項）

多数人関連民願を申請する民願人は連名簿を原本として提出しなければならない。（民願処理に関する法律第 24 条第 1 項）

行政機関の長は多数人関連民願が発生した場合には迅速・公正・適法に解決されるように措置しなければならない。（同条第 2 項）

行政機関の長は多数人関連民願の発生防止のために事前防止策を講じなければならない。（民願処理に関する法律施行令第 27 条第 1 項）

行政機関の長は、多数人関連民願を効率的に処理し、管理するために多数人関連民願の処理状況を確認・分析しなければならない。（同条第 2 項）

3 民願事務処理の基準の設定・公表・調整

(1) 民願事務便覧の設置

行政機関の長は、民願人の便宜のために、民願事務便覧を閲覧することができるよう民願室での民願便覧やコンピューターの設置などの必要な処置を行わなければならない。（民願処理に関する法律第 13 条、民願処理に関する法律施行令第 10 条第 1 項）

民願便覧には、民願の種類別の申請書式、必要書類、処理主務部署、経由機関・

協議機関、処理手続、処理期間、審査基準、手数料、その他、民願に関する案内に必要な事項を明記しなければならない。(民願処理に関する法律施行令第10条第2項)

(2) 民願処理基準表の告示

行政安全部長官は民願人の便宜のために関係法令等に規定されている民願の処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等に関する事項を総合して作成した民願処理基準表を設置し、官報に告示し、総合電子民願窓口に掲示しなければならない。(民願事務処理に関する法律第36条)。

(3) 民願事務処理基準表調整など

行政安全部の長官は民願事務処理基準表を作成・告示する際に、民願事務の簡素化のために必要と認められる場合には、関係行政機関の長の合意を経て、関係法令等の改正がなされるまで暫定的に関係法令等に規定されている処理期間や必要書類を減らしたり、処理手続や申請方法等を変更することができる。この調整・変更が告示されたときは、行政機関の長は、これに伴い処理しなければならず、中央行政機関の長は、民願処理基準表の調整又は、変更された内容により関係法令などを遅滞なく改定・整備しなければならない。(民願事務処理に関する法律第37条)。

4 民願事務審査官制度

(1) 民願事務審査官

民願事務を処理する行政機関の長は、所属職員の中から民願事務審査官(以下「審査官」という。)を選任し、民願処理状況の確認・点検をしなければならない(民願事務処理に関する法律第25条)。審査官の業務があまりにも多い場合や、別途専門的な業務が必要だと判断される場合には、分任民願審査官を指定し、審査官の業務を分担させることができる。(民願事務処理に関する法律施行令第28条第1項)。

(2) 職務内容

審査官は、民願事務の処理状況を随時確認・点検し、処理期間が経過した民願事務を発見したときには、遅滞なく処理主務部署の長(民願事務審査官が処理主務部署の長である場合には関係公務員)へ催促状を発給しなければならない。(民願事務処理に関する法律施行令第28条第2項)。

また、審査官は、多数人民願の処理状況を確認・点検し、その結果を所属行政機関の長に随時報告しなければならない。(民願事務処理に関する法律施行令第28条第3項)。

5 民願処理状況の確認・点検

行政安全部長官は、効果的な民願行政及び制度の改善のために必要があると認めるときは、行政機関に対して民願の改善状況と運営実態を確認・点検・評価し、その結果を該当行政機関の長に通知することができる。(民願処理に関する法律第42条第1項)

また、2022年7月の改正に伴い、行政機関の長は、第1項にともなう確認・点検・評価結果を通知された場合には、これを該当行政機関のインターネットホームページに公開しなければならない（民願処理に関する法律第42条第2項）、行政安全部長官は、確認・点検・評価の結果、苦情の改善に消極的であったり、履行状態が不良だと判断される場合、国務総理にこれを是正するために必要な措置を建議することができることが規定された。（民願処理に関する法律第42条第3項）

行政機関の長は、民願事務の処理状況と運営実態を毎月1回以上、確認・点検しなければならない。このことによって、法令違反事実を発見したり、履行状況が不十分だと判断される場合は、遅滞なくこれを是正し、その事務処理と関連ある職員などに対し懲戒又はその他の必要な措置をしなければならない。

また、確認点検の結果、民願処理が優秀だと判断される職員や部署に対しては褒章することができる。（民願処理に関する法律施行令第22条）

6 電子的民願

(1) 沿革

行政安全部では、民願申請及び民願案内を行う「民願サービス革新（G4C：Government for Citizen）システム」を2002年11月1日から開始し、2003年3月から、市、郡、区のホームページとG4Cを連携し、インターネット等を通してオンライン民願サービスを利用できるようにした。2012年からは「民願24」の名称を使用している。

また、行政安全部は2017年、国民の利便性向上のため、各行政機関等のそれぞれのサイトで提供されていたサービスを統合した政府サービス統合ポータルサイト「政府24」を構築し、民願だけでなく様々な行政サービスを一つのシステムで確認・利用できるようにした（2020年11月に「民願24」のサービスは終了し、「政府24」へ統合）。

(2) 概要

ア 特徴

国民誰でも行政機関を訪問せずに自宅・オフィス等どこでも、24時間365日、インターネットで必要な民願を案内され、申請、発行、閲覧することができる。

手数料については、クレジットカード、口座振替、携帯電話料金への加算などの方法によって支払いが可能である。また、インターネットからの申請であれば、訪問して直接発給するよりも手数料が減免される場合があり、利用者にとっての利便性も高い。

イ 提供サービス

(ア) 民願案内

法律で規定されている全ての民願について、処理機関、処理期限、手数料、提出書類、連絡先などを案内するサービス。

(イ) インターネット閲覧民願

画面上で閲覧ができるサービス（2024年度の閲覧件数1億4,300万件）

(ウ) インターネット申請

転入届などをオンラインで申請できるサービス（2024年度の発給件数1億7,915万件）

(エ) インターネット発給民願

画面での閲覧及びプリンターでの書類出力が可能なサービス（2024年度の発給件数1億7,116万件）

ウ 成果

16歳から74歳まで全国4,000世帯を対象に実施した2024電子政府サービスの利用実態調査によると「政府24」は、電子政府サービスの中で最も利用者が多く、利用率は92%と高い数値を記録しており、利用者の97.6%が満足しているとの結果が出ている。

また、2024年に国連が発表した「国連電子政府評価」では、オンラインサービス分野にて世界1位と評価され、政府の継続的な公共データ開放や国民のオンライン参加機会の拡大などの努力が高く評価された結果とみられている。

なお、従来の「政府24」は、2025年7月10日から「政府24+」に全面改編され、福祉サービスや雇用サービスに関する民願が追加され、利用可能な分野の幅がさらに広がっている。

(3) 法的根拠

ア 民願事務等に係る紙文書の電子文書化（電子政府法第7条）

行政機関等の長は、当該機関が提供する電子政府サービスについて、関係法令により紙文書で申請、届出、提出など（以下、「申請等」）をするよう規定している場合でも、電子文書で申請等をさせることができる。また、行政機関等の長は、提供する電子政府サービスについて、その処理結果を関係法令により紙文書で通知、助言、告知など（以下、「通知等」）をするよう規定している場合でも、民願人が希望した場合や電子文書で申請等した場合には、電子文書で通知等を行うことができる。

なお、電子文書で申請等及び通知等をする場合には、あらかじめインターネットでその種類及び処理手順を公開しなければならない。

イ 統合電子民願窓口を通じた生活情報の提供（電子政府法第9条の2）

行政安全部長官は、民願人が同意した場合にのみ、民願人に中央行政機関等が保有する生活情報の閲覧サービスを提供することができる。この場合、行政安全部長官は他の中央行政機関等の長と協議のうえ、電子政府ポータルと他の中央行政機関等の情報システムを連携させることができる。

7 無人民願発給窓口（民願処理に関する法律第28条）

行政機関の長は、無人民願発給窓口を通じて民願文書（他の行政機関所管の民願文書を含む）を発給することができる。無人民願発給窓口とは行政機関の長が行政

機関や公共の場などに設置し、民願人が直接民願文書の発給を受けられるようにする電子機器をいう。

なお、民願文書を発給する場合には、手数料を減免することができ、発給できる民願文書の種類は、行政安全部長官が関係行政機関の長との協議を経て決定・告示することとされており、2025年2月現在、住民登録謄本等123種類の文書が無人民願発給窓口で発給可能とされている。

第 7 章 地方公務員制度

第7章 地方公務員制度

第1節 地方公務員の概念と種類

1 地方公務員の概念

地方自治法第125条第1項は、「地方自治団体は、その事務を分掌するために必要な行政機構及び地方公務員を置く」と規定している。地方公務員の任用、試験、身分保障、懲戒及び報酬については地方公務員法、教育訓練については地方公務員教育訓練法により定められている（同条第4項）。韓国の場合、警察官（自治警察職を除く）、消防官と学校教員は国家公務員である。また、地方自治団体において勤務する公務員の大半は地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くことができるとされており（地方自治法第125条第5項）、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。

〈図表7-1〉地方自治団体公務員の定員推移

年	地方公務員	備考
2014	295,587	
2015	302,313	
2016	307,566	
2017	317,096	
2018	330,884	
2019	346,236	
2020	299,273	消防官（60,315）を含めた数は359,588
2021	308,392	消防官（64,054）を含めた数は372,446
2022	314,444	消防官（65,935）を含めた数は380,379
2023	316,686	消防官（66,059）を含めた数は382,745
2024	317,147	消防官（66,048）を含めた数は383,195

参考：e-国家指標 地方公務員の定員（※2020年4月以降、消防官は国家公務員に統一されたため、本表2020年以降の地方公務員数については、消防官の数を含まない。）

2 地方公務員の種類

地方公務員の区分は次のとおりである（地方公務員法第2条）

（1）経歴職公務員

実績及び資格に基づき任用され、その身分が保障され、生涯、公務員として勤務することが想定される公務員。

ア 一般職公務員

行政一般又は技術・研究に関する業務を担当する公務員であり、下記のとおり分類されている。（地方公務員法第2条2項）

職群（職務の大分類）（例：行政職群や技術職群等）

└ 職列（職群の中分類）（例：一般行政職列や土木職列等）

└ 職類（職列の細分類）（例：土木職列の道路設計職類や水資源管理職類等）

現在、3職群、49職列、105職類がある。（地方公務員任用令第3条別表1）

イ 特定職公務員

公立大学及び専門大学に勤務する教育公務員、教育監所属の教育専門職員及び自治警察公務員並びにその他特殊分野の業務を担当する公務員としてその他法律で特定職公務員と指定された公務員。（地方公務員法第2条2項）

なお、自治警察公務員とは、地方自治団体が地域住民に密着した治安・生活安全サービスを提供するため、国家警察から業務の一部を分離し地方に委ねる制度として、自治警察法（2021年1月施行）に基づき指定された地方公務員である。

(2) 特殊経歴職公務員（地方公務員法第2条2項）

ア 政務職公務員

(ア) 選挙により就任する公務員、任命時に議会の同意を要する公務員。

(例) 首長、政務副知事、政務副市長

(イ) 高度な政策決定業務の担当又はそのような業務を補助する公務員として法令又は条例により政務職として指定する公務員。

イ 別定職公務員

秘書官、秘書など法令で別定職として指定する公務員。

〈図表7-2〉職種別人数（現員）

（2024年12月31日現在）

職種	全体	一般職			特定職		特殊経歴職	
		一般行政職	研究職	指導職	教育職	自治警察職	政務職	別定職
合計	315,205	304,215	4,555	4,502	813	171	279	670
構成比 (%)	100	96.5	1.45	1.43	0.26	0.06	0.09	0.21

参考：行政安全部「地方自治団体公務員人数統計」（2024年12月31日時点）

第2節 地方公務員の現況

1 地方自治団体に勤務する公務員数

2024年12月31日現在、韓国の地方自治団体に勤務する職員は315,205名（うち女性161,710名）であり、そのうち、地方公務員が315,151名（うち女性161,702名）、国家公務員が54名（うち女性8名）である。

2 地方公務員の職位分類制

韓国の公務員制度においては、職位分類制が採られており、地方自治団体の長は、全ての対象職位を職務の種類・困難度及び責任度に応じて階級及び職級別に分類しなければならないが、随時、その職級を再審査し、必要と認める場合は改正しなければならないこととされている。

なお、同一の職級に属する職位に関しては同一の資格要件を必要とし、同一又は類似の報酬が支給されるよう分類されている。（地方公務員法 22 条、地方公務員法 23 条）

また、一般職の職級は1級から9級までで日本と韓国の公務員の職級の数え方は逆となっており、日本では、階級の数字が大きくなるほど上位の職位となることに対して、韓国では9級から始まり、数字が小さくなるほど上位の職位となる。

図表6-3に示すとおり、6級及び7級職員が全体の過半数を占めており、韓国の地方公務員組織が中間層を中心に構成されていることが分かる。

〈図表7-3〉一般職地方公務員の職級別人数（現員）（2024年12月31日現在）

職級	人数	構成比
1級	8	0.00%
2級	89	0.03%
3級	480	0.16%
4級	3,408	1.16%
5級	20,114	6.85%
6級	84,110	28.65%
7級	83,721	28.52%
8級	61,965	21.11%
9級	39,667	13.52%
合計	293,562	100%

参考：行政安全部「地方自治団体公務員人事統計」（2024.12.31 現在）

※本表は任期制職員等を除いて集計されているため、図表6-2の一般職公務員の人数と合計が異なる。

3 定員管理と定員の推移

大統領令（地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定）で定める基準に従

い地方自治団体の条例で定めるところにより、当該地方自治団体は地方公務員の定員管理を行いその規模の適正化と運用の合理化を図らねばならないこととされている。

(1) 沿革

1988年以前の韓国における定員管理制度は、内務部（現行政安全部）長官の個別承認制で定員数は各地方自治団体の条例で定められていたが、1988年に内務部令に基づく総定員管理制に変更された。1995年には大統領令で定められることになり各地方自治団体における定員数は規則から条例で定めることに変更された。

1997年には既存の総定員管理制を基本に、地方の自立性を認める標準定員制に改正された。これは、当該地方自治団体の最近6年間の人口、面積、傘下機関数（行政区、邑・面・洞）、一般会計総決算額等の数値により算定される地方自治団体別の標準定員の範囲内で運用するというものである。なお、地方自治団体の種類別に補正率を乗じ、定員策定の自律性の幅を拡大していた。しかし、補正後の定員を超過する場合には、あらかじめ行政自治部（現行政安全部）長官の承認を受けなければならない、地方自治団体別に標準定員を基準として地方交付税を算定していることから、標準定員を超過する場合には、地方交付税人件費支援に関して不利益を受けるというインセンティブが講じられている。

このような中で、韓国では、1998年の通貨危機（IMF危機）を契機として地方公務員数の大幅削減及び定員管理制度の見直しが進められ、早期名誉退職制度の活用や欠員補充等により約12%減という大幅減員を実施した。標準定員制は実施が停止され、「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」（大統領令第15875号、1998年8月31日改定）附則第6条において、新標準定員算定方法が定められるまでは適用されず、それまでの間、行政自治部長官が地方自治団体別に定める定員によることとなった。

(2) 現行制度（総額人件費制）

2005年に総額人件費制試験運用のため「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、2007年には地方自治団体の組織管理は標準定員制から総額人件費制に移行することとなった。

ア 総額人件費制の概念

総額人件費の範囲内において、組織・定員、報酬及び予算を各機関の特性に合わせて自律的に運営できる一方、その結果については、自ら責任を負う制度である。このため、地方自治体の人事運営に一定の自律性を付与しつつも、財政規律の確保を重視する点に特徴がある。

イ 総額人件費制の目的

各機関は、成果向上のため総額人件費内での組織・報酬制度を効果的インセンティブとして活用、成果中心の行政組織運営が可能。

ウ 制度運営方針

(ア) 機関運営の自律性向上

機構・定員調整、手当の新設・統合・廃止、節減予算等の自律的活用を促進。

(イ) 成果と報酬の連携強化

手当等の調整及び予算節減で成果インセンティブが拡大。

(ウ) 自立と責任の調和

機関運営結果を組織の事業評価及び次年度の総額人件費編成等に反映し、自律と責任を対応させる。

2014年「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、地方自治団体が行政条件の変化に弾力的に対応するための、さらに自律的な組織管理が可能な基準人件費制（行政安全部が基準人件費のみ提示し、定員の管理は行わない）が導入された（地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定第4条）。

第3節 地方人事機関

1 任用権者

地方自治団体の長（特別市・広域市・特別自治市・道又は特別自治道の教育監を含む。）は、任用権者として、所属の地方公務員の任命・休職・免職及び懲戒を行う権限を有する。任用権者は、その権限の一部をその地方自治団体の条例の定めるところにより補助機関、その所属機関の長又は地方議会事務処長（又は事務局長あるいは事務課長）に委任することができる（地方公務員法第6条）。

なお、当該地方自治団体に所属する5級以上の国家公務員及び高位公務員団に属する公務員については、地方自治団体の長の推薦により所属長官を経て大統領が任命し、6級以下の国家公務員については地方自治団体の長の推薦により所属長官が任命する。（地方自治法第125条第6項）

2 人事委員会

(1) 委員会の構成（地方公務員法第7条）

人事委員会は、地方自治団体の長の任用権を牽制するため地方自治団体に任用権者別に設置され、委員の他に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 市・道の国家公務員として任命される副市長・副知事・副教育長

イ 市・道議会の事務局長

ウ 市・郡・区の副市長・副郡守・副区長

エ 市・郡・区議会の事務局長又は事務課長

なお、副委員長は、当該人事委員会の委員の互選で決定する。

また、委員は16～20名で構成され、地方議会事務局や教育委員会事務局など地方自治体の長から任用権を委任された機関、大統領令の定めにより人口10万未満の地方自治団体では7～9名の委員で構成することも可能。

このうち、下記ア～オのいずれかの資格を有する委嘱委員（以下「外部委嘱委員」という）が過半数以上でなければならない。

委員は、当該地方自治団体の公務員及び次の各号に該当する人事行政に関して学識と経験が豊富な者の中から地方自治団体の長が任命又は委嘱する。委員の資格要件に関して必要な事項は大統領令で定められる。

ア 裁判官、検事又は弁護士の資格を有する者

イ 大学で助教授以上の職にある者又は小・中・高等学校の校長又は教頭の職にある者

ウ 20年以上勤続して退職した公務員（国家公務員を含む）

エ 「非営利民間団体支援法」による非営利民間団体で10年以上活動している地域単位組織の長

オ 上場法人の役員又は「公共機関の運営に関する法律」第5条により指定された公企業の地域単位組織の長として勤めている者

なお、被成年後見人など欠格事由を有する者や、政党法による政党の党员、地方議会議員は人事委員会委員になることはできない。

また、委嘱された委員の任期は3年であり、1回に限り再任が可能。

(2) 委員会の機能（地方公務員法第8条）

地方自治団体から独立した議決・執行機関である人事委員会の機能は、①公務員補充計画の事前審議及び各種任用試験の実施、②任用権者の要求による補職管理基準及び昇進、転補任用基準の事前議決、③昇進任用の事前審議、④任用権者の要求による公務員の懲戒議決、地方公務員法第69条の2による懲戒付加金賦課議決、⑤地方自治団体の長が地方議会に提出する公務員の人事と関連した条例案及び規則案の事前審議、⑥任用権者の人事運営に対する改善勧告、⑦その他法令又は条例の規定によりその管掌に属する事項

(3) 人事委員会の会議（地方公務員法第10条）

人事委員会の会議は、委員長が必要と判断した時に招集し、委員長がその議長となる。

会議は、委員長及び（1）で規定された16～20名の委員の中から委員長が会議ごとに指定（任用権の委任を受けた機関に置く人事委員会の場合には、その機関の長が指定）する8名の委員で構成され、委員のうち、外部委嘱委員が全体の2分の1以上でなければならない（7～9名の委員で構成された人事委員会の会議は委員全体で構成する）。

定足数は在籍委員の3分の2以上で、出席委員の過半数の賛成で議決する。

(4) 人事委員会の事務職員（地方公務員法第11条）

当該地方自治団体の機関の長が、人事委員会の事務職員として所属公務員の中から幹事及び書記を任命し配置する。

3 訴請審査委員会

(1) 概要（地方公務員法第13条）

公務員の懲戒その他意思に反する不利な処分や不作為に対する請願に関して審査・決定を行うため、市・道の任用権者ごとに地方訴請審査委員会及び教育訴請審査委員会を設置する。

(2) 構成（地方公務員法第14条、地方公務員法第15条）

委員会は、16～20名の委員で構成され、このうち、外部委嘱委員は過半数以上でなければならない。委員長は、訴請審査委員会において委嘱委員の中から互選で選ばれる。

委員は、市・道知事又は教育監が、次の中から任命又は委嘱する。

- ア 裁判官、検事又は弁護士として勤務している者
- イ 大学で法律学を担当する准教授以上の職にある者
- ウ 市・道知事又は教育監所属の局長級以上の公務員
- エ 市・道議会議員所属の課長級以上の公務員

なお、人事委員会委員、政党法による政党の党员、地方議会議員は訴請審査委員会委員になることはできない。

委員の任期は3年で1回に限り再任が可能。

〈図表7-4〉人事委員会・訴請審査委員会 比較表

区分	人事委員会	訴請審査委員会
設置目的	任用権者（地方自治団体の長）の人事権行使を牽制し、人事行政の公正性・中立性を確保するため	公務員に対する懲戒その他の不利益処分や不作為に対する不服申立て（訴請）を審査・裁決するため
法的根拠	地方公務員法第7条～第11条	地方公務員法第13条～第15条
設置単位	任用権者ごとに地方自治団体に設置	市・道の任用権者ごとに設置（教育訴請審査委員会を含む）
性格	地方自治団体から独立した議決・執行機関	不服申立てに対する準司法的審査機関
委員数	原則 16～20名 ※人口10万未満の自治団体：7～9名可	16～20名
外部委嘱委員	過半数以上 必須	過半数以上 必須
委員長	法令に定められた地位の者（副市長等）※副委員長は委員の互選	委嘱委員の中から互選
委員資格	法曹、有識者、退職公務員、非営利団体代表、公企業役員等	法曹、有識者、一定級以上の公務員
欠格事由	政党党员、地方議会議員、欠格事由該当者など	人事委員会委員、政党党员、地方議会議員など
任期	3年（1回に限り再任可）	3年（1回に限り再任可）
主な機能	任用試験の実施・昇進・転補基準の議決・懲戒議決・条例・規則案の事前審議・人事運営に関する改善勧告	懲戒その他不利益処分に対する訴請の審査・裁決
会議構成	委員長＋指定された委員8名（外部委嘱委員2分の1以上）	委員会全体で審査（法定構成）
議決要件	定足数：委員の3分の2以上 議決：出席委員の過半数	法令による議決
司法救済との関係	直接の訴訟前置ではない	原則として行政訴訟の前置手続

第4節 任用・試験制度と運用

1 任用

(1) 一般原則

公務員の任用は、試験成績、勤務成績、経歴評定その他能力の実証により行うこととされている。ただし、地方自治団体の長は大統領令で定めるところにより、障害者、理工系専攻者、低所得層等については、任用・昇進・転補など人事管理上の優遇措置と実質的な男女平等の実現を目的とする積極的な政策を実施することができる。(地方公務員法第25条)

(2) 外国人と複数国籍者の任用(地方公務員法第25条の2)

外国人の任用については、従来は、契約職の公務員としてのみ事実上採用されていたが、2002年12月の地方公務員法改正により、地方自治団体の長は、公権力の行使又は政策決定その他国家保安及び機密に係る分野を除いては、外国人を公務員として任用することができることとなった。

また、複数国籍者については、下記ア～ウの大統領令で定められているいずれかの分野への任用については、地方自治団体の長はその任用について制限ができることとされている。

ア 国家の存続と憲法上の基本秩序を維持するための国家安全保障分野

イ 内容が漏えいした場合国家又は地方自治団体の利益を害する保安・機密分野

ウ 外交、国家間利害関係と関連する政策決定及び執行等複数国籍者の任用が不適切な分野

(3) 補職の原則(地方公務員法第26条)

任用権者は公務員の欠員を新規任用、昇進任用、降任、転職及び転補などの方法により補充する。

(4) 新規任用

公務員の新規任用は、公開競争試験により行われることとされている。ただし、組織管理上又は行政運営の効率性を高めるために一定の場合に特別任用(退職者の再任用、研究者・技術者等専門家の任用、国家公務員の任用、特殊勤務予定者、一定地域居住者任用等13種類)が認められている。(地方公務員法第27条)

なお、新規任用に当たっては、5級公務員の場合1年間、6級以下の公務員の場合、6ヶ月間を試用期間としている。(同条第28条)

(5) 欠格事由

次の各号のいずれかに該当する者は、公務員となることができない。(地方公務員法第31条)

ア 成年後見人の審判を受けている者

イ 破産宣告を受けて復権していない者

ウ 禁錮以上の実刑判決を受け、その執行が終了又は免除された日から5年を経過していない者

エ 禁錮以上の刑の執行猶予の判決を受け、その執行猶予期間が満了した日から2

年を経過していない者

オ 禁錮以上の刑の宣告猶予を受け、その猶予期間中にある者

カ 裁判所の判決又は他の法律により資格を喪失又は停止されている者

キ 懲戒により免職処分を受け、その日から 5 年を経過していない者

ク 懲戒により解職処分を受け、その日から 3 年を経過していない者

(6) 人事交流

ア 国と地方の交流（地方公務員法第 30 条の 2 第 1 項）

教育部長官又は行政安全部長官は、人員の均衡ある配置と地方自治団体の発展のため、教育部又は行政安全部と地方自治団体相互間の人事交流の必要があると認める場合は、教育部又は行政安全部に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、当該地方自治団体の長に人事交流を勧告することができ、地方自治団体の長は、正当な理由がなければ人事交流を行わなければならないこととされている。

イ 広域自治団体と基礎自治団体間の交流（地方公務員法第 30 条の 2 第 2 項）

市・道知事は、当該地方自治団体及び管轄区域内の地方自治団体との相互間の人事交流の必要があると認める場合には、当該市・道に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、管轄区域内の地方自治団体の長に人事交流を勧告することができ、当該地方自治団体の長は、正当な理由がなければ人事交流を行わなければならないこととされている。

なお、人事交流を行う場合は、受入れ先の地方自治団体の長又は地方議会の長は、受入れ元の地方自治団体の長又は地方議会の議長の同意を得なければならない。（地方公務員法第 29 条の 3）

2 試験実施

(1) 受験資格

韓国では 1973 年以後、学歴制限を撤廃し公開競争試験の門戸を開放している。2009 年、一般職については最低年齢制限のみを設け、上限の年齢制限を撤廃した（特定職（警察・消防等）については上限の年齢制限あり）。各受験の受験資格は大統領令で定めることとしている。（地方公務員法第 34 条）

(2) 試験実施機関

5 級以上の公務員の経歴競争任用試験公開競争昇進試験・一般昇進試験及び職種転換試験（研究職から一般事務職に変更する等の職域変更の際に必要な試験）は、任用権者の要求により、教育部長官又は行政安全部長官が実施する。

ただし、5 級公務員の一般昇進試験及び資格証所持者の経歴競争任用試験等は任用権者の要求により、市・道人事委員会が実施することができる。（地方公務員任用令第 42 条の 2）

6 級、7 級及び特殊業務分野に従事する公務員の新規任用試験は市・道単位で当該市・道人事委員会が実施する。（地方公務員法第 32 条）

なお、農村振興事業に従事する研究・指導職公務員に関する新規任用試験については、教育部長官又は行政安全部長官が実施することとしているが、一般昇進試験及び資格証所持者の経歴競争任用試験などは、任命権者の要請により、当該市・道の人事委員会が実施する。(地方公務員法第 32 条、地方研究職及び指導職公務員の任用等に関する規則第 21 条)

8 級及び 9 級公務員の新規任用試験、6～8 級公務員の昇進試験、6～9 級の公務員の転換試験は当該地方自治団体の人事委員会が実施する。市長・郡守・区庁長は優秀な人材の確保又は試験管理上必要と認める場合には、市・道人事委員会に試験の実施を委託することができる。(地方公務員法第 32 条)

3 新規任用・昇進の方法

(1) 新規任用

地方自治団体の長及び地方議会の議長は、新規任用試験で定められた一定の基準を満たした候補者を新規任用候補者名簿（以下「候補者名簿」という）に登録しなければならない。新規任用については、候補者名簿より任用定員の 3 倍の数の成績上位者内から任命（例：任用定員が 10 名の場合、成績上位者 30 名より任用）しなければならない。候補者名簿は最大 2 年間登載する必要がある。(地方公務員法第 36 条)。

また、5 級公務員の新規任用試験が実施された場合にも大統領令で定めるところにより市・道知事、市・道議会議長及び教育監は、候補者名簿を作成し、最大 2 年間登載しなければならない。

なお、試験実施機関の長は、必要であれば 1 年の範囲内で新規任用候補者名簿の有効期間を延長することができる。(地方公務員法第 36 条)

任命権が委任された補助機関、所属機関の長、地方議会の事務局長、事務局次長、事務課長又は試験の実施を委託された市長、郡守、区庁長又は地方議会の議長が公務員を新規任用する場合、新規採用候補者名簿を作成した地方自治団体の長又は地方議会の議長に採用候補者の推薦を求めなければならない。(地方公務員法第 37 条)

(2) 昇進試験の方法

階級間の昇進任用は、勤務成績評定、経歴評定、その他の能力の実証に基づいて行う。ただし、1 級から 3 級までの公務員への昇進任用は能力と経歴等を考慮して任用する。具体的には、1 級公務員への昇進は直近の下級公務員の中から任用し、2 級及び 3 級公務員への昇進については、同一職群内の直近の下級公務員の中からそれぞれ任用する。(地方公務員法第 38 条、地方公務員法第 39 条)

また、5 級公務員の昇進に限り、地方自治団体間の昇進機会の均衡維持及び有能な公務員の抜擢を目的とした公開競争昇進試験を実施し、試験成績によって合格者を決定する。ただし、必要があると認める場合には、大統領令で定めるところにより人事委員会の議決を経て任用することができる。(地方公務員法第 38 条第 1 項)

なお、6 級以下の公務員への昇進任用の場合、必要があると認める場合には、大

統領令で定めるところにより昇進試験を併用することができ、昇進に必要な階級別の最低勤務年数、昇進の制限、昇進任用順位及びその他昇進に必要な事項は大統領令で定める。(地方公務員法第 38 条第 2 項及び第 3 項)

昇進任用については、人事委員会の委員長の事前審査を経ることとされている。なお、地方議会の事務次長・事務局長・事務課長又は市・郡・区の・副市長・副郡守・副区庁長への昇進任用の事前審査については、人事委員会の外部委嘱委員の中から互選された者が委員長に代わって審査を行う。(地方公務員法第 39 条第 4 項)

市・道の単位別で科学技術系列 5 級以下公務員及び研究又は特殊技術系列の公務員のうち、5 級以下に相当する公務員については、昇進候補者名簿の高順位者順に年間退職率や増員予想人数を考慮して算出した総欠員の 2 倍から 5 倍の数の人員の範囲内で書類選考、筆記、面接、実技等の一般昇進試験を実施し、試験成績点数及び昇進候補者名簿による評定点数を合算した総合成績により新規任用者を決定し、任用方法については、新規任用と同様に任用定員の 3 倍の数の成績上位者内から任命する(例：任用定員が 10 名の場合、成績上位者 30 名より任用)。(地方公務員法第 39 条第 2 項、地方公務員法第 39 条の 2 第 2 項)

なお、昇進候補者名簿については、優秀な人材の確保と昇進機会の均衡維持のために、市・道知事又は市・道議会の議長は、市長・郡守・区庁長等の任用権者と協議し、該当市・道及び市・郡・区所属の科学技術職 6 級以下公務員及び研究又は特殊技術職列の公務員のうち、6 級以下の公務員に相当する者について、市長・郡守・区庁長が作成した昇進候補者名簿を基に大統領令で定めるところにより市・道又は市・郡・区単位で昇進候補者名簿を統合して作成することができる。(地方公務員法第 39 条第 5 項)。

また、次の各号に該当する優秀公務員等に対しては、特別昇進任用を行うことができ、特別昇進任用の要件及びその他必要な事項は大統領令で定める。(地方公務員法第 39 条の 3)

- ア 清廉で献身的な奉仕精神をもって職務に全力を尽くし、公務執行の公正を維持し、清廉な公職社会を実現するうえで他の公務員の模範となる者
- イ 職務遂行能力が優れており、行政発展に大きな貢献をした者
- ウ 第 78 条に基づく提案を採択・実施することにより、国家又は地方自治団体の予算を節減するなど行政運営発展に顕著な実績がある者
- エ 在職中に功績が特に顕著な者が第 66 条の 2 に基づき名誉退職する場合
- オ 在職中に功績が特に顕著な者が公務により死亡した場合

<図表 7-5> 任用試験・実施期間について

等級	主な任用・試験の種類	試験実施機関	根拠法令・補足
1～3級	昇進任用 (試験によらない)	任用権者	能力・経歴等を考慮して任用(地方公務員法 38 条・39 条)
4 級	昇進任用	任用権者	勤務成績評定・経歴評定等による
5 級	①新規任用試験 ②公開競争昇進試験 (5 級のみ制度化)	教育部長官又は行政安全部長官(一部は市・道人事委員会)	公開競争昇進試験を実施(地方公務員法 38 条) 候補者名簿作成(同法 36 条)
6 級	① 新規任用試験 ② 昇進試験(必要に応じ)	市・道人事委員会	昇進試験併用可(同法 38 条 2 項)
7 級	新規任用試験	市・道人事委員会	市・道単位で実施(同法 32 条)
8 級	新規任用試験	当該地方自治団体人事委員会(委託可)	市長・郡守・区庁長が市・道へ委託可(同法 32 条)
9 級	新規任用試験	当該地方自治団体人事委員会(委託可)	同上
研究職・指導職	新規任用試験	教育部長官又は行政安全部長官(一部は市・道人事委員会)	地方研究職・指導職公務員任用規則 21 条
科学技術系列 (5 級以下)	一般昇進試験	市・道人事委員会	書類・筆記・面接等(同法 39 条 2 項・同法 39 条の 2)

※新規任用・昇進ともに候補者名簿のうち定員の 3 倍数以内(例:任用定員が 10 名の場合、成績上位者 30 名より任用)から任命を行う。名簿登載期間は原則 2 年(1 年延長可)。試験委託制度として、基礎自治団体(市・郡・区)は、必要に応じて市・道人事委員会に試験実施の委託が可能。

第5節 勤務条件

1 勤務時間・休暇

公務員の服務に関する事項については、地方公務員法、大統領令及び地方自治団体の条例で定める。(地方公務員法第59条)

1日の勤務時間は9時から18時で、一週間の勤務時間は昼休みを除いて40時間である。(地方公務員服務規程第2条)

2 報酬

公務員の俸給・号俸及び昇給に関する事項、手当に関する事項、報酬の支給方法、報酬の計算その他報酬支給に関する事項は大統領令で定められており、特に給与及び諸手当については、地方公務員法、地方公務員報酬規程、地方公務員手当規程で規定されている。(地方公務員法第45条)

一般職の俸給表については、職位に応じて職級が1級から9級まで、号俸が1号俸から32号俸に分かれている。

また、従来の俸給表適用とは別に、地方公職社会の競争力強化、生産性向上のため能力と業務実績を重視した成果報酬制度も実施されており、任用権者は、公務員の業務遂行を定期的又は随時的に客観的かつ厳格に評価し、業務遂行評価の結果、業務遂行が優秀な者には賞与の支給又は特別昇進を行うことができると定められている。(地方公務員法第76条)

〈図表 7-6〉 一般職公務員と一般職に準じる特定職及び別定公務員等の俸給表

(2025.1月改定/月支給額 単位：ウォン)

階級・職 務等級 号俸	1級	2級	3級	4級・ 6等級	5級・ 5等級	6級・ 4等級	7級・ 3等級	8級・ 2等級	9級・ 1等級
1	4,498,600	4,049,900	3,653,800	3,131,600	2,798,500	2,308,700	2,173,600	2,028,200	2,000,900
2	4,656,300	4,200,100	3,789,000	3,259,400	2,911,500	2,416,100	2,237,100	2,067,600	2,017,000
3	4,818,000	4,352,400	3,928,200	3,389,400	3,029,000	2,526,800	2,307,500	2,112,500	2,039,500
4	4,983,300	4,506,000	4,068,400	3,522,400	3,151,000	2,640,000	2,385,500	2,163,100	2,068,300
5	5,152,700	4,661,900	4,210,900	3,657,200	3,276,200	2,756,600	2,480,300	2,228,500	2,104,000
6	5,324,100	4,817,900	4,354,800	3,793,400	3,403,900	2,876,400	2,591,900	2,331,300	2,146,800
7	5,498,000	4,976,000	4,500,500	3,930,700	3,533,600	2,996,600	2,704,100	2,434,400	2,197,300
8	5,673,300	5,133,900	4,646,400	4,068,700	3,664,900	3,117,100	2,817,200	2,533,700	2,287,400
9	5,851,300	5,292,900	4,793,600	4,207,200	3,796,700	3,238,000	2,924,700	2,628,300	2,373,600
10	6,030,200	5,451,700	4,940,700	4,345,600	3,929,300	3,351,400	3,027,300	2,717,900	2,456,700
11	6,208,700	5,611,300	5,088,100	4,485,100	4,053,400	3,458,900	3,124,100	2,804,500	2,535,700
12	6,393,300	5,776,400	5,240,800	4,616,500	4,172,900	3,564,800	3,219,200	2,889,200	2,614,400
13	6,578,900	5,942,500	5,382,800	4,739,200	4,286,400	3,664,400	3,309,500	2,970,500	2,689,800
14	6,765,000	6,092,900	5,514,600	4,853,900	4,392,200	3,758,500	3,395,700	3,048,400	2,763,100
15	6,927,600	6,231,500	5,636,100	4,961,800	4,492,200	3,848,900	3,478,200	3,123,100	2,833,100
16	7,072,100	6,358,500	5,749,300	5,063,700	4,586,300	3,933,600	3,556,100	3,195,300	2,900,800
17	7,200,100	6,475,400	5,854,500	5,158,200	4,674,800	4,014,400	3,631,000	3,262,600	2,967,000
18	7,314,100	6,582,300	5,952,400	5,246,500	4,758,300	4,090,900	3,702,500	3,327,800	3,028,500
19	7,416,200	6,681,100	6,042,800	5,329,000	4,837,000	4,163,400	3,770,000	3,390,600	3,089,200
20	7,507,800	6,771,100	6,127,600	5,406,100	4,910,800	4,231,500	3,834,200	3,450,300	3,146,900
21	7,592,100	6,853,500	6,206,100	5,478,100	4,980,200	4,297,200	3,895,500	3,507,400	3,201,400
22	7,667,200	6,929,100	6,278,700	5,545,600	5,045,400	4,358,900	3,953,200	3,562,200	3,253,700
23	7,730,800	6,998,200	6,345,700	5,609,100	5,106,900	4,416,700	4,009,300	3,614,300	3,303,600
24		7,054,800	6,408,500	5,668,900	5,164,400	4,472,000	4,062,300	3,664,600	3,351,500
25		7,108,800	6,459,700	5,723,500	5,218,800	4,524,400	4,112,600	3,712,400	3,397,100
26			6,508,900	5,769,900	5,270,000	4,574,000	4,160,900	3,758,700	3,438,400
27			6,554,400	5,812,500	5,312,500	4,621,100	4,201,600	3,797,300	3,474,000
28				5,853,400	5,353,300	4,660,600	4,239,600	3,834,500	3,508,200
29					5,390,800	4,697,500	4,276,400	3,869,700	3,541,200

30					5,427,200	4,734,100	4,311,500	3,903,700	3,573,300
31						4,767,900	4,344,400	3,936,800	3,604,900
32						4,799,800			

第6節 地方公務員の労働基本権

大韓民国憲法第7条第1項では「公務員は国民全体の奉仕者であり、国民に対して責任を負う。」とされ、同法第33条第2項では「公務員である勤労者は法律が定める者に限り団結権・団体交渉権及び団体行動権を持つ。」と規定されている。

したがって、公務員は公共の福祉の増進という基本的な任務遂行のため労働基本権を制限されており、地方公務員法第58条では、事実上労務に従事する公務員（現業機関の作業場で単純労務に従事する者、いわゆる現業公務員）を除き、地方公務員の労働運動とその他公務以外での集団行動を原則禁止している。

なお、2005年1月に公務員の労働組合設立及び運営に関する法律（以下、「公務員労組法」）が制定され、1級から9級全ての一般職公務員等は労働組合活動が可能となった。その結果、一般職公務員等は、労働組合員の報酬・福祉その他の勤務条件に関する事項に対し、国会事務総長、法院行政処長、憲法裁判所事務処長、中央選挙管理委員会事務総長、人事革新処長（行政府を代表する者）、特別市長、広域市長、道知事、市長、郡守、区庁長又は特別市・広域市・道の教育監と各々交渉して団体協約を締結できる事となった。（公務員労組法第8条第1項）

〈図表7-7〉地方公務員の労働基本権

	団結権	団体交渉権	団体行動権(争議権)
韓国	○ ただし、業務の主たる内容が異なる公務員に対して指揮・監督権を行使し、又は他の公務員の業務を総括する業務に従事する公務員や捜査など国家安全保障に関する業務に従事する公務員等は団結が禁止されている。（公務員労組法6条）。	○ 団体協約を締結する権限を有する。ただし、団体協約のうち、法令、条例等で規定される内容等は団体協約としての効力を有しない（公務員労組法8～10条）。	× 争議行為等は禁止されている（公務員労組法11条）。
日本	○ ただし、管理職員等は管理職員等以外の職員と同一の職員団体を組織することができない。また、警察職員及び消防職員は団結が禁止されている（地方公務員法52条）。	△ 当局と交渉することはできるが、団体協約を締結する権利は有しない。ただし、法令、条例等に抵触しない範囲での書面協定は締結できる（地方公務員法55条）。	× 争議行為等は禁止されている（地方公務員法37条）。

第7節 地方公務員の服務、懲戒と身分保障

1 地方公務員の服務

地方公務員法は、地方公務員の服務として公務員就任時の服務宣誓のほか、服従の義務、宗教中立の義務、秘密厳守の義務、政治運動の禁止などを規定している。また、公務員の服務に関して必要な事項については、地方公務員法のほか、大統領令又は当該地方自治団体の条例で定めることとしている。（地方公務員法第47条～第59条）

2 懲戒処分

公務員の服務に違反した場合、特別身分関係の維持のために制裁措置として懲戒処分が行われ、懲戒処分は、罷免・解任・降格・停職・減俸・譴責に区分されている。（地方公務員法第70条）。

懲戒処分は人事委員会の議決を経て任命権者が行う。（地方公務員法第72条）

懲戒処分を受けた者で処分に不服のある者は、処分事由説明書を受け取った日から30日以内に訴請審査委員会に審査を請求（日本における人事委員会や公平委員会への不服審査請求に当たる）することができるが、行政訴訟については、審査委員会の審査・決定を経なければならない。（地方公務員法第67条、地方公務員法第20条の2）。

3 身分保障

（1）原則

公務員は刑の宣告、懲戒処分又は法が定める事由によらなければその意思に反して休職・降任又は免職処分を受けないこととされている。ただし、1級公務員（行政副知事、特別市・広域市の行政副市長等）はこれに該当しない。（地方公務員法第60条）

（2）休職

ア 公務員が次のいずれかに該当する場合、任命権者は本人の意思にかかわらず休職を命じなければならない。（地方公務員法第63条、第64条）

（ア）心身の障がいにより1年の範囲内で療養を必要とする場合（やむを得ない場合は最大1年、公務員災害補償法や労災保険法に基づく疾病・負傷の場合は最大3年、医療的所見を考慮する場合は最大2年延長可。）

（イ）兵役義務を果たすために兵役満了日まで招集された場合

（ウ）天災地変、戦時・事変、その他の理由で生死又は所在が不明な場合

（エ）労働組合専従者として勤務する場合

（オ）その他、法律に基づく義務を遂行するために職務を離れる必要がある場合

イ 公務員が次のいずれかの理由で休職を希望する場合、任命権者は休職を命じることができる。

（ア）国際機構、外国機関、国内外の大学、研究機関、他の国家機関又は大統領令で定める民間企業その他の機関に3年の範囲内で臨時に採用される場合

（イ）海外留学を3年の範囲内で行う場合（やむを得ない場合は2年延長可）

- (ウ) 教育部長官又は行政安全部長官が指定する研究機関や教育機関で2年の範囲内で研修を受ける場合
- (エ) 8歳未満の子の養育又は妊娠・出産の場合（子供一人につき3年以内）、事故・疾病等で長期間の療養を要する親（配偶者の親を含む）・配偶者・子・孫の看護が必要な場合（1年以内かつ在職期間中合わせて3年以内）
- (オ) 外国で勤務・留学・研修する配偶者に3年の範囲内で同行する場合（やむを得ない場合は最大2年延長可）
- (カ) 職務関連の研究課題遂行や自己開発のために1年の範囲内で学習・研究する場合

(3) 降任

任用権者は、職制若しくは定員の変更又は予算の減少等の理由により職位が喪失し、下位の職位に変更され過員が生じた際、本人の同意がある場合には当該公務員を降任することができる。（地方公務員法第65条の4）

(4) 免職

任用権者は公務員が次の各号のいずれかに該当する場合には、予め人事委員会の意見を聴取した上で、職権で免職させることができる。

ア 次のいずれかに該当する場合で職位が喪失した場合や過員が生じた場合

(ア) 地方自治団体を廃置・分合・合併した場合

(イ) 職制及び定員が改正又は廃止された場合

(ウ) 予算が削減された場合

イ 休職期間の満了又は休職事由の消滅後に職務に復帰しない場合や職務に耐えることができなかった場合

ウ 転職試験で3回以上不合格者となり職務遂行能力が不足していると認定されたとき

エ 兵役判定検査・入営又は召集命令を受けて正当な理由なくこれを回避した場合、又は軍務のために休職中の者が、軍務中に職務を離れた場合

オ 刑事事件で起訴され待機命令を受けた者が、当該期間中に能力又は勤務成績の向上が見込まれないと認定された場合

カ 当該職級・職位で職務を遂行するのに必要な資格証の効力が喪失した場合又は免許が取消され担当職務を遂行することができなくなった場合

また、任用権者は上記ア（（ア）～（ウ））に基づいて免職を行う場合には、任用形態、業務実績、職務遂行能力、懲戒処分事実等を考慮し免職基準を定めなければならない。免職基準を定める場合及び免職対象者を決定する際には予め当該人事委員会の議決を経なければならない。（地方公務員法第62条）

(5) 定年

他の法律に特別な規定がある場合を除いて60歳とする。定年に達する日が1～6月の間であれば6月30日に、7～12月の間であれば12月31日に退職する。（地方公務員法第66条）

(6) 名誉退職

公務員として 20 年以上勤続した者が定年前に自ら進んで退職する場合、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。

なお、地方自治団体の廃置・分合・合併、職制と定員の改廃、又は予算の減少等により職位の喪失又は過員が生じた場合には、勤続 20 年未満の者が定年前に自ら進んで退職する場合であっても、予算の範囲内で名誉退職手当を支給することができるが、再び経歴職公務員として就職した場合などには返還しなければならない。

名誉退職手当の支給対象範囲・支給額・支給手続・返還額・返還手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。(地方公務員法第 66 条の 2)

第8節 職員研修

全ての公務員は担当職務と関連のある学識・技術及び応用能力の養成のため法令の定めるところにより訓練を受けなければならないとされている。また、教育部長官又は行政安全全部長官は公務員訓練に関する総合的な企画、調整及び監督を行い、地方自治団体の長、地方議会の長及び各級監督職位にある公務員については、日常業務を通じて継続的に部下職員に訓練をさせる責任を負うものとされている。(地方公務員法第74条)

これに伴い、1995年に地方公務員教育訓練法及び地方公務員教育訓練法施行令が制定され、各地方自治団体において関連条例が整備された。

地方自治団体の長及び地方議会の長は所属地方公務員の体系的な能力開発を図るため、5年単位の教育訓練基本計画を策定し、これに基づく年度別施行計画により教育訓練を推進しなければならない。計画には、教育訓練の目標、中長期人材需要及び所属地方公務員の力量分析、中長期教育訓練需要予測、教育訓練の実施、教育訓練機関の改善・発展、教育訓練に関する中長期投資計画、その他教育訓練のために必要な事項を記載することとされている。(地方公務員教育訓練法第5条)

日本の各地方自治団体の研修に比べ、研修課程及び期間が長く、合宿制を採用するなど集中して研修できる体制になっている。広域自治団体にはそれぞれ公務員教育院が設置されており、主に当該機関で実施されている。

また、5級以上の地方公務員(5級昇進候補者を含む)に対する教育訓練は、「公務員人材開発法」第4条第1項に基づき、行政安全全部長官所属に設置している専門教育訓練機関で実施されている。(地方公務員教育訓練法第8条第3項)

公務員教育研修院以外の研修としては、次の3つがある。

- 1 職場訓練 所属の職場内で行う研修
- 2 国内委託教育訓練 公共教育機関や民間教育機関、国内大学等に委託して行う研修
- 3 国外委託教育訓練 外国の大学、研究所や政府機関、国際機構等に派遣する研修

第8章 消防防災・教育・警察行政

第8章 消防防災・教育・警察行政

第1節 消防防災

1 韓国の消防制度の沿革

韓国では、1946～1948年の米国軍政時代に、それまで警察に属していた消防が独立し、初めて自治消防体制が敷かれた。中央には消防委員会と消防庁が、地方には道消防委員会と地方消防庁が設置された。しかし、1948年の韓国政府樹立後は国家消防体制が敷かれ、1958年の消防法制定により、中央では内務部の国家警察本部の中に消防課が、地方では警察局の中に消防課が設置され、身分は警察公務員法が適用される警察官となった。

1970年以降、見直しが行われ、1972年の政府組織法の改正により、消防は警察から再び独立した。この時点では、ソウル特別市と釜山直轄市の消防は自治消防であるが、その他の市・道は国家消防という二重の制度であった。1975年には内務部に民防衛本部が設置され、その中の組織として消防局が設置された。1978年には消防公務員法が制定され、消防職員の身分を規制・保障することとなった。

1991年には消防法が改正され、1992年4月以降、市・道の広域自治消防が実施されることとなり、市・道に消防本部が設置され、消防職員の大部分は地方公務員となった。

2003年には2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機に防災体制が抜本的に見直されることとなった。その結果、行政自治部防衛災難統制本部消防局を格上げし、2004年6月1日、政府組織法と災難及び安全管理基本法に基づき、各種災難から国民の生命と財産を保護することを目的とした消防防災庁が行政自治部の外庁として誕生した。

しかし、2014年4月に発生したセウォル号沈没事件の後、国民安全政策が根本的に見直されたことにより、11月、安全・危機管理に関する政策・指揮を統括する国民安全処が新設され、消防防災庁の業務は移管された。

2017年7月に文在寅政権の政権発足に伴う組織改編により、国民安全処は行政安全部に統合され、2019年2月には、行政安全部が世宗特別自治市に移転した。また、国民安全処内にて防災部局と一体化されていた消防行政については分離され、行政安全部の外庁として消防庁が設置されることとなった。

2019年12月には国家公務員と地方公務員に二分化されている消防公務員の身分を国家職に一本化、不足している消防職員を拡充することによって消防公務員の処遇を改善することなどを目的とした消防基本法等関係法令の改正により、2020年4月より全ての消防公務員を国家公務員化するとともに、市・道知事直属での消防本部設置の明定、消防庁長が必要と認める場合、市・道消防本部長と消防署長を指揮・監督する権限を付与されるなどした。

2 消防行政の組織及び役割

(1) 行政安全部

行政安全部長官は安全及び災難に関する政策の策定・総括・調整、非常退避、民防衛及び防災に関する事務を管掌する。

また、消防に関する事務を管掌するため、行政安全部所属で消防庁を置くこととされている。(政府組織法第 34 条第 1 項、第 7 項)

(2) 消防庁

消防庁は行政安全部に所属し、主に以下の業務を担っている。

- ア 消防政策策定及び調整
- イ 火災鎮圧及び火災調査、技術開発
- ウ 消防産業振興及び国民生活安全基盤の強化
- エ 火災予防及び消防施設関連制度運営
- オ 緊急救助の能力強化及び救助・救急政策の企画調整
- カ 消防装備の普及及び航空救助・救急施策の開発

(3) 消防庁の所属機関

ア 中央消防学校（忠清南道公州市）

消防職員の教育訓練を行っている。

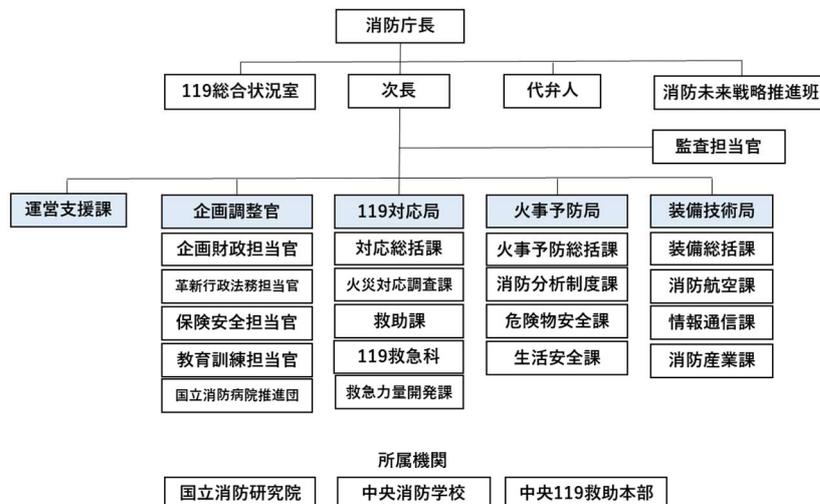
イ 国立消防研究院（忠清南道牙山市）

防災専門担当者の教育や防災政策・技術の研究等を行っている。

ウ 中央 119 救助本部（大邱広域市達城郡）

大型・特殊災難事故の救助・現場指揮、支援等を目的に 1995 年 12 月に発足した機関で、ヘリコプター、車両等を有し、仁川国際空港とソウルを結ぶ高速道路のパトロールの任務にも携わっている。また、1997 年には中央 119 救助隊を中心とする 119 国際救助隊が発足し、2010 年のハイチ地震や 2011 年の東日本大震災などでの国際救助活動にも携わっている。

〈図表 8 - 1〉 消防庁組織図（2024 年）



(参照：消防庁 HP)

(4) 消防本部及び消防署

市・道の火災予防、警戒、鎮圧、調査、救助及び救急等の消防業務を遂行するため、市・道知事直属で消防本部が置かれている。また、市・道はその管轄地域の消防業務を担当させるため、市・道の条例で消防署を設置する。(消防基本法第3条第1項・第4項、地方消防機関の設置に関する規定第5条)

消防本部長や消防署長は、その所在地を管轄する市・道知事の指揮と監督を受ける。ただし、消防庁長は火災予防と大型災害対応など必要と認める場合、消防本部長や消防署長を指揮・監督することができる。(消防基本法第3条第3項)

2025年6月30日現在、19の消防本部(京畿道に2か所、全北特別自治道に2箇所、その他の広域自治団体は各1箇所)が設置されており、うち8つの消防本部(ソウル、釜山、仁川、光州、京畿、江原、忠南、慶北)には、地方消防学校が置かれ、消防職員の教育訓練を行っている。(消防庁HP)

また、消防本部の下には、全国で241の消防署が設置されている。(消防庁_市道消防署現況)

3 消防公務員の身分

消防に係る地方自治団体ごとの偏差を是正し、火災及び災害等の緊急事態から国民の生命、身体等を保護するため、前述のとおり、2020年から全ての地方職の消防公務員の国家職への転換が決まり、消防公務員は国家公務員に一元化されている。これまで地方自治団体の財政状況によって給与や勤務条件、保有する消防装備にも差があり、国民の安全に関する地域間格差が問題として指摘されてきたが、国家公務員への一元化に伴い消防公務員の処遇改善、消防サービスの強化が図られている。

4 防災行政

韓国ではかつて、防災行政を自然災害と人的災害に区別し推進していた。災害対策の基本法についても自然災害は自然災害対策法(農林漁業被害に関するものは農漁業災害対策法)、人的災害については災害管理法と分離していた。これは、1990年以降、人的災害が多発し、人的災害対策の一層の充実を求める機運が高まっていた中で、1995年の三豊百貨店の崩壊事故が起こったことが直接の契機となり人的災害について、特別の法体系で推進することとなったためである。

しかし、この体制は2003年2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機として抜本的に見直されることとなった。

2004年3月に制定された「災害及び安全管理基本法」では、「国民の生命・身体・財産及び国家に被害を与え、又は与え得るもの」として、次の①、②を『災害』として定義し、自然災害と人的災害の概念を統合した。(災害及び安全管理基本法第3条)

ア 台風、洪水、豪雨、暴風、波浪、高潮、津波、大雪、寒波、落雷、干ばつ、猛暑、地震、黄砂、赤潮、潮水(満潮・干潮の極端化による被害)、火山活動、小惑

星・流星物質などの宇宙物体の墜落・衝突、その他のこれに準ずる自然現象により発生する災害

- イ 火災・崩壊・爆発・交通事故（航空事故及び海上事故を含む）・化学兵器事故・環境汚染事故などにより発生する大統領令で定める規模以上の被害とエネルギー・通信・交通・金融・医療・水道など国家基盤体系の麻痺、「感染症の予防及び管理に関する法律」による感染症又は「家畜伝染病予防法」による家畜伝染病の拡散、「PM2.5の減少及び管理に関する特別法」によるPM2.5などによる被害
- また、災難及び安全管理基本法では、安全管理の体系及び機能について次の（１）～（６）のとおり定めている。

（１）中央安全管理委員会

災難と安全管理に関する重要政策を審議するため、国務総理所属下に「中央安全管理委員会」を置く。委員長は国務総理、委員は中央行政機関、関係機関又は団体の長である。（災難及び安全管理基本法第9条）

また、調整組織として安全政策調整委員会（委員長は行政安全部長官）を置く。（災難及び安全管理基本法第10条）

地方には、市・道知事所属下に「市・道安全管理委員会」、市長・郡守・区庁長所属下に「市・郡・区安全管理委員会」（委員長は各自治団体の長）を置く。（同法第11条）

（２）中央及び地域事故収拾本部

災難管理主管機関の長は、災難が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、大統領令で定めるところに従い、状況を効率的に管理し、収拾するための中央事故収拾本部（以下「収拾本部」という）を迅速に設置・運営しなければならない。収拾本部の長（以下「収拾本部長」という）は、災難管理主管機関の長が務める。

収拾本部長は、災難情報の収集・伝達、状況管理、初動対応のため、収拾本部状況室を設置・運営し、必要に応じて関係機関の長に行政・財政措置や職員派遣等の支援を要請でき、要請を受けた機関は、特別な理由がない限り従わなければならない。

なお、収拾本部は既存の災難安全状況室（（５）参照）との統合も可能である。

また、収拾本部長は、地域事故収拾本部を設置・運営することができ、災害収拾に必要な範囲で、市・道知事及び市・郡・区長を指揮することができる。

（３）中央災難安全対策本部

大規模災難の予防、準備、対応、復旧等に関する事項を総括及び調整し、必要な措置を講じるため、行政安全部に「中央災難安全対策本部」を置く。中央災難安全対策本部長は行政安全部長官とし中央災難安全対策本部長は、中央災難安全対策本部の業務を総括し、必要だと認められる場合は、中央災難安全対策本部会議を招集することができる。

ただし、海外での災害の場合には外交部長官が中央対策本部の権限を行使し、放射能災難の場合には、中央放射能防災対策本部の長が中央対策本部長の権限を行使

する。(災難及び安全管理基本法第 14 条第 3 項)

これに関わらず、災難の効果的な収拾のため、次のいずれか一つに該当する場合には、国務総理が中央対策本部の権限を行使することができる。(災難及び安全管理基本法第 14 条第 4 項)

ア 国務総理が政府機関全体と関連した統合的な対応が必要だと認められる場合

イ 行政安全部長官が国務総理に建議する場合(収拾本部長の要請を受けて建議する場合も含む)

なお、地方において、市・道知事は「市・道災難安全対策本部(以下「市・道本部」という)」、市長・郡守・区庁長は「市・郡・区災難安全対策本部(以下「市・郡・区本部」という)」を設置することができ、本部長(以下「地域対策本部長」という)は、市・道知事又は市長・郡守・区長である。(災難及び安全管理基本法第 16 条第 1 項、第 2 項)

(4) 中央対策本部長の権限

中央対策本部長は、大規模災害に効率的に対処するため、当該災害管轄機関の長に対し、行政及び財政的措置、職員の派遣その他必要な支援を要請することができる。この場合、当該要請を受けた当該災害管轄機関の長は、特別な事由がない限り、当該要請に応じなければならない。

中央対策本部長は、収拾本部長及び地域対策本部長に対し大規模災害の復旧に必要な範囲で指示することができる。

また、2025 年 4 月より中央対策本部長は、地域対策本部長の要請又は災害の効率的な復旧のために必要と認められる場合は、当該災害管轄機関の長及び大統領令で指定する機関の長(以下「支援実施機関」という)に対し、職員を市・道本部や市・郡・区本部に派遣するよう要請することができる。この場合、要請を受けた支援実施機関の長は、特別な事由がない限り当該要請に応じ協力しなければならないこととされた。(災難及び安全管理基本法第 15 条)

(5) 災難安全状況室

行政安全部長官、市・道知事、市長・郡守・区庁長は、災難情報の収集・伝達、状況管理、災難発生時の初動措置、指揮等の業務を遂行するため、常時「災難安全状況室」を設置・運営しなければならない(災難及び安全管理基本法第 18 条)。

(6) 災難状況の報告

市長・郡守・区庁長、消防署長、海洋警察署長、災難管理責任機関の長又は、国家基盤施設の長は、その所轄区域、所管業務又は施設で災難が発生し、又は発生の恐れがある時は、災難状況について、直ちに応急措置及び収集状況について遅滞なく、各々、行政安全部長官、災難管理主管機関の長及び市・道知事に報告や通報しなければならない。この場合、災難管理主管機関の長及び市・道知事は報告を受けた事項を確認・取りまとめて行政安全部長官に通報しなければならない。(災難及び安全管理基本法第 20 条)

5 民防衛

民防衛とは、次の各号のいずれかに該当する状況（以下「民防衛事態」という）から住民の生命と財産を保護するために政府の指導下で住民が遂行しなければならない防空、応急的な防災、救助、復旧及び軍事作戦上必要な労力支援等の全ての自衛的活動を言い、民防衛事態は次のとおり定義されている。（民防衛基本法第2条）

ア 戦時・事変又はこれに準じる非常事態

イ 「統合防衛法」第2条第3号による統合防衛事態

ウ 「災難及び安全管理基本法」第36条第1項による災難事態宣言又は同法第60条第1項による特別災難地域宣言等の国家的災難、そのほか行政安全部国民安全処長官が定める災難事態

民防衛を遂行するため、地域・職場単位に「民防衛隊」を置くこととされ、20歳以上40歳未満の男性男子主体で編成される。（民防衛基本法第17条、18条）

居住地単位で編成される「地域民防衛隊」は、邑・面・洞の下の統・里と呼ばれる居住地単位で編成される「統・里民防衛隊」及び市長・郡守・区庁長により選抜された「市・郡・区民防衛技術支援隊」に区分される。（民防衛基本法第19条）

一方、職場単位で編成される「職場民防衛隊」は、国家及び地方自治団体の機関、学校、韓国銀行、公共機関、地方公企業、防衛産業関連企業、公共組合などに限定されている。（民防衛基本法施行令第21条）

民防衛隊の任務は、次のとおりである。

〈図表8-2〉民防衛隊の任務（民防衛基本法施行令第16条）

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不審人物及び民防衛事態等の申告網の管理運営 ・ 警報網の管理と警報体制の確立 ・ 共同地下水槽施設・避難所・避難地域及び統制所の設置管理 ・ 民防衛のために必要な物資・装備の備蓄 ・ 灯火音響管制の訓練 ・ 民防衛施設の保護 ・ 消防及び化学兵器汚染防止装備の設置管理 ・ 民防衛教育訓練 ・ その他民防衛事態の予防、収拾、復旧、支援活動に関する事項
有事時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報の発令及び避難誘導 ・ 交通統制、灯火管制 ・ 人命救助、医療活動、消火活動 ・ 不発弾など危険物の探査・警告 ・ 破損した重要施設物の応急復旧 ・ 民心安定のための啓蒙、戦勝意識の鼓吹などの住民指導 ・ 軍事作戦に必要な物資の運搬等労力支援 ・ その他民防衛事態収拾に必要な事項

第2節 教育行政（教育自治制度）

1 概要

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置・運営・指導ならびに、図書館、体育館、博物館美術館等の公共教育、体育、文化施設の設置及び管理については、地方自治団体の事務とされている（地方自治法第13条第2項第5号）。また、教育、科学及び体育に関する事務については、教育の自主性、専門性及び地方教育の特殊性を考慮し、地方自治団体の事務であっても別途機関を設けることができると規定されている。（地方自治法第135条）

1991年には、当該規定に基づき「地方教育自治に関する法律」が制定され、特別市・広域市・道に教育委員会と教育監（日本の教育長にあたる）を置き、教育及び学芸に関する事務を処理することとした。

しかし、教育委員及び教育監の選出が、学校運営委員を選挙人団とする間接選挙であったため、選出の過程で様々な問題点が発生していた。このため2006年12月、地方教育自治に関する法律を全部改正し、特別市・広域市・道議会議員と教育議員（同法で定められた教育経歴又は教育行政経歴を有する者）で構成する教育委員会を議会の常任委員会として位置付け、教育委員の過半数は住民の直接選挙で選出する教育議員で構成することとした。

なお、济州特別自治道に関しては、2006年12月の改正に先立ち、济州特別自治道にだけ適用される特別法である「济州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」で前述の新しい教育委員会制度などの改正法の内容が取り入れられ、同法により規定されている。

しかし、選挙による教育議員選挙は2010年に一度だけ実施されたものの「地方教育自治に関する法律」上の教育議員制度自体が廃止され、2014年以降の地方選挙では济州特別自治道でのみ教育議員選挙が実施されている。

教育監は地方自治団体の長に準ずる広範な権限を有し、首長による指揮・監督・調整を全く受けず独自にその事務を執行している。そのため教育監及びその下部機関は同じ地方自治団体の機関でありながら、首長の下にある組織とは完全に分離している点が日本とは大きく異なる。また、教員は全て国家公務員である点も日本と異なる。

2 教育監

教育及び学芸に関する事務の執行機関として、教育監が市・道に配置されている。（地方教育自治に関する法律第18条）

また、教育監の下には、副教育監1名（人口800万人以上、学生150万人以上の市・道には2名）を配置し、（地方教育自治に関する法律第30条）教育監は、所管事務の範囲内で必要がある場合は、大統領令又は条例の定めにより教育機関を設置することができることとされている。（地方教育自治に関する法律第32条）

〈図表 8 - 3〉 教育監の性格、任期等

	教 育 監
性 格	広域自治団体に置かれる事務執行機関
選出方法 (同法第 43 条)	住民による選挙によって選出される。 選挙は普通・平等・直接・秘密選挙によって実施される。
任期 (同法 21 条)	任期：4 年（3 期まで再任可能）
資 格 (同法第 24 条)	①市・道知事の被選挙権を有する者 ②候補者登録日から過去 1 年間政党の党員ではない者 ③候補者登録申請開始日を基準に教育経歴又は教育行政経歴が計 3 年以上の者
管掌事務 (同法第 20 条)	教育・学芸に関する下の事務の執行 ①条例案の作成及び提出 ②予算案の編成及び提出 ③決算書の作成及び提出 ④教育規則の制定 ⑤学校、教育機関の設置・移転・廃止 ⑥教育課程の運営 ⑦科学技術教育、生涯教育等の振興 ⑧生涯教育、その他教育・学芸振興に関する事項 ⑨学校体育・保健及び学校環境浄化 ⑩学生通学区域に関する事項 ⑪教育・学芸の施設・設備及び教具 ⑫財産の取得・処分 ⑬特別賦課金・使用料・手数料・分担金及び加入金に関する事項 ⑭起債・借入金又は予算外の義務負担に関する事項 ⑮基金の設置・運用に関する事項 ⑯所属公務員の人事管理 ⑰その他該当市・道の教育・学芸に関する事項及び委任された事項
兼職制限 (同法第 23 条)	①国会議員・地方議会議員 ②国家・地方公務員、私立学校教員 ③私立学校の経営者又は私立学校の設置・経営法人の役職員

2014 年 6 月 30 日までは、教育委員会の委員を選挙で選出する教育議員制度が存在したが、現在は済州特別自治道を除き制度が廃止され、従来の教育委員会事務は市・道議会内の教育・学芸に関する事務を審査する常任委員会及び法制審議委員会に継承されている。

3 教育支援庁

「教育支援庁」とは、市・道の教育及び学芸に関する事務を分掌するため1つ又は2つ以上の市・郡・自治区を管轄区域として設置された下級教育行政機関をいう（地方教育自治に関する法律第34条第1項）。

教育支援庁の管轄区域及び名称は大統領令が定めるところにより、（地方教育自治に関する法律第34条第2項）2つ以上の基礎自治団体にまたがって設置されている場合も少なくない。教育支援庁は、市・郡・自治区などの基礎自治団体とは直接関係がなく、日本でいえば市町村の教育委員会よりも、都道府県の教育事務所に相当する。

4 教育自治と一般自治の関係

教育監は、所属公務員の人事権、条例案等の議案提出権、予算の編成・執行権など広域団体の長と同様の広範な権限を有している。日本では首長に、組織、職員の身分取扱い、予算の執行及び財産管理等の財務に関する総合的な調整権が認められているが、韓国の場合、広域団体の長にそのような権限は認められておらず、行政としての一体性が保ちにくかった。

そこで、一般行政と教育行政が連携関係を強化し、効率的な運営を図るため、2006年の地方教育自治に関する法律の全部改正により、教育監と市・道の首長との間に「地方教育行政協議会」を設置することとした（地方教育自治に関する法律第41条）。

また、各教育監相互の交流と協力を増進し、共同の問題を協議するために全国的な教育監協議体も設立できるようにするなど（地方教育自治に関する法律第42条）、地方教育関連業務の協議を活性化させる方策がとられている。

また予算面では、教育関係予算は一般会計ではなく特別会計とされ、2022年度の中央政府移転収入の割合は78.9%とその歳入の大半を中央政府からの移転財源が占めている状況にある。

第3節 警察行政（地方警察庁）

1 韓国の警察制度の沿革

韓国の警察は、1948年に国家警察制度により内務部傘下に治安局が設置され、地方には市・道傘下に警察局、その下に警察署が設置された。その後、警察の中立化のため、公安委員会の設置が論じられたが実現されなかった。1969年には警察公務員法が制定され、公開採用・身分保障・定年制などが確立された。

1974年には内務部治安局が治安本部に昇格し、各級警察組織の機構拡充と機能の整備などが成し遂げられ、組織及び機能の拡充が行われたと評価されている。警察活動の活性化が図られた。

1991年5月に警察の基本法として警察法が制定され、警察の組織・権能・運用に新しい基盤が構築された。内務部の外庁として警察庁が設立され、市・道単位に地方警察庁が設立され、警察行政の議事機関として警察委員会が設置されることとなった。

2004年1月に制定された「地方分権特別法」では、警察制度に関連し「国家は地方行政と治安行政の連携性を確保して地域特性に適合した治安サービスを提供するために自治警察制度を導入しなければならない。」（同法第10条第3項）と規定し、自治警察制の導入を国家の義務事項として明示した。

これに伴い、政府は2004年10月、自治警察制関連政策審議・諮問のための「自治警察特別委員会」と実務推進機構である「自治警察制実務推進団」を設置した。その後、政府は2013年5月、自治警察制推進団、地方分権促進委員会及び地方行政体制改編委員会を統合した地方自治発展委員会を発足。

地方自治発展委員会は、文在寅政権の2018年3月には地方自治分権委員会に名称変更するとともに、2018年9月に自治警察制の導入を含む自治分権総合計画を策定するなど、地方自治分権委員会において自治警察制の導入に係る準備が進められ、2020年の国会において警察法改正案がようやく成立した。

このことにより、これまで済州特別自治道を除き、長い間、国家警察制が継続されてきたが、2021年から全国的に自治警察制が導入された。警察事務の一部を分権化し、地域特性に適した治安サービスの提供を実現するためのものであり、具体的には、警察事務を国家警察事務と自治警察事務に区分するとともに、市・道知事所属の市・道自治警察委員会を設置し、自治警察事務を指揮・監督している。

2 現行の警察制度

現行（2025年6月時点）の警察制度は、警察行政の議事機関として警察委員会が置かれ、警察行政庁として行政安全部に警察庁、地方に地方警察庁と警察署が置かれている。（警察法第2条）警察官は、自治警察官を除き国家公務員である。

（1）警察委員会

行政安全部に警察行政に関する議決機関として警察委員会が設置されている。警察委員会は合議制の議決機関であり、日本の公安委員会と同様に政治的中立性の確

保を目的とするが、その位置付けや権限構成には制度上の相違がある。

警察委員会は、①国家警察の人事、予算、装備、通信等に関する主要政策及び国家警察の業務発展に関する事項、②人権保護と関連した国家警察の運営・改善に関する事項、③国家警察の腐敗防止及び清廉度向上に関する主要政策事項、④国家警察事務以外のほかの国家機関からの業務協力要請に関する事項、⑤济州特別自治道の自治警察に対する国家警察の支援、協力及び協約締結の調整等に関する主要政策事項、⑥市・道自治警察委員会の委員推薦、自治警察事務について主要な法律及び政策等に関する事項、市・道自治警察委員会の議決に対する再議要求に関する事項、⑦施策樹立に関する事項、⑧非常事態など全国的な治安維持のための警察庁長の指揮及び命令に関する事項、⑨その他、行政安全部長官及び警察庁長が重要と認め国家警察委員会の会議に付議した事項について、審議・議決する。(警察法第10条)

委員会は委員長1人、常任委員1人、非常任委員5人の7人で構成され、委員は行政安全部長官の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。委員中2人は裁判官資格のある者でなくてはならず、政党人などは委員にはなれない。委員の任期は3年で、再任することはできない。(警察法第7条～第9条)

(2) 警察庁

治安に関する事務を管掌するため、行政安全部長官所属下に警察庁が設置されている。(警察法第12条)

警察庁長は警察委員会の同意を得て、行政安全部長官の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。警察庁長は国家警察に関する事務を統括し、庁務を管掌し、所属公務員及び所属警察機関の長を指揮・監督する。(警察法第14条)

また、警察庁には5つの付属機関(警察大学、警察教育院、中央警察学校、警察捜査研究所、警察病院)がある。

(3) 地方警察庁及び警察署

警察庁の事務を地域的に分担・遂行するため、市・道知事所属下に地方警察庁、地方警察庁長所属下に警察署が置かれている。(警察法第13条)

警察署長は地方警察庁長の指揮・監督を受け、管轄区域内の所管事務を管掌し、所属公務員を指揮・監督する。(警察法第30条)

地方警察庁長は、市・道知事の所属下にはあるが、市・道の事務を処理するのではなく、中央の警察庁の事務を地域で分担・遂行する。

また、市・道知事の指揮・監督を受けるのではなく、中央の警察庁長の指揮・監督を受けるので、自治警察行政庁とはいえない。

なお、市・道には地方警察委員会が設置されておらず、この点が日本と大きく異なる。

第9章 地方財政

第9章 地方財政

第1節 地方財政の規模

1 地方と国の比較

地方財政の2024年度当初予算の規模は、予算純計310兆818億ウォンで、2023年度当初予算対比で1.5%増加、2023年度最終予算純計（※）対比で8.3%減少となっている。

（※）地方自治団体会計間、市道・市郡区間の重複計算分を控除した金額。

政府予算の場合、2024年度政府予算純計488兆6,219億ウォンは2023年度当初予算純計484兆3,752億ウォン対比0.9%増加となっており、2024年度の国家財政と地方財政、地方教育予算の比率は、54.8：34.8：10.4である。この比率は5年前と比べるとほぼ同じ水準を維持している。

〈図表9-1〉国家予算と地方予算の比率

（単位：億ウォン、%）

区分	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
中央政府予算	3,862,379	4,174,201	4,558,366	4,843,752	4,886,219
(比率)	(54.5)	(54.1)	(55.5)	(55.1)	(54.8)
地方予算	2,532,263	2,630,917	2,883,083	3,054,109	3,100,818
(比率)	(35.5)	(35.0)	(34.9)	(34.4)	(34.8)
地方教育予算	739,013	718,605	826,902	974,192	924,886
(比率)	(10.4)	(9.5)	(10.0)	(11.0)	(10.4)

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.24

〈図表9-2〉地方財政会計規模(純計)

（単位：億ウォン）

年度別	計		一般会計		特別会計	
	当初予算	最終予算	当初予算	最終予算	当初予算	最終予算
2020年	2,532,263	3,061,095	2,153,834	2,642,072	378,428	419,023
2021年	2,630,917	3,275,869	2,269,023	2,837,702	361,895	418,166
2022年	2,883,083	3,515,950	2,534,665	3,130,393	348,418	385,557
2023年	3,054,109	3,380,044	2,697,149	2,994,811	356,960	385,232
2024年	3,100,818	—	2,737,003	—	363,815	—

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.26

〈図表 9 - 3〉 中央政府と地方自治団体の一般会計総計財政規模比較

(単位：億ウォン、億円)

区分	韓国			日本		
	中央政府	地方自治団体	地方予算 構成比	中央政府	地方自治団体	地方予算 構成比
2015年	2,059,677	1,860,811	47.5%	982,303	984,052	50.0%
2016年	2,169,296	2,030,263	48.3%	975,418	981,415	50.2%
2017年	2,255,201	2,214,479	49.5%	981,156	979,984	50.0%
2018年	2,464,251	2,367,058	49.0%	989,747	980,206	49.8%
2019年	2,776,547	2,657,724	48.9%	1,013,665	997,022	49.6%
2020年	3,207,004	3,016,711	48.5%	1,475,974	1,254,588	45.9%
2021年	3,397,400	3,209,660	48.6%	1,446,495	1,233,677	46.0%
2022年	3,798,725	3,502,801	48.0%	1,323,855	1,173,557	47.0%
2023年	4,462,422	2,994,811	40.2%	1,275,804	923,584	42.0%
2024年	4,495,267	2,737,003	37.8%	1,120,717	939,269	45.6%

※韓国は一般会計ベースの当初予算総計、日本は普通会計ベースの予算総計を基準にしている。

※2022年までは決算額、2023年は最終予算額、2024年は当初予算額。

※地方税に関する統計等－2024年度地方税に関する参考係数資料－国家（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」 P.135, 日本総務省ホームページ www.soumu.go.jp）

2 地方自治団体種類別

地方自治団体種類別に予算規模を比較すると、2024年度の広域地方自治団体の予算規模は 2,034,471 億ウォン（構成比 65.6%）、基礎地方自治団体の予算規模は 1,066,347 億ウォン（構成費 34.4%）となっている。

〈図表 9 - 4〉 2024年度自治団体類型別予算規模比較（純計）

(単位：億ウォン、%)

団体別	予算規模		一般会計		特別会計	
		構成比		構成比		構成比
計	3,100,818	100.0	2,737,003	88.3	363,815	11.7
小計	2,034,471	65.6	1,785,909	57.6	248,562	8.0
特別市	394,949	12.7	311,900	10.1	83,049	2.7
広域市	560,033	18.1	467,383	15.1	92,650	3.0
特別自治市	17,922	0.6	15,662	0.5	2,259	0.1
道	992,848	32.0	932,846	30.1	60,002	1.9

特別自治道	68,719	2.2	58,117	1.9	10,602	0.3
小計	1,066,347	34.4	951,094	30.7	115,253	3.7
市	624,281	20.1	531,050	17.1	93,232	3.0
郡	284,989	9.2	272,472	8.8	12,517	0.4
自治区	157,076	5.1	147,572	4.8	9,504	0.3

注) 広域自治体の予算規模が比較的大きいのは、広域自治体から基礎自治体への財政移転の2重計上分を、広域自治体だけに計上するからである。

※2024年度の特別自治道には済州特別自治道、江原特別自治道、全北特別自治道が含まれる。

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.27,

3 地方自治団体の財源

財源は、地方税、税外収入（使用料、手数料、売却財産、賃貸収入など）、地方交付税、交付金、補助金、地方債からなっている。

地方税の歳入財源は全体の40.5%であり、ソウル特別市、広域市及び特別自治市では、それぞれ73.3%、40.2%、54.7%と高い数値であるが、道、特別自治道ではそれぞれ34.9%、32.2%に過ぎない。

〈図表9-5〉一般会計歳入財源別比較

(単位：億ウォン、億円)

区分	韓国				日本	
	2024年度	構成比	2023年度	構成比	2024年度	構成比
計	2,737,003	100%	2,994,811	100%	939,269	100%
地方税	1,107,331	40.5%	1,106,155	36.9%	427,409	45.5%
税外収入	118,410	4.3%	146,330	4.9%	62,870	6.7%
地方交付税	596,191	21.8%	649,640	21.7%	187,575	20.0%
調整交付金	—	—	—	—	11,320	1.2%
地方譲与金等	—	—	—	—	27,293	2.9%
補助金	728,614	26.6%	690,833	23.1%	159,697	17.0%
地方債	22,769	0.8%	12,396	0.4%	63,105	6.7%
補填収入等	163,659	6.0%	389,458	13.0%	—	—

※韓国は一般会計において、2023年は最終予算額、2024年は当初予算額の純計を基準とする。

※日本は総務省普通会計予算の純計を基準とする（出典：令和6年（2024）版地方財政白書）。

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.135

〈図表 9 - 6〉 自治団体類型別財源別歳入予算構成比較（総計）（単位：％）

区分	総計	地方税	税外収入	地方交付税	交付金	補助金	地方債	補填収入等及 び内部取引
総計	100	29.8	3.6	15.9	3.6	42.1	0.6	4.4
ソウル特別市	100	73.3	4.3	0.4	—	21.1	—	0.8
広域市	100	40.2	2.9	14.0	—	36.9	2.2	3.7
特別自治市	100	54.7	4.5	8.0	—	23.6	1.9	7.6
道	100	34.9	1.4	8.6	—	50.0	0.6	4.4
特別自治道	100	32.2	3.7	32.2	—	24.5	2.3	5.5
市	100	22.2	4.6	22.7	5.7	39.6	0.5	4.7
郡	100	8.5	3.7	42.1	3.1	37.5	0.1	5.1
区	100	16.1	6.0	2.3	12.6	57.0	0.01	6.0

※総計規模で作成

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1 - 1」P.32 より
筆者作成

〈図表 9 - 7〉 会計別歳入規模（純計）（2020～2024 推移）

（単位：億ウォン）

会計・財源別		年度別				
		2020	2021	2022	2023	2024
総規模	計	3,505,995	3,693,374	3,945,694	3,380,044	3,100,818
	地方税	1,020,485	1,127,976	1,185,710	1,106,155	1,107,331
	税外収入	268,967	300,162	294,063	296,771	275,113
	地方交付税	504,074	591,264	817,129	657,994	602,495
	調整交付金及び 財政保全金	—	—	—	—	—
	補助金	879,625	864,005	842,461	801,033	837,093
	地方債	68,952	63,568	36,031	31,868	42,719
	補填収入等及び 内部取引	763,893	746,401	770,302	486,222	236,068
一般会計	計	3,016,711	3,209,660	3,502,801	2,994,811	2,737,003
	地方税	1,020,485	1,127,976	1,185,707	1,106,155	1,107,331
	税外収入	120,172	130,359	137,585	146,330	118,410
	地方交付税	499,761	582,810	809,616	649,640	596,191
	調整交付金及び 財政保全金	—	—	—	—	—
	補助金	785,204	761,012	736,051	690,833	728,644
	地方債	32,614	36,349	16,409	12,396	22,769
	補填収入等及び 内部取引	558,475	571,154	617,434	389,458	163,659
特別会計	計	489,284	483,714	442,893	385,232	363,815
	地方税	—	—	3	—	—
	税外収入	148,795	169,803	156,478	150,441	156,703
	地方交付税	4,313	8,454	7,513	8,355	6,304
	調整交付金及び 財政保全金	—	—	—	—	—
	補助金	94,421	102,993	106,410	110,200	108,449
	地方債	36,337	27,218	19,622	19,472	19,950
	補填収入等及び 内部取引	205,418	175,247	152,868	96,764	72,409

※ 2022 年までは決算額、2023 年は最終予算額、2024 年は当初予算額

参考： 行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1 - 1」 P.33

〈図表 9 - 8〉 地方自治団体一般会計歳入増加率比較 (単位：億ウォン, 億円,%)

年度別		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
韓国	規模	1,860,811	2,030,263	2,214,479	2,367,058	2,657,724	3,016,711	3,209,660	3,502,801
	増加率	10.6	9.1	9.1	6.9	12.3	13.5	6.4	9.1
日本	規模	1,019,175	1,014,598	1,013,233	1,013,453	1,032,459	1,300,472	1,282,911	1,219,452
	増加率	△0.2	△0.4	△0.1	0.02	1.9	2.6	△1.4	△4.9

※日本の数値は普通会計ベースの決算額, (出典：令和 6 年 (2024) 版地方財政白書)。

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要 (上) 1 - 1」 P.136

4 事業予算投資総規模

地方自治団体の事業予算投資規模は、2024 年度当初で 3,100,818 億ウォン (310 兆 818 億ウォン) であり、財源は、国費、譲与金のほかは、各地方自治団体の固有財源で賄われている。

〈図表 9 - 9〉 財源別・投資部門別構成比較 (2024 年度当初予算) (単位：億ウォン)

分野	総計	%	国費	市道費	市郡区費	その他
計	3,100,818	100	82,7571	1,002,064	1,208,025	63,158
一般公共行政	162,718	5.2	2,860	58,205	101,605	48
公共秩序・安全	61,394	2.0	12,216	31,124	18,053	—
教育	152,806	4.9	246	127,662	24,898	—
文化及び観光	145,250	4.7	15316	48,781	81,103	50
環境保護	295,786	9.5	52,836	75,897	167,016	37
社会福祉	1,031,559	33.3	602,254	241,963	186,636	707
保健	52,106	1.7	15,439	16,274	20,392	—
農林海洋水産	204,044	6.6	64,494	42,827	96,524	199
産業・中小企業	77,305	2.5	9,528	36,695	31,070	11
輸送及び交通	243,260	7.8	23,507	123,007	96,093	653
国土及び地域開発	167,610	5.4	21,802	55,979	89,726	103
科学技術	3,719	0.1	542	2,999	179	—
予備費	36,842	1.2	120	9,783	26,940	—
人力運営費	382,271	12.3	6,289	124,886	251,096	—
基本経費等	84,147	2.7	120	5,982	16,694	61,351

※「その他」は広域自治体と基礎自治体間の移転財源に対する予算編成額の差額(保留財源)である。

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要 (上) 1 - 1」 P.42

第2節 地方財政運営と予算・決算

1 地方財政運営の基本原則

地方自治団体運営の基本原則は、収支均衡の原則に従った健全財政と国家施策の具現である（地方自治法第137条、第138条）。

地方と国家の関係では、次のようなルールが定められている。

(1) 不当な影響の禁止

自治体財政の健全な運営に努め、国家の政策に反したり、国家や他の自治体の財政に不当な影響をあたえてはならない（地方財政法第3条）。

(2) 中期地方財政計画の策定

地方自治団体の長は中期地方財政計画を作成し、国に提出しなければならない（地方財政法第33条）。

(3) 地方財政運営への国の関与

国の予算編成基本指針遵守、地方税法の制改定、交付金・補助金の交付、地方債発行承認、予算・決算報告、会計監査実施

2 予算制度

(1) 予算原則

ア 会計年度（地方自治法第140条）

地方自治団体の会計年度は、「1月1日から12月31日まで」である。

イ 予算の種類

一般会計予算と特別会計予算に分けられる（地方自治法第141条）。

ウ 本予算（地方自治法第142条）

地方自治団体の長は、会計年度ごとに予算案を編成して、市・道の場合は会計年度開始50日前までに、市・郡及び自治区の場合は40日前までに地方議会に提出し、市道議会においては予算案を会計年度開始15日前までに、市郡及び自治区議会においては会計年度開始10日前までに議決しなければならない。このようにして成立した予算を本予算と呼ぶ。

エ 修正予算

ほとんどの地方自治団体において、地方交付税、地方譲与金、国庫補助金等の国への依存財源が多いこと、また1年前から編成作業が始まることから、予算案を作成する時点と議会へ提出する時点とで社会的・経済的環境が大きく変化している場合がある。そのため、予算が議会に提出した後に社会的・経済的環境が変化した場合、既に議会に提出した予算案に対する修正予算を作成して議会に再度提出できる（地方自治法第142条4項）。

オ 追加更正予算（補正予算）（地方自治法第145条、地方財政法第45条）

地方自治団体の予算が成立し、会計年度が開始された後に発生した事由により、既に成立した予算を変更するため編成する予算。地方自治団体の長は、既に成立した予算に変更を加える必要があるときには、追加更正予算を編成し、地方議会の議決

を得なければならない。結果として最終予算に占める割合が高くなることがある。

カ 準予算（予算不成立時の予算執行）（地方自治法第 146 条）

地方議会において新しい会計年度が開始されるときまでに予算案を議決できない場合、地方自治団体の長は、予算案が議決されるまでの間は、

(ア) 法令や条例の定めるところに従って設置された機関あるいは施設の維持・運営費

(イ) 法令又は条例上の支出義務がある経費

(ウ) 既に予算として承認された事業の継続推進のための経費

に限り、前年度予算に準じて支出することができる。これは地方自治団体の予算に、政府予算と同じ準予算制度を導入しているもので、準予算として執行された予算については、議会の議決を得る必要はなく、本予算が成立すれば成立した本予算によって執行されたものとみなされる。（地方財政法第 46 条第 2 項）

キ 予算の内容（地方財政法第 40 条）

(ア) 予算は、予算総則、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為、明示繰越費を総称する。

(イ) 予算総則には、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為及び明示繰越費に関する総括的規定及び地方債及び一時借入金の限度額その他予算執行に関して必要な事項を定めなければならない。

(2) 予算の編成と議決

予算の編成と議決の流れは、次のとおりである。

〈図表 9-10〉 予算編成と議決の流れ

中期地方財政計画 (地方財政法第 33 条)	財政運用の基本方向と目標などを含む中期地方財政計画を自治団体長が行政安全部長官に提出（1 月）
主要投資審査 (地方財政法第 37 条)	主要新規事業の事業必要性・事業計画妥当性を審査（2 月～4 月）
予算編成運用基準示達 (地方財政法第 38 条)	関係法令の遵守、地方財政の方向性、依存財源の予算編成方法、基準経費の設定など（7 月末）
予算編成 広域自治団体：50 日前 基礎自治団体：40 日前 (地方自治法第 142 条第 1 項)	中期地方財政計画に反映された事業を対象とした投融資審査の結果を踏まえて予算編成（8 月～11 月）
予算議決 広域自治団体：15 日前 基礎自治団体：10 日前 (地方自治法第 142 条第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会提出後に予算案の範囲内で修正再提出できる。（修正予算制度）（地方自治法第 142 条第 4 項） ・ 議会の長の同意なく支出予算の増額や新たに費目を設定したりできない。（地方自治法第 142 条第 3 項） ・ 新会計年度開始までに議決できない場合、一部の経費は前年度予算に準じて執行できる。（準予算制度）（地方自治法

	第 146 条)
予算案の移送・告示 広域自治団体→行政安全部長官 基礎自治団体→広域自治団体の 長 (地方自治法第 149 条)	—

3 決算制度

(1) 決算の概念

ア 地方自治団体の長は、出納を閉鎖した後 80 日以内に決算書及び証明書類を作成し、地方議会が選任した検査委員の検査意見書¹を添付して、翌年度の地方議会の承認を受けなければならない。決算の審査結果、違法又は不当な事項がある場合、地方議会は本会議の議決を経て地方自治団体又は当該機関に対し、弁償及び懲戒措置などその是正を要求し、地方自治団体又は当該機関は是正要求を受けた事項を遅滞なく処理し、その結果を地方議会に報告しなければならない。

イ 地方自治団体の長は、第 1 項による承認を受けた場合、その日から 5 日以内に、道・市では行政安全部長官に、市・郡及び自治区では道知事にそれぞれ報告し、その内容を告示しなければならない。

(2) 決算の流れ

決算の流れは、次のとおりである（地方自治法第 150 条）。

〈図表 9-11〉 決算の流れ

決算書・証拠書類作成	長は出納閉鎖（次年度 2 月末）後、80 日以内に作成
検査委員の検査	検査委員は地方議会・公認会計士などから議会が選任
議会審議・承認	—
報告・告示	長は議会承認後 5 日以内に報告・告示（報告先は予算案と同様）

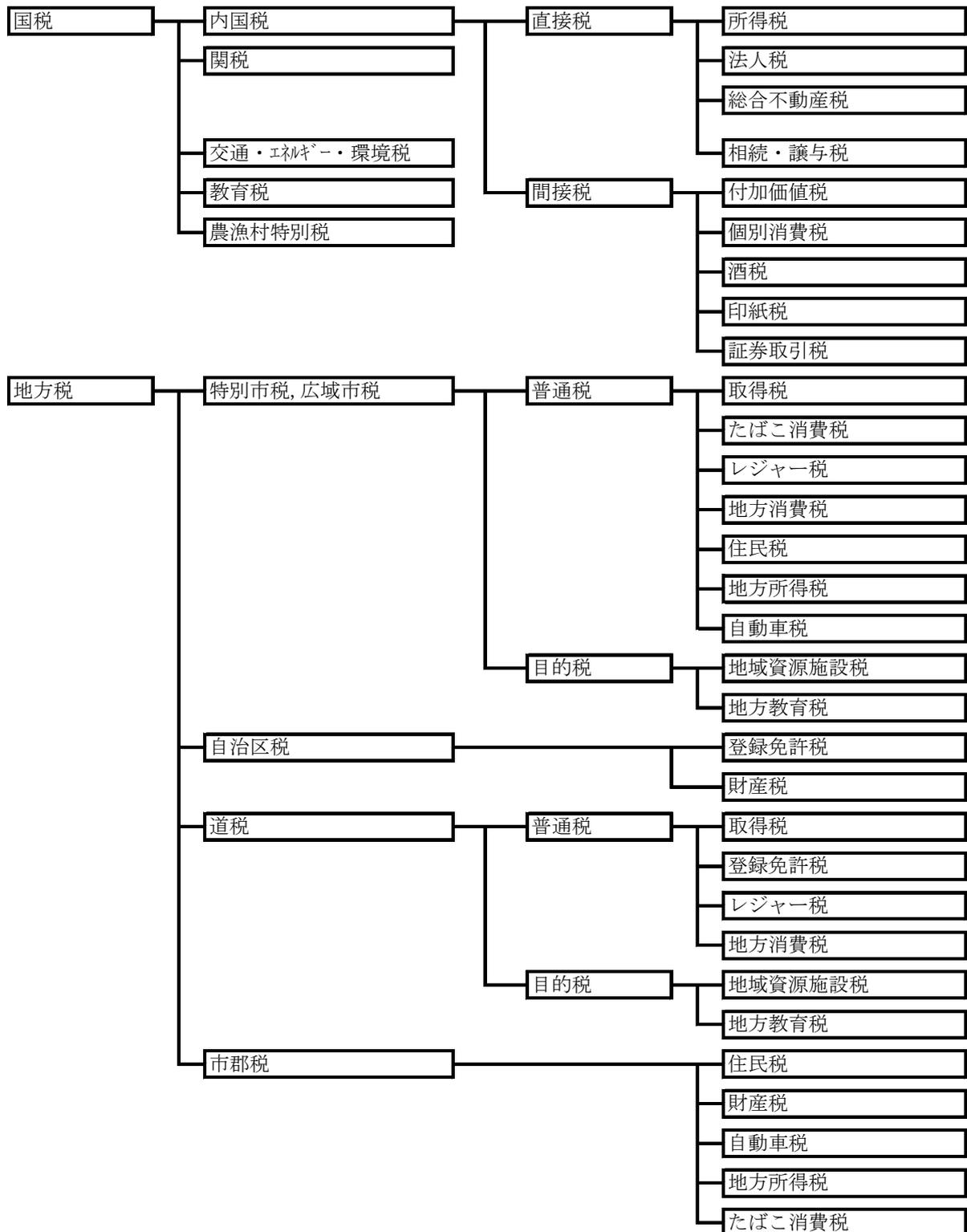
¹ 地方自治法第 84 条（決算検査事項） ① 検査委員の決算検査事項は次の各号とする。
 (決算概要, 歳入・歳出の決算, 財務諸表, 成果報告書, 決算書の添付書類, 金庫の決算)

第3節 地方税体系

1 租税体系

国税、地方税あわせた租税体系は、図表9-12のとおりとなっている（税目の個別内容は第11章で解説）。

〈図表9-12〉租税体系



なお、韓国では国税・地方税の全税収に占める地方税の構成比は 23%程度であり、日本に比べると低い。

〈図表 9-13〉 国税と地方税の構成比較 (単位：億ウォン：億円)

年度別	韓国				日本			
	計	国税	地方税	地方税 構成比率	計	国税	地方税	地方税 構成比率
2008	1,793,380	1,380,443	412,937	23.0%	906,231	541,169	365,062	40.3%
2007	2,049,834	1,614,591	435,243	21.2%	929,226	526,558	402,668	43.4%
2008	2,127,857	1,673,060	454,797	21.4%	962,302	627,798	334,504	34.8%
2009	2,097,085	1,645,407	451,678	21.5%	886,380	549,630	336,750	38.0%
2010	2,268,782	1,777,184	491,598	21.7%	837,158	486,590	350,568	41.9%
2011	2,446,813	1,923,812	523,001	21.4%	739,585	417,860	321,725	43.5%
2012	2,569,530	2,030,149	539,381	21.0%	740,701	417,470	323,231	43.6%
2013	2,540,880	2,013,981	526,899	20.7%	773,259	440,070	333,189	43.1%
2014	2,709,280	2,164,529	544,751	20.1%	807,763	458,780	348,983	43.2%
2015	2,888,629	2,178,851	709,778	24.6%	990,680	599,694	390,986	39.5%
2016	3,180,923	2,425,617	755,306	23.7%	983,487	589,563	393,924	40.1%
2017	3,457,940	2,653,849	804,064	23.3%	1,022,847	623,803	399,044	39.0%
2018	3,778,887	2,935,704	843,183	22.3%	1,049,750	642,240	407,510	38.8%
2019	3,839,147	2,934,543	904,604	23.6%	1,033,860	621,750	412,110	39.9%
2020	3,875,950	2,855,462	1,020,488	26.3%	1,073,420	649,330	424,090	39.5%
2021	4,568,766	3,440,782	1,127,984	24.7%	1,142,900	718,810	424,090	37.1%
2022	5,145,100	3,959,393	1,185,707	23.0%	1,174,250	734,050	440,200	37.5%

※参考：国税庁・関税庁「徴収報告書」、行政安全部「2024 地方税統計年鑑」 p.873

2 課税主体別税配分

広域自治団体と基礎自治団体の税配分は、特別市・広域市の地域と道の地域では異なっている。

(1) 道税と市・郡税

道税は、取得税、登録免許税、レジャー税、地方消費税、地方教育税、地域資源施設税の 6 税目である。

市・郡税は、住民税、財産税、自動車税、地方所得税、たばこ消費税の 5 税目である。

(2) 特別市・広域市税と自治区税

特別市・広域市税としては、取得税、レジャー税、たばこ消費税、地方消費税、住民税、地方所得税、自動車税、地域資源施設税、地方教育税の 9 税目である。

ただし、広域市税の場合、ソウル市と区税の体系は同一であるが、住民税の財産分、地方所得税の従業員分は自治区税であり、また財産税の課税特例分も区税である。自治区税は 登録免許税、財産税の 2 税目である。

3 税収構成

税収が最も多い税目は、一定の資産（不動産等）の取得に対して課税される取得税 246,952 億ウォン（構成比 22.3%）で、地方消費税 245,665 億ウォン（構成比 22.2%）、地方所得税 199,068 億ウォン（構成比 18.0%）、財産税 150,273 億ウォン（構成比 13.6%）、自動車税 76,419 億ウォン（構成比 6.9%）と続く。

〈図表 9-14〉 地方税目別団体類型別規模（2024 年度）（単位：億ウォン）

税目別		特別 広域 市税	特別 自治 市税	道税	特別 自治 道税	市税	郡税	自治 区税	構成比 (%)	
計		1,107,331 (1,124,058)	413,739 (430,466)	8,518	326,768	18,738	218,259	39,111	82,197	100.0
普通税	小計	1,008,813 (1,025,541)	370,684 (387,412)	7,873	278,160	17,063	214,771	38,651	81,610	91.1
	取得税	246,952	108,246	2,168	131,924	4,615	-	-	-	22.3
	登録免許税	19,651	302	147	10,446	323	-	-	8,433	1.8
	住民税	26,385	8,479	143	-	157	11,690	1,613	4,303	2.4
	財産税	150,273	18,593	1,081	-	2,008	59,487	7,887	61,217	13.6
	自動車税	76,419	31,179	602	-	1,200	36,553	6,884	-	6.9
	レジャー税	9,266	2,564	6	6,007	688	-	-	-	0.8
	たばこ消費税	35,135	13,375	175	-	608	17,416	3,562	-	3.2
	地方消費税	245,665	77,238	2,472	129,783	5,655	13,950	8,910	7,657	22.2
	地方所得税	199,068	110,708	1,079	-	1,809	75,676	9,795	-	18.0
目的税	小計	91,082	40,278	640	48,367	1,518	279	-	-	8.2
	地域資源施設税	19,786	8,036	160	11,109	203	279	-	-	1.8
	地方教育税	71,295	32,242	480	37,257	1,316	-	-	-	6.4
繰越 前年度	7,436	2,777	5	242	157	3,209	460	587	0.7	

※（ ）は総計予算基準であり、ソウル本庁と自治区間の共同課税の重複部分（16,727 億ウォン）をソウル本庁から控除したため純計との差がある。

※参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」 P.54

第4節 韓国の故郷愛寄付制度

1 制度導入の背景と意義

韓国においては、地方の人口減少や財政の脆弱化、首都圏への人口集中及び及び地域間格差の拡大が深刻な課題となっており、2000年から2020年にかけて、非首都圏地域の人口は大幅に減少し、特に若年層の流出が顕著となっている。

これらの状況を踏まえ、地方財政を補完し、地域間の均衡ある発展を促進するために「故郷愛寄付制度(고향사랑기부제)」が2021年に開始された。

2 制度の法的根拠と運営体制

韓国におけるいわゆる「故郷愛寄付金制度」は、「故郷愛寄付金法」(2021年制定、2023年施行)に基づき運営されている。同制度では、寄付の主体は個人に限定されており、登録外国人も対象に含まれる一方、法人による寄付は認められていない。

寄付金の年間上限額は当初500万ウォンであったが、制度拡充に伴い2025年には2,000万ウォンへと引き上げられ、高額寄付層の参加が促進された。

寄付先は、寄付者の居住地以外の地方自治団体に限定されており、寄付金は各自治体が受け付ける。寄付者に対しては、寄付額の30%以内の返礼品の提供が認められており、あわせて税額控除の適用を受けることができる。返礼品制度は地域特産品等の需要喚起を通じて地域経済の活性化を図ることを目的としている。

寄付金は、住民福祉の向上、青少年育成、文化芸術振興、地域共同体の活性化などの公益的事業にも活用され、制度の透明性を確保する観点から、各自治体は寄付金の運用結果を公開することとされている。

<図表9-15> 法令(故郷愛寄附金法、租税特例制限法) 主要内容

法条	区分	主要内容
第4条	寄附主体及び対象	<ul style="list-style-type: none">・個人が対象(登録外国人を含む、法人は不可)・寄附限度額:年500万ウォン→2,000万ウォン(2025.1.1~)・住民登録上の居住地(基礎・広域自治体)を除く自治体への寄附が可能
第7条	寄附金の募集方法	<ul style="list-style-type: none">・マスメディアを活用した寄附金募集の広報が可能・禁止事項:個別訪問による勧誘、電話・通信による個別勧誘
第9条	返礼品の提供	<ul style="list-style-type: none">・地域経済活性化を目的とする・寄附金額の30%以内(施行令第5条)・返礼品選定委員会の設置
第11条	基金の設置	<ul style="list-style-type: none">・4分野の基金事業に活用

		・住民福祉、青少年育成、文化芸術、共同体活性化等・基金審議委員会を構成し運営
第 13 条	結果の公開	・寄附金の受付状況及び基金運用結果を公開
第 10 条・第 14 条・第 17 条	罰則事項	・寄附金強要、募集方法違反に対する処罰・機関：1 年以内の制限 ・公務員：3 年以下の懲役又は 3,000 万ウォン以下の罰金
第 58 条	税額控除	・10 万ウォン以下：100%控除 ・10 万ウォン超過分（16.5%）→ 10 万超～20 万ウォン：44%（2026.1～） ・特別災害地域への寄附は 10 万ウォン超過分 33%控除

3 日本のふるさと納税との比較

韓国の制度は、日本の「ふるさと納税」を参考に設計されたものである。

表面的には、両国の制度はいずれも「ふるさと」への寄附行為を支援する仕組みとして位置づけられており、返礼品制度を有するなど多くの共通点を有しているものの、居住地への寄附の可否、制度理念の法制化の有無、個人負担比率、国税・地方税の負担構造など、制度の細部においては相違点も少なくない。

日本では、2008 年に制度が導入され、個人に加えて法人による寄附も可能とされており、寄附額については下限が設けられているものの、上限は設定されていない。一方で、韓国の制度では、寄附額の上限が定められており、法人による寄附は認められていない。

返礼品については、両国とも寄附額の 30%以内とする上限が設定されており、併せて税制上の優遇措置が講じられている。ただし、日本では所得区分や扶養家族数等に応じて控除額が変動する仕組みとなっているのに対し、韓国では一律の控除率が適用されている点が異なる。

4 制度の運営実績

2023 年 1 月より制度が施行され、初年度（2023 年度）には約 650 億ウォンの寄付を達成。

2024 年には約 880 億ウォンへと増加し、寄付件数も 2023 年度の約 52 万件から 77 万件へと拡大した。

特に、20～30 代の若年層による寄付が大幅に増加し、認知度が広がっている。

自治体別では、区の寄付増加率が最も高く、非首都圏地域を中心に寄付が活発になっているものの、自治体間の寄付額には依然として大きな格差が存在しているという

指摘がある。

<図表 9-16> 募集状況（2023 年～2024 年）の比較

区分	2023 年	2024 年
寄附金額	650.2 億ウォン	879.3 億円（前年比約 35%増）
寄附件数	52 万 5,000 件	77 万 4,000 件（前年比約 47%増）
寄附金額別の動向	2024 年は高額寄附が減少し寄附規模は少口化（下表参照）	
年齢層別寄附動向	20～30 代の寄附者数が 2023 年比 69%増（+7.9 万人）	

<図表 9-17> 寄附金額別 件数（単位：件）

区分	2023 年	2024 年
合計	526,305	773,711
10 万ウォン未満	69,199	50,017
10 万ウォン	441,291	709,296
10 万～100 万ウォン未満	8,882	9,245
100 万～500 万ウォン未満	4,881	3,709
500 万ウォン	2,052	1,444

<図表 9-18> 年齢層別 寄附件数（単位：千件）

区分	2023 年	2024 年
19 歳以下	0.6	0.4
20 代	42.4	90.6
30 代	155.2	243.7
40 代	141.9	198.5
50 代	130.7	163.4
60 代	39.4	31.6
70 代	11.4	4.3
80 代以上	4.4	0.8

参考：行政安全部 報道資料（2023・2024）

5 制度の効果

寄附金は、首都圏住民による非首都圏自治体への寄附が増加しており、地域間の財政格差の是正に一定の効果を発揮している。2024 年には非首都圏住民から首都圏自治体への寄附が増加する動きもみられたが、全体としては非首都圏への資金流入が顕著であり、地方への資金循環を促進する効果が伺える。

<図表 9-19> 首都圏・非首都圏間の財政拡充効果

(単位：100 万ウォン)

区分	2023 年 非首都圏 (174 自治体)	2023 年 首都圏 (69 自治体)	2024 年 非首都圏 (174 自治体)	2024 年 首都圏 (69 自治体)
臨時的な税外収入（寄附金収入）発生額 (A)	57,906	7,160	78,311	9,493
地方税（地方所得税）収入減少額 (B)	2,430	2,097	3,535	3,405
移転財源（普通交付税又は一般調整交付金）収入減少額 (C)	8,390	478	12,853	726
制度運営経費 (D)	25,803	3,216	31,071	3,605
最終的な財政拡充水準【A-(B+C+D)】	21,283	1,370	30,851	1,758
自治体当たり平均	122	20	177	25
前年比増加率 (%)	—	—	45	28.3

参考：全栄俊（2025）発表資料より引用

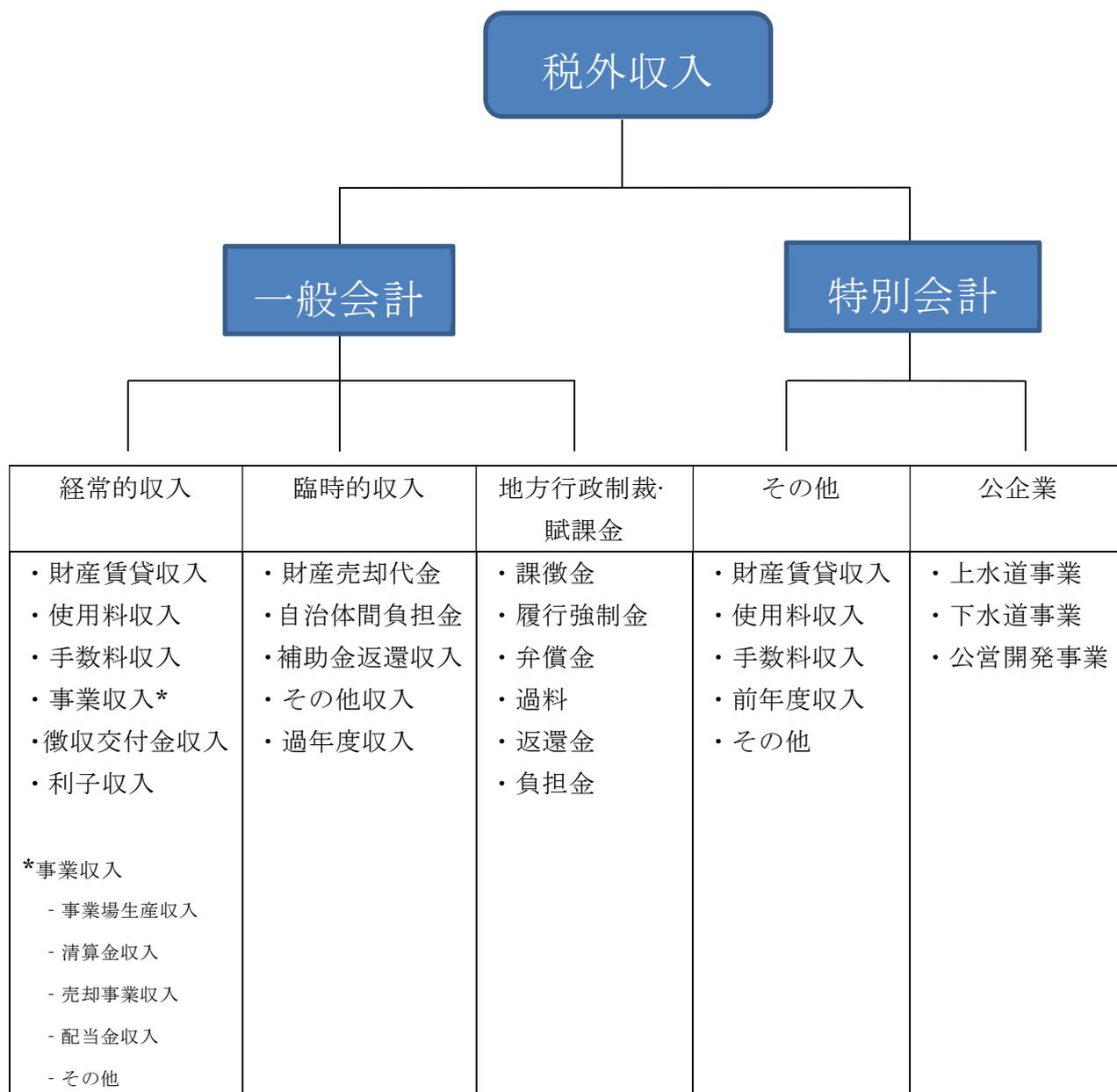
※2023 年データ：2024 年 1 月 9 日基準

※2024 年データ：2025 年 1 月 10 日基準

第5節 税外収入

税外収入は、一般会計において、財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入、徴収交付金収入、事業収入、利子収入に整理されており、特別会計においては、事業収入、事業外収入ともに税外収入として整理されている。

〈図表 9-20〉 税外収入の体系



※2014年度から歳入科目の改編により、「剰余金」「前年度繰越金」「繰入金」「預託金及び預り金」「融資金元金収入」を歳入外収入（臨時的歳入外収入）から除外。

※2021年度から歳入外収入科目の改編により、地方行政制裁及び賦課金「款」を新設して分類。

税外収入(一般会計+特別会計)の団体別細目別規模は、図表9-21のとおりであり、2024年予算ベースで、構成比が高い項目は、使用料収入111,142億ウォン(構成比37.3%)、負担金収入30,099億ウォン(構成比10.1%)、事業収入21,336億ウォン(構成比7.2%)となっている。使用料収入や負担金収入(臨時的税外収入)に左右されやすい構造になっており、経常的税外収入の確保に工夫が必要である。図表9-22では、2020年度から増加し、2021年~2023年まではほぼ変わりなく推移しているものの、2024年度の税外収入は落ち込んでいる。

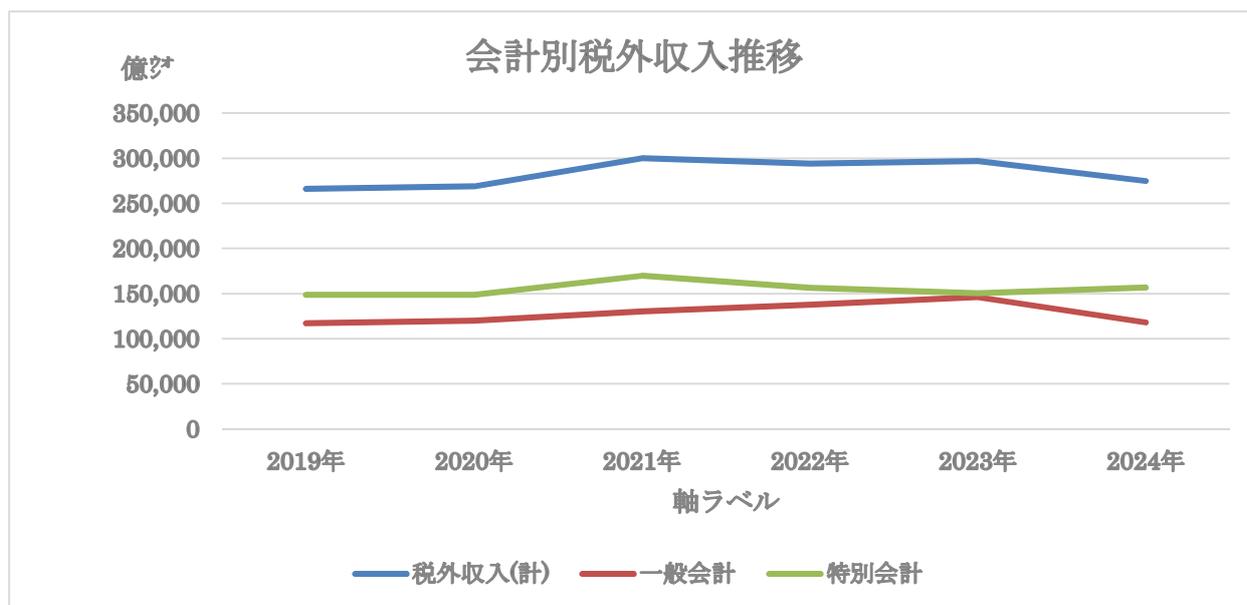
〈図表9-21〉一般会計税外収入団体別細目別規模(総計)

(単位:億ウォン)

目的別		団体								構成比 (%)
		計	特別 広域 市	特別 自治 市	道	特別 自治 道	市	郡	自治区	
計		297,918	98,174	1,795	21,333	5,331	110,643	24,759	35,882	100.0
経常的 税外 収入	小計	194,310	66,292	1,316	3,024	4,287	78,881	14,794	25,716	65.2
	財産賃貸収入	11,647	8,924	63	274	41	1,525	401	420	3.9
	使用料収入	111,142	42,170	938	648	2,187	51,590	7,286	6,322	37.3
	手数料収入	21,175	1,587	105	319	504	9,498	2,245	6,916	7.1
	事業収入	21,336	11,151	150	230	1,326	6,866	1,420	194	7.2
	徴収交付金 収入	16,587	332	20	802	92	4,924	861	9557	5.6
	利子収入	12,423	2,128	40	751	137	4,478	2,582	2,306	4.2
臨時的 税外 収入	小計	65,898	15,666	196	15,353	584	19,601	8,563	5,936	22.1
	財産売却収入	13,000	4,679	5	1,838	22	3,644	1,267	1,544	4.4
	負担金	11,710	773	9	9,574	-	1,045	283	26	3.9
	補助金返還 収入	4,633	2,695	10	739	-	640	494	55	1.6
	その他収入	26,787	5,494	142	2,301	290	10,060	6,147	2,353	9.0
	過年度収入	9,768	2,025	29	901	272	4,212	372	1,957	3.3
地方行政 制裁・ 賦課 金	小計	37,710	16,216	284	2,957	460	12,161	1,401	4,231	12.7
	過怠金	300	34	2	30	3	122	57	53	0.1
	履行強制金	1,264	1	3	-	16	412	81	751	0.4
	弁償金	337	99	1	3	4	42	8	179	0.1
	違反金/過料	5,652	207	48	54	170	2,490	263	2,420	1.9
	返還金	26	-	-	-	2	14	3	6	-
	負担金	30,099	15,873	230	2,869	264	9,065	986	813	10.1
	反則金	31	2	-	-	2	16	2	10	-

参考: 行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要(上)1-1」P.63

〈図表 9-22〉 会計別税外収入推移（2019～2024 推移）（純計）



(単位：億ウォン)

区分	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
税外収入(計)	266,003	268,967	300,162	294,063	296,771	275,113
一般会計	117,326	120,172	130,359	137,585	146,330	118,410
特別会計	148,677	148,677	148,677	148,677	148,677	148,677

※2022年までは決算額、2023年は最終予算額、2024年は当初予算額／純計基準

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.67

第6節 地方財政調整制度

1 中央政府の地方財政への財源移転

中央政府の地方財政への財源移転は、地方交付税、国庫補助金によって行われている。このうち、地方交付税が45.6%を占め（図表9-24）、5年前と比べ若干減少しているものの、重要な役割を果たしている。

〈図表9-23〉中央政府の地方財政への財源移転

区分	地方交付税	国庫補助金
根拠法令	地方交付税法	補助金管理に関する法律
財源構成	<ul style="list-style-type: none"> ▶内国税総額の19.24% (内訳)・普通交付税：97/100 ・特別交付税：3/100 ▶不動産交付税：総合不動産税全額 ▶消防安全交付税：タバコに課する個別消費税の45% 	国家の一般会計又は特別会計予算で計上
用途	<ul style="list-style-type: none"> ▶普通・不動産交付税：用途指定なく自治団体一般会計予算に使用 ▶特別交付税：用途指定・条件付与可能 ▶消防安全交付税：特殊需要は用途指定可能 －消防分野に交付税総額の74%以上使用を規定 	用途と条件が指定され、特定目的財源として運用
配分方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶普通交付税：団体別に基準財政収入額と基準財政需要額を算定後、財政不足額を基準に算定・交付 ▶特別交付税：地域懸案、災難・安全管理、国家・地方協力需要事業について事業の妥当性等を総合的に審査して事業別に交付 ▶不動産交付税：財政条件、社会福祉、地域教育、保有税の規模等により算定・交付 ▶消防安全交付税：消防及び安全施設の現況と投資所要、災害予防及び安全強化の努力、財政条件等に応じて算定・交付 	所管部署別中長期事業計画等を考慮して毎年政府予算として決めるもの
性格	▶普通・不動産交付税：一般財源（自主財	特定目的財源（依存財

	源性格) ▶特別交付税：特別財源（自主財源性格） ▶消防安全交付税：一般・特別財源（自主財源性格）	源性格)
--	---------------------------------------------------------	------

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.70

〈図表9-24〉2024年度中央政府移転財源の構成比 (単位：億ウォン)

区分	総計		地方交付税		国庫補助金	
		構成比		構成比		構成比
計	1,464,752	100.0%	667,593	45.6%	797,159	54.4%

※参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.70

2 地方交付税

(1) 目的

地方自治団体の行政運営に必要な財源を交付し、財政を調整することで地方行政の健全な発展を図ることが目的である。(地方交付税法第1条)

(2) 機能

ア 財源の均衡化（財政調整機能） イ 財源の補償（財源補償機能）

(3) 財源の性格

ア 地方自治団体の固有財源

国税として国家が代わりに徴収するが、合理的基準によって再配分するもので地方の固有財源的性格を持つ。

イ 地方の一般財源

地方交付税の使用目的は、地方自治団体の自主的な判断に任せてあり、国家がその使用目的を制限するような条件をつけるものではない。ただし、韓国においては、国は特別交付税の交付に際してその使途・要件を定めることができ、目的外使用等をする際には地方自治団体はあらかじめ行政安全部長官の承認を受けなければならない。

この点から、地方交付税は国庫補助金と根本的に違う性格を持っていて、地方税と同様、憲法で保障された地方自治の理念を実現させるための重要な一般財源である。

ウ 国家と地方の税源配分を補完

国家と地方間の税源不均衡を垂直的に調整し、税源配分を合理的に補完する。

(4) 地方交付税制度の沿革

1951年：臨時地方分与税制度として出発

- ・ 国税中、特定税目（地稅等）の一定率を交付（34.68%）

1959年：地方財政調整交付金制度運用

- ・ 国税中、特定税目（営業税等）の一定率を交付（40%）
- 1962年：地方交付税制度運用
- ・ 国税中、特定税目（営業税・酒税等）の一定率を交付（40%）
- 1969年：内国税総額の17.6%（普通16%、特別1.6%）法定率交付
- 1973年～1982年：「8.3措置」で法定率停止
- ・ 「経済の安定と成長に関する大統領緊急命令」
- 1983年以後：「8.3措置」廃止により、法定率復活
- ・ 内国税総額の13.27%法定率交付（普通10/11、特別1/11）
 - ・ 増額交付金制度新設
- 2000年：地方交付税法法定率上向き調整
- ・ 内国税総額の13.27%→15%
- 2005年：地方譲与金廃止に伴い、対象事業であった道路整備事業及び地域開発事業について地方交付税で交付することによる地方交付税法法定交付率上向き調整
- ・ 内国税総額の15%→18.3%
 - ・ 増額交付金制度廃止
- 同年：分権交付税、不動産交付税の新設に伴う地方交付税法法定交付率上向き調整
- ・ 内国税総額の18.3%→19.13%パーセント（普通96/100、特別4/100）
 - ・ 分権交付税、不動産交付税制度新設
- 2006年：地方交付税法法定率上向き調整
- ・ 内国税総額の19.13%→19.24%
 - ・ 分権交付税率上向き調整：内国税総額の0.83%→0.94%
- 2014年：地方交付税と特別交付税の割合変更（普通97/100、特別3/100）
- 2015年：分権交付税の廃止、消防安全交付税の新設
- ・ 2005年から2014年まで10年間の限時的に運用された分権交付税を廃止、消防安全交付税を新設
- 2020年：消防安全交付税率の上向き調整（タバコ個別消費税の20%→45%）
- ・ ただし、2020年度の適用は、18.75%（引上げ分25%ポイントの75%）
（2025年度の消防安全交付税率は、たばこ税別消費税の38.75%）
- 2020年～2025年：法定率の維持
- ・ 地方交付税法法定率は内国税総額の19.24%を維持 ・ 普通交付税と特別交付税の割合（普通97%、特別3%）も変更なし

〈図表 9-25〉 地方交付税交付額の年度別推移

(単位：百万ウォン)

年度別	計	普通交付税	特別交付税	分権交付税	不動産交付税	増額交付金	消 防 安 全 交 付 税
1997	6,798,732	6,142,666	614,266	—		41,800	
1998	7,039,226	6,353,842	635,384	—		50,000	
1999	6,710,770	5,782,518	578,252	—		350,000	
2000	8,266,546	7,468,678	746,868	—		51,000	
2001	12,288,992	11,119,539	1,111,953	—		57,500	
2002	12,259,400	10,884,910	1,088,490	—		286,000	
2003	14,910,674	12,238,522	1,223,852	—		1,448,300	
2004	14,469,054	13,012,867	1,301,287	—		154,900	
2005	19,877,485	17,927,570	711,566	845,381	392,968	—	
2006	21,461,392	18,691,488	743,396	1,006,508	1,020,000	—	
2007	25,196,900	21,316,202	852,759	1,138,733	1,889,206	—	
2008	31,915,852	25,795,852	1,039,411	1,378,423	3,702,166	—	
2009	28,612,280	23,032,062	924,254	1,230,542	3,425,422	—	
2010	28,048,335	24,679,136	992,880	1,318,672	1,057,647	—	
2011	30,919,734	27,274,652	1,101,027	1,457,548	1,086,507	—	
2012	34,186,188	30,191,425	1,257,977	1,615,433	1,121,353	—	
2013	35,724,592	31,558,105	1,314,921	1,688,560	1,163,006	—	
2014	35,698,190	31,884,524	986,119	1,688,437	1,139,110	—	
2015	34,888,072	32,176,185	987,407	—	1,140,400	—	314,080
2016	37,967,278	35,023,661	1,083,206	—	1,445,711	—	414,700
2017	44,363,917	41,032,266	1,269,038	—	1,549,126	—	513,487
2018	49,044,581	45,211,842	1,398,305	—	2,017,174	—	417,260
2019	57,709,283	52,602,827	1,626,892	—	2,942,062	—	537,502
2020	50,322,101	44,926,519	1,389,478	—	3,320,970	—	685,134
2021	59,169,926	51,331,840	1,587,583	—	5,215,345	—	1,035,158
2022	81,044,923	70,414,236	2,177,760	—	7,567,673	—	885,254
2023	67,529,747	59,519,727	2,062,534	—	4,960,858	—	986,628
2024	66,759,324	58,843,917	1,850,842	—	4,109,800	—	954,765

※2023年までは最終交付額、2024年は当初予算基準である。

※2004年までは普通交付税 10/11 (90.9%)、特別交付税 1/11 (9.09%) の割合であったが、2005年からは普通交付税 96%、特別交付税 4%に、2014年からは普通交付税 97%、特別交付税 3%に変更された。

※2005年以降、普通交付税に道路補全分 8,500 億ウォンが含まれていたが、2012年から普通交付税に統合された。

※分権交付税は、国庫補助 149 事業を地方に移管し、これに要する財源を合理的

に補填するため 2005 年度に導入され、149 事業を経常的需要と非経常的需要に区分して算定・交付した。

2010 年度に類似重複事業の統廃合など構造調整により、2011 年度には 90 事業を対象に算定・交付し、その後事業完了などにより 2014 年度には 86 事業を対象に算定・交付した。

しかし 2015 年度から分権交付税が廃止され、老人養護施設運営、障害者居住施設運営、精神療養施設運営、児童保護専門機関設置・運営の 4 事業は国家に還元された。交付税法定率（19.24%）は従来どおり維持された。

※参考：行政安全部『2024 年度 地方交付税算定解説』P.15

(5) 地方交付税の財源

ア 当該年度内国税総額の 19.24%相当額（地方交付税法第 4 条第 1 項）

内国税総額とは、国税中、目的税（教育税、交通税等）、総合不動産税、他の法律により特別会計の財源として使われる税目（酒税等）の金額を除外したもの

イ 総合不動産税（地方交付税法第 4 条第 2 項）

ウ 内国税清算額（地方交付税法第 5 条第 2 項）

政府追更予算（追加更正予算の略）のために内国税の増減がある場合地方交付税もこれを増減する。

エ 総合不動産税精算額（地方交付税法第 5 条第 3 項）

総合不動産税の予算額と決算額の差額による交付税の差額

オ タバコの個別消費税精算額（地方交付税法第 5 条第 3 項）

個別消費税によるタバコに賦課される個別消費税の総額の 45/100 相当額の予算額とその決算額の差額による交付税の差額

(6) 地方交付税の種類、財源及び交付（地方交付税法第 3 条、第 4 条、第 6 条）

ア 普通交付税：（内国税の 19.24%+内国税清算額）× 97/100 相当額

地方自治団体間の財政力格差緩和のための一般財源として、毎年度基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対してその未達額（財政不足額）を基礎として交付する。

算定方法は公式的な統計、客観性がある資料を基礎にし、法令で定めた方式と手続きによって割り当てる。

イ 特別交付税：（内国税の 19.24%+内国税清算額）× 3/100 相当額

普通交付税の算定方法で把握できない財政需要や年度中に発生した各種災害、公共福祉施設復旧等予測できない特別な災害需要の発生時に交付する。

ウ 不動産交付税：総合不動産税の総額+総合不動産税精算額

不動産交付税の交付は、特別自治市・市・郡及び自治区は以下の基準と比重により算定した金額(地方交付税法施行令第 10 条の 3 第 1 項)

(ア) 財政状況：50/100

(イ) 社会福祉：20/100

(ウ) 少子化対応：25/100

(エ) 不動産保有の規模：5/100

濟州特別自治道：不動産交付税総額の 18/1000

エ 消防安全交付税：タバコに賦課される個別消費税の総額の 45%

タバコに賦課される個別消費税の 45%を自治体の消防や安全施設の拡充、安全管理の強化などの支援のために交付（2015 年にたばこ価格引き上げと同時に導入）

(ア) 地方自治体の消防人員の運用、消防施設（消防装備を含む。以下同じ）の拡充及び消防安全管理の強化を目的とする場合は、「個別消費税法」に基づき、たばこに課される個別消費税総額の 40%以上に相当する金額を充当する。

(イ) 地方自治体の安全施設の拡充及び安全管理を目的とする場合は、「個別消費税法」に基づき、たばこに課される個別消費税総額の 5%以下に相当する金額を充当する。

(ウ) 消防安全交付税の交付基準は、地方自治体の消防人員、消防施設及び安全施設の現況、消防施設及び安全施設への投資需要、災害予防及び安全強化の努力、財政状況等を考慮して大統領令で規定。

(エ) ただし、ア) の金額のうち、「個別消費税法」に基づき、たばこに課される個別消費税総額の 25%に相当する部分は、消防人員の人件費に優先的に充当しなければならない。(改正 2019 年 12 月 10 日、2024 年 12 月 31 日)

〈図表 9-26〉 消防安全交付税の交付基準

区分	法的根拠	内容	配分基準
基本原則	地方交付税法 第9条の4 第1項	たばこに課される個別消費税総額の40%以上に相当する金額を、消防人員運用、消防施設（消防装備を含む）の拡充及び消防安全管理の強化のために充当	—
優先配分	地方交付税法 第9条の4 第2項（ただし書き）	上記金額のうち、個別消費税総額の25%に相当する部分は、消防人員の人件費に優先的に充当	25%（人件費優先）
残余財源の配分	同条第2項本文	優先配分後の残余財源を、次の基準により配分	下記の割合による

〈図表 9-27〉 残余財源の細部配分基準

評価項目	内容	反映割合	法的根拠
施設現況・投資需要	消防施設及び安全施設の現況並びに投資需要	40%	大統領令（交付基準）
災害予防・安全強化努力	災害予防及び安全強化の努力の程度	40%	同上
財政状況	地方自治体の財政状況	20%	同上
合計	—	100%	—

（7）普通交付税の算定

算定原則

毎年度基準収入額が、基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額を基準に交付する（地方交付税法第6条第1項）。

基準財政収入額の算定に当たっては基準税率（保財源率に相当）が地方税収入の80%に統一されている。

〈図表 9 - 28〉 地方交付税の算定方式

基準財政需要額	-	基準財政収入額	=	財政不足額	≒	普通交付税
(4 測定項目						
16 細項目		(地方税収入の 80%の基礎収入		↑		
+ 補正需要±		+ 補正収入±収入自助努力)		(調整率適用)		
需要自助努力)						
⇒ 各自治団体別財政不足額を基礎に調整率を適用して調整交付						

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1 - 1」 P.73

自治区は、当該特別市又は広域市の基準財政需要額及び基準財政収入額に合算し算定して、これを当該特別市又は広域市に一括交付する（地方交付税法第 6 条第 1 項但し書き）。

※自治区を合算算定する理由

自治区は同様の基礎団体である市郡とは異なり、道路、上下水道、都市計画など 14 事務を自治区ではなく、市本庁で直接処理し、地方税運用も市税中心で自治区税は 2 税目に過ぎない。

これと同様に、所管事務と税制面で特例的な部分が多いため、地方自治法第 173 条の規定により、市税のうち取得、登録税の一定率を税源として別途の「自治区財源調整交付金制度」を運用する（機能及び配分方式が交付税制度と類似）。

都農複合形態の市の場合、洞地域に対しては市の算定基準を、邑面地域に対しては郡の算定基準を適用する（地方交付税法施行令第 4 条）。

(8) 基準財政需要額の算定

ア 基準財政需要額の意義

全ての地方自治団体が合理的で適正な基本行政水準を維持するとき必要とする基本的な財政需要で、各地方自治団体が実際に支出しようとする経費の実績値でなく、自治団体別の自然的・地理的・社会的諸般の条件に対応する合理的であり妥当な水準の「標準的な財政需要」を意味する。

イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎需要額} + \text{補正需要額} + \text{需要自助努力}}$$

ウ 基礎需要額

$$\boxed{\sum \text{測定項目別 (測定単位数値} \times \text{単位費用} \times \text{補正係数)}}$$

(ア) 測定項目

基準財政需要額を合理的に測定するために地方団体の一般会計歳出予算を機能別・性質別に分類設定した財政需要項目。

- ・ 経費別構成比率、代表性などを考慮して設定

※一般行政費、文化環境費、社会福祉費、社会保障費、地域経済費等 16 項目

の基礎需要額算定(地方交付税法施行令第5条第2項)

(イ) 測定単位

需要推定項目別地方財政需要を合理的・客観的に測定するための単位をいう。
測定項目別財政運営現況に対する説明力（相関関係）が一番高い単位を採択し採用する。

※人件費：公務員数、一般管理費：人口数、一般社会福祉費：人口数など 16
単位

(ウ) 単位費用

基準財政需要額を算定するための各測定単位別 1 単位当たり数値に適用される標準的な単価をいう。

同種自治団体の標準行政需要額を求めた後、該当測定単位数値で除した値とする。

※単位費用＝同種自治団体の測定項目別標準行政需要額の和／同種自治団体の測定項目別測定単位数値の和

(エ) 補正係数

基準財政需要額を、自治団体別環境要因を考慮せずに「測定単位数値×標準単位費用」だけで一律算定した場合、標準的な行政需要額より過多・過少算定された不合理な点が発生するため、自治団体の社会的・自然的条件の差による経費等の差を加減反映することをいう（地方交付税法施行規則第5条）

※補正係数＝当該団体の実需用単位費用（標準行政需要額／測定単位数値）
／同種団体の標準単位費用

エ 補正需要額

基礎需要額算定項目以外の法令規定等に定められた、別途追加需要額を反映する需要を算定（地方交付税法施行令第7条、第7条の2及び同法施行規則第5条）

(ア) 一般調整交付金：広域自治団体が基礎自治団体間の財政格差を是正するため交付する交付金である「調整交付金」総額の 90/100 から特別調整交付金を控除した額（地方財政法第29条及び施行令第36条）

(イ) 市・道税徴収交付金：広域自治団体に代わって基礎自治団体が行う税の徴収の対価として広域自治団体が税徴収金の 3/100 に該当する金額を基礎自治団体に交付するもの（地方税徴収法第17条及び施行令第24条）

(ウ) 場外発売所分レジャー税（市町村配分額需要）：「地方財政法」第29条第4項に基づき、都道府県知事は市町村が徴収した場外発売所分レジャー税の 20%を、その場外発売所が所在する市町村にそれぞれ配分している。したがって、これを都道府県の補正需要に反映し、当該年度の配分額及びこれらの額の前々年度決算額精算分の 80%を都道府県の補正需要に反映。

(エ) 統合団体財政需要補強：「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」第2条第18号による統合地方自治体に対し、統合前の普通交付税の水準

を維持するため、統合地方自治体の財政不足額が、廃止される各地方自治体ごとに算定した財政不足額の合計より少ない場合、その差額を統合後4年間の補正需要として反映するもの。

(オ) 世宗特別自治市の需要補正：世宗特別自治市の設置などに関する特別法第14条第2項及び地方交付税法施行令第7条の2第1項による地方交付税法については基準財政需要額と基準財政需要額の差額の25/100に該当する金額を基準財政需要額に追加し算定し、2013年から2026年までの13年間補正需要へ反映

(カ) 地方選挙関連経費：地方自治団体が負担する地方選挙関連経費

(キ) 地域均衡（特殊）需要及び人口減少地域需要新設：出生率の持続的な低下と首都圏の過密化に伴う地方の人口減少を超えて、地域消滅の危機が社会問題として浮上する中で、「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」において人口減少地域を新たに定義し、人口減少指数を活用して多様な方式で支援する政策が打ち出されている。これに歩調を合わせ、普通交付税にも2022年から人口減少指数を活用して補正する需要を新設し、2023年1月1日から施行された「人口減少地域支援特別法」第14条の趣旨に従い、2023年から人口減少地域の加重率を30%から50%へと引き上げた。

オ 自助努力：13項目反映

基準財政需要額（7種）	基準財政収入額（6種）
<ul style="list-style-type: none"> - 人件費健全運営 - 地方議会経費の節減 - 業務推進費の節減 - 行事祝祭性経費の節減 - 地方補助金の節減 - 予算執行努力 - 地方自治団体間協力 	<ul style="list-style-type: none"> - 地方税徴収率の引き上げ - 地方税滞納額の縮小 - 経常税外収入の拡充 - 税外収入滞納額の縮小 - 積極的な税源の発掘及び管理 - 地方税減免額の縮小

参考：地方交付税法施行規則第8条関連「別表6」（2025. 12.31 改正）

(9) 基準財政収入額の算定

ア 基準財政収入額の意義

『基準財政需要額』に対応する概念として各自治団体の財政収入を合理的に測定するために一定の方法によって算定する金額である。

依存収入、臨時的収入、特定目的のための収入等は普遍的収入ではないため安定的な財政支援のための算定対象から除外する。

イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎収入額}} + \boxed{\text{補正収入額}} + \boxed{\text{収入自助努力}}$$

ウ 基礎収入額

地方税のうち当該年度普通税推計額（取得税、登録免許税、レジャー税、財産

税、タバコ消費税、住民税、地方所得税、地方消費税、自動車税を対象に推計)の80%

※ 基準税率を80%にする理由

自治団体別行政運営に必要な余裕財源保障及び地方税徴収努力等自主収入増大意欲を高めるため(一種のインセンティブ付与システム)

エ 補正収入額

基準財政収入額の補正対象及び反映比率(地方交付税法施行令第8条、同法施行規則第7条)

a 地方税決算額精算分の80%

b 一般調整交付金前々年度決算額生産額の80%(市・郡)

c 市・道税徴収交付金:前々年度決算額生産額の80%(市・郡)

d 税外収入中、使用料・手数料・財産賃貸及び利子収入並びにそれらの決算精算分の80%

e 不動産交付税収入額及び前々年度決算額精算分の80%

f 地方消費税財源として造成された地域共生発展基金から配分された収入額等の前々年度精算分の80%

g 場外発売所分レジャー税配分額の80%

オ 収入自助努力算定金額:7項目を反映((8)オの表参照)

(10) 地方交付税の配分

基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額(財源不足額)を基礎に交付する。

財源不足額が当該年度普通交付税総額を超過する場合、調整率を適用し交付する(地方交付税法施行規則第3条)。

$$\text{普通交付税} = \text{財政不足額} \times \text{調整率}$$

※調整率 = 普通交付税総額 / 財政不足額が発生した団体の財政不足額の総額

(11) 不交付団体(2024年)

基準財政収入が基準財政需要を超過する場合不交付となる。

広域団体(2):ソウル、京畿

基礎団体(2):城南、華城

〈図表 9-29〉 団体別交付・不交付団体数現況（2024 年度）

（単位：個）

区分	団体数			備考（不交付団体）
	計	交付	不交付	
計	174	170	4	
特別市	1	—	1	ソウル
広域市	6	6	—	
特別自治市	1	1	—	
道	7	6	1	京畿
特別自治道	2	2	—	
市	75	73	2	城南、華城
郡	82	82	—	

※自治区（69 個）は特別・広域市本庁へ合算して算定、済州特別自治道は普通交付税財源の 3%を定額交付

※2022 年度不交付団体（8 団体）：ソウル、京畿/ 城南、華城、水原、龍仁、利川、河南

※2023 年度、2024 年度 不交付団体（4 団体）：ソウル、京畿/ 城南、華城

参考：行政安全部「2024 年度地方交付税算定解説」p.24

〈図表 9-30〉 2024 年普通交付税の算定結果

（単位：億ウォン）

区分	基準財政需要額	基準財政需要額	財政不足額	交付税算定額	備考（交付団体）
計（174） （不交付含む）	1,427,691 (1,767,369)	656,924 (1,023,112)	770,767	596,149 (598,439)	170
特・広域市(8)	303,779	207,893	95,886	71,929	7
道(8)	221,808	113,719	108,089	81,083	7
市(75)	577,955	270,988	306,967	230,273	73
郡(82)	324,148	64,323	259,825	194,909	82
済州(1)	3%定率交付			17,953	1
不交付団体(4)	分権交付税補填分			2,291	

※（括弧内には不交付団体を含む。） 交付税算定額には、算定後に反映される減額・インセンティブ・補填分、不交付団体に対する分権交付税補填分は含まれていない。また、済州特別自治道は普通交付税財源の 3%を交付するため、基準財政需要・収入額は別途算定されないが、普通交付税交付団体には含まれる。

参考：行政安全部「2024 年度地方交付税算定解説」p.114

(12) 特別交付税の運用

ア 需要区分、配分比率と交付時期（地方交付税法第9条）

〈図表9-31〉特別地方交付税の交付時期

	配分比率	交付時期
地域懸案需要	特別交付税額の40%	当該需要が発生したとき毎
災難安全対策 需要	特別交付税額の50%	当該災害が発生したとき毎
中央地方協力 需要	特別交付税額の10%	当該需要が発生したとき毎

イ 交付対象

(ア) 地域懸案需要

国家的行事、地方公共施設の設置などにより特別な財政需要がある場合に交付する。

例) 道路橋梁、上下水道等地域懸案事業費支援

(イ) 災難安全対策需要

各種災害などにより必要となる地方費負担分を支弁する必要がある場合に交付する。

例) 年度中 各種災害発生時復旧対策費等支援及び予防事業など

(ウ) 中央地方協力事業需要

a 国の行事、国の奨励事業、国と自治体間の至急な協力が必要な事業、地域の重点施策又は地方行政及び財政運用に優秀な自治体への財政支援などの特別の財政需要が発生した場合交付する。

ウ 運営方法

自治団体の長の申請、又は行政安全部長官が必要と認める場合に交付する

(地方交付税法第9条2項)。使用に関して条件の付与、用途の制限が可能であり、交付目的に違反した時は、特別交付税の返還又は減額措置を行う(地方交付税法第9条4項、第11条第3項)。

(13) 不動産交付税

ア 導入経緯

不動産税制改編で増加する総合不動産税の税込額を地方自治団体に交付することによって、財産税と取引税の税込額減少分を補填して地方財政拡充財源として使用させるために、総合不動産税を財源として2005年に新設された。

イ 制度概要

(ア) 財源

「総合不動産税法」による総合不動産税総額及びその精算額(地方交付税法第4条第3項)

(イ) 交付

不動産交付税は地方自治団体に全額交付しなければならない(地方交付税

法第9条の3第1項)

(ウ) 交付基準

不動産税制改変に伴う地方自治団体の税収減少分（財産税減少分及び取引税減少分）を基礎として算定するものであるが、財政条件、地方税運営状況等を考慮する。当該年度の不動産交付税総額が自治団体別税収減少分の合計よりも少ない場合には、財産税減少分をまず交付して、残りは取引税減少分比率により分けて交付する。また、不動産交付税総額が自治団体別税収減少分の合計よりも多い場合には、税収減少分を交付した残額を、財政条件（50/100）、社会福祉（20/100）、少子化対応（25/100）、不動産保有税規模（5/100）により、特別自治道及び市・郡・自治区別に分けて交付する。ただし、济州特別自治道に対しては、これによらず残額総額の18/1000で算定した額を交付する（地方交付税法第9条の3第2項、地方交付税法施行令第10条の3）

2010年には市道税(広域税)である地方消費税の導入により、財産税減少分及び取引税減少分の補填を廃止し、全額を均衡財源として特別自治市・市・郡・自治区及び特別自治道に交付している。

(14) 不当交付税の是正

ア 算定資料の誇張・虚偽記載の場合

自治団体が交付税算定資料を誇張又は虚偽記載し、不当に交付税を受けた場合、又は受けようとした場合には、行政安全部長官は、正当に受けることができる金額を超過した部分の返還を命じ、又は不当に受けようとした金額を減額することができる（地方交付税法第11条第1項）。

イ 経費の過多支出・収入徴収怠慢の場合

自治団体が法令の規定に違反し、著しく過大な経費を支出したとき、又は確保しなければならない収入の徴収を怠慢したときには、行政安全部長官は、当該団体に交付する交付税の減額、又は既に交付した交付税の一部返還を命ずることができる（地方交付税法第11条第2項）。

ウ 異議申請

普通交付税の決定通知を受けた場合に当該交付税算定基礎などに異議があるときには通知を受けた日から30日以内に異議申し立てをすることができる。

異議申請を受けた行政安全部長官は30日以内にこれを審査し、その結果を通知すること（地方交付税法第13条第2項）

異議申請が妥当であると認定する場合、次の交付税算定時に加算又は減額すること（地方交付税法施行令第14条）

(15) インセンティブ制及び減額制運営

ア インセンティブ制の運営

(ア) 目的

自治団体の経常経費節約、税収増大など自助努力と責務を果たした程度を

普通交付税（基準財政需要額及び基準財政収入額）算定時反映させて地方財政運営の健全化の誘導（根拠：地方交付税法施行規則第8条の3）

(イ) 適用対象項目（地方交付法施行規則別表6）

基準財政需要・収入額算定項目のうち自助努力が望まれる項目として客観的基準によって反映可能項目対象（現在16種）

〈図表9-32〉インセンティブ制の項目と年度別運用状況

基準財政需要額（7種）	基準財政収入額（6種）
<ul style="list-style-type: none"> - 人件費健全運営 - 地方議会経費の節減 - 業務推進費の節減 - 行事祝祭性経費の節減 - 地方補助金の節減 - 予算執行努力 - 地方自治団体間協力 	<ul style="list-style-type: none"> - 地方税徴収率の引き上げ - 地方税滞納額の縮小 - 経常税外収入の拡充 - 税外収入滞納額の縮小 - 積極的な税源の発掘及び管理 - 地方税減免額の縮小

(ウ) 運営方法

算定項目別自助努力の程度を関連統計によって客観化（算出公式により算定）、基準財政需要・収入額に加減反映

イ 減額制の運営

(ア) 推進背景（目的）

違法な予算編成・支出、確保しなければならない収入の徴収怠慢など不健全財政運営をする地方自治団体に対して、その結果を地方交付税算定時反映（減額）し、地方財政運営の健全性と責任制を確保するもの（地方交付税法第11条第2項）。

(イ) 減額適用対象及び減額基準（地方交付税法施行令第12条）（以下、例示）

- a 地方債発行未承認事業予算編成・支出－支出金額の10/100以内
- b 投・融資未審査事業予算編成・支出－支出金額の10/100以内
- c 予算編成基準に違反した予算編成・支出－支出金額以内
- d 監査結果違法な経費の過大支出・収入徴収怠慢－支出金額・未徴収金額以内

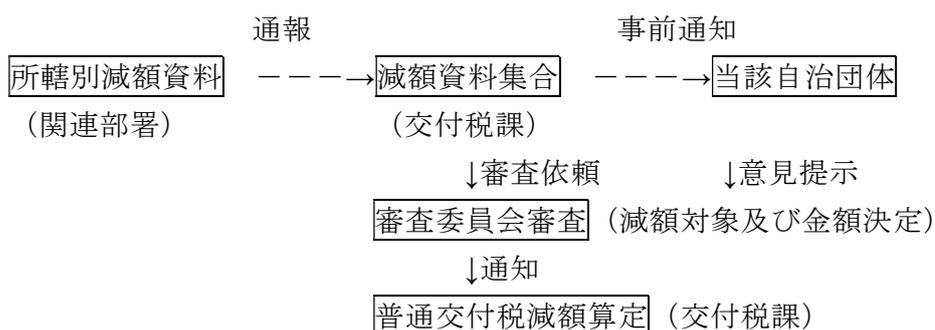
ウ 運営方法

(ア) 関連部署、監査部署などで具体的に確認・通報した違法行為対象

- ・ 減額対象金額は「地方交付税調定審査委員会」で審査決定

(イ) 審査委員会の決定金額を土台に翌年度当該団体に交付する普通交付税を減額算定

〈図表 9-33〉 減額制の運営の流れ



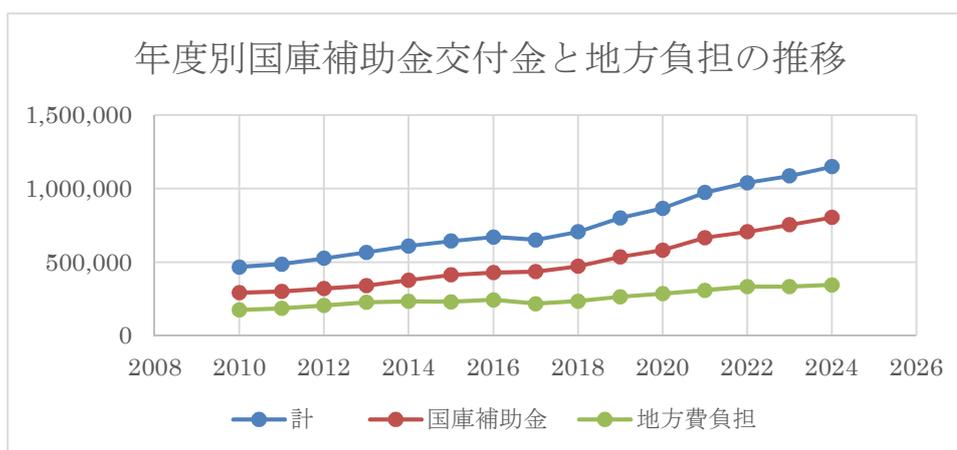
3 国庫補助金

韓国の国庫補助金とは、日本の国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金をまとめたものであり、すなわち日本でいう国庫支出金に相当する。

〈図表 9-34〉 国庫補助金交付額と地方負担の推移 (単位：億ウォン、%)

区分	2020	構成比	2021	構成比	2022	構成比	2023	構成比	2024	構成比
国庫補助事業	867,050 (883,660)	100.0 (100.0)	974,594 (992,990)	100.0 (100.0)	1,040,695 (1,060,063)	100.0 (100.0)	1,087,455 (1,108,362)	100.0 (100.0)	1,149,862 (1,168,731)	100.0 (100.0)
国庫補助金	581,492 (581,492)	67.1 (65.8)	666,580 (666,580)	68.4 (67.1)	707,355 (707,355)	68.0 (66.7)	754,282 (754,282)	69.4 (68.1)	805,157 (805,157)	70.0 (68.9)
地方費負担	285,558 (302,168)	32.9 (34.2)	308,014 (326,410)	31.6 (32.9)	333,340 (352,708)	32.0 (33.3)	333,173 (354,080)	30.6 (31.9)	344,704 (363,574)	30.0 (31.1)

〈図表 9-35〉 年度別国庫補助金交付額と地方負担の推移（単位：億ウォン、%）



年度別	計	国庫補助金	地方費負担	その他
2010	467,410	292,186	175,224	—
2011	486,182	300,883	185,299	—
2012	526,125	320,606	205,519	—
2013	567,164	340,347	226,817	—
2014	610,786	377,463	233,323	—
2015	644,322	414,078	230,244	
2016	671,375	428,646	242,729	
2017	652,044	434,869	217,175	
2018	706,631	472,042	234,589	
2019	800,992	535,994	264,998	
2020	867,050	581,492	285,558	
2021	974,594	666,580	308,014	
2022	1,040,695	707,355	333,340	
2023	1,087,455	754,282	333,173	
2024	1,149,862	805,157	344,704	—

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」 P. 82

〈図表 9-36〉 2024 年度国庫補助金国家予算確定額（単位：億ウォン）

部処別	計	一般会計	国家均衡発展 特別会計	その他特別会 計	基金
計	892,667	619,904	100,149	82,368	90,246
大法院	142	142	—	—	—
企画財政部	6,342	—	—	—	6,342
教育部	5,262	1,677	3,585		
科学技術情報通信部	1,197	40	1,157	—	—
外交部	222	117	—	—	105
統一部	70	70	—	—	—
法務部	372				372
国防部	1	—	—	—	1
行政安全部	24,553	8,008	16,545	—	—
文化体育観光部	12,061	1,629	3,142	220	7,070
農林畜産食品部	55,169	—	7,931	14,146	33,092
産業通産資源部	7,196	275	3,929	478	2,514
保健福祉部	584,014	555,064	16,644	—	12,306
環境部	76,361	3,687	18,913	46,318	7,443
雇用労働部	2,504	791	1,712	—	—
女性家族部	14,491	4,857	825	—	8,809
国土交通部	69,805	29,520	17,429	11,372	11,484
海洋水産部	10,362	997	4,205	4,959	201
中小ベンチャー企業部	1,473	45 82	1,405	—	23
国家報勲処	105	82	23	—	—
食品医薬品安全処	744	706	38	—	—
警察庁	67	18	49	—	—
消防庁	237	237	—	—	—
文化財庁	6,524	6,041	—	—	483
農村振興庁	2,223	1,332	847	44	—
山林庁	10,945	4348	1,770	4,827	
疾病管理庁	171	171	—	—	—
行複(行政中心複合都 市建設)庁	4	—	—	4	—
防衛事業庁	23	23	—	—	—
セマンダム開発庁	22	22	—	—	—
真実・和解のための 過去事整理委員会	5	5	—	—	—

※2024 年度の中央部処確定額基準

※国の部処別には、保健福祉部、環境部、農林部、国土交通部からの国庫補助金額の規模が大きい。

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.81

4 地域均衡発展特別会計

(1) 地域均衡発展特別会計の設置の趣旨

ア 「国家均衡発展特別法」を制定（2004年4月施行）し、従来の地方譲与金及び地域発展関連国庫補助事業などを「均衡発展特別会計」に統合し、2005年より運営（2004年度基準 155事業 約5兆円）。

イ 地域の特性と優先順位を最大限に反映して地方自治団体主導の元に体系的に地域発展戦略を推進

ウ 以降法律の改正により広域・地域発展特別会計（2010～14年）、地域発展特別会計（2010～14年）、均衡発展特別会計（2019年～）、さらに地域均衡発展特別会計（2023年～）に改編して運営中

(2) 地域均衡発展特別会計の構成及び規模

均衡発展特別会計は国家均衡発展計画の推進を財政的に支援し、地域の特性と優先順位により、地域開発及び地域革新のための事業を効率的に推進するために設置された会計である。会計は、当初は地域開発事業勘定、地域革新勘定及び済州勘定の3つで構成されたが、地域自律勘定、地域支援勘定、世宗特別自治市勘定及び済州特別自治道勘定（図9-31）に変更され、主な年度別の予算規模は図9-30のとおりである。なお、2022年度には予算総額10.9兆ウォン、地域自律勘定は2.3兆ウォン、地域支援勘定は8.2兆ウォンとなった。その後、2023年度の地域均衡発展特別会計の予算は11.7兆ウォン、そのうち地域自律勘定は2.4兆ウォン、地域支援勘定は9兆ウォンとなっている。また、この会計の予算執行に際しては、自治体の自律性を高めるため、市道自律編成事業の場合地域の一般的開発においては各市、道自ら支出限度内での自律的な予算編成が可能である。市、郡、区自律編成事業は成長促進地域などの市、郡、区関連の基盤構築事業として当該の市、郡、区が支出限度（継続需要）内での自律的な予算編成が可能である。

〈図表 9－37〉 均衡発展特別会計の構成

勘定 編成方式		地域自律勘定	地域支援 勘定	世宗特別自治市勘定	済州特別自治道 勘定
自治 体 自 律 編 成	市・ 道	1) 市・道 自律編成	—	3) 市・道、市・郡・区自律 編成	4) 市・道, 市・郡・ 区自律編成
	市・ 郡・ 区	2) 市・郡・区 自律編成	—	— 市・郡・区基盤構築事業など を含む	— 市・郡・区基盤構築事 業などを含む
部処直接 編成		-	6) 部処 直接編成	7) 部処直接編成	8) 部処直接編 成

〈図表 9－38〉 地域均衡発展特別会計の規模

(単位: 兆ウォン)

区分	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
地域自律 勘定	4.5	4.6	4.7	5.2	5.5	2.3	2.5	2.3	2.4
地域支援 勘定	5.4	4.9	4.7	4.3	4.8	6.6	7.5	8.2	9.0
済州・ 世宗特別自 治勘定	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
総計	10.4	10.0	9.8	9.9	10.7	9.2	10.3	10.9	11.7

参考: 「国家均衡発展総合情報システム (NABIS)」

<http://www.nabis.go.kr/contentsDetailView.do?menucd=143&menuFlag=Y>

5 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

市・道費補助金、調整交付金によって広域自治団体から基礎自治団体への財源移転が行われており、一つの財政調整の役割を果たしている。特別市と自治区間では調整交付金の方が、広域市の郡と自治区は市・道費補助金がより多く、道と市間では、調整交付金、道と郡間では市・道費補助金の方がより多くなっている (図表 9－40 参照)。

(図表 9-39) 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

区分	市・道費補助金	自治区調整交付金	市・郡調整交付金
根拠法令	<p>○地方財政法第 23 条第 2 項 ー『市・道は施策上必要があると認められるとき、又は市・郡及び自治区の財政上特に必要であると認められるときは、予算の範囲内において市・郡及び自治区に補助金を交付することができる。』</p> <p>○地方財政法施行令第 29 条『補助金等に対する交付申請・交付決定及び使用などに関する基本的な事項は当該地方自治団体の条例で定める。』</p>	<p>○地方財政法第 29 条の 2 ー特別広域市長は、大統領令の定める基準により普通税の収入の一定額を調整交付金として確保し、条例が定めるところにより当該管轄区域内の自治区相互間の財政力の格差を調整しなければならない。</p> <p>○地方財政法施行令第 36 条の 2 ー法第 29 条の 2 により調整交付金の財源は特別市・広域市の市税中『地方税基本法』第 8 条第 1 項第 1 号の各目による普通税(広域市は『地方税法』第 7 条第 3 節の住民税の財産分及び第 4 節の住民税の従業員分は除外)にし、交付金の交付率算定方法及び交付時期などは特別広域市の条例で定める。</p>	<p>○地方財政法第 29 条 ー『市・道知事(特別市長を除く)は市・郡で徴収した広域市税・道税、地方消費税の 27%に該当する金額を管轄市郡間の財政力の格差を調整するための調整交付金の財源として確保しなければならない。</p> <p>○地方財政法施行令第 36 条 ー一般財政補填金の配分時 50%は人口数、20%は徴税実績、30%は財政力を基準に配分</p>
財源	<p>○市・道の一般会計又は特別会計</p>	<p>○特別市・広域市の普通税のうち条例で定める一定額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>ソウル 22.6%、釜山 23.0%、大邱 22.29%、仁川 20.0%、光州 23.9%、大田 23.0%、蔚山 20.0%</p> </div> <p>○一般調整交付金(90%)と特別交付金(10%)で運用</p>	<p>○広域市税・道税(火力・原子力発電・特定不動産のための地域資源施設税及び地方教育税を除く)総額及び地方消費税の 27%(人口 50 万以上の市と自治区でない区を設置している市の場合には 47%)に相当する金額</p> <p>左同</p>
用途	<p>○特定の支援対象事業財政需要充当(用途指定)</p>	<p>○一般調整交付金は用途指定なく基礎自治団体の一般財源として使用</p>	<p>左同</p>

		○特別調整交付金は交付時に賦課された条件や目的に合わせて使用	
配分方法	支援事業別事業優先順位などによって支援	○基礎自治団体別基準財政収入額と基準財政需要額を分析した後、財政不足額を基準に包括配分	○人口、徴収実績、当該市・郡の財政力で定める基準により配分

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.86

〈図表9-40〉2024年度広域自治団体から基礎自治団体への財源移転（総計）

（単位：億ウォン、%）

区分	計	構成比	市・道費補助金	構成比	調整交付金	構成比
総計	365,897	100.0	230,958	100.0	134,940	100.0
特別自治区	76,811	21.0	40,655	17.6	36,156	26.8
広域市	小計	84,784	55,151	23.9	29,633	22.0
	郡	7,052	5,441	2.4	1,611	1.2
	自治区	77,732	49,710	21.5	28,022	20.8
道	小計	204,302	135,152	58.5	69,150	51.2
	市	149,196	93,330	40.4	55,866	41.4
	郡	55,106	41,822	18.1	13,284	9.8

※市・郡・区の予算編成の基準

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.87

第7節 地方債制度

1 地方債の意義と現況

地方自治団体が財政収入の不足を補うため、課税権を実質的な担保として資金調達によって負担する債務である。証書借入又は証券発行の形式をとる。

なお、韓国の地方財政では、均衡予算の原則が強く維持されており、地方債の発行割合は高くない（一般会計の地方債依存率は1999年の5.3%をピークに低下し、2018年は0.8%、その後2020年には2.2%まで増加したものの、2024年には1.4%まで減少）した。

〈図表9-41〉年度別地方債発行推移（純計規模）

（単位：億ウォン、%）

年度別	総規模			一般会計			特別会計		
	総規模	地方債	依存率	規模	地方債	依存率	規模	地方債	依存率
2008	1,444,536	37,382	2.6	1,153,125	7,901	0.7	291,410	29,481	10.1
2009	1,567,029	97,817	6.2	1,257,759	57,468	4.6	309,270	40,349	13.0
2010	1,497,797	56,270	3.8	1,218,960	20,432	1.7	278,837	35,838	12.9
2011	1,562,568	64,783	4.1	1,276,740	31,199	2.4	285,828	33,584	11.7
2012	1,670,153	40,324	2.4	1,366,855	6,215	0.5	303,298	34,109	11.2
2013	1,769,920	79,410	4.5	1,454,339	44,094	3	315,582	95,316	11.2
2014	1,808,754	49,120	2.7	1,492,245	10,184	0.7	316,510	38,936	12.3
2015	1,999,764	55,515	2.8	1,648,015	12,596	0.8	351,749	42,919	12.2
2106	2,147,816	40,573	1.9	1,767,011	7,503	0.4	380,805	33,070	8.7
2017	2,279,676	24,176	1.1	1,937,790	8,528	0.4	341,886	15,648	4.6
2018	2,431,210	20,631	0.8	2,064,893	9,479	0.5	366,317	11,152	3
2019	2,720,533	40,316	1.5	2,322,341	12,738	0.5	398,192	27,578	6.9
2020	3,061,095	68,026	2.2	2,642,072	33,575	1.3	419,023	34,451	8.2
2021	3,275,869	65,332	2.0	2,857,702	37,194	1.3	418,166	28,138	6.7
2022	3,515,950	37,202	1.1	3,130,393	17,791	0.6	385,557	19,411	5.0
2023	3,380,044	31,868	0.9	2,994,811	12,396	0.4	385,232	19,472	5.1
2024	3,100,818	42,719	1.4	2,737,003	22,769	0.8	363,815	19,950	5.5

注) 2023年までは最終予算額, 2024年は当初予算額である。

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P. 90

〈図表 9 - 42〉 地方債現況（会計別）（2022 年度決算基準、純系）

（単位：億ウォン）

区分	計	一般会計	その他特別会計	公企業特別会計	基金
総計	381,672 (100.0%)	103,657 (78.2%)	135,118 (35.4%)	2,281 (0.6%)	140,616 (36.8%)
ソウル	118,980	342	112,138		6,500
釜山	31,660	17,103	10,647	0	3,910
大邱	23,837	8,274	3,082	750	11,730
仁川	20,496	9,460	3,113	65	7,858
光州	14,365	9,466	0	26	4,874
大田	10,043	5,582	314	0	4,147
蔚山	9,741	2,732	500		6,510
世宗	3,695	1,147	442	0	2,106
京畿	39,674	8,346	2,247	0	29,080
江原	13,517	3,671	354	90	9,402
忠北	10,098	1,301	80	50	8,667
忠南	13,769	6,820	77	0	6,872
全北	8,981	2,702	172	30	6,077
全南	14,729	2,154	0	0	12,575
慶北	16,386	3,640	367	89	12,291
慶南	18,735	11,648	1,551	365	5,171
済州	12,965	9,269	33	817	2,846

※市道別の現況は、市道本庁及び市・郡・区を含み、債務負担行為額ならびに保証債務履行責任額は除外する

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」 P. 90

2 法的根拠

- (1) 地方自治法第 139 条、地方財政法第 11 条・第 44 条、地方財政法施行令第 7 条から第 26 条、地方債発行基準等

－限度額は自治団体の財政状況、財政規模等を考慮して大統領令により決定（大統領令では行政安全部長官に委任）

- (2) 限度額の範囲内で地方議会の議決を得て地方債を発行

- (3) 限度額を超過する場合、行政安全部長官の承認を受けて範囲内で地方議会の議決を得て地方債を発行

※外債の場合は、限度額範囲内でも地方議会の議決を得る前に行政安全部長官の承認を得る。

3 発行基準（2024年度地方債発行計画樹立基準より）

（1）限度額に含まれる行為

ア 地方債発行

※地方公企業法第19条の規定により地方開発のための基金の造成のために発行する地方債を除外

※起債条件を悪化（償還年限の延長、利率の上昇等）させない借換債の場合を除外

イ 債務負担行為額

※社会基盤施設に係る民間投資法第4条第2号の規定による民間投資事業（BTL）は債務負担行為ではないとされ、除外

ウ 債務負担行為額中、債務者の破産等により地方自治団体が債務履行の責任を負う金額 ※偶発債務（不確定債務）から確定債務に転換

（2）地方債発行基準（核心要件）

地方債の発行は以下の核心要件を満たす場合に限り可能である。

ア 法定の発行目的に該当すること

地方財政法第11条第1項に定める事業（投資的事業、災害復旧、緊急財政需要、既発債の借換え等）に限り、地方債の発行が可能である。

イ 地方債発行限度額の範囲内であること

地方債の発行は、法令に基づき算定された発行限度額の範囲内で行わなければならない。

ウ 地方議会の議決を得ること

地方債の発行に当たっては、原則として地方議会の議決を経る必要がある。

（3）発行手続・特例など

以下の事項は発行基準そのものではなく、発行に関する手続又は特例として整理される。

ア 外債発行に係る承認手続

外債を発行する場合は、限度額の範囲内であっても、地方議会の議決前に行政安全全部長官の承認を得なければならない。

イ 济州特別自治道に対する特例

济州特別自治道については、地方財政法第11条の規定にかかわらず、道議会の議決を経て限度額の範囲外での地方債発行が可能とされている。

ウ 地方債発行限度額の充当順序

地方債発行限度額は、債務負担行為額、保証債務履行責任額、地方債発行額の順に充当する。

エ 事前財政管理制度等の履行

地方債発行に当たっては、事前地方財政管理制度の履行状況、事業計画の妥当性・適正性、起債計画の適正性等を総合的に検討する。

（4）限度額を超過する場合の地方債発行基準

ア 地方債を発行できる団体

－全ての自治体が原則として可能

－団体類型別の承認基準

＜管理債務負担度が 60%未満の自治体＞

地方財政投資審査の承認を受けた事業、関係中央省庁の意見が適正な事業については、協議又は承認を原則とする。

＜管理債務負担度が 60%以上の自治体＞

地方債発行時に債務規模が急激に増加しないよう、当該年度の地方債償還額を考慮して協議又は承認を原則とする。

債務管理計画を議会に報告し、純世界剰余金を元利金償還に活用するか、別会計又は基金等に積立てなければならない。

－ 財政指標等による承認基準

地方債元利金償還の延滞がないこと。

また、直近 5 年間に事実と異なる申請により地方債発行の協議を経たり承認を得た場合、又は協議・承認手続きを経ずに地方債を発行した事実がないこと。

イ 限度額を超過して地方債を発行することができる事業（適債事業）

（ア）中央政府の主要施策事業

（イ）天災・地変による災害等予測不可能な歳入欠陥の補填

（ウ）災害予防及び復旧作業

（エ）その他住民の福祉増進のため特に必要と認められる事業等

第8節 地方財政管理

韓国では、地方財政管理運営のため、地方中期財政計画制度が定められている。また、地方自治団体の各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止するための地方財政投資審査制度が1994年から講じられている。

1 地方中期財政計画制度

(1) 制度概要（地方財政法第33条）

ア 計画内容

(ア) 各自治団体単位で中期財政計画（5ヵ年単位）策定・運用
条件変動によって毎年連動（修正）計画樹立

(イ) 中期地方財政計画には次の事項を含まなければならない。

a 財政運用の基本方向及び目標

b 中長期的な財政条件と財政規模の展望

c 関連国家計画及び地域計画の中での該当事項

d 分野別財源配分計画

e 予算と基金別運用方向

f 義務支出の増加率及び算出内訳並びに裁量支出の増加率についての分野別展望、根拠及び管理計画

g 統合財政収支の展望及び管理方案

h 投資審査と地方債発行対象事業

i その他に大統領令で定める事項

(ウ) 行政安全部長官は、中期地方財政計画の策定に必要な次の事項を含むガイドラインを毎年地方自治体に通知することができる。

・国家の財政運用方向

a 関連国家計画及び地域計画

b 中期地方財政計画の樹立に必要なその他の情報

c 中期地方財政計画樹立の基準

イ 策定手続き

(ア) 地方中期財政計画策定・運用指針示達（行政安全部→地方自治団体）

(イ) 中央関係部署の意見を聞き、各自治団体別地方中期財政計画策定、地方議会に報告後提出（地方自治団体→行政安全部）

（なお、各地方自治団体は、地方中期財政計画策定に当たっては、各地方自治団体に設置する地方財政計画審議委員会に諮問）

(ウ) 行政安全部から中期地方財政計画を総合・国務会議へ報告

(2) 計画策定時重点事項

ア 国の施策と地方計画の連携強化

(ア) マクロ経済指標、移転財源規模など国家財政運用計画を反映し、中期地方財政計画を策定

(イ) 自治体補助事業計画に対する関係省庁の検討意見を反映して中期地方財政計画

の確定、投資計画の実効性向上

〈図表 9 - 43〉 2024 年分野別投資事業計画

(単位：億ウォン)

区分	計	2024	2025	2026	2027	2028
計	19,411,402	3,698,737	3,798,073	3,878,967	3,955,202	4,080,423
一般行政	2,624,588	486,517	501,170	524,050	539,419	573,485
	13.5%	13.2%	13.2%	13.5%	13.6%	14.1%
公共秩序及び安全	471,178	87,718	97,112	96,244	93,907	96,172
	2.4%	2.4%	2.6%	2.5%	2.4%	2.4%
教育	720,695	138,812	140,342	143,996	147,190	150,357
	3.7%	3.8%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
文化及び観光	926,596	182,416	186,833	187,166	186,325	183,830
	4.8%	4.9%	4.9%	4.8%	4.7%	4.5%
環境保護	1,662,710	320,378	343,596	334,432	328,873	335,356
	8.6%	8.7%	9.0%	8.6%	8.3%	8.2%
社会福祉	6,100,874	1,140,230	1,156,675	1,211,631	1,267,595	1,324,899
	31.4%	30.8%	30.5%	31.2%	32.0%	32.5%
保健	303,209	57,795	58,717	62,915	61,652	62,125
	1.6%	1.6%	1.5%	1.6%	1.6%	1.5%
農林海洋水産	1,243,118	242,427	240,830	249,185	252,229	258,457
	6.4%	6.6%	6.3%	6.4%	6.4%	6.3%
産業・中小企業	624,061	125,697	128,842	124,652	121,416	123,401
	3.2%	3.4%	3.4%	3.2%	3.1%	3.0%
輸送及び交通	1,445,798	275,000	293,285	293,314	291,544	292,599
	7.4%	7.4%	7.7%	7.6%	7.4%	7.2%
国土及び地域開発	1,054,497	221,308	222,308	205,622	203,084	202,132
	5.4%	6.0%	5.9%	5.3%	5.1%	5.0%
科学技術	18,558	4,680	4,308	3,641	3,108	2,820
	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
予備費	160,008	27,714	28,997	32,625	34,543	36,135
	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%
その他	2,055,511	388,044	395,058	409,494	424,287	438,656
	10.6%	10.5%	10.4%	10.6%	10.7%	10.8%

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.94

2 地方財政投資審査制度

(1) 必要性

地方財政の計画的・効率的運営を期して各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止し、毎年予算編成事業の妥当性・効率性を審査し、その結果を予算に反映するために1992年から導入され、1994年12月に法的に制度化された。

(2) 制度概要

ア 根拠

(ア) 地方財政法第36条第4項、第37条、第37条の2、第37条の3、施行令第41条、第41条の2、第41条の3、第41条の4、地方財政投資事業の審査規則(部令)

(イ) 地方財政投資審査事業審査規則(行政安全部令2001年4月6日全文改定)

イ 対象事業及び及び区分

一 自主審査

審査主体	対象範囲
市 郡 自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 20 億ウォン以上 60 億ウォン未満の新規投資事業 ※ただし、住民登録人口が 2 年連続で 100 万人以上の市・郡・区は 200 億ウォン未満まで自主審査可能 ・ 総事業費 3 億ウォン以上 5 億ウォン未満の広報館事業 ・ 総事業費 1 億ウォン以上 3 億ウォン未満の公演・祭り等のイベント事業 ・ 総事業費全額を自主財源(地方債を除く)で推進する新規投資事業。ただし、庁舎新築事業及び文化・体育施設新築事業は除外
市・道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 40 億ウォン以上 300 億ウォン未満の新規投資事業 ・ 総事業費 5 億ウォン以上 30 億ウォン未満の広報館事業 ・ 総事業費 3 億ウォン以上 30 億ウォン未満の公演・祭り等のイベント事業 ・ 総事業費全額を自主財源(地方債を除く)で推進する新規投資事業。ただし、庁舎新築事業及び文化・体育施設新築事業は除外

一 依頼審査基準

審査主体	対象範囲
市・道審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 60 億ウォン以上 200 億ウォン未満の市・郡・区新規投資事業 ※ただし、住民登録人口が 2 年連続で 100 万人以上の市・郡・区は除外 ・ 総事業費 5 億ウォン以上 30 億ウォン未満の市・郡・区広報館事業 ・ 総事業費 3 億ウォン以上 30 億ウォン未満の市・郡・区公演・祭り等のイベント事業 ・ 総事業費全額を自主財源で負担して実施する事業で、総事業費 20 億ウォン以上の庁舎新築事業及び文化・体育施設新築事業
中央審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市・道総事業費 300 億ウォン以上又は市・郡・区総事業費 200 億ウォン以上の新規投資事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市・道又は市・郡・区の総事業費 30 億ウォン以上の公演・祭り等のイベント事業 ・ 市・道又は市・郡・区の総事業費 30 億ウォン以上の広報館事業 ・ 総事業費全額を自主財源で負担して実施する事業で、総事業費 40 億ウォン以上の市・道庁舎新築事業及び文化・体育施設新築事業 ・ 法第 37 条第 1 項第 2 号各目に基づく負担対象事業 ・ 総事業費 10 億ウォン以上の外国借款導入事業又は海外投資事業 ・ その他、行政安全部長官が国家経済及び社会政策上必要と認める事業
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の予算及び基金の概要（上）1-1」P. 97

〈図表 9-44〉地方財政投資審査制度施行実績

（単位：件、％）

区分	2018	2019	2020	2021	2022	2023
総対象	372	497	479	449	451	498
適正	264	392	330	327	333	344
	(71%)	(79%)	(69%)	(73%)	(74%)	(69%)
非適正	108	105	149	122	118	154
	(29%)	(21%)	(31%)	(27%)	(26%)	(31%)

※適正＝適正＋条件付き推進、不適正＝再検討＋不適正＋返戻

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」」P. 99

第9節 自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度

韓国の地方財政においても、地方自治団体間の財政不均衡が深化している。

韓国における財政自立度の指標は、次の算式による。

$$\frac{(\text{地方税} + \text{税外収入})}{\text{一般会計歳入決算額}} \times 100 (\%)$$

広域自治団体の財政自立度を比較すると、全国広域自治団体平均 46.1%に対して、最高のソウル特別市が 77.3%、最低の全北特別自治道が 25.6%となっている。基礎自治団体平均は 27.2%、財政自立度を比較すると、最高の城南市（京畿道）が 63.5%、最低の莞島郡（全羅南道）が 7.2%となっている。

また、財政自立度 50%未満の団体は 230 団体（13 広域自治団体、217 基礎自治団体）で全団体の 94.7%を占めている。

〈図表 9-45〉 財政自立度比較

（単位：％）

区分	特別市	広域市	特別自治市	道	特別自治道	市	郡	自治区
平均	46.1					27.2		
	77.3	43.9	63.8	36.5	38.5	31.5	17.2	28.1
最高	77.3 (ソウル 本庁)	50.4 (仁川 本庁)	63.8 (世宗)	50.6 (京畿 本庁)	38.5 (済州)	63.5 (京畿 城南)	43.8 (蔚山 蔚州)	65.3 (ソウル 江南)
最低		37.3 (光州 本庁)		25.6 (全北 本庁)		11.3 (全北 南原)	7.2 (全南 莞島)	12.3 (大田 東区)

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」」P.137

〈図表 9-46〉 財政自立度分布 （単位：団体数、％）

自立度	団体数					
	合計	構成比	市・道	市	郡	自治区
合計	243	100	17	75	82	69
10%未満	9	3.7	—	—	9	—
10～30%	167	68.4	5	43	70	49
30～50%	54	22.1	8	26	3	17
50～70%	12	4.9	3	6	—	3
70～90%	1	0.4	1	—	—	—
90%以上	—	—	—	—	—	—

※財政自立度 50%未満：230 団体（94.7%）

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」」P.137

第10節 教育財政

1 概要

教育財政については、地方教育自治に関する法律（以下、この節において「地方教育法」という。）に基づき教育費特別会計を置くなど一般の地方財政とは異なった運営が行われている。

(1) 教育・学芸に関する経費

ア 教育に関する特別賦課金・手数料及び使用料

イ 地方教育財政交付金

ウ 該当地方自治団体の一般会計からの転入金

エ 育児教育支援特別会計からの転入金

オ ア～エ以外の収入として教育・学芸に属する収入（地方教育法第36条）。

(2) 義務教育経費

義務教育に従事する教員の報酬とその他の義務教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより国家及び地方自治団体が負担し、義務教育以外の教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより国家・地方自治団体及び父兄等が負担する（地方教育法第37条）。

(3) 教育費特別会計

市・道の教育・学芸に関する経費を別に処理するために当該地方自治団体に教育費特別会計を置く（地方教育法第38条）。

(4) 教育費の補助

国家は予算の範囲内において市・道の教育費を補助し、国家の教育費補助に関する事務は教育部長官が管掌する（地方教育法第39条）。

2 教育財政の現状

(1) 概要

日本では教育財政が一般会計の中で処理される仕組みとなっているのに対し、韓国では地方教育財政を教育費特別会計として独立させて運営している点が大きく異なる。地方教育財政を教育費特別会計として別途独立させて運営している。その財源の7.5割（75.37%）は中央政府からの移転支出であり、その内訳は、中央から地方への地方教育財政交付金及び国庫支援金という制度を通じて行われている。中央政府からの移転支出を除く部分が自治体からの転入金と教育費特別会計負担収入となる。地方自治団体からの転入金は、主に法定転入金と非法定転入金で構成され、地方教育財政全体のわずか15.41%にすぎない。さらに非法定支援金が地方教育財政に占める割合は1.7%に過ぎない。

2022年度には不足額を補うため地方自治団体により発行される地方教育債が発行されていない。

このように、地方教育財政は7割強が中央政府からの移転支出であり、中央政府への依存度が非常に高い構造になっている。さらに、地方一般財政から分離・独立

し、地方一般財政からの財政支援も少ないため、地方一般行政との連携が取りにくい状況となっている。

〈図表 9 - 47〉 2022 年度 地方自治団体教育費特別会計歳入決算
(単位：百万ウォン)

区分	全国	特別・広域市	道
総計	109,863,208	42,809,228	67,053,980
地方教育財政交付金	82,207,038	29,157,256	53,049,782
国庫支援金	605,889	242,970	362,918
特別会計転入金	3,829,046	1,558,850	2,270,196
法定転入金	15,038,445	8,241,225	6,797,220
非法定転入金	1,899,789	1,002,467	897,322
民間移転収入	151,673	57,746	93,927
自治体間移転収入	16,569	10,988	5,581
基本的教育収入	658	75	583
選択的教育収入	4,601	2,462	2,138
使用料及び手数料	13,794	8,497	5,297
特別賦課金及び分担金	417	417	—
資産賃貸収入	6,017	1,523	4,495
資産売却代	239,308	52,603	186,705
利子収入	207,531	65,351	142,180
積立金処分収入	—	—	—
積立金利子収入	—	—	—
融資元金回収	9,250	9,250	—
保証金回収	1,650	1,650	—
制裁金収入 ⁱ	5,455	2,975	2,480
雑収入	670,383	313,582	356,801
過年度収入	10,542	2,484	8,058
地方教育債	—	—	—
純歳計剰余金	1,773,843	806,450	967,392
補助金使用残額	35,143	12,963	22,179
繰越金	2,450,061	895,494	1,554,566
預託金回収	—	—	—
金融資産回収	—	—	—
融資金元本回収	67,933	20,767	47,166
保証金回収	7,364	1,082	6,282
繰入金	610,811	340,100	270,711

※2022 年度決算基準

参考：行政安全部 「2022 会計年度地方財政年鑑決算」 p. 373

(2) 中央政府からの財源移転

地方自治団体教育費特別会計のうち、中央政府が負担する財源の比率は全体で 75.3%に達している。

ア 地方教育財政交付金

地方教育財政交付金は、地方教育財政交付金法（1971 年制定）により確保された法定財源である。

現在、地方教育財政交付金は、内国税（目的税及び総合不動産税、タバコに賦課される個別消費税の総額の 100 分の 45 及び他の法律により、特別会計の財源として使われる税目の当該金額を除外する。以下同じ）総額の 2,079/10,000（20.8%）に該当する金額及び当該年度の教育税法による教育税税収額の中「高等・生涯教育支援特別会計法」第 6 条第 1 項及び「育児教育支援特別会計法」第 5 条第 1 項に定められた金額を除外した全額を財源としている（地方教育財政交付金法第 3 条第 2 項）。

そして、内国税総額の 97/100 と当該年度の教育税法による教育税税収額の中「育児教育支援特別会計法」第 5 条第 1 項に定められた金額を除外した全額の合計金額を普通交付金として、内国税総額の 3/100 を特別交付金として交付する（地方教育財政交付金法第 3 条第 1 項、3 項）。

普通交付金は地方自治団体別に算定された基準財政需要額と基準財政収入額の格差を基準に交付する（地方教育財政交付金法第 5 条）。

特別交付金の 60/100 は地方財政法第 58 条に基づき特別な財政需要で別に財政支援計画が策定された教育関連国家施策や地方教育行財政の運用実績が優秀で財政支援が必要な地方自治団体に、30/100 が基準財政需要額の算定方法で把握できない特別な地域教育懸案に対する財政需要がある際に、10/100 が普通交付金の算定期日後に発生した災害により特別な財政需要の増加や財政収入の減少又は災害を予防する特別な財政需要がある際に交付する（地方教育財政交付金法第 5 条の 2）。

1971 年に制定されたこの制度は、現在に至るまで数度の改正を経ているが、現行地方教育財政交付金は、普通交付金と特別交付金で構成され、地方教育財政全体の 74.8%を占めている。なお、2005 年より地方教育財政支援構造の単純・透明化のため、財源については従前の地方教育譲与金が地方教育財政交付金に統合され、交付については義務教育機関の教員人件費に対応していた人件費交付金が普通交付金に統合された。人件費交付金の統合により、義務教育機関の教員の増減による人件費の変動等がある場合には内国税の増加による交付金の増加などを考慮して第 3 条第 2 項第 1 号に定められた交付率が補正される制度が設置された（地方教育財政交付金法第 4 条）。

交付率の補正に関しては、「地方教育財政交付金法」（以下「法」という。）第 4 条第 1 項に基づき、義務教育機関教員人件費の前年度比増加額が、法第 3 条第 2 項第 1 号に基づく金額を財源とする地方教育財政交付金（以下この条において「内国税交付金」という。）の前年度比増加額を超える場合には、その超過額に相当する金額

分だけ翌々年度の内国税交付金が増額されるように交付率を補正し、それに従って地方教育財政交付金（以下「交付金」という。）を交付する。②第1項に基づく教員人件費は、特別市・広域市・特別自治市・道及び特別自治道（以下「市・道」という。）教育費特別会計の歳出決算額を基準として算定する。ただし、教員人件費の詳細項目は教育部令で定め、内国税交付金は政府一般会計の歳出決算額を基準として算定する（地方教育財政交付金法施行令第2条）。

〈図表9-48〉地方教育財政交付金の推移

（単位：百万ウォン）

区分	全国	特別・広域市	道
2011	36,138,999	13,164,027	22,974,971
2012	39,256,250	14,608,166	24,648,054
2013	37,257,601	22,730,565	34,527,036
2014	40,868,690	19,553,906	25,912,759
2015	39,405,566	18,785,616	25,057,193
2016	43,161,624	20,712,904	27,417,511
2017	46,566,712	21,214,979	29,997,426
2018	49,930,170	21,162,180	33,999,356
2019	60,530,510	21,274,579	39,255,931
2020	54,188,691	19,371,897	34,816,794
2021	61,281,106	21,985,378	39,295,728
2022	82,207,038	29,157,256	53,049,782

（「地方財政年鑑」行政安全部等 各年度決算分析より）

イ 国庫支援金

教育部が、地方自治団体教育費特別会計に国庫支援金を支給している。

〈図表9-49〉地方自治団体教育費特別会計への国庫支援金の推移

（単位：百万ウォン）

区分	全国	ソウル	道
2011	170,218	81,072	89,186
2012	142,265	75,452	66,815
2013	3,335,251	122,302	3,212,949
2014	104,572	64,236	59,289
2015	672,649	336,991	413,049
2016	662,220	367,725	390,078
2017	164,098	100,235	87,318
2018	176,482	108,931	99,464
2019	221,984	106,387	115,598

2020	1,259,966	526,876	733,090
2021	368,301	161,411	206,891
2022	605,889	242,970	362,918

(「地方財政年鑑」行政安全部等 各年度決算分析より)

(3) 地方自治団体一般会計からの財源移転

ア 法定転入金

地方教育自治制度は特別地方自治機関で運営され、一般会計と教育費特別会計に分離しているが、地方教育財政交付金法において、義務教育に関して公立学校の設置・運営及び教育環境の改善のための一定額を地方自治団体の一般会計から教育費特別会計に経費を支出しなければならない旨の規定があり、これに基づき財政支出が行われている（地方教育財政交付金法第11条）。

〈図表9-50〉法定転入金の推移（単位：百万ウォン）

区分	全国	ソウル	特別・広域市	道
2011	7,834,973	2,381,680	1,817,249	3,538,477
2012	8,045,667	2,434,179	1,981,724	3,629,764
2013	7,769,730	2,241,590	2,007,096	3,521,043
2014	9,450,021	2,486,961	4,942,253	4,507,769
2015	10,183,030	2,721,525	5,299,365	4,883,664
2016	11,037,487	2,901,609	5,761,672	5,275,815
2017	11,821,052	3,496,222	6,497,394	5,323,658
2018	14,989,603	3,480,436	9,356,672	5,632,930
2019	12,256,805	3,466,502	6,509,408	5,747,397
2020	12,622,275	3,840,624	6,985,240	5,637,034
2021	13,929,177	4,137,623	7,558,725	6,370,452
2022	15,038,445	4,651,503	8,241,225	6,797,220

(「地方財政年鑑」行政安全部 各年度決算分析より)

主な法定転入金は次のとおりである。

(ア) 地方教育税

地方自治団体の自主財源及び自立性を確保するために2001年から新しく施行された制度で、地方税法第151条に規定された地方教育税に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。

〈図表 9-51〉 地方教育税の課税対象及び税率

課税対象	税率
・ 地方税法の規定により納付すべき登録免許税額	100 分の 20
・ 地方税法の規定により納付すべきレジャー税額	100 分の 40
・ 地方税法の規定により納付すべき住民税均等割の税額	100 分の 10 (但し、人口が 50 万以上の市にあっては 100 分の 25)
・ 地方税法の規定により納付すべき財産税額	100 分の 20
・ 地方税法の規定により納付すべき自動車税額	100 分の 30
・ 地方税法の規定により納付すべきたばこ消費税額	10,000 分の 4,399 (43.99%)

(イ) たばこ消費税総額の 45% 転入金

特別市、広域市及び特別自治市がたばこ消費税の 45% に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。たばこ消費税からの転入金について、道は除外されている(地方教育財政法交付金法第 11 条第 2 項 2 号)。

(ウ) 特別市税、広域市税及び道税転入金

ソウル特別市は特別市税総額(「地方税法」第 8 条第 1 項第 1 号による目的税及び同法第 9 条による特別市分財産税に該当する金額を除外する)の 100 分の 10、広域市及び京畿道は広域市税又は道税総額(「地方税法」第 8 条第 2 項第 2 号の規定による目的税に該当する金額を除外する)の 100 分の 5 に該当する金額、その他の道及び特別自治道は道税又は特別自治道税総額の 1,000 分の 36 (3.6%) に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである(地方教育財政法交付金法第 11 条第 2 項 3 号)。

イ 非法定転入金

地方教育財政法交付金法等で転入金額又は一定率を定めず、他の法令により負担経費の一部を補助するものをいう。

〈図表 9-52〉 非法定転入金の推移

(単位：百万ウォン)

区分	全国	ソウル	特別・広域市	道
2011	687,300	141,977	123,545	421,778
2012	791,872	214,423	169,771	407,678
2013	795,839	198,233	160,970	436,636
2014	762,899	58,572	226,228	536,671
2015	817,099	66,576	300,555	516,543
2016	876,674	55,388	290,326	586,348
2017	1,100,836	160,421	453,269	647,566
2018	1,272,043	259,308	500,259	771,783

2019	1,671,744	330,252	838,420	833,323
2020	1,533,834	318,022	738,069	795,765
2021	1,614,768	366,548	839,305	775,463
2022	1,899,789	447,313	1,002,467	897,322

(「地方財政年鑑」行政安全部 各年度決算分析より)

主な非法定転入金は次のとおりである。

(ア) 公共図書館運営及び運営経費負担

地方教育自治に関する法律第 32 条の規定により教育監が設立運営する公共図書館については当該自治体の一般会計予算の範囲内でその運営費の一部を負担する(図書館法第 33 条第 3 項)。

(イ) 特殊教育機関設置経営及び私立特殊学校経費補助

国家及び自治体は特殊教育機関の設置運営及び特殊教育のための施設拡充、特殊教育に必要な教材研究開発普及に係る経費を予算の範囲内で優先的に支給し、私立特殊教育機関について運営費、施設費、教員給与及びその他特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助する(障害者など特殊教育法第 3 条、第 6 条)。

(ウ) 学校給食施設、設備の設置・運営及び保護者支援

学校給食の実施に必要な給食施設・設備費は当該学校の設立・経営者が負担するものであるが、国家又は自治体が支援することができる(学校給食法第 8 条第 1 項)。

給食運営費は当該学校の設立・経営者が負担するのを原則とするものであるが、保護者がその経費の一部を負担できる(学校給食法第 8 条第 2 項)。

学校給食のための食品費は保護者が負担するのを原則とする(学校給食法第 8 条第 3 項)。

特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事及び市長・郡守・自治区の区庁長は学校給食に品質が優秀な農産物使用など給食の質向上と給食施設・設備の拡充のために食品費及び施設・設備費など給食に関する経費を支援できる(学校給食法第 8 条第 4 項)

国家又は自治体は学校給食法第 8 条の規定により保護者が負担する経費の全部又は一部を支援できる(学校給食法第 9 条)。

(3) 地方教育費特別会計自主財源

地方教育費特別会計財源のうち、中央政府負担財源、地方自治団体からの転入金を除いた残りが自主財源である。このような財源としては、財産収入、使用料・手数料、入学金及び授業料、寄付金、地方債及びその他諸収入等を挙げることが出来る。

しかし、授業料の決定は、法律的には各自治団体の裁量により決定することになっているが、実際は、教育部が毎年作成する水準をそのまま適用している。

3 教育予算の手続き

(1) 予算の編成及び運営

教育監は毎会計年度ごとに予算を編成し、会計年度開始 50 日前までに市・道議会に提出しなければならない。市・道議会では会計年度開始 15 日前までに議決しなければならない。また、地方議会は教育監の同意なしに支出予算各項の金額を増加させたり、新しい費用項目を設置することができない（地方自治法第 142 条）

(2) 特別賦課金の賦課・徴収等

地方教育自治に関する法律第 36 条の規定（教育・学芸に関する経費）による特別賦課金は、特別な財政需要がある時に当該市・道の条例が定めるところにより賦課・徴収し、この場合特別賦課金は特別賦課を必要とする経費の総額を超過し賦課することはできない（地方教育法第 40 条第 1 項、第 2 項）。

ⁱ 学校会計の予算編成の基本指針の用語で、弁償金、違約金、延滞金などを制裁金という。

第 10 章 地方公企業

第10章 地方公企業

第1節 概念、意義

地方公企業は公共性と経済性を追求しながら、住民福利増進、地域経済の活性化、地域開発の促進のために財貨やサービスを適切に供給するために運営される。

直接的には地域経済の活性化や地方自治団体の財政拡充などの地域生産的要素としての重要性を持っている。

間接的には市場原理を通じた地域住民に対する公共サービスの拡充と地域雇用創出などの役割を果たす。

地方公企業の存在意義は地域住民の福祉増進と地域経済活性化という根本的な目的を、経営を通しどれくらい効率的に達成するかにかかっているといえる。

地方自治団体は、住民の福祉増進と事業の効率的遂行のため地方公企業を設置し運営することができることとされ、地方公企業の設置・運営に関して必要な事項は別途法律で定めるとされている（地方自治法第9条）。このほか、地方自治団体は、出資により法人を設立したり、地方自治団体以外の者と共同で民法上の財団法人や商法上の株式会社を設立・運営している。

地方公企業と私企業の差異点

区分	地方公企業	私企業
所有構造	資本主義的、公的所有	資本主義的、私的所有
追求目的	公益実現	利潤追求
経営原理	独占原理	競争原理
経営理念	目的(公共性)+手段(企業性)	目的(営利性)+若干の社会性
事業領域	住民生活必須公共事業	収益性がある事業
組織構造	民主的+能率的組織	能率的組織構造
価格政策	公共規制内の原価補償主義	市場原理による価格決定
労使関係	労使関係に対する公的規制	自律的労使関係重視

第2節 地方公企業法

1 地方公企業法の目的（地方公企業法第1条）

地方自治団体が直接企業を設置・運営（行政組織形態）したり、法人を設立(地方公社・公団、民官共同出資法人)して営む企業を対象に、企業運営に必要な事項を定めて地方自治発展及び住民福祉増進に寄与することを目的とする。

2 地方公企業の定義（地方公企業法第2～3条）

(1) 地方自治団体が営む事業中地方公企業法の適用を受ける事業

ア 地方直営企業:地方自治団体が直接運営する事業（上下水道、公営開発など）

イ 地方公社・公団：地方自治団体が法人を設立して、間接的に運営する事業（都市開発公社、施設管理公団など）

ウ 地方公社及び地方公団以外の出資法人:地方自治団体が資本金又は財産の2分の1未満を出資・出捐した株式会社又は財団法人

エ 住宅(大統領令に定められた公共福利施設を含む)・土地又は公用・公共用建築物の管理などの受託

(2) 地方自治団体が営む事業中、地方公企業法が適用される基準は、地方公企業法第2条と地方公企業法施行令第2条で規定している。

3 地方公企業法の適用範囲（地方公企業法第2条、同法施行令第2条）

(1) 地方公企業法の義務的適用対象事業として上下水道、道路、住宅など公共性が強い9事業を規定。

<地方直営企業の範囲>

事業名	事業規模
1.水道事業(簡易上水道除外)	1日生産能力1万トン以上
2.工業用水道事業	1日生産能力1万トン以上
3.軌道事業(都市鉄道含む)	保有車両50両以上
4.自動車運送事業	保有車両30台以上
5.地方道路事業（有料道路事業限定）	道路管理延長50Km以上又は有料トンネル・橋梁3ヶ所以上
6.下水道事業	1日処理能力1万トン以上
7.住宅事業	住宅管理延面積又は住宅建設面積10㎡以上
8.土地開発事業	造成面積10万㎡以上
9.住宅(大統領令に定められた公共福利施設を含む)・土地或いは公用・公共用建築物の管理などの受託	

(2) その他民間の経営参加が困難な事業として住民福利の増進、地域経済の活性化又は地域開発の促進に寄与できる事業などは経常経費の5割以上を経常収入で充当できる場合に限り、自治団体の条例が決めるところにより法適用が可能。

(3) 法適用基準に新しく到達するようになった事業に対しては基準到達日から6ヶ月以内に法適用に必要な条例（例：〇〇市〇〇地方公企業設置条例）を制定して、公企業として運営しなければならない。

なお、必要時は地方公社・公団を設立して運営できる。

4 経営の基本原則（地方公企業法第3～4条）

- (1) 地方公企業は常に企業の経済性と公共福利を増大するように運営しなければならない（地方公企業法第3条①）
- (2) 地方自治団体は地方公企業を設置・経営するに際して民間経済を萎縮させたり、公正で自由な経済秩序を阻害せず、環境を傷つけないように努力しなければならない（地方公企業法第3条②）

5 沿革

地方公企業法は、1969年に制定、1970年から施行された後、累次の改正が行われた。

地方公企業法の制定当時は、上下水道などの直営企業を中心に設立・運営。

1981年	・最初の公社であるソウル市地下鉄公社、1983年には最初の公団であるソウル市施設管理公団が設立
1992年	・経営法化制度の導入及び第3セクターの設立根拠を提示
1999年	・設立認可権及び社長任命承認権の廃止など、事前規制の緩和及び経営診断制度の導入など事後規制を強化
2002年	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅事業又は土地開発事業を営む地方直営企業の特別会計から必要な時には利益の一部を地方自治団体の一般会計に繰出可能 ・社長推薦委員会の構成と運営に関しては大統領令が定める基準によって条例で規定 ・地方公社の契約秩序確立のための入札参加資格を制限 ・地方自治団体が出資法人の債務に対して保証をする時には、地方自治団体の出資持分を超過することができない ・地方自治団体の長は、地方公社・公団ほかの出資法人に対する検査結果、不公正な経営が認められる場合、株式の譲り渡し、解散請求など必要な措置を講じる ・地方公企業に対する経営評価の客観性と信頼性を確保するため、経営評価の主体を地方自治団体の長から行政自治部長官に変更
2004年	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公企業の対象事業一部拡大 「体育施設の設置・利用に関する法律」による体育施設業及び観光振興法による観光事業（除外：旅行業、カジノ業）を地方公企業事業の範囲に追加 ・地域開発債権買入対象などの明示 <p>市・道が条例に基づき、発行した地域開発債権の発行根拠と買入対象を法律に明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公企業の予算編成指針作成権の地方移譲

	<p>行政自治部長官が作成していた地方公企業の予算編成指針を行政自治部長官が定めたガイドラインにより、地方自治団体の長が作成することとした</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公社の国内法人に対する出資根拠新設 <p>地方公社は外国人投資法人にのみ出資できたが、当該公社の事業と関係する事業を効率的に遂行するために必要な場合、地方自治団体の長の承認を得て、地方自治団体以外の他の法人にも出資できるようにすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公社の社債発行限度拡大 <p>住宅事業及び土地開発事業を営む公社の場合、社債発行限度を純資産額の10倍以内に拡大</p>
2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・公社・公団債発行承認権を地方自治団体の長に委譲 <p>自治行政部長官の地方公社・公団社債発行承認権を地方自治団体の長に移譲、大統領令で定める基準を超過する場合に限り、長官の承認を得るようにすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政自治部から保健福祉部に地方公社医療院の所管変更 <p>※「地方医療院の設立及び運営に関する法律」により第2条第1項第9号削除</p>
2006年	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治団体の長が地方公社社長を任命する場合には、経営成果契約を締結するようにすること。また成果契約の履行実績・経営評価結果・社長評価結果などを考慮して、任期中解任又は任期終了時再任させられる。経営成果契約には社長が遂行しなければならない経営目標・権限・成果に伴う報償及び責任などが含まれること
2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治団体が行政自治部の民営化指針や監査院勧告などにより、地方公社を民営化する場合、商法上の株式会社に転換できる法的根拠新設 ・地方公企業根拠条文変更 <p>※「地方自治法」第8条（過怠金）及び第40条（重要資産の取得・処分）改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格制限を「一定期間」から「2年以内の範囲」に明確化 ・地方公企業(都市鉄道及び住宅建設事業など公益事業)が発行する債権に対して、特別な法律により設立された法人が発行する債権と同じ法的地位を付与
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・業務状況の公表 ・地方公企業の設立に関する但書を新設（基礎自治団体長は公社の設立前に管轄の広域市・道知事と協議）（第49条） ・他の公社から出資を受ける場合及び他の公社に出資する場合には、出資した公社を設立した自治体が出資したものとみなす（第53条） ・役員任免においては、役員推薦委員会の推薦者の中から任命すること（第58条の③）

	<ul style="list-style-type: none"> ・(任期及び職務) 公社の社長・理事及び監事は1年の単位での再任可能 ・(地方公企業政策委員会)地方公企業の関連政策、経営評価、経営診断及び経営改善に関する事項の審議のため専門家から構成される地方公企業政策委員会を運営
2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲を水道事業(簡易上水道除外)に拡大 ・医療事業においては病院ごとに管理者1名をおくことができる ・管理者の業務は条例や規則案の作成、事業運営計画及び予算案、決算書の作成について ・地方自治団体長は管理者に対し指揮・監督の役割を果たすこと ・独立採算の原則の例外として、他会計等からの経費の充当について ・経常的な運転資金の充当、回転基金の財源の充当、建設や改良費に充当するための地方債の発行が可能な場合について
2013年	<ul style="list-style-type: none"> ・他の法人に対する出資の際には、大統領令で定められた方法、手続による出資の必要性及び妥当性を検討することについて ・役員の新規兼任制限について ・会計処理は一般競争の方式が原則について ・中長期財務管理計画の策定について ・新規投資の妥当性の検討について ・公社と公共機関との合併について ・出資法人においては、設立後3年経っても営業開始ができない場合、5年以上当期の純損失が発生した場合、特別の理由なく2年以上継続の営業収入が減少した場合は解散することについて
2015年	<ul style="list-style-type: none"> ・地方直営企業の中長期経営管理計画の策定について、 <ul style="list-style-type: none"> ①資産及び負債等を考慮して、大統領令で定める基準に該当する地方直営企業の管理者は、毎年、その年を含む5会計年度以上の中長期経営計画を策定し、大統領令で定める期限までに地方自治団体の長と議会に提出しなければならない。 ②第1項の規定による中長期経営計画には次の各号の事項が含まれなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 5会計年度以上の中長期経営目標 2. 事業計画と財政運用方針 3. 経営赤字の増減の見通し、その根拠と改善計画、料金適正化計画などが含まれている経営管理計画 4. 前年度中長期経営計画比変動事項、変動要因と管理計画等の評価・分析 5. その他の地方直営企業の経営に関する事項として大統領令で定める事項(第9条の2)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算会計の情報処理装置の開発と運営支援について 行政安全部長官は、地方直営企業の予算及び会計業務の効率的な管理のために支援が可能(第34条の2) ・ 役員の任命等などについて <ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治団体の長は、次の各号の場合社長を任期中に解任することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 第78条の2第3項による経営改善命令を正当な事由なく履行しなかった場合 2. その他の業務遂行中に関係法令に重大かつ明白に違反した場合 ② 第4項の規定による社長の再任又は解任の基準等に関する必要な事項は、大統領令で定める。 ③ 役員（条例又は定款に定めることにより、に選任された者を除く）は、役員推薦委員会が推薦した者の中から任命するが、常任理事は、社長が任免し、非常任理事は地方自治団体の長が任免する。この場合、役員の任免に必要な事項は大統領令で定める。 ④ 役員推薦委員会は、役員候補者を推薦する場合大統領令で定めることにより候補者を公開募集しなければならない。（第58条） ・ 懲戒要求などに関しては、公社は、定款で定めることにより、公社の従業員を懲戒することが可能(第34条の2)とすることについて ・ 公社の債務保証契約などの制限(第65条の4)と公社や公団の組織変更(第80条)について
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時の妥当性検討は行政安全部長官が指定した機関が実施(第49条)することについて ・ 解散(57条の2)、新規投資事業の妥当性検討は行政安全部長官が指定した機関が実施(65条の3の第2項)することについて ・ 事業の実名管理及び公開(65条の4)、債務保証の契約などの制限(65条の5)について ・ 経営状態が不良な地方公企業の解散要求について、行政安全部長官は、公社や公団が下記各号に該当する場合に、第78条の5による地方公企業政策委員会の審議を経て地方自治団体の長や公社社長又は公団の理事長に解散要求が可能とする <ul style="list-style-type: none"> ① 負債償還能力が著しく低い場合 ② 事業の見通しが不明な経営再建が困難な場合 ③ 設立目的の達成が不可能な場合 ・ 地方公企業に対する経営評価、関連政策の研究、教育などを専門的に支援するため地方公企業評価院の設立及び運営(第78条の4)について ・ 地方公企業政策委員会の運営、住民の意見聴取(第78条の5、6)に

	<p>ついて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方直営企業の中長期経営管理計画の策定（第9条の2）、予算及び会計情報処理装置の開発と運営に対しての行政安全部長官の支援（第34条の2）について
2017年	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査機関等の捜査など開始及び終了の通知について 監査院、検察・警察及びその他の捜査機関、行政安全部長官、地方自治団体長のいずれかに該当する機関は、公社や公団の職員に対して職務と関連する事件の調査や捜査を開始したときと、これを終えたときは10日以内に公社の社長又は公団の理事長にその旨と結果を通知しなければならない。
2019年	<ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲の追加（住宅（大統領令に定められた公共福利施設を含む） ・土地或いは公用・公共用建築物の管理などの受託（第2条第9項）について ・料金に関しては、地方自治団体は料金を支払う者が納付期限までに料金を納付しなかった場合、料金の100分の3の範囲で条例の定めにより、延滞金を加算して徴収可能。料金と延滞金の徴収については、地方税徴収及び滞納処分に準ずることについて ・非違行為者に対する措置として公社は透明で公正な人事運営など倫理経営を強化するために努力する（第63条7）ことについて ・人事、監査などに関しては、地方自治団体の長は、非違行為のうち、使用に関する非違行為の根絶などのために、大統領令で定めるところにより公社の人事運営の適正有無を監査し、必要に応じて関係書類を提出するよう要求可能とする（第63条8）ことについて ・新規投資事業の妥当性の検討対象の除外（第65条3第2項）について
2023年	<p>2023年6月13日改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際入札や大型契約に関して不利益が生じた場合に「異議申立て」と「再審請求」制度を導入。契約プロセスに関する救済措置制度を追加。 ・出資事業の事前統制強化 行政安全部長官が指定する機関や市・道研究院により、出資事業の妥当性検討を義務化。 ・契約紛争の救済手続導入 地方公企業と契約相手方間で紛争が発生した場合、異議申立てなどの救済制度を整備。 ・指定金庫制度の改善 地域農協などを金庫指定対象に含め、地域金融の活性化を推進。
2024年	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年1月30日改正 法律第20166号（施行済） <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特例市（人口100万人以上の大都市）」を明記する規定が追加。 地方公企業制度と地方行政区分との関連性を明確化。

第3節 地方公企業の類型

1 地方公企業の経営形態

(1) 直接経営（地方直営企業）

地方自治団体が設置し、経営する団体（上下水道、住宅、宅地開発など）

(2) 間接経営（地方公社・公団）

地方自治団体が50%以上を出資した独立法人（医療院、施設管理など）

(3) 民官共同出資法人（いわゆる第3セクター）

資本金の50%未満を出資して、地方自治団体以外の者と共同で設立・運営する民法上の財団法人や商法上の株式会社

2 地方公企業の特質

経営（設立）主体：地方自治団体

事業分野：住民の福祉増進のため事業の公益性があり、企業形態で運営することが適した事業

経営原則：公共性と企業性の調和、独立採算原則

予算会計：地方公企業特別会計（複式簿記及び予算）

財源調達：受益者負担の原則

管理責任：管理者の指定及び経営権限の付与

地方直営企業と公社・公団の主な差異点

区分	地方直営企業	地方公社	地方公団	官民共同出資法人
概念	地方自治団体が直接行政組織形態で運営する事業	地方自治団体が50%以上を出資した法人形態で運営する事業	地方自治団体が100%出捐した法人で運営する事業	地方自治団体以外との者と共同で資本金又は財産の1/2未満を出資・出捐した法人を設立・運営する事業
性格	行政機関	一種の会社（払い下げ可能）	一種の公共機関（払い下げ不可能）	株式会社又は財団法人
業務関係	地方自治団体の業務の一部	独立した事業（完全性）	独立した業務の委・受託（限定性）	独立した事業（完全性）
経営費用	資本金＋販売収入	資本金＋販売収入	出捐金＋受託金＋手数料収入	資本金＋販売収入
資本調達	公企業地方債発行	社債＋民間出資	公団債発行	社債＋民間出資
経営者	自治団体の長（管理者）	社長、理事	理事長、理事	社長、理事
解散時の資本処理	設立団体帰属	出資者に帰属	設立団体帰属	出資者に帰属
予・決算承認	地方議会	理事会	理事会	理事会

※最近の変更点（2025年改正）

- ・適用範囲拡大
「新エネルギー及び再生可能エネルギー開発・利用・普及促進法」に基づく事業追加
「海運法」に基づく内航定期旅客運送事業を追加
- ・事業区域拡張 地方公社は設立自治体以外の区域でも、相互合意により事業を推進可能
- ・出資妥当性検討の除外 国家財政法等に基づく予備妥当性調査を経た事業は、別途の妥当性検討対象から除外
- ・重大経営変化の報告義務 公社が出資した法人に重大な経営変化が生じた場合、速やかに自治体長へ報告
- ・会計監査制度強化 自治体長が会計監査人選任委員会を構成し、監査の独立性・専門性を確保
- ・罰則導入 会計処理基準違反による財務諸表作成に対して罰則を付与

第4節 地方直営企業に関する法制度

1 地方直営企業設置条例の主要内容（地方公企業法第5～6条）

①設立趣旨、②事業の範囲、③管理者指定及び責任、④経費区分負担原則、⑤出資及び一般会計などの財政支援に関する事項、⑥収入金準備支出及び剰余金などの処分手続、⑦再生可能エネルギー事業、内航定期旅客運送事業の適用範囲の追加、⑧事業区域を設立自治体以外への拡張が可能

2 地方直営企業に適用される法令

①地方公企業法（施行令、施行規則）、②地方公企業設置条例、③地方公企業財務会計規則など

上記法令等に規定がない場合は、①地方自治法、②地方財政法、③共有財産及び物品管理法、④地方自治団体を当事者にする契約に関する法律、⑤地方公務員法、⑥その他個別事業関連法令など

3 組織（地方公企業法第7～12条、地方公企業法施行令第3条）

（1）管理者（地方公企業法第7～10条）

ア 事業ごとに管理者1人をおくこと

<例外>同質又は類似の事業:2以上の事業に1人指定可能

医療事業:病院ごとに1人指定可能

イ 当該地方自治団体公務員中、直営企業が経営に関して知識と経験が豊富な者を選び自治団体長が任命

大部分の地方公企業設置条例で充て職を指定

ウ 任期制で可能

任期2年（経営成果により再任可能、経営成果優秀な場合は任期中転任に昇進が可能）

任期制運営可能事業範囲は、事業規模、職員数などを考慮し地方自治団体の条例に定めること

エ 管理者の権限

地方自治法上、特別に自治団体長の権限に規定されている次の権限を除外した地方直営企業の業務を包括的に掌握（第8条）

- ・予算案の議会提出（地方自治法第127条第1項）
- ・決算の議会承認回付（地方自治法第134条第1項）
- ・議案の議会提出（地方自治法第134条第1項）
- ・過怠金賦課（地方自治法第139条第2項）

オ 管理者の業務（地方公企業法第9条）

- ・地方直営企業に関する条例案及び規則案作成、地方自治団体長への提出
- ・事業運営計画及び予算案作成、地方自治団体長への提出
- ・決算作成、地方自治団体長への提出

- ・地方直営企業資産の取得・管理・処分
- ・契約締結
- ・料金・使用料・手数料徴収
- ・予算上一時借入及び予算執行
- ・出納その他会計事務執行
- ・証拠書及び公務書保管
- ・地方直営企業の組織及び人事運営に関する事項

カ 管理者と自治団体長との関係（地方公企業法第10条）

次の業務に限り、団体長が管理者指揮監督

- ・直営企業運営の基本計画に関する事項
- ・住民の福利に重大な影響があると認められる事項
- ・直営企業業務と直営企業業務以外の業務との間で必要な調整に関する事項

(2) 企業職員（地方公企業法第10条の2）

直営企業運営の専門化のために地方公務員法が決めるところにより、専門職列をおくことができる。現在は、上水道事業本部で運営

<地方公務員任用令第3条第1項 別表1>

職群	職列	職類
行政	企業行政	企業行政
施設	水道土木	水道土木

(3) 管理者の権限委任（地方公企業法第12条）

ア 事故時の権限代行

管理者の事故で業務遂行不可時、当該自治団体規則により当該直営企業に務める上位序列の公務員が職務を代行

※当該自治団体規則：財務会計規則、職務代理規則など

イ 必要時権限の一部委任、委託

委任：当該直営企業従事公務員に権限の一部委任

委託：当該自治団体の機関又は他の直営企業管理者に権限の一部委託可能

※委託に関してはあらかじめ自治団体長の承認が必要

4 財務（地方公企業法第13～43条）

(1) 財務一般（地方公企業法第13～16条）

ア 事業別に特別会計設置（地方公企業法第13条）

事業ごとに地方公企業特別会計を設置すること

2以上の同質、類似事業に管理者1人をおく場合には1個の特別会計設置可能

イ 独立採算（地方公企業法第14条）

原則、直営企業の経費は当該企業の収入で充当すること

経費区分負担の原則

次の場合に該当するとして大統領令で定める場合、当該地方自治団体の一般会計

や他の特別会計で負担

- ・経費の性質上当該直営企業収入で充当することが適当でない経費
- ・直営企業の性質上経営収入だけで充当することが客観的に困難な経費
- ・他会計で負担しなければならない経費（地方公企業法施行令第5条）

- 1 全ての事業に共通に適用される経費
 - (1) 公共の目的のための無償供給に必要とする経費
公共の目的で料金が発生原価以下で策定されたり、維持されるのに伴う料金と原価との差額
 - (2) 地域開発のための先行投資経費及び同施設が維持費と先行投資のための外部借入金に対する元利金償還額
- 2 地方公企業法第2条第1項各号の事業に適用される経費
 - (1) 軌道事業
軌道事業用車両以外の車両通行による軌道維持・修繕・改良費及び交通混雑緩和のための軌道撤去経費
 - (2) 住宅事業及び土地開発事業
工事完了後管理機関に引き継ぎ又は分譲完了する時までの経費
 - (3) 医療事業
伝染病診療費、戦時、事変、災害などによる救急、救護対象者の救護に必要とする経費、集団検診、医療相談経費、医療相談など保健行政上必要とする経費
 - (4) 下水道事業
雨水処理、雨水管設置・維持などに必要とする経費
 - (5) 地方公企業法第2条第2項事業（任意適用事業）適用経費
条例に定める経費

ウ 事業年度（地方公企業法第15条）：自治団体の一般会計と同一

エ 経理の原則（地方公企業法第16条）

事業の経営成果及び財政状態を明確にするため、会計取引を発生主義による企業会計原則により処理

※一般的に認められた会計原則：企業会計基準

（金融監視委員会制定、財政経済部承認）

5 予算（地方公企業法第23～32条）

(1) 予算の編成（地方公企業法第23条）

ア 合理的な原価基準による経費算定

イ 行政安全部長官が決める基準により（前年度6月30日までに通知）地方自治団体の長が前年度7月31日まで予算編成指針を作成して通知

<予算案の主要内容>

地方直営企業の予算は、予算総則及び当該地方直営企業の事業運営計画に基づいて編成し、次の各号に掲げる事項を内容とする。（地方公企業法第25条）

1. 当該事業年度の収益及び費用に関する、収益的収入及び支出の予定（以下「事業予算」という。）
2. 当該事業年度における資産・負債・資本の新規増減額に関する資本的収入

及び支出の予定（以下「資本予算」という。）

3. 事業予算及び資本予算に関連する資金の運用計画

①業務の予定量、②予定収入及び予定支出金額、③継続費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金限度額、⑦地方公企業法第29条による予算転用禁止科目、⑧一般会計又は他の特別会計からの補助金、⑨利益剰余金の予定処分、⑩地方公企業法第40条の重要資産取得・処分、⑪回転基金収入・支出予定額、⑫その他必要な事項

ウ 予算の内容：①予算総則、②事業予算、③資本予算、④資金運営計画

エ 予算案の提出（地方公企業法第26条）

自治団体の長は管理者が作成した予算案を調整、議会に提出

管理者が作成した予算案を修正する時には管理者の意見を聞かなければならない

<提出書類>

①事業運営計画、②事業予算及び資本予算の事項別説明書、③給与費明細書、④継続費に関する調書、⑤債務負担行為に関する調書、⑥当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書と前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

6 決算（地方公企業法第35条）

（1）決算の手続

毎事業年度末現在で帳簿締切→2ヶ月以内に企業決算を作成し自治団体の長に提出→公認会計士の会計監査報告書を貼付し、翌年度に地方議会の承認を得る

<決算提出書類>

①貸借対照表、②損益計算書、③利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、④資金運用計算書又はキャッシュフロー表、⑤回転基金をおいた場合その運用状況書、⑥決算付属明細書（17種・地方公企業法施行令第36条②）

（2）会計監査人の選任等（地方公企業法第35条の2）

地方自治団体の長は、会計監査人を選任するため、会計監査人選任委員会を構成し、これを運営しなければならない。第1項に規定する会計監査人選任委員会の構成及び運営に関する事項は、地方自治団体の規則で定める。会計監査人の資格制限、会計監査人選任時に文書で定めるべき事項及び会計監査人の権限については、「株式会社等の外部監査に関する法律」第9条第3項から第6項まで、第10条第5項及び第21条第1項を準用する。この場合において、「監査人」は「会計監査人」と、「会社」は「地方直営企業」と、「監査人選任委員会」は「会計監査人選任委員会」と読み替えるものとする。

（3）計理状況の報告（地方公企業法第36条）

毎月末日現在で試算表、資金運用報告書などを作成し翌月20日までに自治団体の長に提出するものとする。

第5節 地方公社・公団に関する法制度

1 設立（地方公企業法第49～50条）

地方公企業法第2条に規定された事業を効率的に遂行するために必要な場合には、地方自治団体は公社を設立することができ、公社設立、業務及び運営に関する基本的な事項を条例で定める。

不良経営を予防するためには、公社設立により住民福祉増進及び地域経済に及ぼす効果、事業性などに対する専門機関の妥当性検討が必要である。地方自治団体の長は、地方議会議員、専門家、公務員などで審議会を構成し、妥当性検討専門機関の検討結果と住民公聴会の結果をもとに、公社を設立するか審議する。また、地方自治団体は、相互規約を定めて、他の地方自治他団体と共同で公社を設立することができる。

<妥当性検討専門機関(次の全ての項目を満たすことが必要)>

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・事業妥当性検討業務に3年以上の経歴を持つ5人以上の専門担当者と5年以上の経歴をもつ2人以上の専門担当者を有する法人・最近3年以内に地方公企業又は地方財政関連研究実績がある法人 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<妥当性検討の内容>

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・事業が地方公企業法第2条に符合するのかの有無(事業の適正性の有無)・事業別収支分析・組織・人材需要判断・住民の福利増進に及ぼす影響・地域経済と地方財政に及ぼす影響 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<相互規約の内容>

公社の名称、事務所の位置、設立自治団体、事業内容、共同処理事項、議決機関代表者の選任方法、出資方法、その他必要な事項

2 出資及び株主権行使（地方公企業法第53～55条）

公社の資本金は全額を地方自治団体が現金又は現物で出資する。ただし、公社の運営のために必要な場合には、資本金の1/2を超えない範囲で、地方自治団体以外の者が出資可能。この場合には、資本金は株式で分割して発行し、株式の種類、1株当たりの金額、発行時期、発行株式総数、納入時期及び方法は条例に定める。

また、公社は公社の事業に関係する事業を効率的に遂行するために、地方自治団体の長の承認を受けて他の法人に対しても出資可能である。出資するためには、公社の長は大統領令で定める方法及び手続に基づいて出資の必要性和妥当性を検討し、地方自治体の長に報告し、議会の承認を得なければならない。

地方自治団体が所有する株式の株主権は、地方自治団体長又は地方自治団体長が定める公務員が行使する。

3 定款（地方公企業法第 56 条）

<定款記載事項>

①目的、②名称、③主な事務所所在地、④事業に関する事項、⑤任務・職員に関する事項、⑥理事会に関する事項、⑦財務会計に関する事項、⑧公告に関する事項、⑨資本金に関する事項、⑩社債発行に関する事項、⑪定款変更に関する事項、⑫組織及び定員に関する事項、⑬株式発行に関する事項、⑭株主総会に関する事項

※⑬⑭は地方自治団体以外の者が出資する場合記載

定款を変更する場合は地方自治団体の長の認可を受けなければならない。ただし、他の地方自治団体と共同設立された公社は自治団体間の規約が決めるところによる。

4 登記（地方公企業法第57条）

条例制定→設立決定→資本金納入の順で進行後、資本金納入があった日から3週間以内に次の事項を登記しなければならない。

<登記事項>

①目的、②名称、③主な事務所の所在地、④資本金、⑤出資方法を定めた時はその方法、⑥役員の名と住所、⑦公告の方法

5 職員の任免（地方公企業法第 58 条～第 63 条の 4）

- (1) 役員：社長、理事、監査の数及び職務は定款に定めること
(地方公企業法第 58 条～59 条)

任期：3年

理事：常任・非常任で区分し、常任理事（社長含む）は理事定数の 50%未満
非常任理事は充て職理事(自治団体関係官 2 人以内、非常任理事数全体の 1/2 未満)、外部専門家などで構成。

- (2) 任免（地方公企業法第 58～63 条）

ア 社長・監査：地方自治団体の長（共同設立公社は自治団体間規約に定める）
社長と監査は役員推薦委員会で推薦された者の中から地方自治団体の長が任命する。地方自治団体の長は社長を任命する場合に、経営目標、権限、成果に伴う報償と責任を含む経営成果契約を締結しなければならず、経営成果により任期中解任したり、任期終了後に再任したりすることも可能（再任時も社長推薦委員会の審議が必要）。なお、解任・再任する場合は業務成果評価、経営評価結果、成果契約履行実績を考慮する。

常任理事、非常任理事は役員推薦委員会で推薦された者の中から社長、地方自治団体の長がそれぞれ任免する。

イ 役員推薦委員会

<構成（7人で構成）>

- ・地方自治団体の長が推薦する者2人（当初設立時4人）
- ・地方議会が推薦する者3人（当初設立時3人）
- ・当該公社の理事会が推薦する者2人

<委員資格要件（いずれかに該当すればよい）>

- ・民間経営専門家
 - ・地域経済団体の役員
 - ・4級以上又は高位公務員団に属する一般職公務員で退職した者
 - ・公認会計士
 - ・公企業経営に関する知識と経験が認められる者
- ※公社の役職員、当該地方自治団体の公務員、当該地方議員などは推薦委員会の委員になることができない。

<委員会運営>

推薦委員会は、在職委員の過半数の賛成で議決する。委員長は委員の中から互選し、委員長は推薦委員会を代表し、会議を主宰する。

<役員候補推薦>

推薦委員会は役員候補を公開募集する場合には、15日以上期間、当該地方自治団体及び公社のホームページ等において募集しなければならない。また、推薦委員会は、募集した人の中から役員業務の遂行に必要な能力を備えた候補を、特別な事由がない限り、二人以上を推薦しなければならない。

任命権者である地方自治団体の長又は社長が法第60条により候補者を不適当だと認定した時は再推薦を要求することができる。この場合、推薦委員会は、遅滞なく、役員候補者を再推薦しなければならない。

(3) 教育訓練及び報酬（地方公企業法第63条の2～第63条の4）

ア 経営の基本原則を達成するのに必要な役職員教育訓練義務化

- ・国内外教育訓練実施

イ 公社の経営成果を反映できる役職員報酬体系を導入できる

役員：理事会で決定

社長：理事会で定めた契約の範囲で自治団体の長との契約

(4) 懲戒要求

公社は定款で定めるところにより、公社の従業員を懲戒することができる。なお、地方自治団体の長は、懲戒又は懲戒付加金の付加が必要にも関わらず、懲戒権者が必要な措置をしない場合には、公社の懲戒権者に懲戒又は懲戒付加金の付加を要請することができる。

(5) 不正行為者に対する措置

公社は透明で公正な人事運営など倫理経営を強化するために努力しなければならない。

地方自治団体の長は、公社の役員が大統領令で定める不正行為をした疑いがある場合であって、倫理経営を阻害したと判断される場合には、捜査機関等に当該役員の捜査又は監査を依頼しなければならない。この場合、地方自治団体の長は、当該役員の職務を停止させたり、職務を停止させることを社長に要求したりすることができる。また、行政安全部長官は、捜査又は監査の結果に基づいて必要な場合には、当該役員を解任したり、解任することを社長に要求したりすることができる。

(6) 人事監査(第 57 条の 7)

地方自治団体の長は、不正行為の根絶のため、大統領令に定めるところにより、公社の人事運営を監査することができ、必要に応じて関係書類の提出を要求することができる。

地方自治他団体の長は、人事監査の結果、違法又は不正な事実が発見された場合には、遅滞なく、当該公社の社長に、是正と関係者の人事上の措置を要求しなければならない。また、公社の社長は地方自治団体の長より、要求があった場合には、正当な事由が認められる場合を除き、これを直ちに履行するとともに、履行結果を当該時地方自治団体の長に報告しなければならない。

6 財務会計（地方公企業法第 64～69 条）

(1) 会計（地方公企業法第 64 条～第 64 条の 2）

会計年度及び会計原則などは直営企業と同一（地方公企業法第 15 条及び第 16 条、同法施行令第 6 条ないし第 14 条、同法施行規則第 6 条）

(2) 予算（地方公企業法第 65 条～第 66 条の 2、同法施行令第 58 条及び第 60 条）

- ・行政安全部長官は、前年度 6 月 30 日までに予算に関する共通基準を地方自治団体の長に通知（地方自治団体の長は 7 月 31 日まで公社の長に通知）
- ・社長は毎事業年度事業計画及び予算を当該事業年度開始前までに編成
- ・理事会開催 30 日前までにそれぞれの理事へ送付（追加経費時 7 日前）
- ・予算は理事会の議決で確定して成立又は変更時遅滞なしに自治団体の長に報告
- ・地方自治団体の長は、報告された予算が法令に違反したり著しく不当な場合、その是正を命じる
- ・是正命令を受けた社長は、特別な事由がない限り遅滞なく予算を修正して、理事会の再議決を受ける

(3) 決算（地方公企業法第 66 条）

時期：事業年度終了後 2 ヶ月以内に完了

承認：公認会計士の会計監査報告書を貼付し、遅滞なしに自治団体の長に報告して承認を得る

(4) 新規投資事業の妥当性の検討（地方公企業法第 65 条）

社長は大統領令で定められた規模以上の新規投資事業を行う際には、事業の必要性と事業計画の妥当性を検討し、地方自治団体の長に報告のうえ、議会の承認を得る。新規投資事業の妥当性の検討は調査・研究能力などの要件を備えた専門機関として行政安全部長官が指定告示する機関に依頼して実施する。

7 地方公団に関する規定（地方公企業法第 76 条～第 77 条の 2）

- ・ 次の事項を除外した地方公社に関する規定をそのまま準用。
 - ① 資本金の1/2未満範囲内で地方自治団体以外の者出資、②他の法人に対する出資・株主権行使、③損益金処理方法、④商法の準用、⑤株式会社への登記
- ・ 地方公団は地方自治団体が100%出資する一種の公共機関で地方自治団体事務から委託を受けて、処理する法人である。
- ・ 公団に業務を委託した者と公団から業務を提起された者は手数料を負担する。
- ・ 公団の解散事由
設立目的達成、定款で決める解散事由発生、合併、破産、裁判所の命令又は判決、理事会の議決
- ・ 商法中株式会社の解散に関する規定準用

第6節 地方自治団体の出資・出捐機関に関する法制度

1 沿革（地方公企業法との関係）

地方公社・公団以外の出資法人に関する設立、運営等に関する事項が地方公企業法第77条3項～7項において規定されていたが、2014年3月、「地方自治体出資及び出捐機関の運営に関する法律」（以下、「地方出資出捐法」）が制定されたことに伴い、地方公企業法の該当条文は削除された。

地方出資出捐法は「地方自治体の出資・出捐機関」の運営に関する共通の基準を設けるために設立されたものである。同法が整備された背景には、地方自治団体の出資・出捐機関が、民法、公益法人の設立・運営に関する法律、商法などの法律及び地方自治体の条例により様々な形で運営されていたため、設立手続や指導監督に関する一貫性のある体系的な規定がなく、採用不正や杜撰な経営などの問題が発生していたことがある。

2 地方出資出捐法の主な内容

(1) 適用対象等（第2条）

ア 同法により指定・告示した出資・出捐機関に対してこの法律を適用し、地方公企業法による地方直営企業、地方公社及び地方公団並びに公共機関の運営に関する法律に基づき、企画財務部長官が指定した公共機関及び民法による社団法人等は同法の適用対象から除外されることを明示する。

イ 法律適用対象機関の範囲を明確にし、今後、地方自治体の出資・出捐機関に対して体系的な管理が行われることが期待される。

(2) 住民福利の増進等のための地方自治体の株式会社・非営利法人に対する出資・出資及び設立前協議(第4条及び第7条)

ア 地方自治体は、文化、芸術、奨学、体育、医療などの分野において、住民の福利を増進させる事業と地域経済の活性化などに資する事業を効率的に遂行するために出資し、又は出捐して株式会社や財団法人を設立できるようにするが、その設立前に地方自治体で設立・運営妥当性などを検討した後、その設立がこの法の規定に合っているかどうかなどについて市・道知事は行政安全部長官と、市長・郡守・区庁長は管轄市・道知事とあらかじめ協議すること。

イ 地方自治体が出資・出資機関を設立する前に、その設立・運営の妥当性などについて十分な検討と議論を経て、その結果を住民に公開することで、無分別な機関新設を防ぎ、地方自治体の財政がより健全に運営されることが期待される。

(3) 出資・出捐機関の役職員の人事等(第9条から第15条まで)

ア 出資・出捐機関の役員に対する欠格事由を定め、全ての採用は公開募集による競争方法を原則とし、役員が法令等で定めた職務上の義務を履行せず、又は怠けた場合、解任できるようにする。

イ 地方自治体の長と出資・出資機関の長が任期中に達成すべき経営目標について成果契約を締結し、毎年成果契約書を作成してその達成程度を次年度の報酬に反

映させる。

ウ 採用手続と方法を具体的に定めることで、無資格者又は情実による採用などを防止し、人事運営の客観性と公正性が高まり、特に役員の義務と機関長の責任が強化され、出資・出資機関運営がより透明になることが期待される。

(4) 出資・出捐機関の予算と会計（第 16 条から第 19 条まで）

ア 出資・出捐機関に対する財政支援要件を明確にし、経営成果と財務状態を明確にできるように発生事実に基づいて会計処理することとし、毎会計年度の予算を会計年度開始前までに編成し、地方自治体の長に報告するようにする一方、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算書を作成し、地方自治体の長に提出すること。

イ 会計処理の原則についての具体的な手続と方法等が設けられ、予算と会計処理が恣意的に運営されることを防止するなど、出資・出資機関の財政運営の透明性と経営の効率性が高まることが期待される。

(5) 出資・出資機関の解散要請等（第 24 条）

ア 設立目的の達成、存立期間の満了、合併又は破産の場合や、経営診断の結果民営化推進対象機関に定められた場合などに対しては、地方自治体の長が当該出資・出資機関の解散を要請するなど、必要な措置を取ること。

(6) 出資・出資機関に対する経営実績評価と公示等（第 28 条から第 33 条まで）

ア 地方自治体の長は、出資・出捐機関のうち、地方自治体の支援金が当該機関の総収入額の 2 分の 1 以上の機関等に対しては、毎会計年度終了後に経営実績を評価し、安全行政部長官は、経営実績評価結果を通知してその結果を統合して公示できるようにし、その結果に基づいて経営診断を実施して出資・出捐機関の役員に対する報酬削減などの人事措置、組織改編、機関の解散と民営化などを推進できるようにする。

イ 経営実績の評価対象機関、評価時期、評価項目と評価以降の措置事項等を定めることにより、経営実績評価に対する地方自治体間の偏差を減らし、評価結果の公開を義務付けることにより、出資出資機関の合理的かつ効率的な運営を通じて地域住民へのサービスの増進が期待される。

第7節 地方公企業の経営評価、経営診断

1 経営評価（地方公企業法第78条）

年度別経営実績に対し客観的な評価を行い、その結果を以後の経営に反映させることを企図するとともに、経営評価とインセンティブを連携させた責務経営の具現を図るため導入された。主要な内容は、次のとおりである。

(1) 評価周期

毎年実施:公認会計士の会計監査終了後4ヶ月以内

(2) 評価主体

行政安全部長官

行政安全部長官が必要だと認定した時は地方自治団体の長

(3) 経営評価担当機関

地方公企業法第78条の4による地方公企業評価院

経営評価専門機関

会計法人

その他行政安全部長官が認める機関

(4) 評価内容（基準）

経営目標達成度、業務の能率性、公益性、顧客サービス水準など

(5) 評価時期及び方法と費用負担など

公認会計士の会計監査終了時から開始

評価費用は行政安全部で負担

評価の細部基準などは行政安全部長官が決定

(6) 経営評価委員会

ア 構成（7人以内）

委員長：行政安全部地方財政経済室長

委員：行政安全部長官が任命又は委嘱（民間：2年、再任可能）

公企業経営及び関連分野の副教授以上

5年以上実務経験がある公認会計士及び経営評価に関する知識と経験が豊富な者

国家又は地方自治団体の支援機関に所属した博士学位所持者及びこれに準ずる資格者

地方公企業業務担当3級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員

イ 機能

- ・経営評価基準設定
- ・経営評価対象選定
- ・経営評価機関指定
- ・経営評価等級決定
- ・経営評価結果に伴う措置に関する事項など審議

(7) 経営評価団

- ・経営評価機関と指定された機関で構成
- ・評価団員資格要件
地方公企業業務担当公務員
大学の助教授以上で公企業経営及び関連分野に専門知識がある者
5年以上実務経験がある公認会計士
公企業の経営及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者
- ・付与された業務終了時解散

(8) 結果措置及び事後管理

- ・評価等級を成果年俸及び機関成果給に反映
- ・経営診断対象公企業選定基準で活用
- ・経営評価報告書に指摘された問題点などの改善措置

2 経営診断（地方公企業法第78条の2）

地方公企業設立認可権、所長任命承認権などの主要権限が地方自治団に委譲されることに伴い、地方公企業の乱立を防止し、地方公企業の健全な育成・発展を図るために、1999年1月29日地方公企業法改定時、国家の事後チェックシステムとして導入された。主要内容は、次のとおりである。

(1) 経営診断対象

ア 選定及び診断主体：行政安全部長官

イ 選定基準

- ・3年以上継続して、当期純損失が発生した地方公企業
- ・前年度に比べて、営業収入が顕著に減少した地方公企業
- ・事業規模縮小、法人清算又は民営化が必要だと認められる地方公企業
- ・経営目標設定が過度に非合理的な地方公企業
- ・組織及び人材管理が非効率的な地方公企業
- ・財務構造が不健全な地方公企業
- ・その他行政安全部長官が、経営診断が必要だと認めた地方公企業

ウ 選定期限：経営評価報告書など書類を受け付けた日から60日以内

(2) 経営診断の実施

ア 『地方公企業経営診断班』構成及び運営

(ア) 構成

- ・一時的機構で構成・運営
 - ・対象公企業に対する診断完了時解散
- ※ただし、経営診断を外部専門機関に一括して委託できること

(イ) 診断班員資格要件

- ・地方公企業業務担当公務員
- ・大学の助教授以上で公企業経営及び関連分野に専門知識がある者

- ・ 5年以上実務経験がある公認会計士
- ・ 公企業の経営及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者

(ウ) 機能

- ・ 対象公企業に対する資料分析を通じた診断指標準備
- ・ 対象公企業の経営不良原因分析
- ・ 経営診断報告書作成
- ・ 対象公企業の経営改善方案を用意して『地方公企業経営診断委員会』に上程
→ 経営不良解消のための具体的な改善対策樹立

(エ) 診断費用など

- ・ 自治行政部長官が診断経費を支出（一部を対象公企業に負担させることは可能）
- ・ 診断班が経営診断に必要な書類など要求した時、対象公企業はこれに応じる
こと

イ 『地方公企業経営診断委員会』構成及び運営

構成：7人以内で構成（充て職含む）

委員長：行政安全部次官

委員：行政安全部長官が任命又は委嘱（民間：2年、1回再任可能）

- ・ 経営評価と経営診断に関する豊富な経験を持った専門家
- ・ 5年以上実務経験がある公認会計士
- ・ 大学の助教授以上の職位にある者として公企業経営及びその他関連分野に関する専門知識がある者
- ・ 地方公企業業務担当3級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員
- ・ 機能経営診断の専門職、技術的事項
- ・ 経営診断指標に関する事項
- ・ 経営診断班が提出した経営改善方案に関する事項
- ・ その他経営診断制度発展などに関する事項

(3) 経営診断結果措置

ア 経営改善命令

行政安全部長官が地方自治団体の長、地方公社・公団の社長に経営改善命令

イ 経営改善命令内容

当該地方公企業の役職員に対する減給、解任などの人事措置

事業規模の縮小、組織改編及び人材調整

法人の清算及び民営化

その他経営改善のために必要な事項

ウ 経営改善措置

経営改善命令を受けた地方自治団体の長、地方公社・公団の長が改善措置履行
(経営改善措置結果を行政安全部長官に報告すること)

エ 住民等の意見聴取

地方自治団体の長は、経営改善命令を受けた場合に、地方議会に報告し住民及び関係専門家等の意見を聴取

オ 国会報告

行政安全部長官が経営診断結果、経営改善措置等を国会所管常任委員会に提出

3 地方公企業政策委員会（地方公企業法第78条の5）

行政安全部長官は、地方公企業関連の主な政策、経営評価、経営診断、その他経営改善に関する事項を審議するため、関係の専門家で構成された地方公企業政策委員会を運営する。地方公企業政策委員会は、委員長1人（行政安全部次官）を含む15人以内の委員で構成する。地方公企業政策委員会の構成及び運営等に必要事項は、大統領令（第72条）で定める。委員は以下の人のうち、行政安全部長官が任命する。

- ①経営評価と経営診断に関する有識者
- ②5年以上の実務経験がある公認会計士
- ③「高等教育法」第2条第1号から第6号までのいずれかに該当する学校の助教授以上の役職にある者として公企業の経営及びその他の関連分野に関する有識者
- ④地方公企業の業務を担当する3級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員

また、委嘱委員の任期は2年とし、一回だけの再任が可能である。委嘱委員の辞任などで新たに委嘱した委員の任期は前任委員の残り任期とする。

<参考>

第78条の5③ 委員が第1項各号に定める除斥事由に該当する場合には、自ら当該案件の審議及び議決から回避しなければならない。（本条新設 2019年7月9日）

第8節 罰則

公社・公団の役員が予算編成・報告及び予算・決算に関する共通基準に違反した場合500万ウォン以下の罰金（地方公企業法第81条）が科せられる。

また、正当な事由なしに長官又は地方自治団体の長による業務、会計及び財産に関する検査を拒否したり妨害した場合、200万ウォン以下の過料（地方公企業法第84条）が科せられる。

加えて、公社又は公団の役員（監査は除く。）が第65条に違反した場合には、500万ウォン以下の罰金（地方公企業法第83条）が科せられる。

なお、公社・公団の役員、評価院の役員及び地方公企業政策委員会の委員のうち公務員ではない人が刑法（第129条~第132条）上斡旋、収賄などの罪に問われた場合公務員と見なす（地方公企業法第85条）。

第9節 光州広域市における公企業経営の事例（光州広域市の観光×MICE 統合機関“光州観光公社”の設立）

～光州広域市の観光 MICE 統合機関の設立とその成果～

韓国・光州広域市は、観光産業と MICE (Meeting, Incentive, Convention, Exhibition) 産業を統合的に推進するため、2023 年に「光州観光公社」を設立した。本事例は、公共機関の構造改革を通じて効率性を高め、地域観光の活性化と財務健全性を同時に実現した点で注目される。本節では、その背景、改革内容、成果、今後の展望について体系的に紹介する。

韓国政府は近年、公共機関の効率化と財務健全性確保を国政課題として提示し、特に観光分野においては、地域資源を活用した特化型観光開発やスマート観光の推進が求められている政策的方向性を踏まえ、光州広域市は以下の改革方針を提示した。

改革方針	内容
総合管理体制の構築	公共機関の一元的管理
委託事業方式の改善	非効率事業の見直し
共同運営ガイドライン	経営効率性の強化
人事検証・倫理規定整備	公正性・透明性の確保
インセンティブ制度化	成果を上げた機関への報酬

この方針に基づき、光州広域市は金大中コンベンションセンターと光州広域市観光財団を統合し、新たな観光・MICE 統合機関を設立した。

1 統合の意義

(1) 導入の必要性

観光産業と MICE 産業は、都市の国際競争力を左右する重要な分野であるが、従来は両者が分立的に推進され、資源の分散や政策の重複、効率性の低下が顕著であった。

このような中、これらの課題を克服し、都市ブランドを一層強化するため、光州広域市は観光及び MICE を統合推進する機関として「光州観光公社」を 2023 年に設立した。

公社においては、観光 MICE 事業の「コントロールタワー」として以下の機能を担当し、観光とビジネス需要を一体化させ、地域経済の持続的成長を図っている。

ア 展示・コンベンションセンターの管理・運営

イ 観光商品・資源の開発・運営

ウ 国内外観光客誘致、医療観光拡大

エ MICE 産業の育成・支援

オ 観光政策とインフラの連携強化

(2) 統合機関の運営体制

光州観光公社は、観光振興部門と MICE 推進部門を一元的に統括する組織体制を採用し、意思決定は統合理事会により行われている。政策企画、事業推進、国際協力、

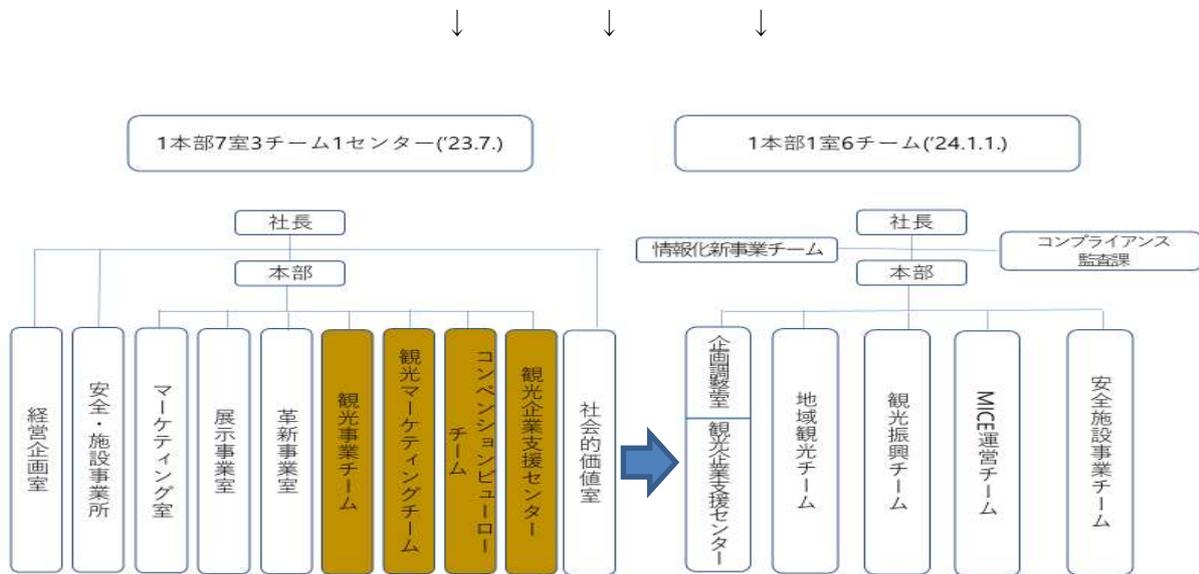
デジタル戦略、市民参加の各部門が有機的に連携する仕組みを整備したことにより、観光資源の開発と MICE 誘致が相互補完的に進められる体制を確立した。

旧体制：1本部7室3チーム1センター → 新体制：1本部1室6チーム

管理職：13名 → 9名（30%削減）

<図表 10-9-1> 統合機関の組織図

核心事業 の再整理	観光事業	観光政策事業	MICE 事業	新規事業
	- 観光企画 マーケティング - 観光コンテンツ 運営	- 観光ガバナンスの 構築 - 観光開発事業	- 展示・貸館・ 賃貸事業 - 国際会議複合 地区活性化	- 観光インフラ 開発 - 情報化体系の 高度化



参考：光州広域市（2025）内部資料より作成

(3) 統合過程と革新計画・推進体制の改善

統合過程においては、既存の観光関連組織と MICE 関連組織を再編し、重複機能を整理した上で統合公社に集約した。

さらに、光州広域市は革新計画を策定し、都市ブランド強化やデジタル基盤拡充、市民参加型モデル構築及び国際交流拡大などを主要方針として提示した。

また、推進体制の改善として、政策決定の迅速化、事業間の連携強化及び成果評価の透明化を実施した。

2 推進内容

(1) 主な内容

統合機関は以下の施策を推進している。

ア 観光資源の高度化

伝統文化と現代芸術を融合した観光プログラムの開発を推進し、光州広域市を代表する名山・無等山やアジア文化殿堂といった伝統的観光資源を、現代芸術や都市型イベントと結合させることで、独自性の高い観光コンテンツを創出している。また、地域祭礼や文化イベントを国際的な観光ブランドへと昇華させることにより、国内外からの誘客を強化している。

イ MICE 誘致の強化

国際会議及び展示会の誘致を促進するため、各種インセンティブ制度を導入するとともに、MICE 分野における専門人材の育成及び関連インフラの整備を一体的に推進している。これらの取組により、光州広域市は国際的な MICE 都市としての地位を着実に確立している。

ウ デジタル戦略の推進

多言語対応のオンラインプラットフォームを構築するとともに、SNS を活用したターゲット別プロモーションを展開している。これにより、インバウンド観光客に対する情報発信力を強化し、光州広域市の都市としての魅力を効果的に発信している。

エ 市民参加型モデルの構築

地域住民を観光ガイドや体験プログラムの担い手として育成し、市民が観光の主体となる参加型の仕組みを構築している。この市民参加型モデルは、持続可能な観光基盤の形成に寄与するとともに、地域アイデンティティの強化にもつながっている。

3 推進成果

統合後、観光客数は着実に増加し、MICE 開催件数も拡大したことにより宿泊、飲食、交通等関連産業の売上が増加した。また、地域経済への波及効果が顕著に認められ、市民満足度の向上、都市ブランドの強化及び国際的評価を獲得した。

光州観光公社の事例は、観光と MICE の統合により都市との競争力を飛躍的に高めた先進的事例といえることができる。

(1) 経営の効率化

管理職の削減により事業部門比率が 64%から 72%へ拡大し、意思決定の迅速化を実現。

(2) 財務健全性

2023 年の売上高は 239 億ウォンで過去最高を記録し、前年比で 43%増加した。

また、派遣職員等の外部人件費の財源は 3 倍に拡大し、販売管理費は 3.9 億ウォンの削減につながった。

<図表 10-9-2>財務成果

指標	2022年	2023年	増減率
売上高	166億ウォン	239億ウォン	+43%
外部人件費財源	118百万円	387百万円	3倍
販売管理費削減	—	3.9億ウォン	—

(3) 地域社会への貢献

MICE開催件数は1,125件と前年比で4.5%増加した。観光客数は668万人に達し、前年比で6%増加した。また、地域観光プログラムは前年比で50%増加し、社会貢献活動も12%拡大した。

4 今後の展望

光州観光公社は、以下の目標を提示

- (1) 都市利用人口 3,000万人の達成
- (2) 季節別テーマ型祭りの育成による「祭りの都市 光州広域市」の実現
- (3) 滞在型複合施設の整備による滞在型観光都市への転換
- (4) 国の公募事業や外部支援事業への積極参加による財源確保
- (5) 地域観光企業の育成と訪問者経済の拡大による地方消滅への対応

光州観光公社の事例は、公共機関の統合による効率化や観光・MICEの一体的な推進、財務健全性の改善及び地域社会課題への対応を同時に実現した点で、これからの自治団体の公企業経営にとっても革新モデルとして活用可能である。特に「観光×MICE統合プラットフォーム」という発想は、人口減少や地域活性化に直結する有効な戦略であると言える。

第 11 章 地方税

第11章 地方税

第1節 地方税制の沿革

韓国の地方税制は1949年の地方自治制度の発足とともに始まっている。地方税法は1949年12月12日に制定され、道及び市・郡に地方税の賦課徴収権が与えられた。道税には国税附加税と独立税（戸別税、家屋税等）があり、市邑面税には国税附加税、道税附加税、独立税（車両税、特別営業税等）があった。独立税より国税附加税を中心とした構造となっていた。

しかし、地方税法及び他税法で規定していた地方税に関する規定を吸収・統合し、地方税制度を体系化するため、1961年12月8日に地方税法は全面改正された。また、「地方自治に関する臨時措置法」により郡が基礎自治団体となる一方、邑・面は郡の下部行政単位になったことに伴い、市邑面税は市郡税に改められた。

1967年には「国税附加税廃止に関する臨時措置法」が施行され、国税附加税が廃止された。道税附加税は、1976年に廃止された。

1973年には住民税が新設された。

1976年には遊興飲食税が廃止される一方で、登録税を国税から道税に移管し、住民税、自動車税、屠畜税が道税から市郡税に移管されるとともに事業所税が新設された。

1984年には市郡税としてたばこ販売税が新設され、1988年にたばこ消費税に改編された。

1989年には市郡税として総合土地税が新設されたが、2005年に財産税へ統合された。

1991年には道税として地域開発税が新設され、共同施設税が市郡税から道税に移管された。

1993年には馬券税が競走・馬券税とされ、課税対象が競輪、競艇の投票券にまで拡大された。2002年にはレジャー税に改められ、闘牛も対象とされるようになった。

1999年末には、韓米自動車貿易協定の結果に伴う自動車税率引下げによる地方税減収を補うために走行税が新設された。

2001年には、それまで地方税に附加課税されていた教育税が別途分離され、国税の教育税とは別途に地方教育税が新設された。

2009年には、地方税の納付確認書、納税証明書の発行が可能になった。

2010年には、特別徴収義務者の納入、案分基準通報、納入通報が新設された。

2011年には、金融会社などの定義を新設した。

2014年には、車両取得税の課税資料の通報の事項を新設し、タバコ税に水タバコや嗅ぎたばこが含まれた。

2015年には、自治体の主な歳入財源であるタバコ税の税率や地域資源施設税の課税標準と標準税率が引上げられた。

2017年には、開業や廃業などの申告事項だけではなく管轄自治体の長に通報が義務付けられた。

2018年には、大株主が国外へ転出する際の国内株式などの譲渡所得に対する課税が強化された。

2019年現在、地方税は11税目（普通税9、目的税2）である。2019年時点において、韓国の地方税は制度改善の一環として整理が進められ、11の主要税目を中心に運営されている。

2020年代初頭の地方税法改正は、地方税基本法、地方税徴収法、地方税特例制限法などを中心に毎年段階的に実施され、納税手続、課税除斥期間、減免制度などに関する制度改善が継続的に推進された。

2024年の地方税関係法改正案では、「民生経済の安定及び地方税制の合理化」を目的として、出生・養育支援に関する税制優遇の拡充、取得税・財産税等における減免制度の見直しなど、多様な制度改善が盛り込まれた。

第2節 地方税の概要

1 各税目の課税対象及び税率等

(1) 普通税

① 取得税（地方税法第6条）

不動産・車両等の所有権が移転される流通過程で担税力が露出する取得者に租税を負担させるために一定の資産の取得に対しその取得者に賦課される租税

(ア) 課税対象

不動産（土地、建築物）、車両、機械装備（建設機械等）、立木、航空機、船舶、鉱業権・漁業権、ゴルフ・乗馬・コンドミニアム・総合体育施設利用・ヨット会員権を取得する行為

(イ) 税率

一般税率：1,000分の10～40（50/100の範囲内で調整可能）

※住宅有償取得6億ウォン以下 1000分の10、6億ウォン超過9億ウォン以下1000分10～30、9億ウォン超過1000分の30

※自治体の条例によって標準税率の100分の50の範囲内で加減調整が可能

(ウ) 納付方法：取得日から60日以内に申告納付（申告納付期間内に納付しない場合20%の加算税を加算して賦課・徴収）

②-1 登録免許税（登録分）（地方税法第23・27・28条）

財産権その他権利の取得・移転・変更又は消滅に関する事項を公簿に登記又は登録する場合にその登記又は登録を受ける者に賦課される租税

(ア) 課税対象

財産権その他権利の取得・移転・変更に関する事項を公簿に登記又は登録（登録を含む）する行為

(イ) 税率（例示）

< 図表 11-1 > 登録免許税（登録分）の税率（例示）

不動産登記	所有権保存：8/1,000 所有権移転：有償 20/1,000、無償 15/1,000、 相続 8/1,000 所有権外の物件設定や移転：地上・抵当権・ 地役・使用权（チョンセ権）・賃借権 2/1,000、 競売申請・仮差押さえ・仮処分・仮登記： 2/1,000、その他 6,000 ウォン（定額）
船舶登記	所有権登記・登録：0.2/1,000 抵当権設定登記・登録、抵当権移転登記・登 録：2/1,000 その他の登記・登録：15,000 ウォン（定額）
自動車登録	所有権登録：20/1,000, 30/1,000, 50/1,000 抵当権登録・移転登録：2/1,000

	その他：15,000 ウォン（定額）
航空機登録	最大離陸重量 5,700Kg 以上 0.1/1,000,その以外 0.2/1,000、第 1 号～7 号までの登記外の登記 12,000 ウォン

(ウ) 納付方法

登記・登録前に登録免許税を申告納付し領収証を添付して登記・登録

②-2 登録免許税（免許分）（地方税法第 34・35 条）

各種の免許を受ける者に対しその免許の種類ごとに一定額で賦課される租税

(ア) 課税対象

特定の営業設備又は行為に関して権利の設定及び禁止の解除をする行政処分と申告の受理・登録の行政行為

※免許の有効期間が 1 年を超過する免許の場合は、毎年 1 月 1 日にその免許が更新されると見なして課税

(イ) 税率

<図表 11-2> 登録免許税（免許分）の税率（例示）

区分	人口 50 万人以上の市及び自治区ではない区が設置されている市	その他の市	郡
第 1 種：食品接客業など	67,500 ウォン	45,000 ウォン	27,000 ウォン
第 2 種：食品保存業など	54,000 ウォン	34,000 ウォン	18,000 ウォン
第 3 種：港湾運送関連事業など	40,500 ウォン	22,500 ウォン	12,000 ウォン
第 4 種：海運仲介業など	27,000 ウォン	15,000 ウォン	9,000 ウォン
第 5 種：輸出入植物防除業など	18,000 ウォン	7,500 ウォン	4,500 ウォン

(ウ) 納期：免許の登記又は登録をする前までに申告納付

③ レジャー税（地方税法第 40 条）

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為として特定事業を営む事業者に賦課する租税（2001 年 12 月 29 日「競走・馬券税」から「レジャー税」に変更）

(ア) 課税対象

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為

(イ) 納税義務者：課税対象に該当する事業を営む者

a 税率：勝者及び勝馬投票券等の発売金総額の 100 分の 10

b 納期：勝者・勝馬投票券等の発売日が属する月の翌月 10 日までに申告納付
 なお、場外発売所で販売される勝者・勝馬投票券に対する税額は競馬場所在地の市・郡・区と場外発売所所在地の市・郡・区間で按分することとされた。その割合は 50%対 50%とするが、競輪場・競艇場・競馬場が新設された場合に

は、一定期間まで、施設所在地の市・郡・区に 80%、場外発売所所在地の市・郡・区 20%を納付することとされた（地方税法第施行令 57 条）。

④ 住民税（地方税法第 74 条）

地域社会におけるインフラ整備等の地方自治団体共通経費を住民が平等に負担するために賦課する租税で均等割、財産割、従業員割に分かれる。

(ア) 納税義務者

- a 均等割：毎年 8 月 1 日基準、納税地を管轄する地方自治団体内に住所及び事業場を有する個人又は法人
- b 財産割：毎年 7 月 1 日基準、納税地を管轄する地方自治団体内に事業所をおく事業主
- c 従業員割：従業員に給料を支払う事業主

(イ) 税率

(均等割)

個人：10,000 ウォンを限度とし、法の範囲内で条例により定める税率

個人事業者：50,000 ウォン

法人：

区分	税額
資本金又は出資金 30 億ウォン以下	50,000 ウォン
資本金又は出資金 30 億ウォン超 50 億ウォン以下	10,000 ウォン
資本金又は出資金 50 億ウォン超	200,000 ウォン
その他の法人	50,000 ウォン

(財産割)

事業所の総面積 1 m²当り 250 ウォン(標準税率)

(従業員割)

従業員の給料総額の 5/1,000

(ウ) 納付方法

- a 等割：毎年 8 月 1 日～8 月 31 日を納期として賦課・徴収
- b 産割：毎年 7 月 1 日～7 月 31 日を納期として賦課・徴収
- c 従業員割：毎月分を翌月 10 日までに申告納付

⑤ 財産税（地方税法第 104 条）

土地、建築物、住宅、船舶及び航空機の所有に対しその所有者に賦課する租税。

(ア) 課税対象：土地、建築物、住宅、船舶、航空機

(イ) 課税標準：時価標準額、

a 土地及び建築物：時価標準額の 50/100～90/100

b 住宅：時価標準額の 40/100～80/100

(ただし、1 世帯 1 住宅の場合、30/100～70/100)

c 船舶及び航空機：第 4 条第 2 項による時価標準額

(ウ) 税率

a 土地

(総合合算課税対象)

課税標準	税率
5,000 万ウォン	1,000 分の 2
5,000 万ウォン超 1 億ウォン以下	10 万ウォン + 5,000 万ウォン超過金額の 1,000 分の 3
1 億ウォン超過	25 万ウォン + 1 億ウォン超過金額の 1,000 分の 5

(別途合算課税対象)

課税標準	税率
2 億ウォン以下	1,000 分の 2
2 億ウォン超 10 億ウォン以下	40 万ウォン + 2 億ウォン超過金額の 1,000 分の 3
10 億ウォン超過	280 万ウォン + 10 億ウォン超過金額の 1,000 分の 4

(分離課税対象)

種類	税率
田、畑、果樹園、牧草用地、林野	課税標準額の 1,000 分の 7
ゴルフ場、高級娯楽場用土地	課税標準額の 1,000 分の 40
上記以外の土地	課税標準額の 1,000 分の 2

b 建築物

一般建築物：課税標準額の 1,000 分の 2.5

ゴルフ場、高級娯楽場用土地：課税標準額の 1,000 分の 40

住居地域内の工場：課税標準額の 1,000 分の 5

c 住宅

課税標準	税率
6,000 万ウォン以下	1,000 分の 1
6,000 万ウォン超 1 億 5,000 万ウォン以下	6 万ウォン + 6,000 万ウォン超過金額の 1,000 分の 1.5
1 億 5,000 万ウォン超 3 億ウォン以下	195,000 ウォン + 1 億 5,000 万ウォン超過金額の 1,000 分の 2.5
3 億ウォン超過	570,000 ウォン + 3 億ウォン超過金額の 1,000 分の 4

d 船舶

高級船舶：1,000 分の 50

その他：1,000 分の 3

e 航空機

課税標準額の 1,000 分の 3

(エ) 納付方法

毎年 6 月 1 日現在の財産税課税台帳上の所有者に対し、土地については 9 月 16 日～30 日、建築物については 7 月 16 日～7 月 31 日、住宅については税額の 2 分の 1 は 7 月 16 日～7 月 31 日まで、残り 2 分の 1 は 9 月 16 日～9 月 30 日までを納期として賦課・徴収（納付税額 1,000 万ウォンを以下の場合には 7 月 16 日～7 月 31 日までを一括して付加及び徴収が可能）

⑥ 自動車税（地方税法第 124 条）

自動車管理法規定による自動車と建設機械管理法による建設機械の中車両と類似するものの所有者に賦課する租税

(ア) 課税対象

自動車管理法の規定に基づき登録又は申告された車両並びにダンプトラック及びコンクリートミキサートラック

(イ) 税率

a 乗用自動車：排気量×cc 当たり税額＝年税額

営業用		非営業用	
排気量	cc 当たり税額	排気量	cc 当たり税額
1,000cc 以下	18 ウォン	1,000cc 以下	80 ウォン
1,600cc 以下	18 ウォン	1,600cc 以下	140 ウォン
2,000cc 以下	19 ウォン	1,600cc 以上	200 ウォン
2,500cc 以下	19 ウォン	—	—
2,500cc 超	24 ウォン	—	—

b その他の乗用自動車（年税額）

営業用	非営業用
20,000 ウォン	100,000 ウォン

c 乗合自動車（年税額）

区分	営業用	非営業用
高速バス	100,000 ウォン	—
大型貸切バス	70,000 ウォン	—
小型貸切バス	50,000 ウォン	—
大型一般バス	42,000 ウォン	115,000 ウォン
小型一般バス	25,000 ウォン	65,000 ウォン

d 貨物自動車（年税額）

最大積載量	営業用	非営業用
1,000 kg 以下	6,600 ウォン	28,500 ウォン
2,000 kg 以下	9,600 ウォン	34,500 ウォン

3,000 kg以下	13,500 ウォン	48,000 ウォン
4,000 kg以下	18,000 ウォン	63,000 ウォン
5,000 kg以下	22,500 ウォン	79,500 ウォン
8,000 kg以下	36,000 ウォン	130,500 ウォン
10,000 kg以下	45,000 ウォン	157,500 ウォン

e 特殊自動車（年税額）

区分	営業用	非営業用
大型特殊自動車	36,000 ウォン	157,500 ウォン
小型特殊自動車	13,500 ウォン	58,500 ウォン

f 三輪以下小型自動車（年税額）

営業用	非営業用
3,300 ウォン	18,000 ウォン

(ウ) 納期及び納税義務者

年税額を2期に分けて納期が属する月の1日現在の自動車の所有者に対して賦課・徴収（納税者の申請がある場合には4期に分けて賦課）

第1期分：6月16日～6月30日

第2期分：12月16日～12月31日

※年税額を一時に納税する場合には10%控除

⑦ 自動車の走行に対する自動車税（地方税法第135条）

自動車の走行に対する自動車税は、揮発油・軽油に対する交通・エネルギー・環境税の納税義務者に付加する。

(ア) 納税義務者

揮発油及び軽油に対する交通・エネルギー・環境税の納税義務がある者

(イ) 税率

交通・エネルギー・環境税額の1,000分の360

(ウ) 納付方法

翌月末までに交通・エネルギー・環境税の納付期限まで納付

⑧ 地方所得税（地方税法第85条）

個人及び法人所得を得る者に賦課する租税

(ア) 課税対象

所得税法及び法人税法による所得税、法人税の納税義務者

(イ) 税率

所得税法及び法人税法上の所得別の課税標準規定を準用して所得税税率の10%水準の独立税率

<図表 11-3> 個人地方所得税の税率

課税標準	税率
1,400 万ウォン以下	課税標準額 × 1,000 分の 6
1,400 万ウォン超～ 5,000 万ウォン以下	84,000 ウォン + (1,400 万ウォンを超過する金額 × 1,000 分の 15)
5,000 万ウォン超～ 8,800 万ウォン以下	624,000 ウォン + (5,000 万ウォンを超過する金額 × 1,000 分の 24)
8,800 万ウォン超～ 1 億 5,000 万ウォン以下	1,536,000 ウォン + (8,800 万ウォンを超過する金額 × 1,000 分の 35)
1 億 5,000 万ウォン超～ 3 億ウォン以下	3,706,000 ウォン + (1 億 5,000 万ウォンを超過する金額 × 1,000 分の 38)
3 億ウォン超～ 5 億ウォン以下	9,406,000 ウォン + (3 億ウォンを超過する金額 × 1,000 分の 40)
5 億ウォン超～ 10 億ウォン以下	17,406,000 ウォン + (5 億ウォンを超過する金額 × 1,000 分の 42)
10 億ウォン超	38,406,000 ウォン + (10 億ウォンを超過する金額 × 1,000 分の 45)

(ウ) 納付方法

a 申告納付 (所得分)

- ・特別徴収分：毎月分を翌月の 10 日まで申告納入
- ・総合所得税分：所得税の申告期間の満了日まで (所得税と同時徴収)
- ・譲渡所得税分：所得税の申告期間の満了日まで (所得税と同時徴収)
- ・法人税分：事業年度の終了日から 4 月内

⑨ たばこ消費税 (地方税法第 47・48 条)

製造たばこに賦課される租税で製造たばこの本数 (20 本) 又は重量 (グラム) により賦課される従量税である

(ア) 課税対象：たばこ

(イ) 税率^{※1}

種類	単位	金額
吹かしたばこ	—	—
-紙巻たばこ	20 本当たり	1,007 ウォン
-パイプたばこ	1 g 当たり	36 ウォン
-葉巻たばこ	1 g 当たり	103 ウォン

※1：たばこ消費税の税率は、次の各号のとおりとする。ただし、葉たばこ (葉たばこを原料としたニコチンを含む。) を原料の全部又は一部として製造したたばこ以外のたばこについては、次の各号に規定する税率に 100 分の 50 を乗じた税率を適用する。

-刻みたばこ	1 g 当たり	36 ウォン
-電子たばこ	ニコチン溶液(1 ml 当たり)	628 ウォン
-水たばこ	1 g 当たり	715 ウォン
噛みたばこ	1 g 当たり	364 ウォン
嗅ぎたばこ	1 g 当たり	26 ウォン

(ウ) 納付方法及び納税義務者

製造者又は輸入販売業者が毎月1日から末日まで製造場又は保税区域から搬出したたばこに対して税額を算出し、翌月末日までに申告納付

(2) 目的税

① 地域資源施設税（地方税法第141条）

(ア) 目的：地域資源の保護及び開発、地域の消防事務、災難予防など安全管理事業及び環境保護と改善事業、その他の地域均衡開発事業、公共施設に必要な費用に充当するため

(イ) 課税対象：

発電用水、地下水、地下資源、コンテナ、原子力発電、火力発電、廃棄物埋立施設、法律の規定による大統領令が定めるものなど

(ウ) 税率：

<図表 11-4> 特定資源に対する地域資源施設税

課税標準	税率
発電用水	発電に利用される水 10 m ³ 当り 2 ウォン
地下水	ア 食水用：m ³ 当り 200 ウォン イ 温泉水：m ³ 当り 100 ウォン ウ その他又は沐浴用水：m ³ 当り 20 ウォン
地下資源	鉱物価格の 5/1,000
コンテナ	コンテナ 1 TEU 当り 15,000 ウォン
原子力発電	発電量 1 k ウォン h 当り 1 ウォン
火力発電	発電量 1 k ウォン h 当り 0.3 ウォン

<図表 11-5> 特定不動産に対する地域資源施設税

課税標準	税率	備考
600 万ウォン以下	4/10,000	火災危険建築物に対する当該税率の 200/100 にする
600 万ウォン超 1,300 万ウォン以下	2,400 ウォン+600 万ウォン超 過金額の 5/10,000	
1,300 万ウォン超 2,600 万ウォン以下	5,900 ウォン+1,300 万ウォン 超過金額の 6/10,000	
2,600 万ウォン超 3,900 万ウォン以下	13,700 ウォン+2,600 万ウォン 超過金額の 8/10,000	
3,900 万ウォン超	24,100 ウォン+3,900 万ウォン	

6,400 万ウォン以下	超過金額の 10/10,000	
6,400 万ウォン超	49,100 ウォン+6.400 万ウォン 超過金額の 12/10,000	

(エ) 納付方法：申告納付（特定不動産は財産税の規定を準用）

② 地方教育税（地方税法 149 条）

(ア) 目的

地方教育の質的向上に必要な地方教育財政の拡充に必要な財源を確保するため

(イ) 課税対象

地方税の 6 税目（登録免許税、レジャー税、住民税均等割、財産税、自動車税（非営業用乗用車）、たばこ消費税、取得税）

(ウ) 税率（標準税率）

税目	税率
登録税	20%
レジャー税	40%
住民税均等割	10%（人口 50 万人以上の市 25%）
財産税	20%
自動車税	30%
たばこ消費税	4399/10,000
取得税	20%

(エ) 納付方法

a 申告納付：取得税、登録税、レジャー税、たばこ消費税

b 賦課徴収：住民税均等割、財産税、自動車税

2 重課税

個々の税目では、地方税法に基づき重課税される場合がある。図表にすると、次のとおりとなる。

<図表 11-6> 地方税重課税一覧

税目別	重課対象及び税率
取得税	○重課税対象財産：5 倍重課 ・高級住宅：建築物延面積 331m ² （共同住宅の場合は専用面積 245 m ² ）超、課税標準 9,000 万ウォン超など ・高級娯楽場：カジノ場、舞踏遊興飲食店など ・高級船舶：豪華自家用船舶（課税標準 5,000 万ウォン以上） ・別荘及びゴルフ場
登録免許税	○大都市内の法人設立と支店又は事務所の設置に伴う登記：3 倍重課

	○大都市内の工場新・増設に伴う登記：3倍重課 <ul style="list-style-type: none"> - 不動産所有権移転：2% => 6% - 営利法人の設立・合併：0.4% => 1.2% など
財産税	○贅沢性財産 <ul style="list-style-type: none"> - 土地：ゴルフ場・高級娯楽場・別荘 4% - 建築物：ゴルフ場・高級娯楽場・別荘 4% (最低税率 0.15% の 26.7 倍) - 高級船舶 5% ○大都市内の工場新・増設：5倍重課 市の住居地域内の工場新・増設：2倍重課
共同施設税	○火災危険建築物：2倍重課 ・ホテル、遊興場、デパート、給油所、劇場など
住民税(財産割)	○汚染物質排出事業所：2倍重課 (財産割：事業所延面積 1 m ² 当 250 ウォン→1 m ² 当 500 ウォン)

3 地方税に付加される付加税の現況

地方税に付加される税としては、農漁村特別税とそれ自体地方税である地方教育税がある。

農漁村特別税は農漁村特別税法に基づき、農漁業の競争力強化並びに農漁村産業基盤施設の拡充及び農漁村地域開発事業のために必要な財源を確保するために 1994 年に創設されたもので、所得税など国税の 5 税目、地方税の 3 税目に付加されている。

地方教育税は、前述のとおり地方税の 6 税目に付加されるものである。

<図表 11-7>自治体別地方税の付加税率

区分	本税 (地方税)	付加税率	
		農漁村特別税	地方教育税
道税	①取得税 (取得税減免額)	10% 減免税額の 20%	— —
	②登録免許税 (登録税減免額)	— 減免税額の 20%	20% —
	③レジャー税	20%	40%
	市郡税	①財産税	—
	②住民税 (均等割)	—	10% (人口 50 万人以上の市 25%)
	③たばこ消費税	—	50%
	④自動車税	—	30%

第3節 韓国の地方税制の特色

1 賦課徴収の委任

韓国においては、地方税の賦課徴収事務は、原則として基礎自治団体が担っている。すなわち、市・郡・自治区は、その区域内において広域自治団体税を徴収し、これを当該広域自治団体に納入する義務を負う。この徴収事務の委任については、基礎自治団体の同意を要せず、基礎自治団体はこれを拒否することができない。

広域自治団体の長は、納税義務者又は特別徴収義務者に対し、直接、納税告知書又は納入通知書を交付することができる（地方税徴収法第17条第1項）。

広域自治団体は、納入された税額のうちから、大統領令で定める基準に従い、条例で定める交付率に基づき、市・郡・自治区に対して徴収事務に要する費用として徴収交付金を交付しなければならない（地方税徴収法第17条第2項）。現行制度においては、この徴収交付率は原則として税収額の3%とされている（地方税徴収法施行令第24条）。

徴収交付金制度は1949年に導入されたが、その後、交付率は段階的に引き上げられ、1979年には30%に統一されるなど、単なる事務処理費補填にとどまらず、財政調整的性格を帯びるに至った。

1988年には自治区制度の導入に伴い、特別市税及び直轄市税について、自治区に対する徴収交付率が新たに3%とされた。他方、1990年には地方自治の本格実施に伴い、中央政府及び道の事務が大幅に移譲された結果生じた財源不足を補う目的から、人口50万人以上の市に対する徴収交付率が30%から50%へと引き上げられた。なお、1999年以前は徴収交付率が30%（人口50万人以上の市では50%）とされていたが、これは財政調整的性格を有していたためであり、2000年の制度改正により、純粋な徴収経費補填制度として一律3%に縮小されたものである。

このような制度運用の下で、道においては、道税事務所を設置して道税を直接徴収することや、徴収交付金交付率を道条例に委任することを求める動きがみられた。他方、市・郡においては、人口50万人以上の市と同様の徴収交付率引上げを求めるなど、広域自治団体と基礎自治団体との間で制度をめぐる摩擦が顕在化した。

そこで、徴収交付金を実際の徴税処理費を勘案した水準である3%に統一する一方、残余の財源を人口規模及び徴税実績等を考慮して再配分する財政調整制度として、財政補填交付金制度が導入された（地方財政法第29条）。

財政補填交付金の90%は一般財源補填金として、人口規模60%、徴税実績40%の比率により基礎自治団体に配分される。残りの10%は施策推進補填金として、市・郡の地域開発事業等の推進状況に応じて配分される。なお、交付税不交付団体を有する道（京畿道）については、一般財源補填金の一部を、当該不交付団体に対する特別財政補填金として配分することができる特例が設けられている。

広域自治団体の税務担当部局は、市・郡・自治区に対して指導及び税務調査を行う権限を有するが、税務調査の結果に基づく賦課徴収事務は、市・郡・自治区が行う。

なお、市・郡・自治区における賦課徴収実務は、従来、第一線行政機関である邑・

面・洞において処理されてきたが、1998年以降の邑・面・洞機能転換により、現在では市・郡・自治区本庁で一元的に処理される例が増加している。近年の改正では、徴収の効率化と電子化が進められ、電子納付・電子告知制度が法令に明記された（2024年改正）。

2 許認可事業の制限

韓国では、許認可事業者が3回以上不当に滞納した場合、ペナルティとして地方自治団体の長は主務官庁に事業の停止、許認可等の取消を要求できる（地方税徴収法第7条）。また、2024年改正により、滞納者に対する制裁手段が多様化し、地方税滞納者の名簿公開範囲が拡大され、さらに高額・常習滞納者に対する金融取引制限が強化された。

3 課税自主権の拡大

（1）税率設定

韓国でも、租税法律主義の下ではあるが、地方自治団体の課税自主権が拡大されてきた。

そもそも1949年の地方税法制定時には、全税目で制限税率を設定の上、自治体が一定幅の裁量をあたえられていたが、1961年の全面改正でほとんどの税目が一定税率とされた。1973年によろやくいくつかの税目で標準税率制度が新たに採用された。1991年に新設された地域開発税は標準税率とされ、自動車税も標準税率に改められた。1995年には住民税個人均等割が制限税率に改められ、1997年には取得税、登録税、財産税が標準税率に改められた。その結果、16の地方税目中、4税目（レジャー税、免許税、農業所得税、走行税）を除く11税目に対する税率決定権が地方自治団体に付与されている。2024年から2025年にかけての改正では、まず取得税と財産税の減免が拡大され、人口減少地域や非首都圏地域に対しては首都圏よりも高い減免率が適用されることとなった。さらに、生涯で初めて住宅を購入する者に対する取得税の減免が新設され、小規模な新築住宅や未販売マンションを対象とする取得税減免制度も導入された。加えて、地方所得税については合理化が進められ、還付加算金の起算日に関する規定が改善されるとともに、小規模法人に対する税率が調整された。最後に、多住宅所有者に対する重課については除外範囲が拡大され、住宅数の算定方式が見直されることで納税者の負担が緩和されることとなった。

自主的な税率設定を韓国では弾力税率の活用とよんでいる。財産税については、近年、弾力税率を活用して税負担を軽減する地方自治団体が増加し、地域・住宅間の課税不公平等が問題化していたため、地方税法改正により、財産税の弾力税適用要件及び基準設定が強化された。

<図表 11-8> 弾力税率一覧

税目	課税対象	標準税率	調整比率	根拠
取得税	1. 不動産、車両、機械装 備、立木、航空機、船舶、鉱 業権・漁業権、ゴルフ・乗馬・コ ンドミニアム・総合体育施設 利用・ヨット会員権	20/1,000	50/100の範囲内	地方税法 第14条 ※重課税税率 除外
	2. 別荘・ゴルフ場・高級住 宅・高級船舶	100/1,000		
	3. 相続の所有権の移転			
	(1) 農地	23/1,000		
	(2) その他	28/1,000		
	4. 無償所有権移転・非営利事 業者	35/1,000(28/1,000)		
5. その他所有権の移転	(1) 農地	30/1,000		
	(2) その他	40/1,000		
登録免許税	1. 所有権の保存	8/1,000	50/100の範囲内	地方税法 第28・34条 ※標準税率に ついて
	2. 分割登記	3/1,000		
	3. 所有権以外の物件	2/1,000		
	4. 競売及び仮差押さえ	2/1,000		
	5. その他	3,000ウォン		
	免許1～5種(647号)	定額税率		
地域資源 施設税	1. 建築物(住宅含む) 船舶	0.5/1,000～	50/100の範囲内	地方税法第 147条第4項
	2. 貯油所・ガソリンスタンド ・精油所・百貨店	1.3/1,000 1/1,000～		
	ホテル・遊興場・劇場・4階以上 の建築物	2.6/1,000		
	3. 汚物処理施設・水利施設	0.23/1,000		
	発電用水	2W/10m ³	50/100の範囲内	地方税法第
	地下水	20～200W/m ³	(※原子力や火	147条第4項

	地下資源 コンテナ 原子力発電	5/1,000 1TEU当り 15,000W 0.5W/KWC	力発電除外)	
地方 教育税	登録税額 レジャー税額 均等割住民税額 財産税額 自動車税額 タバコ消費税額	20/100 60/100 10(25)/100 20/100 30/100 50/100	50/100の範囲内	地方税法第 151条第2項
住民税	1. 個人均等分 (1) 個人 (2) 事業場をもつ個人 2. 法人均等分 資本金従業員の数による 3. 財産分	10,000W以下 50,000W 50,000W ~500,000W 250W/m ²	(個人均等分): 1 万W以内 (財産分)1m ² 当り 250W以下 (従業員分)50/10 0の範囲内	地方税法第 78条第2項外
地方 所得税	1. 所得分(所得税, 法人税) 2. 従業員分	10/100 0.5/100	50/100の範囲内 5/1,000以下	地方税法第89 条第2項、第1 00条第2項
財産税	1. 土地 2. 建築物 3. 住宅 4. 船舶 (1) 高級 船舶 (2) その他 船舶 5. 航空機	0.7/1,000~40/1,000 2.5/1,000~40/1,000 1/1,000~4/1,000 50/1,000 3/1,000 3/1,000	50/100の範囲内	地方税法第11 1条第3項
	課税特例分の土地, 建築物	1.5/1,000	23/10,000 以下	地方税法第 112条第2項

自動車税	1. 乗用自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用 2. その他乗用自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用	CC当り 18~24W 80~220W 台当り 20,000W 100,000W	50/100 の範囲内	地方税法第127条第3項
自動車税	3. 乗合自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用 4. 貨物自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用 5. 特殊自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用 6. 三輪以下小型自動車 (1) 営業用 (2) 非営業用	台当り 25,000W~100,000W 65,000W~115,000W 台当り 6,600W~45,000W 28,500W~157,500W 台当り 13,500W~36,000W 58,500W~157,500W 台当り 3,300W 18,000W	50/100 超	地方税法第127条第3項
	7. 交通, エネルギー, 環境 税額	360/1,000	30/100の範囲内	地方税法第13条第2項 (施行令委任)

(2) 任意税目

韓国では、法定の税目以外に各地方自治団体が条例で税を創設することは、認められていない。しかし、地域開発税では任意税目制度が採用されており、法定外税に近い役割を果たしているともいえる。

参考資料

広域自治団体の概要

＜ソウル特別市(서울특별시)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

市庁所在地	ソウル特別市中区世宗大路 110
市長	吳世勳(オ・セフン)
市議会議員	110名
行政区域	25 自治区 (426 洞) () 内は下部行政単位
面積	605.25k m ²
人口	9,331,485 人
市の花	ケナリ
市の木	イチョウ
市の鳥	カササギ

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

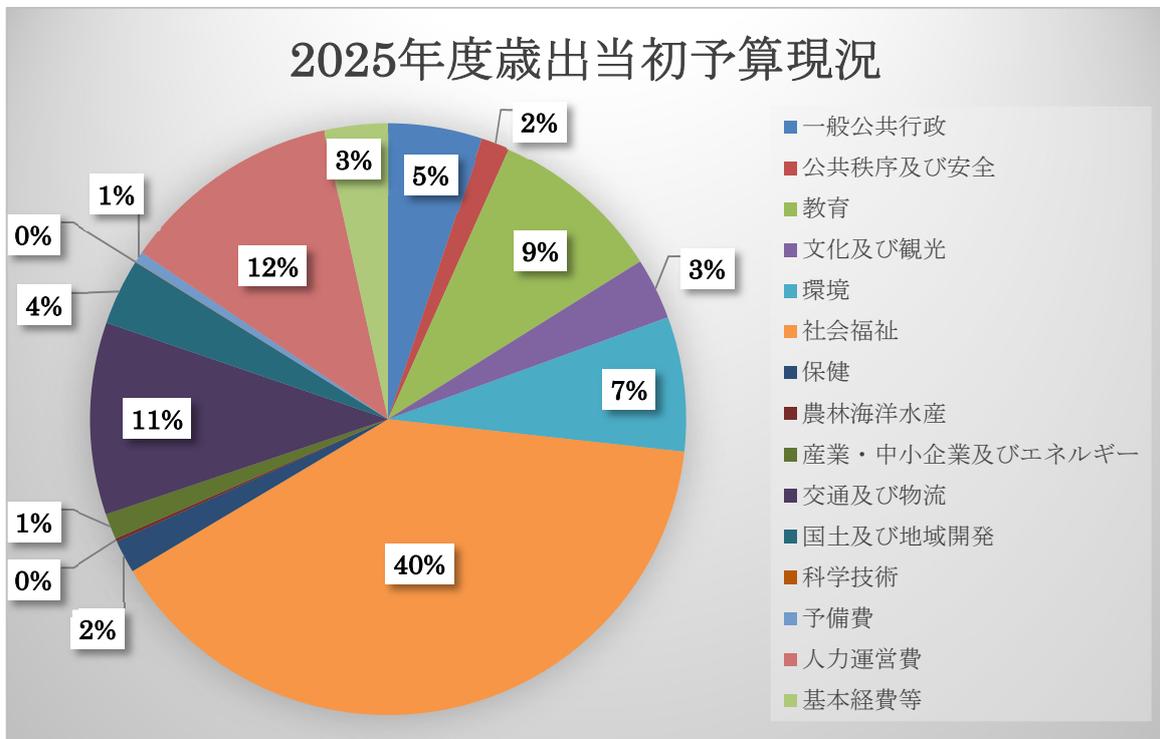
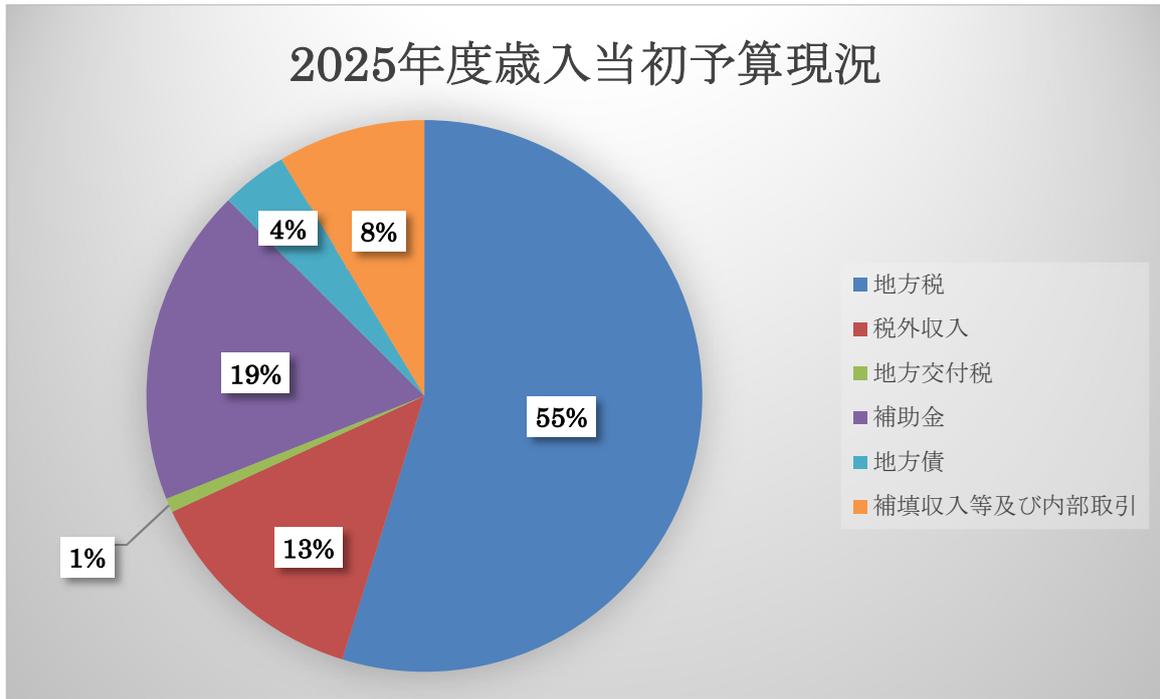
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	502,000	403,136	98,864
地方税	274,917	274,917	
税外収入	66,907	26,507	40,399
地方交付税	4,103	4,034	69
補助金	93,635	74,756	18,879
地方債	19,339	1,500	17,839
補填収入等及び内部取引	43,099	21,422	21,677

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	502,000	361,621	140,379
一般公共行政	25,615	21,828	3,787
公共秩序及び安全	7,785	5,758	2,027
教育	47,224	47,186	38
文化及び観光	16,811	15,123	1,688
環境	36,928	19,753	17,175
社会福祉	199,013	152,704	46,309
保健	9,070	9,067	3
農林海洋水産	814	502	312
産業・中小企業及びエネルギー	7,048	6,763	285
交通及び物流	52,749	5,411	47,338
国土及び地域開発	18,142	8,724	9,418
科学技術	66	66	-
予備費	3,019	2,942	77
人力運営費	60,467	49,872	10,595
基本経費等	17,249	15,922	1,327

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜釜山広域市(부산광역시)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

市庁所在地	釜山広域市蓮堤区中央大路 1001
市長	朴亨俊 (パク・ヒョンジュン)
市議会議員	46名
行政区域	1郡15自治区(4邑、1面、200洞) ()内は下部行政単位
面積	771.32 k m ²
人口	3,266,598人
市の花	椿
市の木	椿
市の鳥	カモメ

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

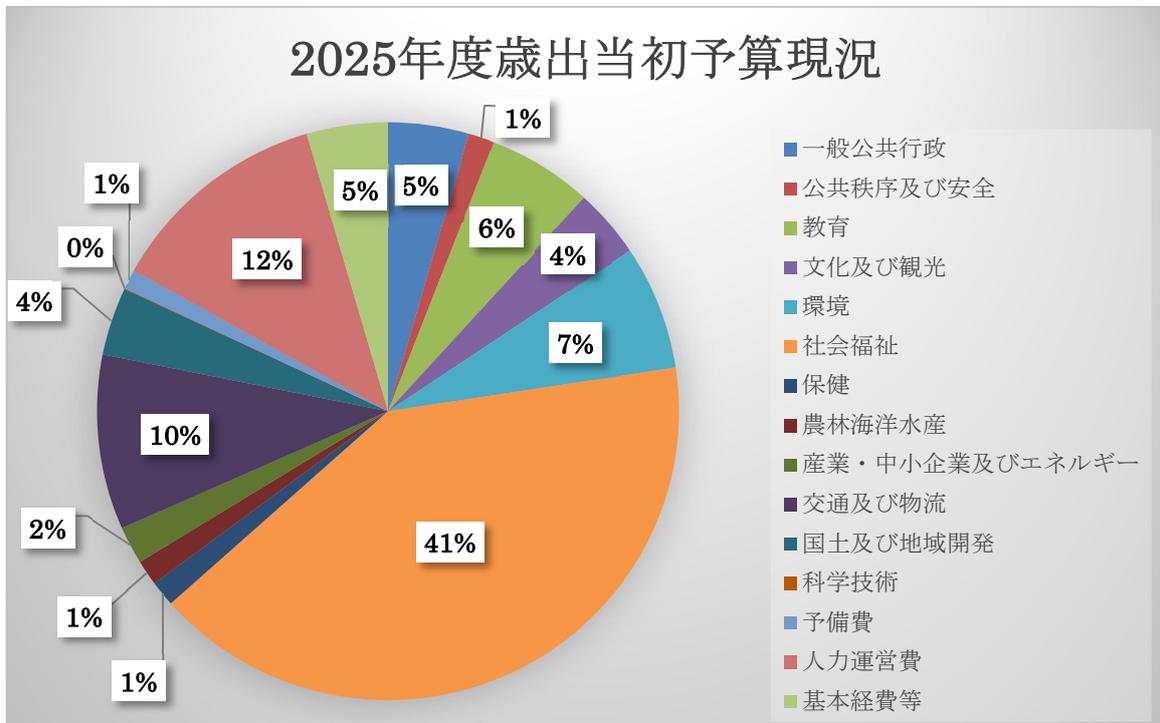
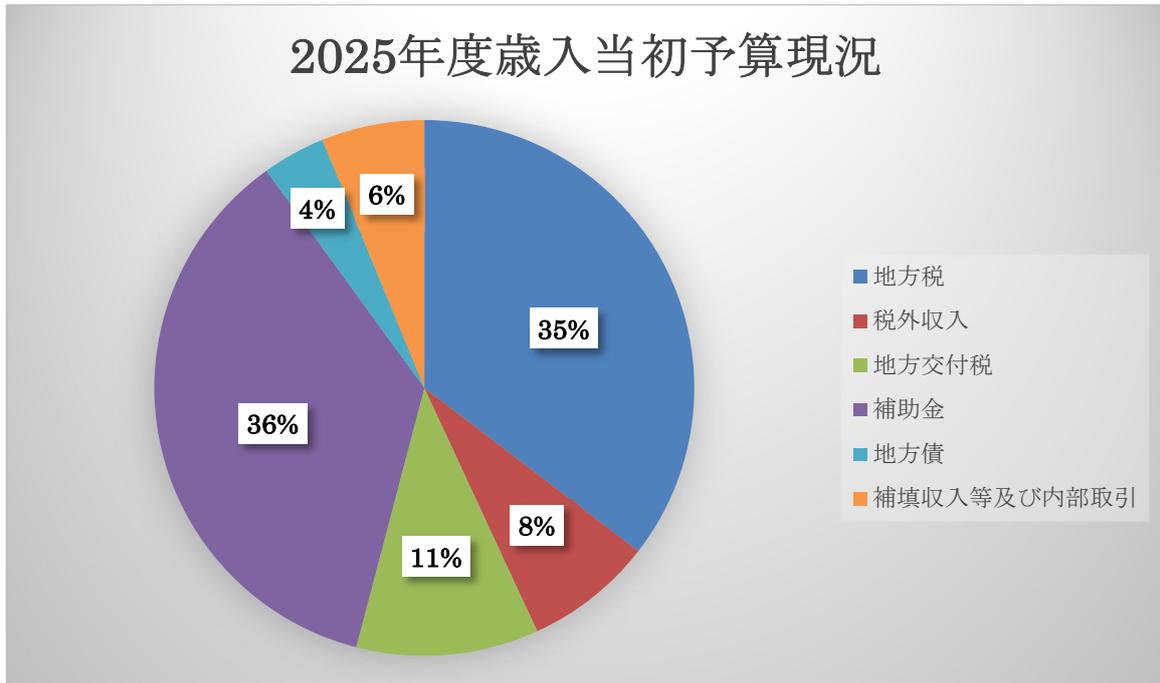
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	182,955	157,207	25,748
地方税	64,825	64,825	-
税外収入	14,059	4,643	9,416
地方交付税	20,019	19,611	409
補助金	65,847	54,053	11,794
地方債	6,929	4,557	2,372
補填収入等及び内部取引	11,275	9,517	1,758

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	182,955	148,707	34,248
一般公共行政	8,178	8,174	4
公共秩序及び安全	2,659	1,617	1,042
教育	10,647	10,647	-
文化及び観光	7,100	6,988	112
環境	12,716	5,494	7,222
社会福祉	74,706	62,630	12,076
保健	2,605	2,605	-
農林海洋水産	2,621	2,621	-
産業・中小企業及びエネルギー	3,864	3,849	15
交通及び物流	17,893	11,003	6,890
国土及び地域開発	6,947	5,419	1,528
科学技術	66	66	-
予備費	2,026	1,932	94
人力運営費	22,672	17,724	4,948
基本経費等	8,257	7,938	319

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜大邱広域市(대구광역시)の概要＞

●基礎データ（2024年12月31日現在）

市庁所在地	大邱広域市中区公平路 88
市長	洪準杓（ホン・ジュンピョ） ※2025年4月11日辞職 〈参考〉金正基（キム・ジョンギ） 現市長代理
市議会議員	33名
行政区域	1郡7自治区（7邑、10面、133洞） （ ）内は下部行政単位
面積	1,499.49 k m ²
人口	2,363,629人
市の花	木蓮
市の木	もみの木
市の鳥	ハゲワシ

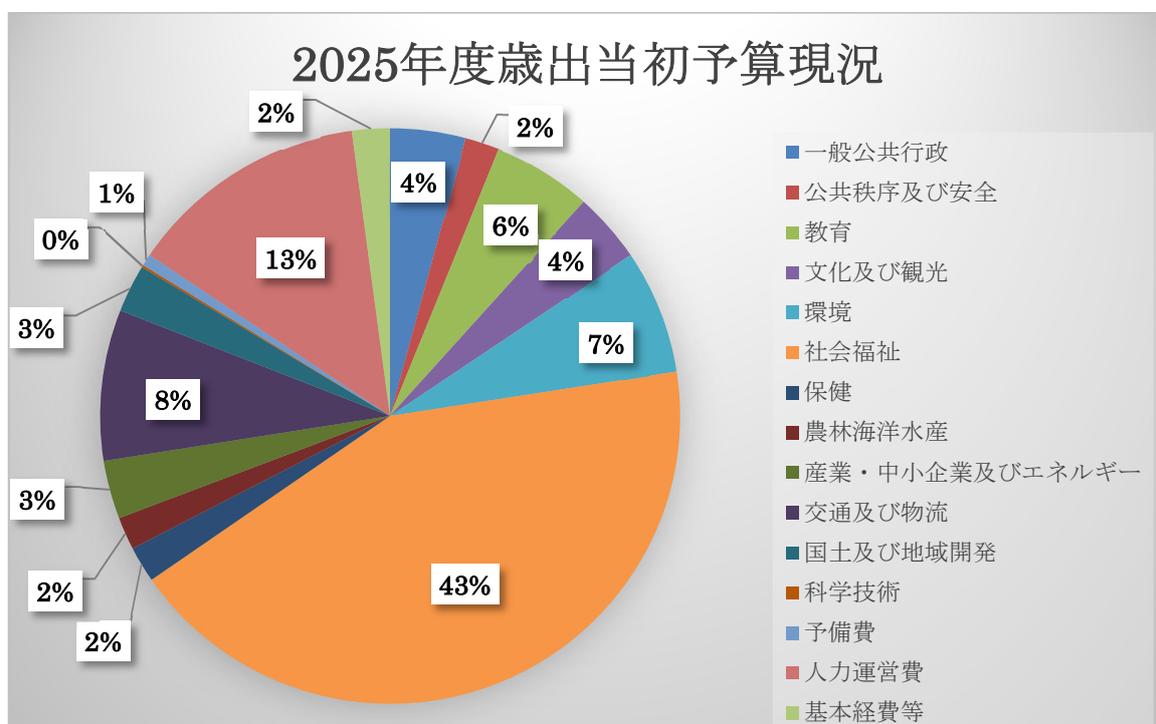
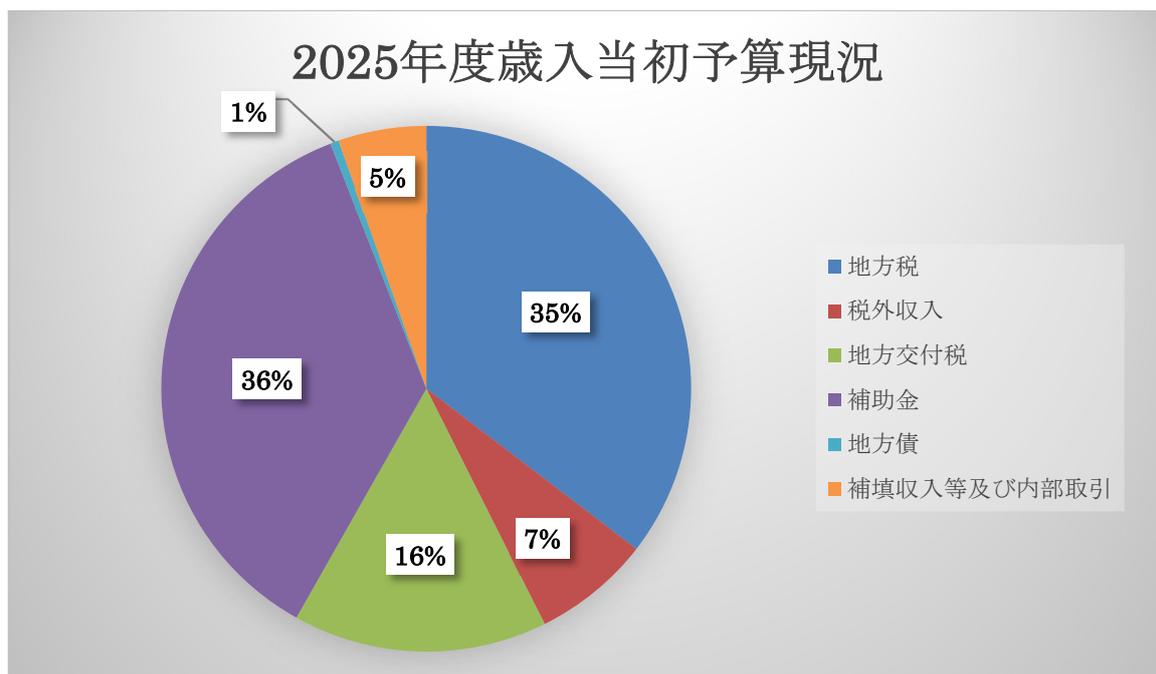
●2025年度歳入当初予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	121,036	106,933	14,104
地方税	42,885	42,885	-
税外収入	8,699	3,457	5,242
地方交付税	18,820	18,820	-
補助金	43,508	36,341	7,166
地方債	611	65	546
補填収入等及び内部取引	6,514	5,365	1,149

●2025年度歳出当初予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	121,036	99,315	21,721
一般公共行政	5,066	4,394	672
公共秩序及び安全	2,325	1,540	785
教育	6,699	6,631	68
文化及び観光	4,732	4,732	-
環境	8,456	3,449	5,007
社会福祉	51,850	44,529	7,321
保健	2,440	2,440	-
農林海洋水産	2,223	2,222	1
産業・中小企業及びエネルギー	3,973	3,970	3
交通及び物流	10,241	6,499	3,742
国土及び地域開発	3,245	3,212	33
科学技術	157	157	-
予備費	801	779	22
人力運営費	16,271	12,468	3,803
基本経費等	2,558	2,294	264

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



<仁川広域市(인천광역시)の概要>

●基礎データ (2024年12月31日現在)

市庁所在地	仁川広域市南洞区正閣路 29
市長	劉正福 (ユ・ジョンボク)
市議会議員	39名
行政区域	2郡8自治区(1邑、19面、136洞) ()内は下部行政単位
面積	1,069.51 k m ²
人口	3,021,010人
市の花	薔薇
市の木	ユリノキ
市の鳥	丹頂鶴

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

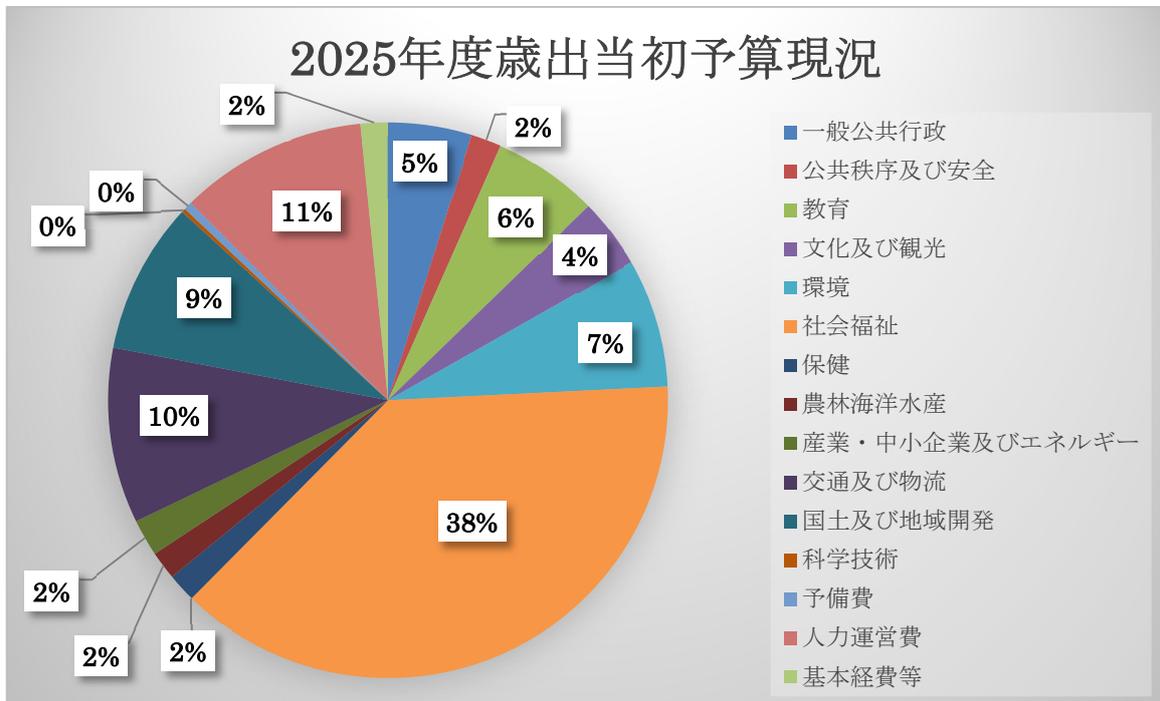
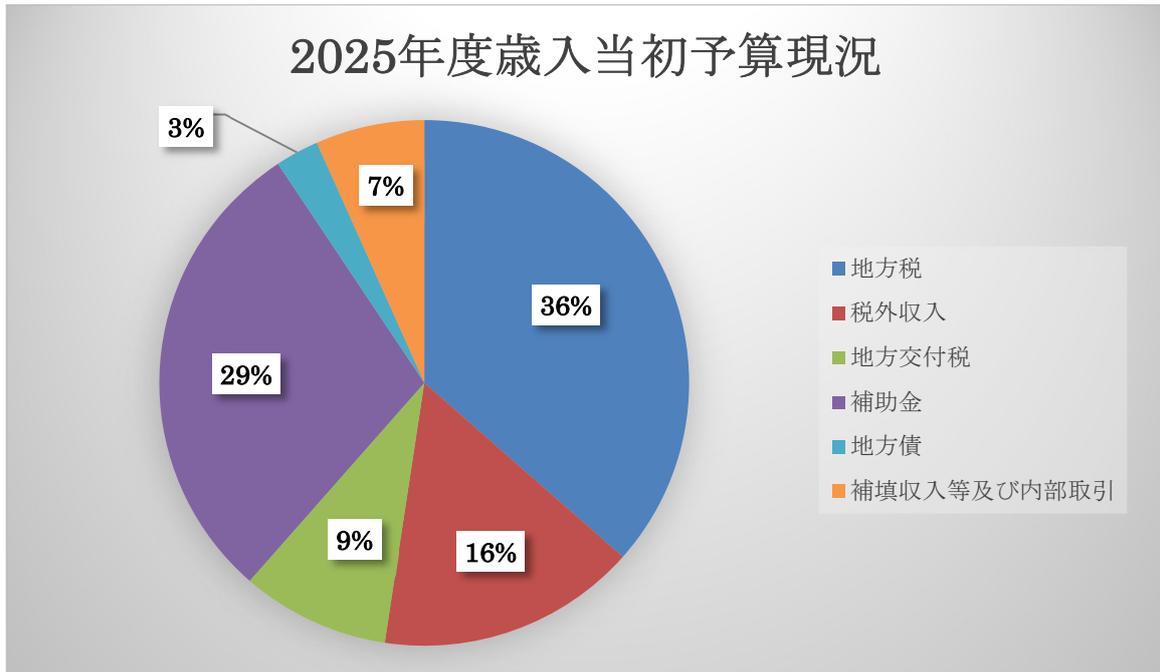
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	166,394	135,913	30,481
地方税	60,743	60,743	-
税外収入	26,425	8,196	18,228
地方交付税	15,073	14,703	369
補助金	48,639	40,024	8,616
地方債	4,463	3,319	1,144
補填収入等及び内部取引	11,050	8,927	2,124

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	166,394	130,382	36,012
一般公共行政	8,009	7,444	565
公共秩序及び安全	2,948	1,844	1,104
教育	10,169	9,900	269
文化及び観光	6,712	6,602	110
環境	12,456	7,068	5,388
社会福祉	63,500	56,040	7,460
保健	2,754	2,754	-
農林海洋水産	2,734	2,663	71
産業・中小企業及びエネルギー	3,582	3,472	110
交通及び物流	17,002	11,298	5,704
国土及び地域開発	14,645	4,455	10,190
科学技術	409	409	-
予備費	779	650	129
人力運営費	18,068	13,413	4,655
基本経費等	2,630	2,373	257

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜光州広域市(광주광역시)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

市庁所在地	光州広域市西区内防路 111		
市長	姜琪正 (カン・ギジョン)		
市議会議員	23 名		
行政区域	5 自治区 (96 洞)	() 内は下部行政単位	
面積	500.96 k m ²		
人口	1,408,422 人		
市の花	ツツジ		
市の木	銀杏の木		
市の鳥	鳩		

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

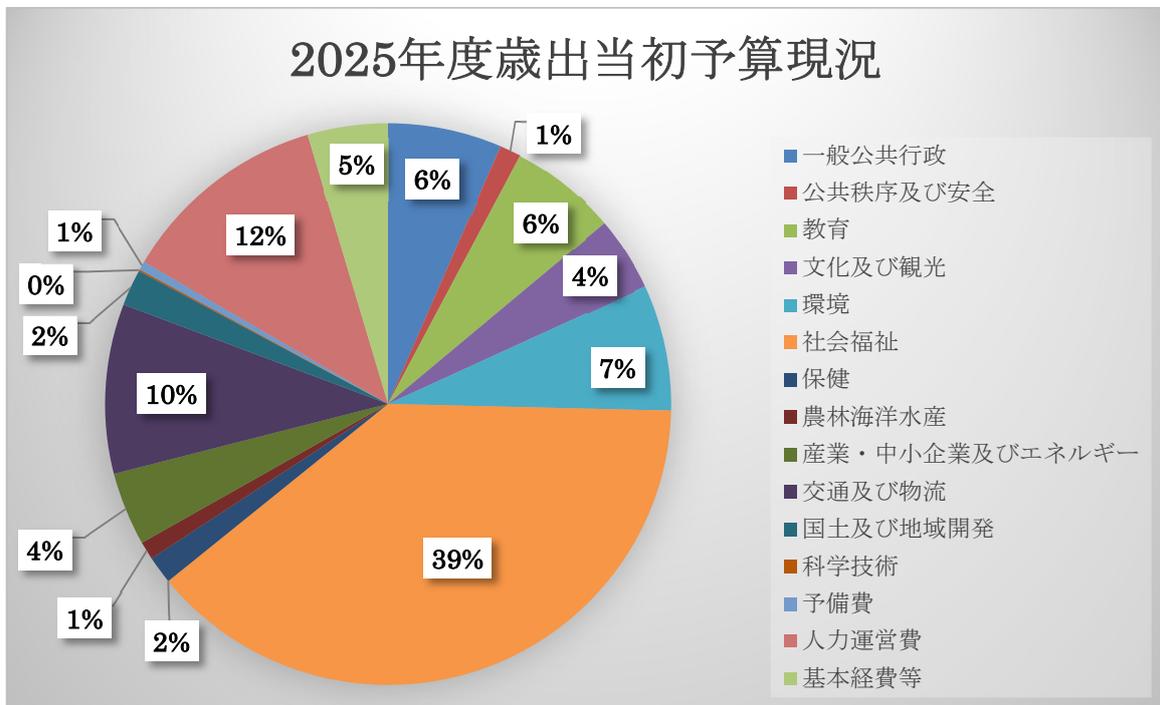
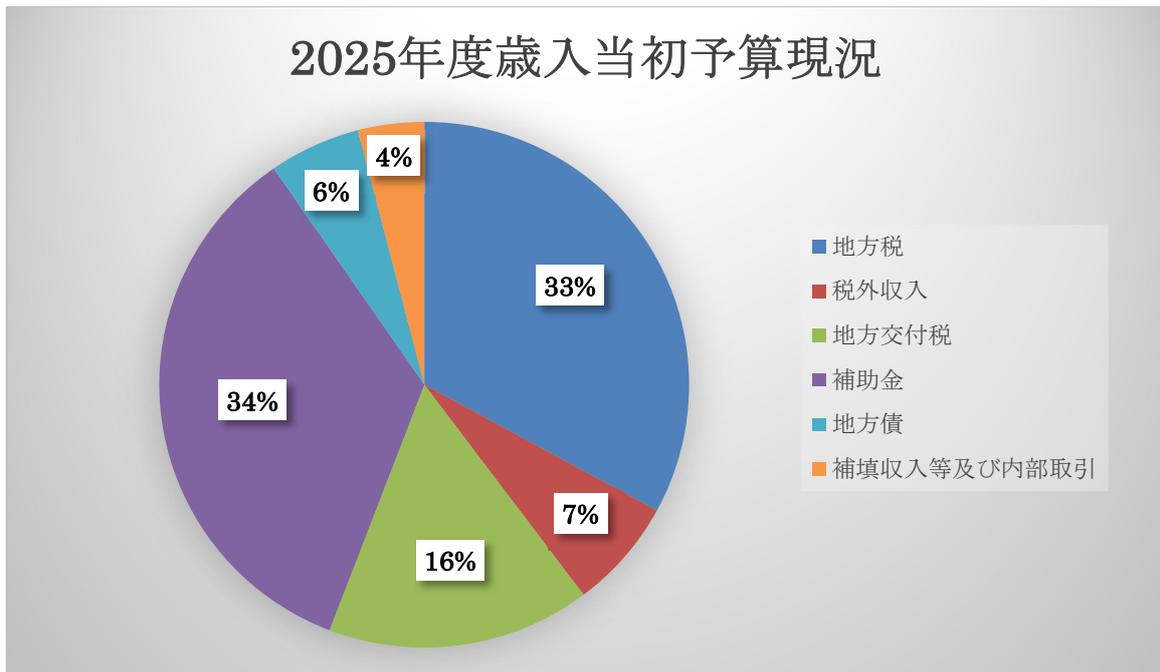
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	79,625	69,505	10,121
地方税	26,222	26,222	-
税外収入	5,423	2,346	3,077
地方交付税	12,817	12,606	211
補助金	27,497	21,967	5,530
地方債	4,443	4,443	-
補填収入等及び内部取引	3,224	1,921	1,303

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	79,625	66,296	13,329
一般公共行政	5,176	5,175	1
公共秩序及び安全	975	479	496
教育	4,883	4,845	38
文化及び観光	3,397	3,397	-
環境	5,767	2,656	3,111
社会福祉	30,885	26,951	3,934
保健	1,265	1,265	-
農林海洋水産	828	828	-
産業・中小企業及びエネルギー	3,363	2,612	751
交通及び物流	7,770	4,873	2,897
国土及び地域開発	1,665	1,637	28
科学技術	72	72	-
予備費	411	408	3
人力運営費	9,515	7,728	1,787
基本経費等	3,654	3,371	283

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜大田広域市(대전광역시)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

市庁所在地	大田広域市西区屯山路 100
市長	李莊雨 (イ・ジャンウ)
市議会議員	21 名
行政区域	5 自治区 (82 洞) () 内は下部行政単位
面積	539.78 k m ²
人口	1,439,157 人
市の花	白木蓮
市の木	松
市の鳥	カササギ

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

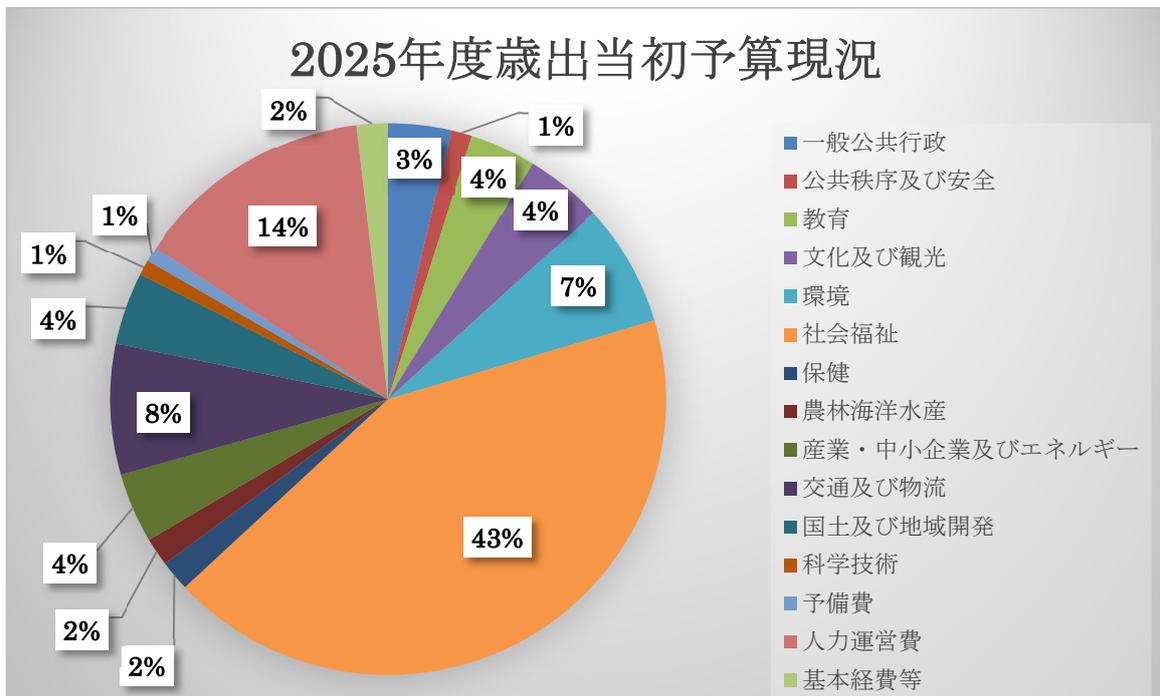
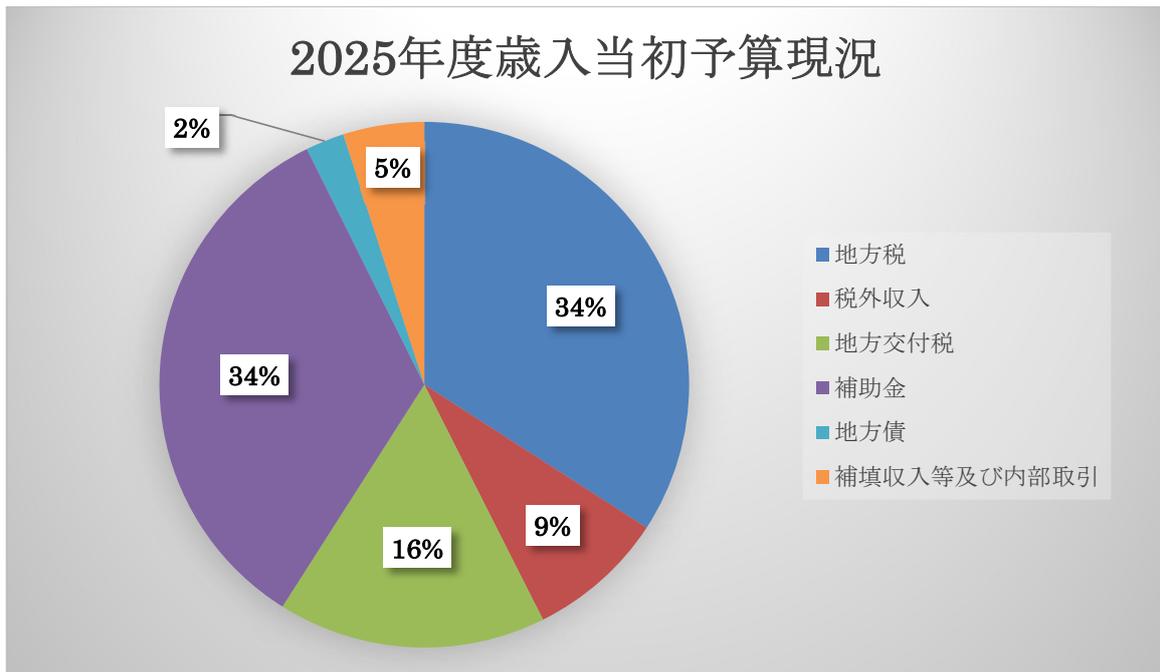
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	72,141	63,390	8,751
地方税	24,630	24,630	-
税外収入	6,099	2,249	3,850
地方交付税	11,836	11,609	226
補助金	24,306	20,644	3,662
地方債	1,700	1,160	540
補填収入等及び内部取引	3,569	3,097	473

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	72,141	61,018	11,123
一般公共行政	2,623	2,623	
公共秩序及び安全	893	435	458
教育	2,755	2,755	
文化及び観光	3,258	3,258	
環境	5,175	2,793	2,382
社会福祉	30,784	27,409	3,375
保健	1,288	1,288	
農林海洋水産	1,183	1,183	
産業・中小企業及びエネルギー	2,949	2,917	32
交通及び物流	5,525	4,081	1,444
国土及び地域開発	3,055	2,151	904
科学技術	665	665	
予備費	611	611	
人力運営費	10,061	7,833	2,228
基本経費等	1,316	1,016	300

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜蔚山広域市(울산광역시)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

市庁所在地	蔚山広域市南区中央路 201
市長	金斗謙 (キム・ドウギョム)
市議会議員	22 名
行政区域	1 郡 4 自治区 (6 邑、6 面、43 洞) () 内は下部行政単位
面積	1,062.86 k m ²
人口	1,098,049 人
市の花	薔薇
市の木	竹
市の鳥	白鷺

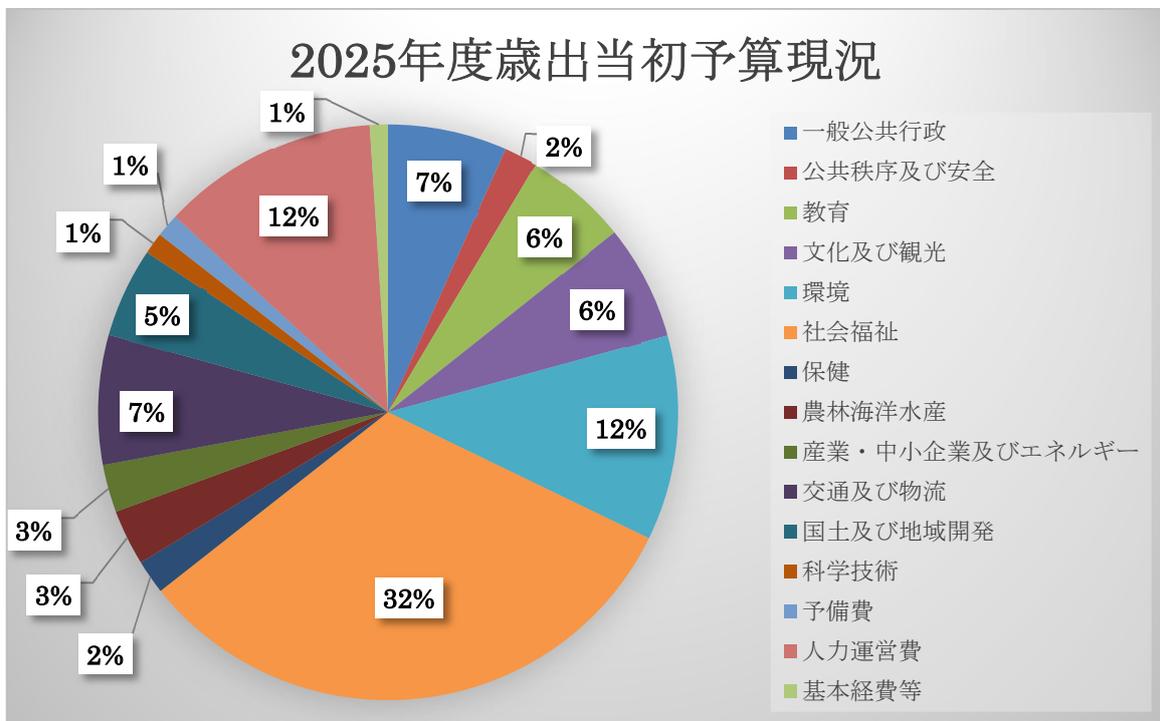
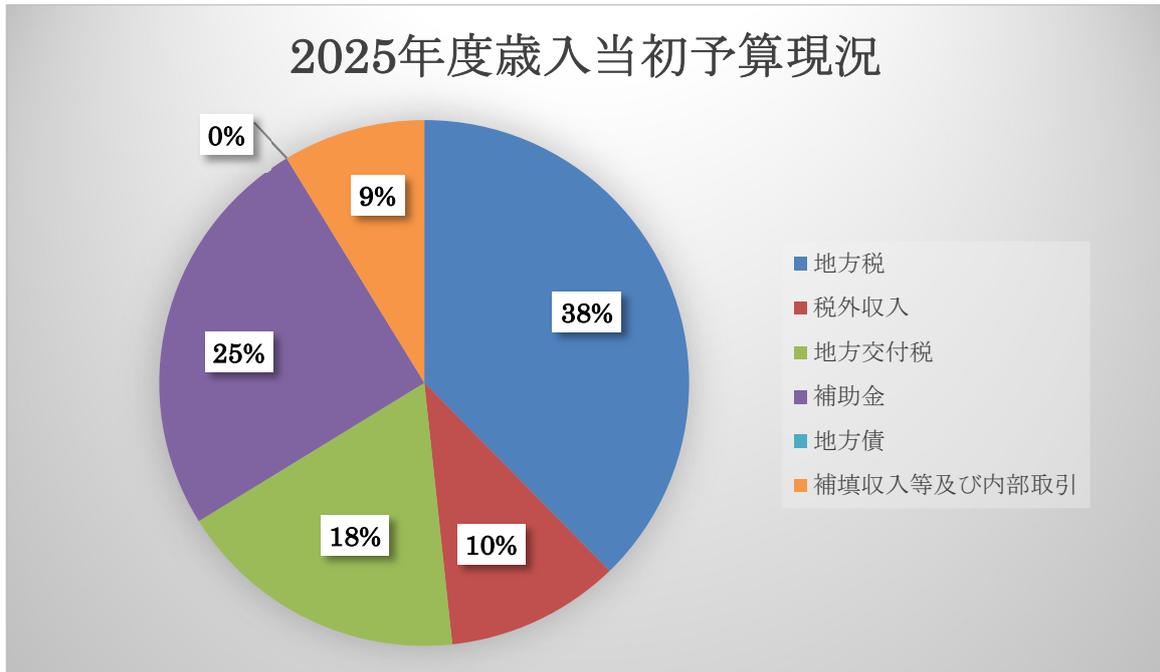
●2025年度歳入当初予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	62,799	55,917	6,882
地方税	23,657	23,657	-
税外収入	6,679	2,793	3,886
地方交付税	11,232	10,976	257
補助金	15,771	13,894	1,876
地方債	-	-	-
補填収入等及び内部取引	5,460	4,596	864

●2025年度歳出当初予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	62,799	53,112	9,687
一般公共行政	4,178	4,178	-
公共秩序及び安全	1,151	583	568
教育	3,619	3,619	-
文化及び観光	4,058	4,058	-
環境	7,223	3,388	3,835
社会福祉	20,180	18,282	1,898
保健	1,197	1,197	-
農林海洋水産	1,966	1,966	-
産業・中小企業及びエネルギー	1,684	1,642	42
交通及び物流	4,558	3,716	842
国土及び地域開発	3,167	2,208	959
科学技術	769	757	12
予備費	809	809	-
人力運営費	7,605	6,141	1,464
基本経費等	634	568	66

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



< 世宗特別自治市(세종특별자치시)の概要 >

●基礎データ (2024年12月31日現在)

市庁所在地	世宗特別自治市 ハンヌリ大路 2130
市長	崔旼鎬 (チェ・ミンホ)
市議会議員	19名
行政区域	1 邑、9 面、14 洞
面積	465.01 k m ²
人口	390,685 人
市の花	桃
市の木	松
市の鳥	ブッポウソウ

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

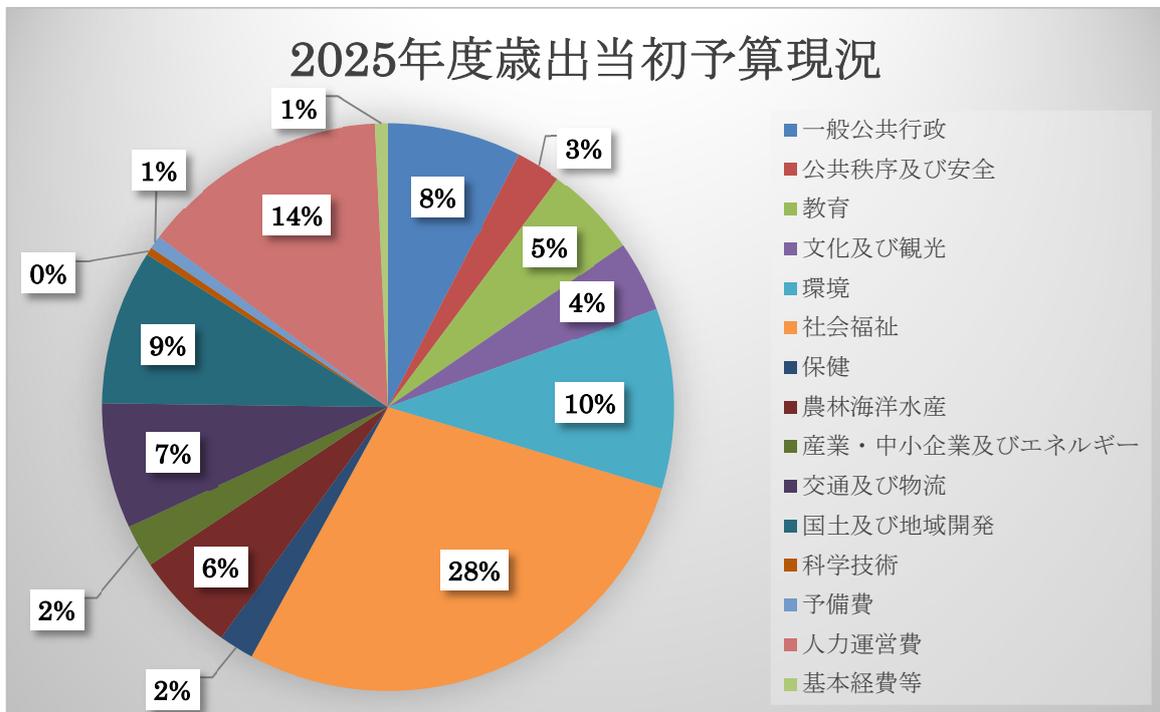
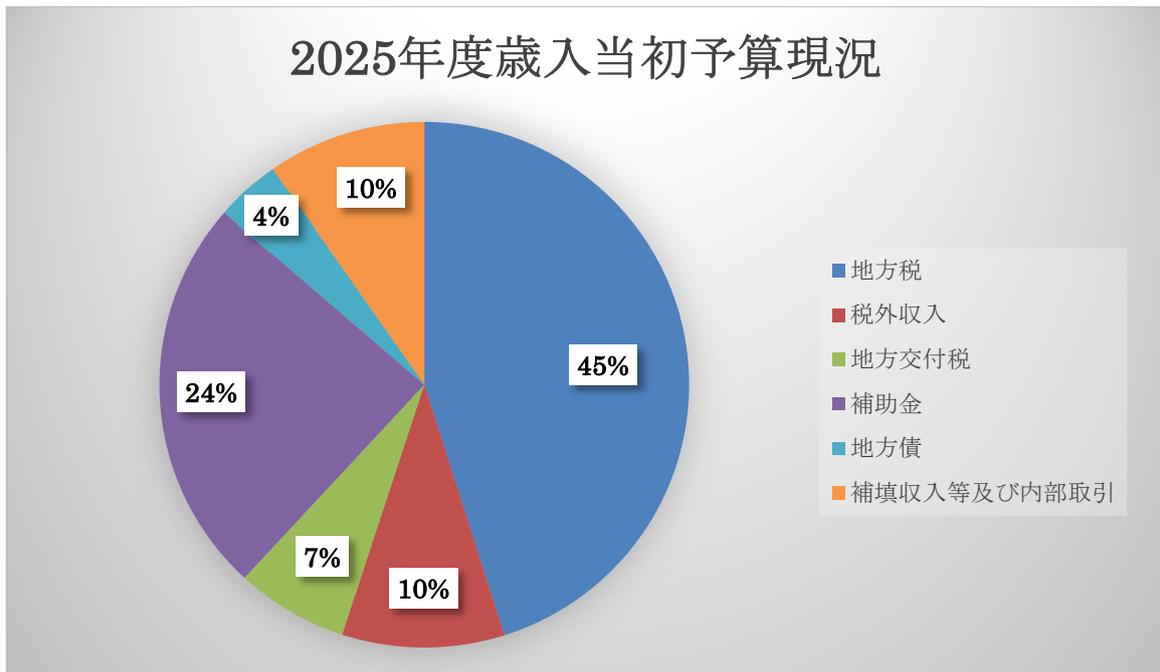
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	18,788	16,467	2,321
地方税	8,474	8,474	
税外収入	1,866	686	1,180
地方交付税	1,284	1,284	
補助金	4,603	4,014	589
地方債	740	643	97
補填収入等及び内部取引	1,820	1,365	455

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	18,787	15,473	3,314
一般公共行政	1,422	1,382	40
公共秩序及び安全	477	313	164
教育	986	986	-
文化及び観光	758	758	-
環境	1,929	682	1,247
社会福祉	5,309	4,919	390
保健	376	376	-
農林海洋水産	1,071	982	89
産業・中小企業及びエネルギー	459	434	25
交通及び物流	1,343	1,242	101
国土及び地域開発	1,657	1,032	625
科学技術	85	85	-
予備費	141	141	-
人力運営費	2,635	2,057	578
基本経費等	140	85	55

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜京畿道(경기도)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

道庁所在地	水原市靈通区道庁路 30
道知事	金東兗 (キム・ドンヨン)
道議会議員	155 名
行政区域	28 市 3 郡 (37 邑、102 面、465 洞) () 内は下部行政単位
面積	10,201.26 k m ²
人口	13,694,685 人
道の花	ケナリ
道の木	銀杏
道の鳥	鳩

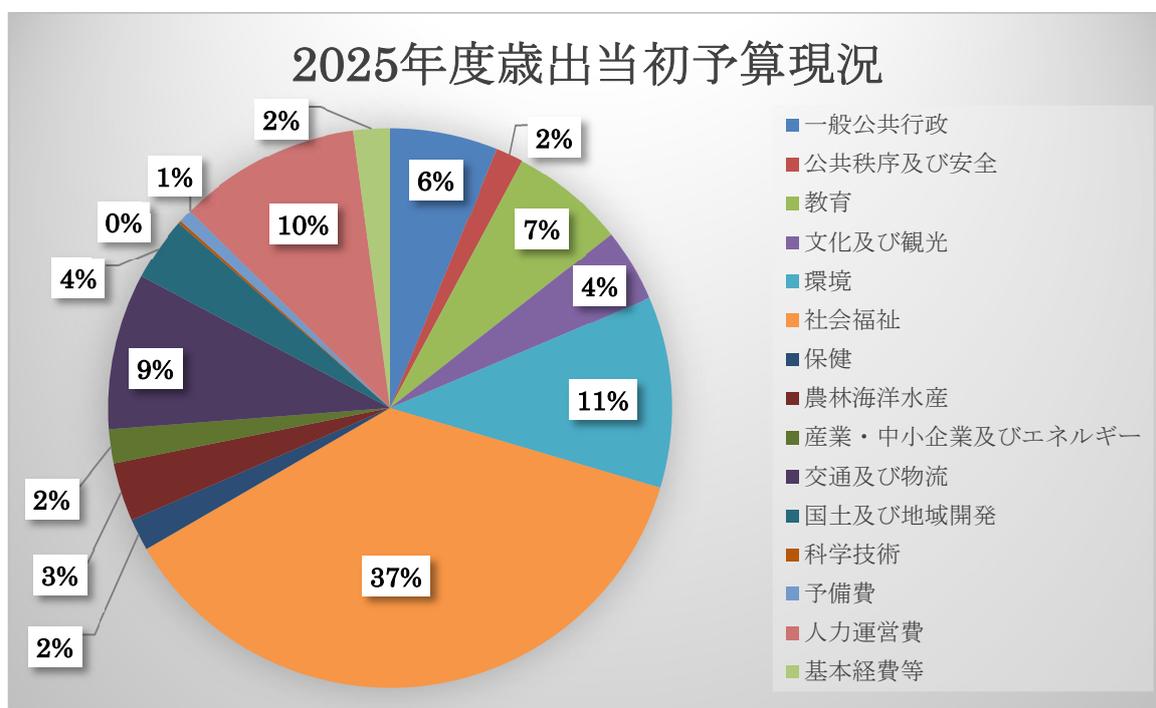
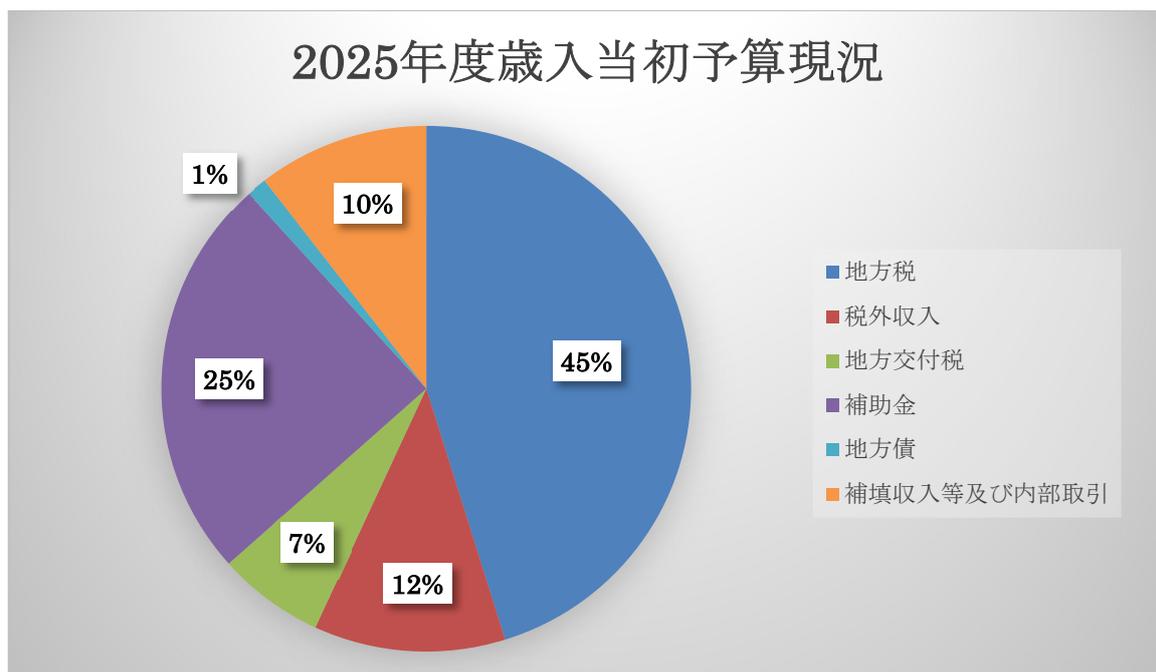
●2025年度歳入当初予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	656,173	580,590	75,582
地方税	296,559	296,559	-
税外収入	76,678	36,956	39,721
地方交付税	42,783	41,580	1,202
補助金	163,458	146,793	16,665
地方債	8,114	8,094	20
補填収入等及び内部取引	68,581	50,608	17,973

●2025年度歳出当初予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	656,173	552,219	103,954
一般公共行政	40,497	39,672	825
公共秩序及び安全	10,388	6,456	3,932
教育	43,360	42,576	784
文化及び観光	27,526	27,526	
環境	72,438	28,712	43,726
社会福祉	242,813	222,942	19,871
保健	12,162	12,123	39
農林海洋水産	22,055	21,889	166
産業・中小企業及びエネルギー	12,909	11,334	1,575
交通及び物流	59,247	48,856	10,391
国土及び地域開発	24,160	18,054	6,106
科学技術	1,071	1,071	
予備費	5,138	4,177	961
人力運営費	68,618	56,082	12,536
基本経費等	13,791	10,748	3,043

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜江原特別自治道 (강원특별자치도)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

道庁所在地	春川市中央路1
道知事	金鎮台 (キム・ジンテ)
道議会議員	49名
行政区域	7市11郡 (24邑、95面、74洞) ()内は下部行政単位
面積	16,875.86 k m ²
人口	1,517,766人
道の花	クロフネツツジ
道の木	五葉松
道の鳥	鶴

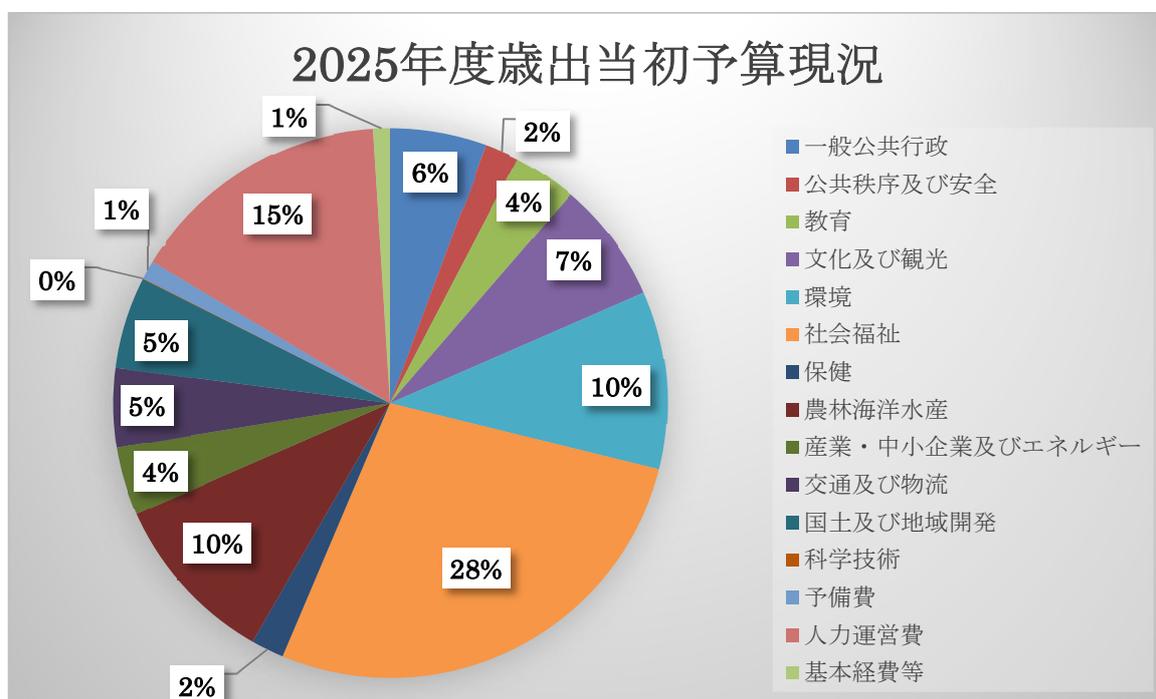
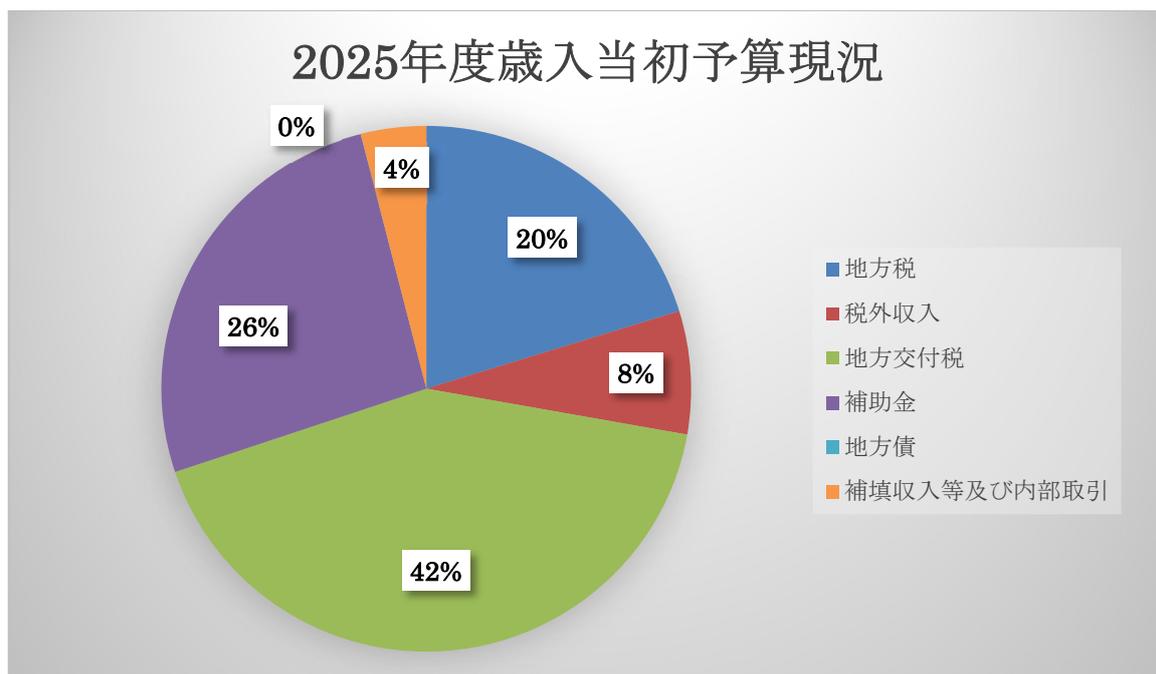
●2025年度歳入当初予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	151,939	142,923	9,016
地方税	30,740	30,740	-
税外収入	11,482	7,328	4,154
地方交付税	63,933	63,360	572
補助金	39,728	36,788	2,940
地方債	17	17	-
補填収入等及び内部取引	6,041	4,690	1,350

●2025年度歳出当初予算現況 (単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	151,939	130,436	21,503
一般公共行政	8,563	8,345	218
公共秩序及び安全	2,986	2,198	788
教育	5,600	5,558	42
文化及び観光	10,829	10,829	-
環境	15,893	6,057	9,836
社会福祉	41,742	37,962	3,780
保健	2,932	2,932	-
農林海洋水産	15,391	15,391	-
産業・中小企業及びエネルギー	6,079	5,741	338
交通及び物流	7,050	6,526	524
国土及び地域開発	8,235	7,061	1,174
科学技術	48	48	-
予備費	1,675	1,652	23
人力運営費	23,416	18,876	4,540
基本経費等	1,503	1,262	241

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜忠清北道(충청북도)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

道庁所在地	清州市上党区上党路 82
道知事	金榮煥 (キム・ヨンファン)
道議会議員	35 名
行政区域	3 市 8 郡 (16 邑、86 面、51 洞) () 内は下部行政単位
面積	7,407.03 k m ²
人口	1,591,177 人
道の花	白木蓮
道の木	ケヤキ
道の鳥	カササギ

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

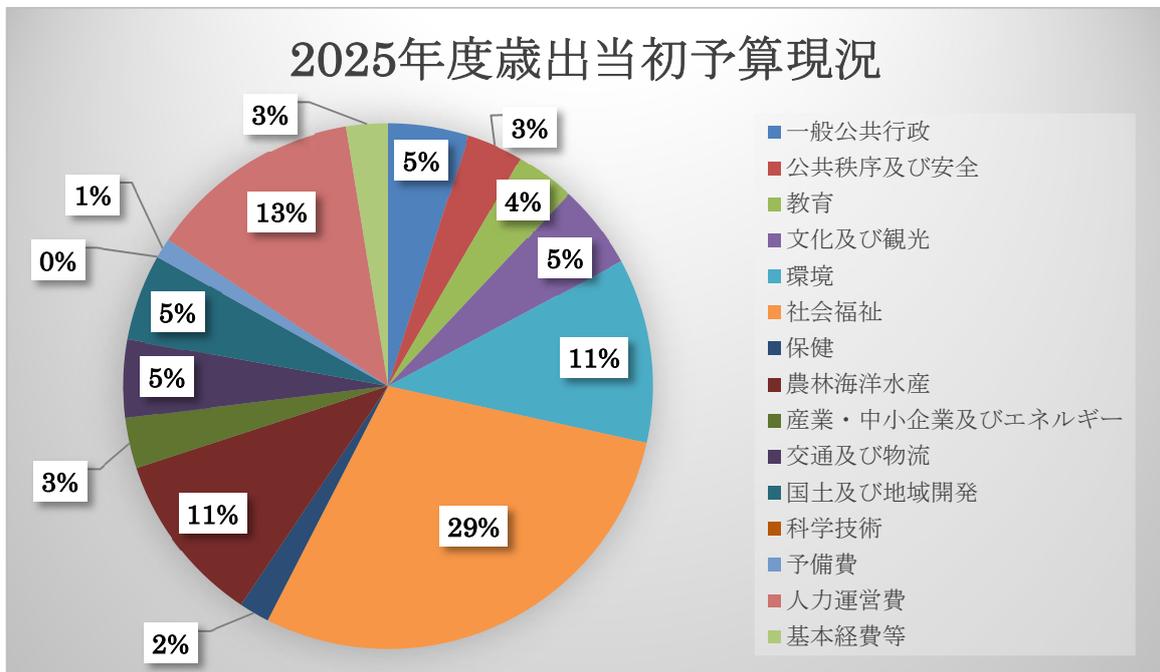
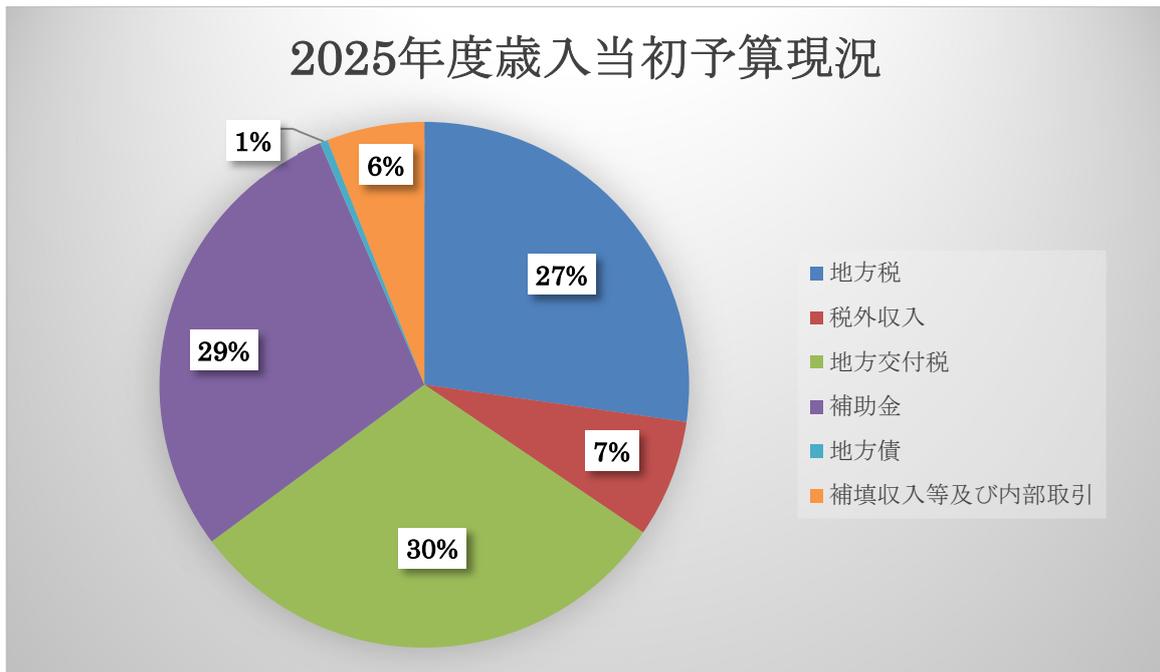
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	125,302	115,948	9,354
地方税	34,154	34,154	
税外収入	9,090	3,983	5,108
地方交付税	37,981	37,406	575
補助金	36,025	33,299	2,726
地方債	601	601	
補填収入等及び内部取引	7,451	6,505	946

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	125,303	108,162	17,141
一般公共行政	6,116	6,043	73
公共秩序及び安全	4,321	3,556	765
教育	4,514	4,514	
文化及び観光	6,514	6,489	25
環境	14,193	5,857	8,336
社会福祉	36,405	33,002	3,403
保健	2,341	2,341	
農林海洋水産	13,248	12,951	297
産業・中小企業及びエネルギー	3,902	3,749	153
交通及び物流	6,012	5,501	511
国土及び地域開発	6,655	6,210	445
科学技術	0		
予備費	1,539	1,538	1
人力運営費	16,352	13,415	2,937
基本経費等	3,193	2,997	196

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜忠清南道(충청남도)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

道庁所在地	洪城郡洪北面忠南大路 21
道知事	金泰欽 (キム・テフム)
道議会議員	47名
行政区域	8市7郡 (25 邑、136 面、47 洞) () 内は下部行政単位
面積	8,247.53 k m ²
人口	2,136,574 人
道の花	高麗垂柳
道の木	松
道の鳥	オンドリ

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

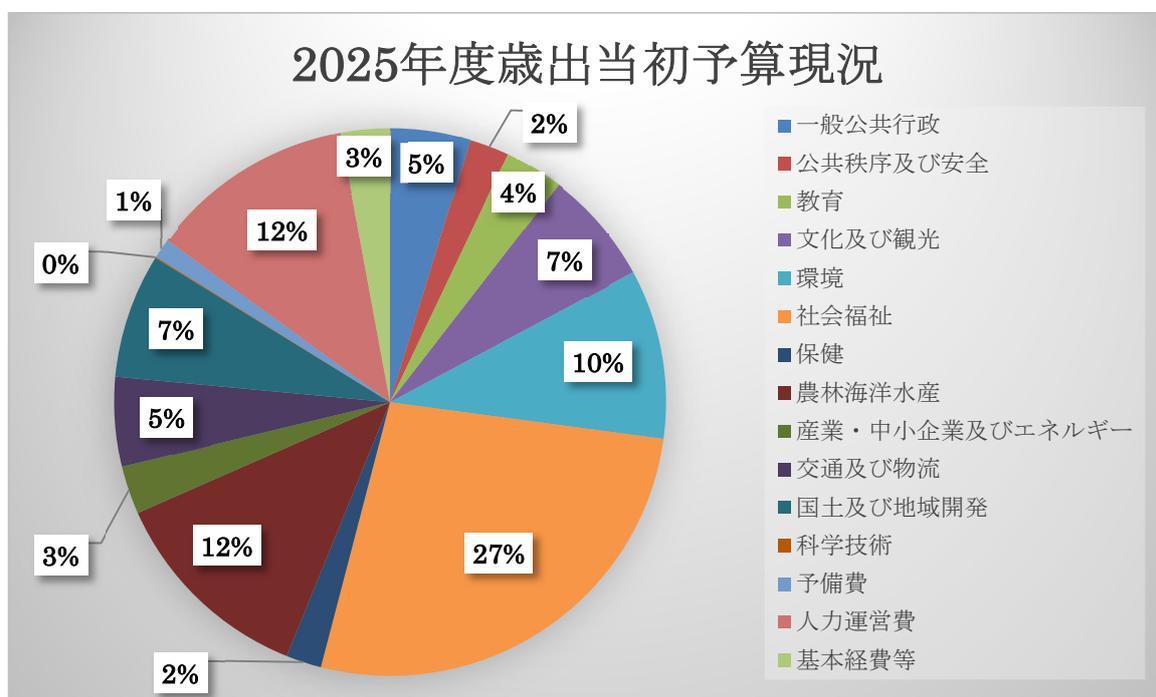
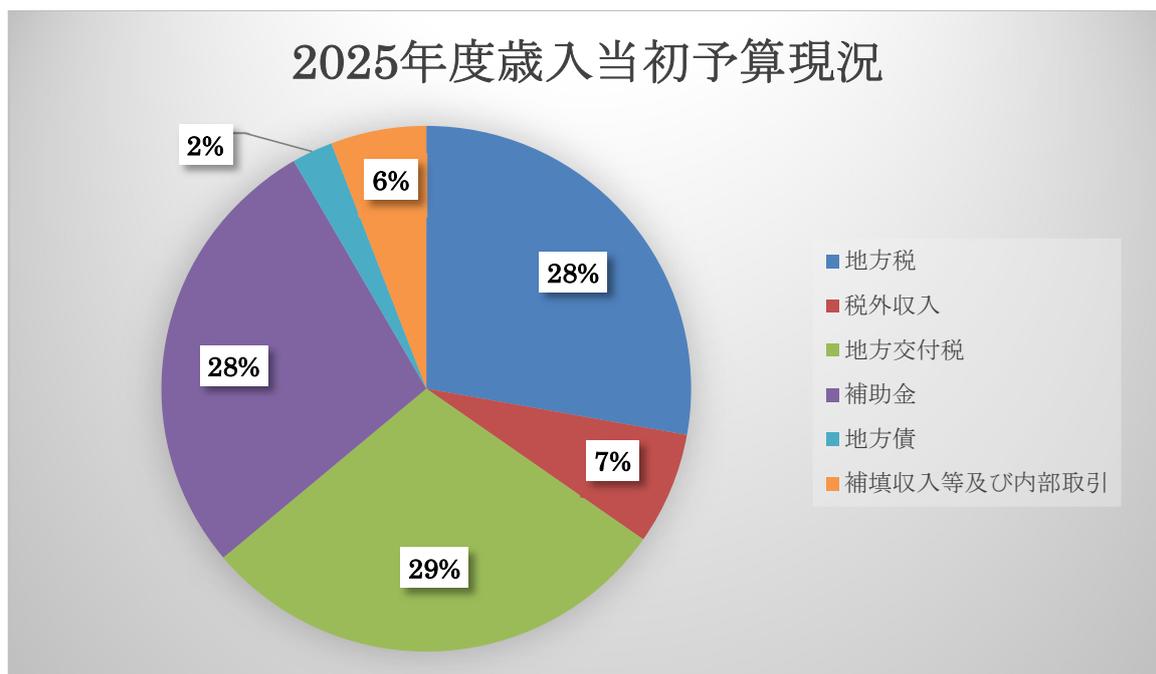
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	186,681	173,601	13,080
地方税	51,908	51,908	
税外収入	12,902	5,956	6,946
地方交付税	54,456	53,825	631
補助金	51,848	48,076	3,772
地方債	4,678	4,678	
補填収入等及び内部取引	10,888	9,157	1,731

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	186,680	162,548	24,132
一般公共行政	8,752	8,688	64
公共秩序及び安全	4,377	3,307	1,070
教育	6,347	6,184	163
文化及び観光	12,551	11,693	858
環境	18,659	9,213	9,446
社会福祉	50,212	45,272	4,940
保健	3,889	3,884	5
農林海洋水産	22,858	22,171	687
産業・中小企業及びエネルギー	5,322	4,921	401
交通及び物流	9,845	9,322	523
国土及び地域開発	13,716	12,054	1,662
科学技術	109	106	3
予備費	2,177	2,098	19
人力運営費	22,530	18,664	3,866
基本経費等	5,395	4,969	426

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜全北特別自治道(전북특별자치도)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

道庁所在地	全州市完山区孝子路 225
道知事	金寛永 (キム・クァンヨン)
道議会議員	49名
行政区域	6市8郡(15邑、144面、84洞) ()内は下部行政単位
面積	8,073.6 k m ²
人口	1,738,613人
道の花	サルスベリ
道の木	銀杏
道の鳥	カササギ

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

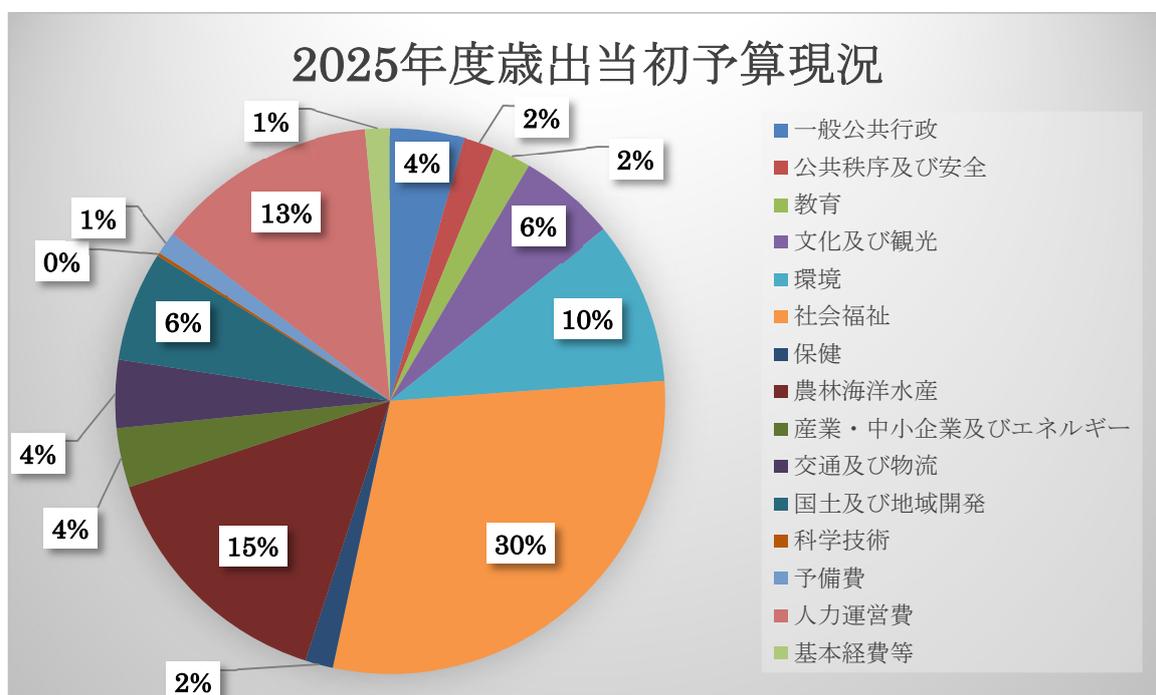
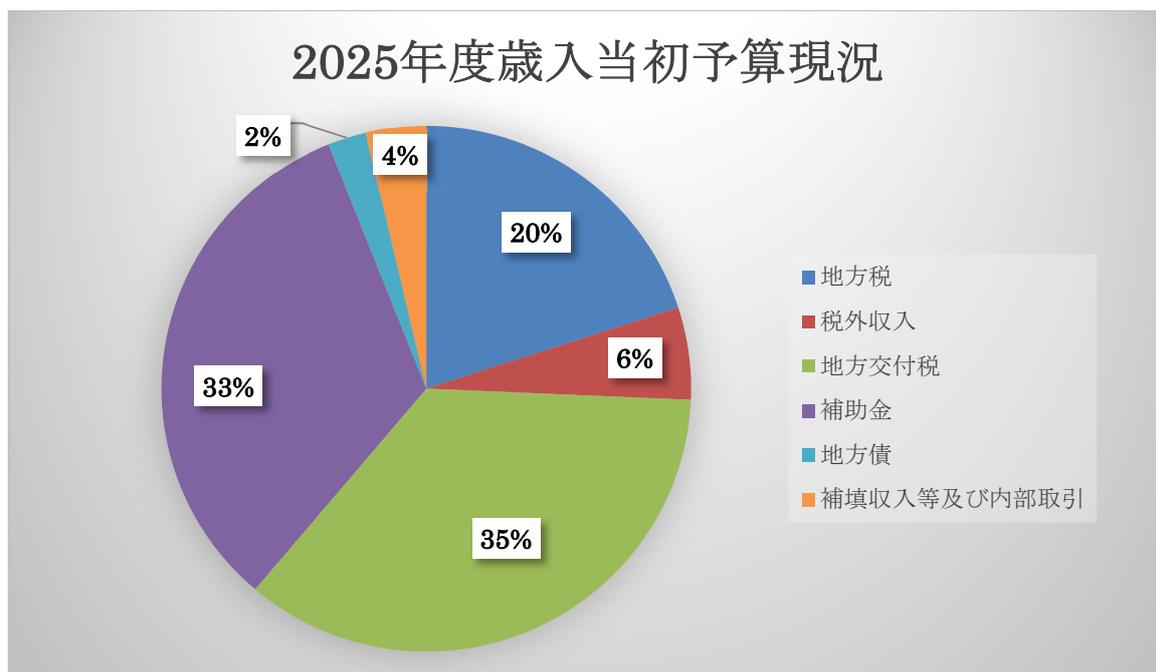
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	169,614	159,223	10,390
地方税	33,947	33,947	
税外収入	9,604	4,964	4,641
地方交付税	60,228	60,228	
補助金	55,620	50,671	4,948
地方債	4,014	4,014	
補填収入等及び内部取引	6,201	5,400	801

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	169,613	148,258	21,355
一般公共行政	7,370	7,368	2
公共秩序及び安全	3,098	2,204	894
教育	3,843	3,843	
文化及び観光	9,703	9,558	145
環境	16,369	8,157	8,212
社会福祉	50,089	43,863	6,226
保健	2,786	2,786	
農林海洋水産	25,282	25,065	217
産業・中小企業及びエネルギー	5,973	5,916	57
交通及び物流	6,824	6,535	289
国土及び地域開発	11,028	9,615	1,413
科学技術	361	361	
予備費	2,268	2,248	20
人力運営費	22,139	18,549	3,590
基本経費等	2,481	2,190	291

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜全羅南道(전라남도)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

道庁所在地	務安郡三郷邑五龍路1
道知事	金瑛録 (キム・ヨンロク)
道議会	議員定数 60 人
行政区域	5 市 17 郡 (33 邑、196 面、68 洞) () 内は下部行政単位
面積	12,363.01 k m ²
人口	1,788,819 人
道の花	椿
道の木	銀杏
道の鳥	山鳩

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

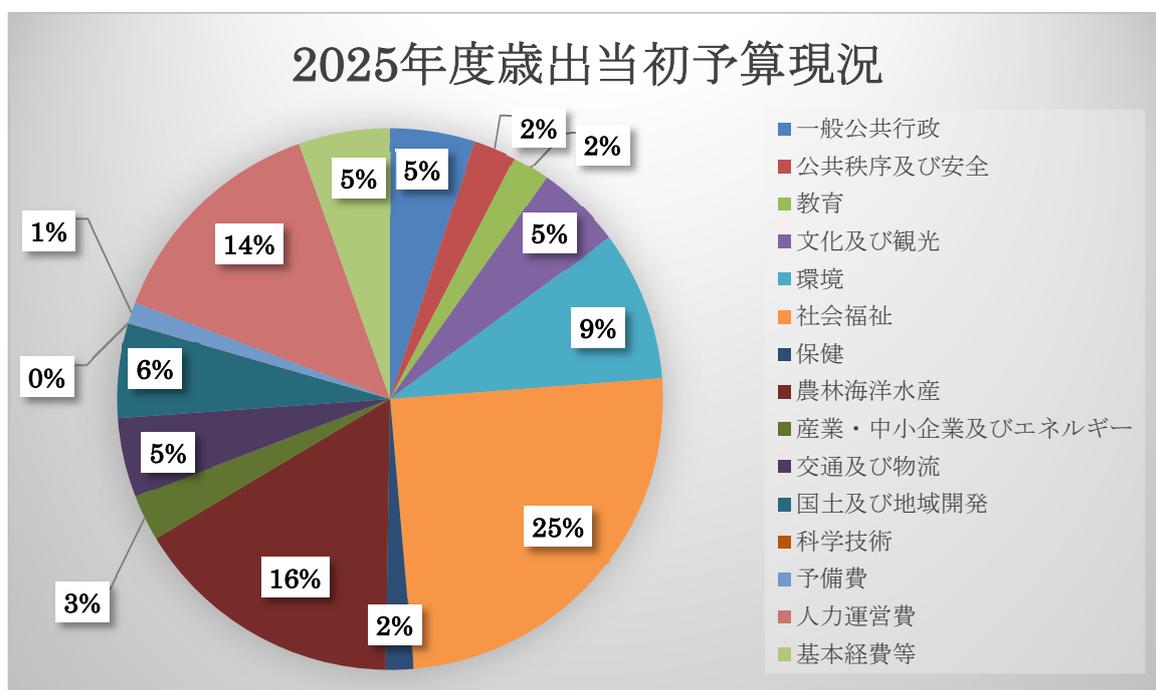
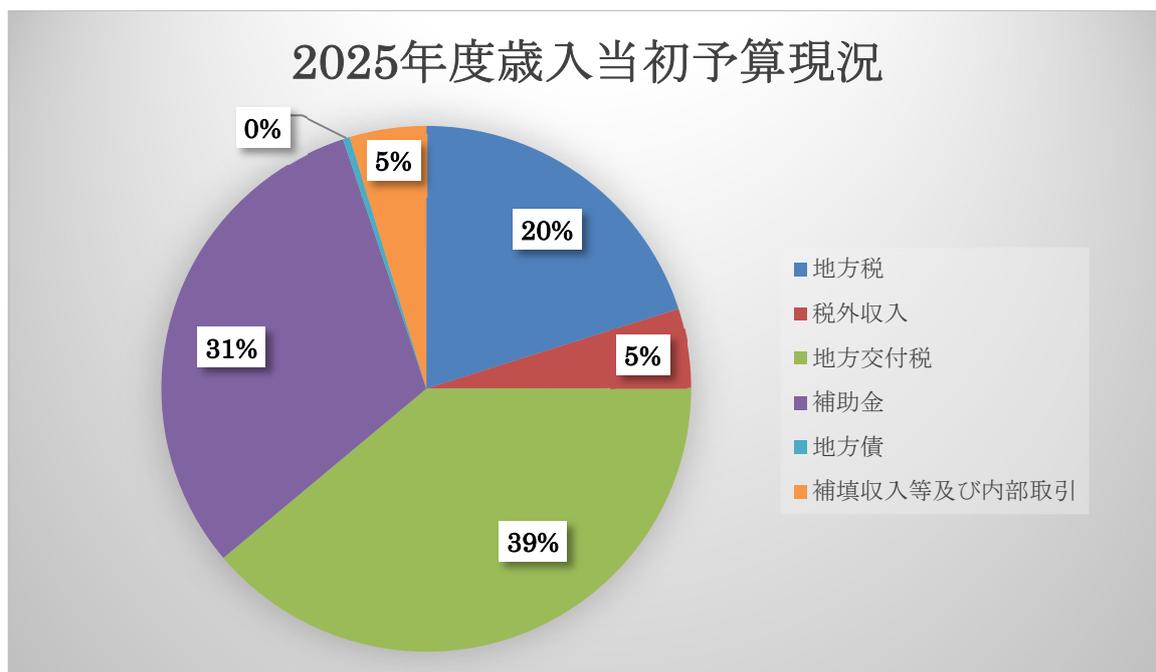
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	199,033	188,150	10,882
地方税	39,980	39,980	
税外収入	9,708	5,864	3,844
地方交付税	77,462	76,692	770
補助金	61,748	57,287	4,461
地方債	870	770	100
補填収入等及び内部取引	9,266	7,558	1,707

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	199,032	176,223	22,809
一般公共行政	9,953	9,846	107
公共秩序及び安全	5,039	4,217	822
教育	4,409	4,307	102
文化及び観光	10,126	10,067	59
環境	17,800	10,596	7,204
社会福祉	49,467	43,768	5,699
保健	3,237	3,237	-
農林海洋水産	32,110	31,792	318
産業・中小企業及びエネルギー	5,507	5,323	184
交通及び物流	9,411	9,195	216
国土及び地域開発	11,212	9,009	2,203
科学技術	36	36	-
予備費	2,505	2,482	23
人力運営費	27,423	22,672	4,751
基本経費等	10,800	9,678	1,122

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜慶尚北道(경상북도)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

道庁所在地	安東市豊川面道庁大路 455
道知事	李喆雨 (イ・チョルウ)
道議会議員	49名
行政区域	10市12郡(38邑、192面、92洞) ()内は下部行政単位
面積	18,424.14 k m ²
人口	2,531,384人
道の花	サルスベリ
道の木	ケヤキ
道の鳥	青鷺

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

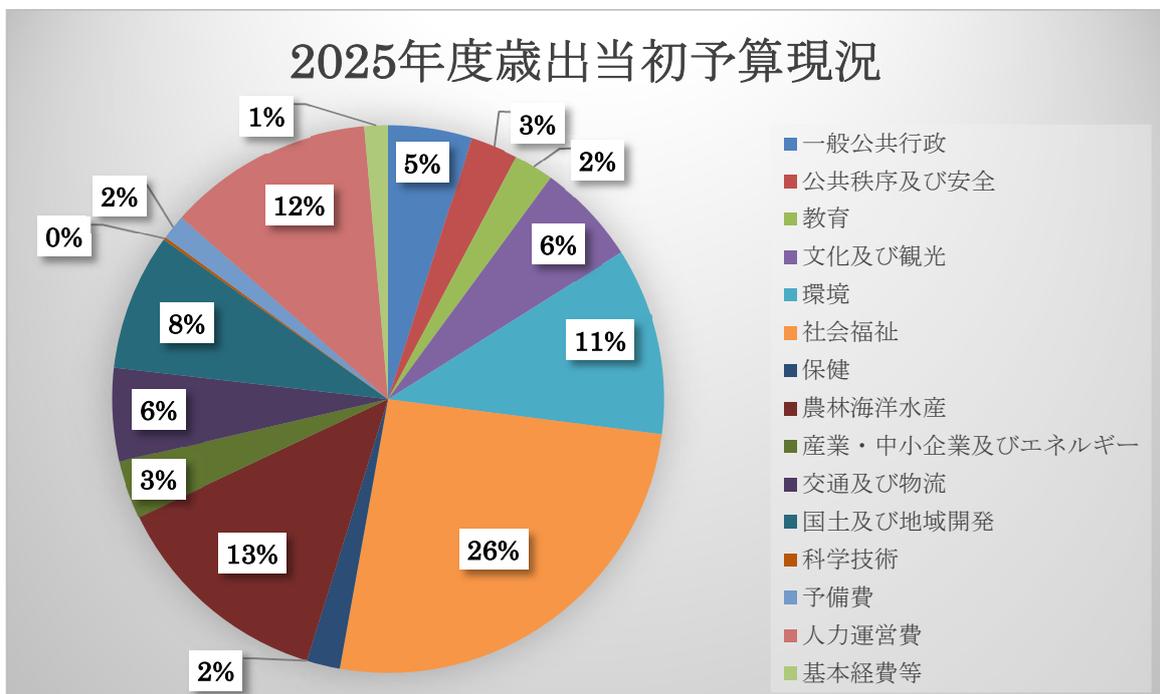
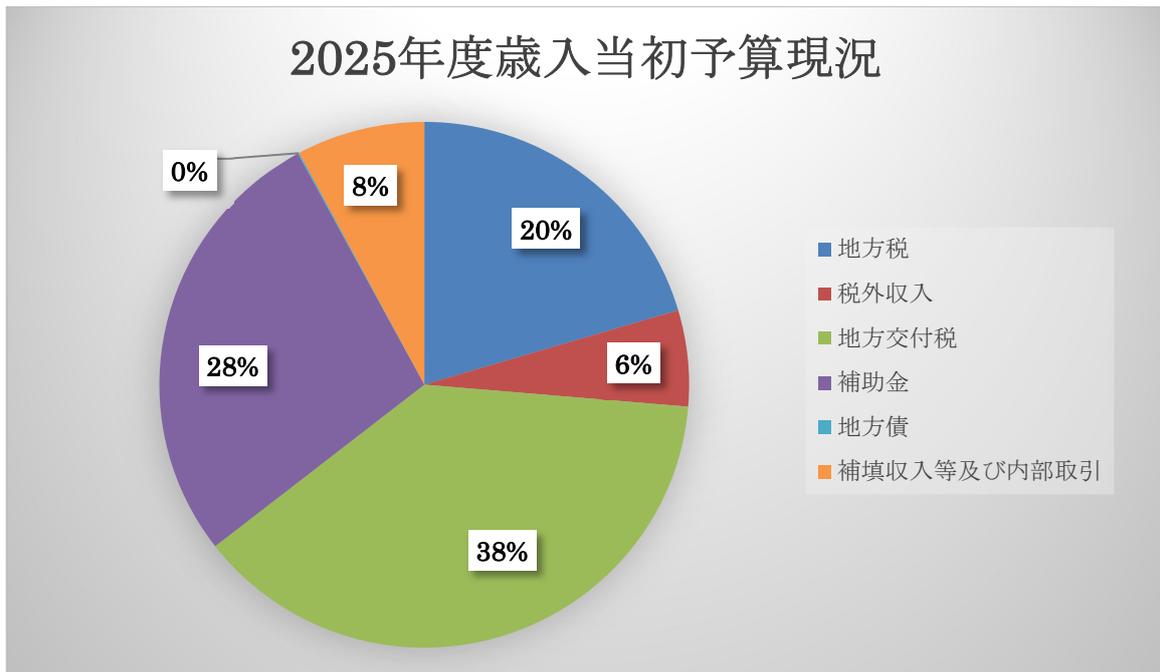
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	258,520	240,740	17,780
地方税	52,813	52,813	-
税外収入	15,239	8,067	7,172
地方交付税	98,625	97,992	633
補助金	71,396	65,409	5,987
地方債	208	208	
補填収入等及び内部取引	20,238	16,250	3,988

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	258,519	220,430	38,089
一般公共行政	12,695	12,469	226
公共秩序及び安全	7,212	5,473	1,739
教育	6,012	6,012	-
文化及び観光	15,463	15,356	107
環境	28,571	11,855	16,716
社会福祉	66,560	59,246	7,314
保健	5,054	5,054	-
農林海洋水産	34,049	33,959	90
産業・中小企業及びエネルギー	8,784	8,536	248
交通及び物流	14,245	13,480	765
国土及び地域開発	20,844	16,832	4,012
科学技術	422	422	-
予備費	3,791	3,753	38
人力運営費	31,243	25,417	5,826
基本経費等	3,574	2,566	1,008

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



＜慶尚南道(경상남도)の概要＞

●基礎データ (2024年12月31日現在)

道庁所在地	昌原市義昌区中央大路 300
道知事	朴完洙 (パク・ウァンス)
道議会議員	64 名
行政区域	8 市 10 郡 (21 邑、175 面、109 洞) () 内は下部行政単位
面積	10,542.53 k m ²
人口	3,228,380 人
道の花	薔薇
道の木	ケヤキ
道の鳥	白鷺

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

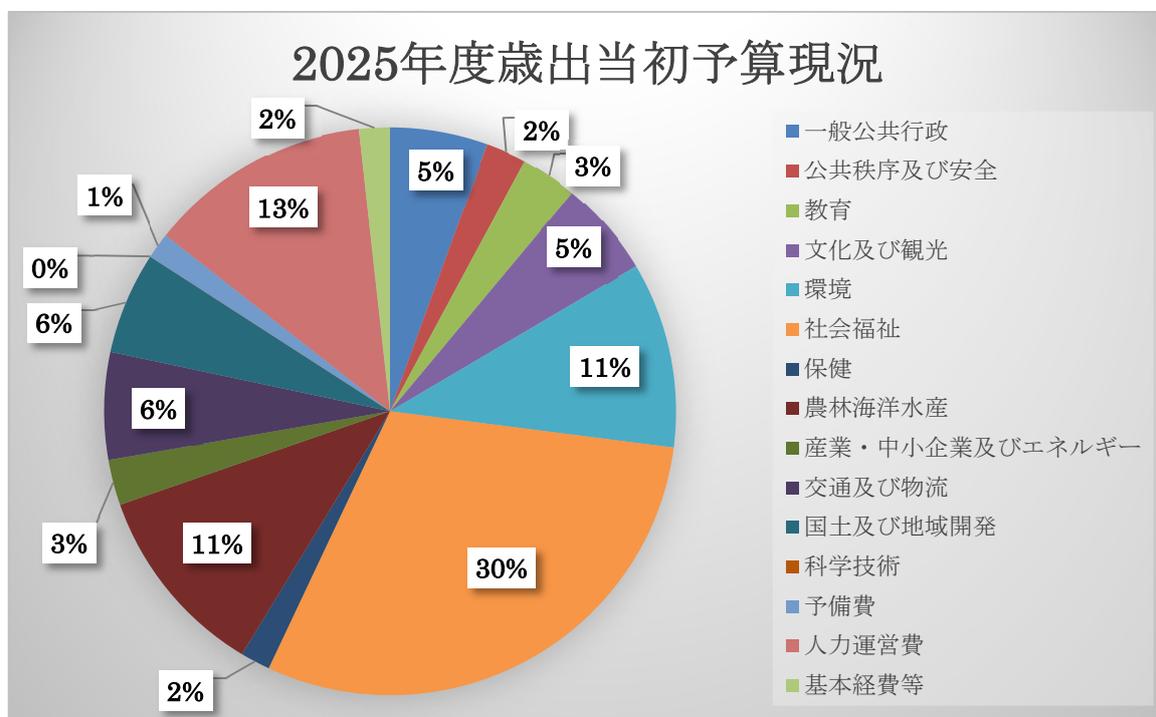
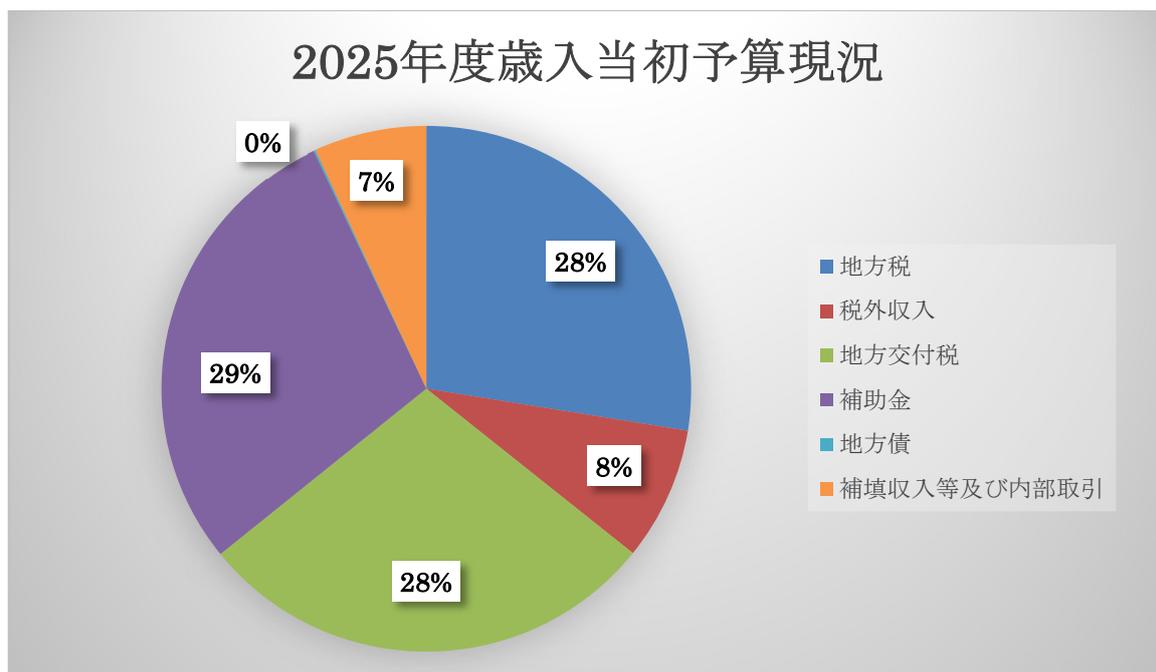
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	235,474	213,589	21,885
地方税	64,901	64,901	-
税外収入	19,282	10,878	8,404
地方交付税	66,942	66,165	777
補助金	67,899	61,005	6,894
地方債	281	281	-
補填収入等及び内部取引	16,171	10,360	5,811

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	235,474	200,202	35,272
一般公共行政	12,968	12,192	776
公共秩序及び安全	5,404	4,021	1,383
教育	7,545	7,140	405
文化及び観光	12,872	12,126	746
環境	24,882	11,157	13,725
社会福祉	70,514	62,398	8,116
保健	3,936	3,936	-
農林海洋水産	25,904	25,076	828
産業・中小企業及びエネルギー	6,112	5,643	469
交通及び物流	14,361	12,749	1,612
国土及び地域開発	13,674	11,935	1,739
科学技術	34	34	-
予備費	3,454	3,374	80
人力運営費	29,699	24,861	4,838
基本経費等	4,117	3,560	557

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



< 濟州特別自治道(제주특별자치도)の概要 >

●基礎データ (2024年12月31日現在)

道庁所在地	濟州市文淵路 6		
道知事	吳怜勳 (オ・ヨンフン)		
道議会議員	44 名		
行政区域	2 行政市 (7 邑、5 面、31 洞)		() 内は下部行政単位
面積	1,850.21 k m ²		
人口	670,368 人		
道の花	ツツジ		
道の木	クスノキ		
道の鳥	濟州オオアカケラ		

●2025年度歳入当初予算現況

(単位：億ウォン)

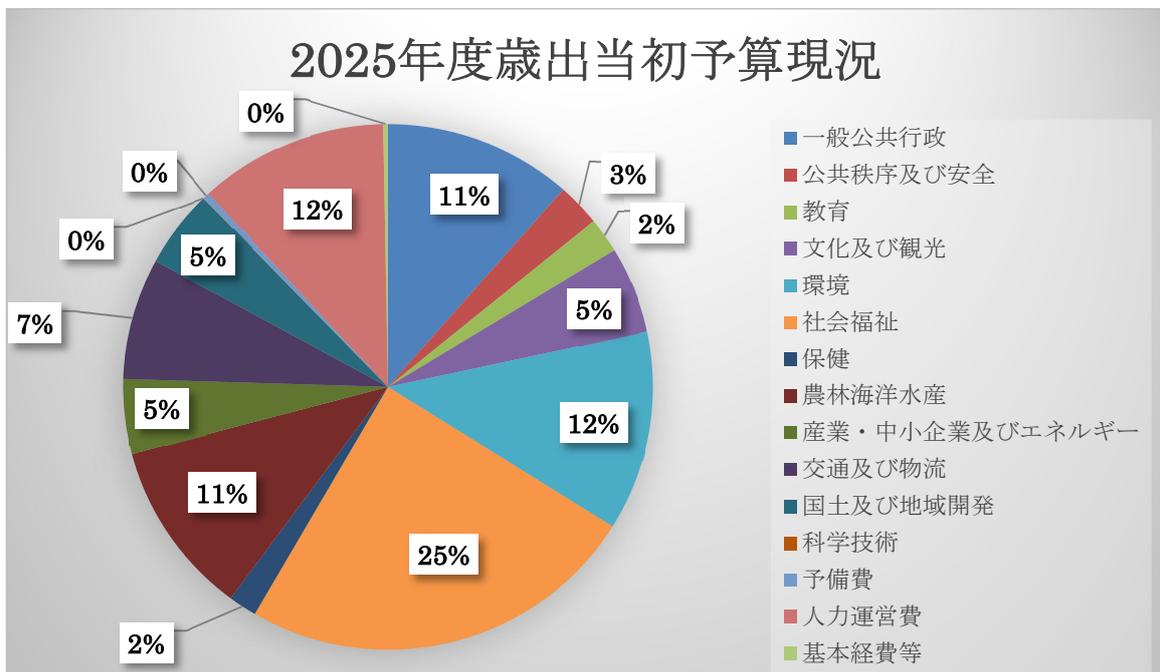
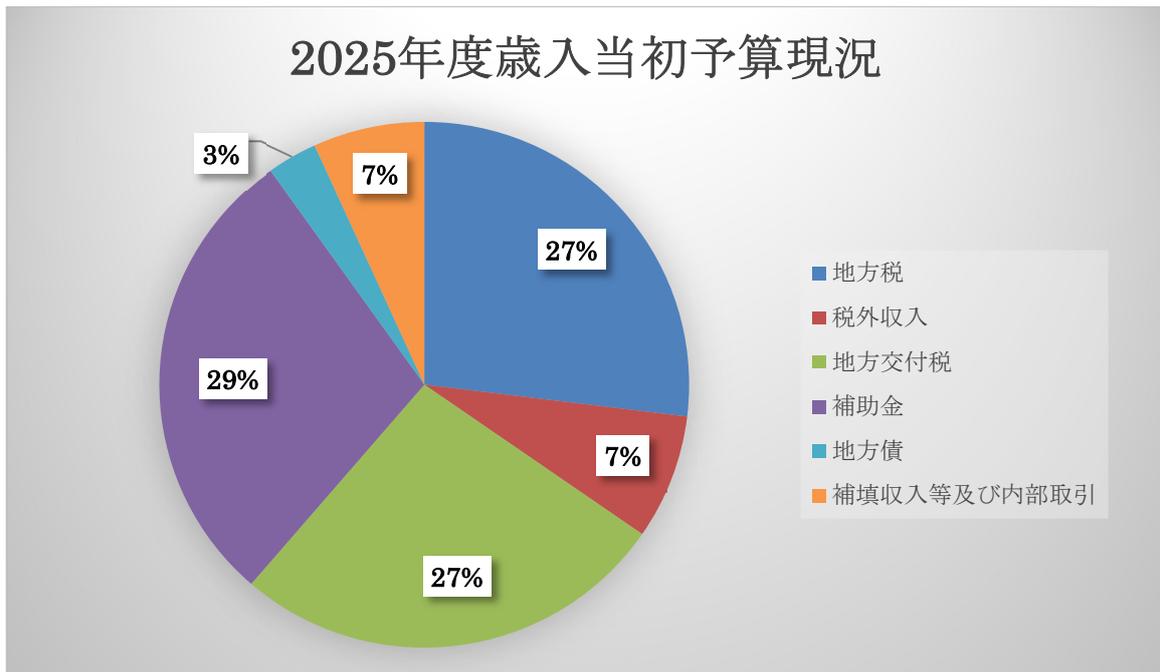
項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	71,675	61,608	10,067
地方税	19,311	19,311	-
税外収入	5,504	1,928	3,576
地方交付税	19,138	18,888	250
補助金	20,659	15,798	4,861
地方債	2,200	1,400	800
補填収入等及び内部取引	4,864	4,283	581

●2025年度歳出当初予算現況

(単位：億ウォン)

項目	予算額		
	計	一般会計	特別会計
計	71,675	57,632	14,043
一般公共行政	8,242	7,996	246
公共秩序及び安全	1,895	1,512	383
教育	1,549	1,532	17
文化及び観光	3,812	3,752	60
環境	8,796	2,190	6,606
社会福祉	17,564	15,894	1,670
保健	1,231	1,231	-
農林海洋水産	7,721	7,204	517
産業・中小企業及びエネルギー	3,291	3,049	242
交通及び物流	5,353	4,039	1,314
国土及び地域開発	3,415	2,114	1,301
科学技術	14	14	-
予備費	295	295	-
人力運営費	8,285	6,617	1,668
基本経費等	211	192	19

予算項目ごとの比率（一般会計+特別会計）



参考：各広域自治団体及び全国市道知事協議会 HP
2025年 地方自治団体の予算及び基金の概要（上）

日本との姉妹（友好）都市提携先

番号	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
1	北海道	釜山広域市	2005年12月14日
2	北海道	慶尚南道	2006年6月7日
3	北海道	ソウル特別市	2010年10月15日
4	北海道	済州特別自治道	2016年1月12日
5	北海道札幌市	大田広域市	2010年10月22日
6	北海道函館市	京畿道高陽市	2011年8月1日
7	北海道小樽市	ソウル特別市江西区	2010年7月22日
8	北海道旭川市	京畿道水原市	1989年10月17日
9	北海道北見市	慶尚南道晋州市	1985年5月16日
10	北海道赤平市	江原特別自治道三陟市	1997年7月18日
11	青森県	済州特別自治道	2011年12月7日
12	青森県青森市	京畿道平澤市	1995年8月28日
13	青森県黒石市	慶尚北道永川市	1984年8月17日
14	青森県七戸町	慶尚南道河東郡	1994年11月16日
15	青森県五戸町	忠清北道沃川郡	1997年8月28日
16	青森県田子町	忠清南道瑞山市	2012年6月22日
17	宮城県仙台市	光州広域市	2002年4月20日
18	宮城県涌谷町	忠清南道扶餘郡林川面	2013年3月21日
19	秋田県由利本荘市	慶尚南道梁山市	1998年10月10日
20	秋田県大仙市	忠清南道唐津市	2007年8月26日
21	山形県寒河江市	慶尚北道安東市	1974年2月4日
22	茨城県鹿嶋市	済州特別自治道西帰浦市	2003年11月26日
23	埼玉県秩父市	江原特別自治道江陵市	1983年2月16日
24	埼玉県所沢市	京畿道安養市	1998年4月17日
25	埼玉県狭山市	慶尚南道統營市	1973年7月4日
26	埼玉県日高市	京畿道烏山市	1996年10月1日
27	千葉県成田市	仁川広域市中区	1998年9月21日
28	千葉県成田市	全北特別自治道井邑市	2002年1月29日
29	東京都	ソウル特別市	1988年9月3日
30	東京都文京区	ソウル特別市松坡区	2024年12月20日
31	東京都墨田区	ソウル特別市西大門区	2003年10月3日
32	東京都目黒区	ソウル特別市中浪区	2019年7月26日
33	東京都武蔵野市	ソウル特別市江東区	2000年4月25日
34	東京都中野区	ソウル特別市陽川区	2010年11月8日
35	東京都杉並区	ソウル特別市瑞草区	1991年12月9日

番号	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
36	東京都豊島区	ソウル特別市東大門区	2002年5月9日
37	東京都荒川区	済州特別自治道済州市	2006年2月17日
38	東京都葛飾区	ソウル特別市麻浦区	2015年11月12日
39	東京都八王子市	京畿道始興市	2006年11月7日
40	神奈川県	京畿道	1990年4月24日
41	神奈川県川崎市	京畿道富川市	1996年10月21日
42	神奈川県藤沢市	忠清南道保寧市	2002年11月15日
43	神奈川県秦野市	京畿道坡州市	2005年10月20日
44	神奈川県厚木市	京畿道軍浦市	2005年2月5日
45	神奈川県大和市	京畿道光明市	2009年11月24日
46	神奈川県湯河原町	忠清北道忠州市	1994年11月28日
47	新潟県新発田市	京畿道議政府市	1989年11月2日
48	新潟県新発田市	京畿道漣川郡全谷邑	1999年8月20日
49	新潟県上越市	慶尚北道浦項市	1996年4月29日
50	新潟県津南町	京畿道驪州郡	1999年7月23日
51	富山県立山町	ソウル特別市江北区	2005年4月19日
52	石川県	全北特別自治道	2001年9月10日
53	石川県金沢市	全北特別自治道全州市	2002年4月30日
54	石川県七尾市	慶尚北道金泉市	1975年10月16日
55	石川県小松市	慶尚南道昌寧郡	1996年9月20日
56	福井県福井市	京畿道水原市	2001年12月22日
57	福井県敦賀市	江原特別自治道東海市	1981年4月13日
58	福井県小浜市	慶尚北道慶州市	1977年2月13日
59	福井県越前町	慶尚北道盈徳郡	2002年11月9日
60	福井県高浜町	忠清南道保寧市	2007年10月18日
61	山梨県	忠清北道	1992年3月27日
62	山梨県甲府市	忠清北道清州市	2002年9月26日
63	山梨県北杜市	京畿道抱川市	2003年3月21日
64	岐阜県各務原市	江原特別自治道春川市	2003年10月31日
65	岐阜県大垣市	慶尚南道昌原市	1988年10月8日
66	静岡県	忠清南道	2013年4月30日
67	静岡県富士宮市	慶尚北道栄州市	2012年11月5日
68	静岡県掛川市	江原特別自治道横城郡	2011年11月25日
69	静岡県藤枝市	京畿道楊州市	2012年11月13日
70	静岡県御前崎市	慶尚北道蔚珍郡	2009年8月4日
71	愛知県瀬戸市	京畿道利川市	2006年4月20日

番号	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
72	愛知県犬山市	慶尚南道咸安郡	2014年2月18日
73	愛知県大府市	忠清南道洪城郡	2024年9月24日
74	愛知県田原市	ソウル特別市銅雀区	2006年11月14日
75	愛知県北名古屋	全羅南道務安郡	2008年7月9日
76	滋賀県大津市	慶尚北道龜尾市	1990年4月12日
77	滋賀県近江八幡市	慶尚南道密陽市	1994年12月1日
78	滋賀県守山市	忠清南道公州市	1991年8月5日
79	滋賀県甲賀市	京畿道利川市	2005年11月19日
80	滋賀県東近江市	忠清南道扶餘郡場岩面	1992年11月2日
81	滋賀県日野町	忠清南道扶餘郡恩山面	1990年5月16日
82	京都府城陽市	慶尚北道慶山市	1991年1月22日
83	大阪府岸和田市	ソウル特別市永登浦区	2002年10月31日
84	大阪府枚方市	全羅南道靈岩郡	2008年3月1日
85	大阪府泉佐野市	大邱広域市寿城区	2023年7月25日
86	兵庫県神戸市	仁川広域市	2010年4月6日
87	兵庫県姫路市	慶尚南道昌原市	2000年4月18日
88	兵庫県豊岡市	慶尚北道慶州市	1991年11月7日
89	兵庫県三田市	済州特別自治道済州市	1997年7月31日
90	奈良県	忠清南道	2011年10月26日
91	奈良県奈良市	慶尚北道慶州市	1970年4月15日
92	奈良県天理市	忠清南道瑞山市	1991年11月7日
93	奈良県明日香村	忠清南道扶餘郡	1972年11月28日
94	和歌山県和歌山市	済州特別自治道済州市	1987年11月12日
95	和歌山県紀の川市	済州特別自治道西帰浦市	2007年2月9日
96	和歌山県白浜町	京畿道果川市	2009年6月30日
97	和歌山県白浜町	忠清南道泰安郡	2017年10月24日
98	鳥取県	江原特別自治道	1994年11月7日
99	鳥取県鳥取市	忠清北道清州市	1990年8月30日
100	鳥取県米子市	江原特別自治道束草市	1995年10月18日
101	鳥取県倉吉市	全羅南道羅州市	1993年4月21日
102	鳥取県若桜町	江原特別自治道平昌郡	2010年11月8日
103	鳥取県智頭町	江原特別自治道楊口郡	1999年10月10日
104	鳥取県八頭町	江原特別自治道横城郡	1997年9月4日
105	鳥取県琴浦町	江原特別自治道麟蹄郡	1997年8月24日
106	鳥取県大山町	江原特別自治道襄陽郡	2004年5月21日
107	島根県	慶尚北道	1989年10月6日

番号	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
108	島根県松江市	慶尚南道晋州市	1999年11月10日
109	島根県大田市	大田広域市	1987年11月14日
110	島根県安来市	慶尚南道密陽市	1990年10月18日
111	岡山県	慶尚南道	2009年10月17日
112	岡山県岡山市	京畿道富川市	2002年2月26日
113	岡山県玉野市	慶尚南道統營市	1981年8月3日
114	岡山県備前市	蔚山広域市東区	2015年7月24日
115	岡山県瀬戸内市	慶尚南道密陽市	2005年11月12日
116	岡山県笠岡市	慶尚南道固城郡	2023年4月25日
117	広島県広島市	大邱広域市	1997年5月2日
118	広島県呉市	慶尚南道昌原市	1999年10月12日
119	広島県尾道市	釜山広域市中区	2013年5月24日
120	広島県福山市	慶尚北道浦項市	1979年1月19日
121	広島県三次市	慶尚南道泗川市	2001年5月24日
122	山口県	慶尚南道	1987年6月26日
123	山口県下関市	釜山広域市	1976年10月11日
124	山口県山口市	忠清南道公州市	1993年2月23日
125	山口県山口市	慶尚南道昌原市	2009年11月16日
126	山口県萩市	蔚山広域市	1968年10月29日
127	山口県萩市	全羅南道靈岩郡徳津面	2003年6月18日
128	山口県防府市	江原特別自治道春川市	1991年10月29日
129	徳島県	済州特別自治道	2025年11月3日
130	香川県三豊市	慶尚南道陝川郡	1996年7月13日
131	愛媛県松山市	京畿道平澤市	2004年10月25日
132	高知県	全羅南道	2016年10月31日
133	高知県四万十町	全北特別自治道高敞郡	2012年4月2日
134	福岡県北九州市	仁川広域市	1988年12月20日
135	福岡県福岡市	釜山広域市	1989年10月24日
136	福岡県八女市	慶尚南道巨濟市	2012年5月3日
137	福岡県宗像市	済州特別自治道西帰浦市城山邑	1991年12月3日
138	福岡県宗像市	慶尚南道金海市	1992年4月22日
139	福岡県太宰府市	忠清南道扶餘郡	2012年4月8日
140	福岡県添田町	仁川広域市江華郡	1996年10月28日
141	佐賀県	全羅南道	2011年1月25日
142	佐賀県佐賀市	釜山広域市蓮堤区	1998年10月9日
143	佐賀県唐津市	全羅南道麗水市	1982年3月5日

番号	日本側自治体	韓国側自治体	提携年月日
144	佐賀県唐津市	済州特別自治道西帰浦市	1994年9月14日
145	佐賀県鹿島市	全羅南道高興郡	1997年1月22日
146	佐賀県上峰町	京畿道驪州市	2004年11月11日
147	佐賀県玄海町	釜山広域市機張郡	2009年7月25日
148	長崎県	釜山広域市	2014年3月25日
149	長崎県佐世保市	釜山広域市西区	2013年8月2日
150	長崎県佐世保市	京畿道坡州市	2013年11月5日
151	長崎県対馬市	釜山広域市影島区	1986年5月16日
152	長崎県雲仙市	全羅南道求礼郡	2007年5月18日
153	長崎県波佐見町	全羅南道康津郡	2010年10月20日
154	熊本県	忠清南道	1983年1月22日
155	熊本県熊本市	蔚山広域市	2010年4月26日
156	熊本県菊池市	全北特別自治道金堤市	2006年10月30日
157	熊本県菊池市	忠清北道清原郡	2007年3月7日
158	熊本県和水町	忠清南道公州市	1979年9月15日
159	大分県別府市	全羅南道木浦市	1984年10月1日
160	大分県別府市	済州特別自治道済州市	2003年1月17日
161	大分県宇佐市	慶尚北道慶州市	1992年7月3日
162	大分県豊後大野市	釜山広域市機張郡長安邑	2003年9月19日
163	大分県豊後大野市	全北特別自治道益山市	2005年8月22日
164	宮崎県宮崎市	忠清北道報恩郡	1993年8月6日
165	宮崎県綾町	全北特別自治道鎮安郡	2011年11月19日
166	宮崎県美郷町	忠清南道扶餘郡扶餘邑	1991年9月2日
167	鹿児島県出水市	全羅南道順天市	2012年11月13日
168	鹿児島県薩摩川内市	慶尚南道昌寧郡	2012年5月16日
169	鹿児島県南九州市	全北特別自治道淳昌郡	2003年4月15日
170	鹿児島県伊佐市	慶尚南道南海郡	1991年10月16日
171	鹿児島県長島町	仁川広域市江華郡吉祥面	1994年5月30日
172	鹿児島県徳之島3町	慶尚北道清道郡	2003年3月14日

参考：自治体国際化協会HP <http://www.clair.or.jp/>

姉妹（友好）提携情報（2026年1月末）

参考資料

基礎自治団体の概要

〈ソウル特別市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			9,331,485	605.20	4,489,213
鐘路区	チョンノグ	종로구	138,336	23.91	72,166
中区	チュング	중구	120,544	9.96	64,995
龍山区	ヨンサング	용산구	203,854	21.87	103,241
城東区	ソンドング	성동구	273,669	16.86	131,953
広津区	クァンジング	광진구	331,963	17.06	169,931
東大門区	トンデムング	동대문구	338,735	14.22	172,840
中浪区	チュンナング	중랑구	379,274	18.50	188,651
城北区	ソンプクグ	성북구	421,560	24.57	196,485
江北区	カンブクグ	강북구	283,597	23.60	143,063
道峰区	トボング	도봉구	303,228	20.65	138,759
蘆原区	ノウォング	노원구	491,247	35.44	217,743
恩平区	ウンピョング	은평구	460,919	29.71	215,305
西大門区	ソデムング	서대문구	302,853	17.63	146,221
麻浦区	マポグ	마포구	361,417	23.85	181,135
陽川区	ヤンチョング	양천구	430,976	17.41	180,209
江西区	カンソグ	강서구	556,171	41.45	273,911
九老区	クログ	구로구	388,169	20.12	183,891
衿川区	クムチョング	금천구	225,159	13.02	121,075
永登浦区	ヨンドゥンポグ	영등포구	373,773	24.55	192,199
銅雀区	トンジャクグ	동작구	375,456	16.35	194,100

冠岳区	クァナクグ	관악구	477,812	29.57	285,963
瑞草区	ソチヨグ	서초구	408,376	46.97	170,681
江南区	カンナムグ	강남구	557,345	39.51	245,094
松坡区	ソンパグ	송파구	650,110	33.88	287,017
江東区	カンドング	강동구	476,942	24.59	212,585

〈釜山広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			3,266,598	771.32	1,570,403
中区	チュング	중구	37,537	3.04	23,529
西区	ソグ	서구	103,188	13.97	53,648
東区	トング	동구	85,911	10.12	47,048
影島区	ヨンドグ	영도구	103,737	14.20	53,659
釜山鎮区	プサンジング	부산진구	359,281	29.67	184,179
東菜区	トンネグ	동래구	274,370	16.63	122,121
南区	ナムグ	남구	254,498	26.82	119,763
北区	プクグ	북구	267,692	39.37	122,360
海雲臺区	ヘウンデグ	해운대구	376,404	51.52	169,821
沙下区	サハグ	사하구	292,491	41.79	140,631
金井区	クムジョング	금정구	209,932	65.26	104,817
江西区	カンソグ	강서구	142,789	182.16	62,433
蓮堤区	ヨンジェグ	연제구	212,589	12.11	99,568
水營区	スヨング	수영구	171,918	10.22	88,068
沙上区	ササング	사상구	198,635	36.10	99,563
機張郡	キジャングン	기장군	175,626	218.34	79,195

〈大邱広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
	(合計)		2,363,629	1,499.49	1,104,130
中区	チュング	중구	97,711	7.06	48,786
東区	トング	동구	342,339	182.11	164,806
西区	ソグ	서구	163,135	17.32	84,268
南区	ナムグ	남구	136,263	17.43	75,203
北区	プクグ	북구	413,010	93.95	191,797
壽城区	スソング	수성구	409,107	76.54	174,674
達西区	タルソグ	달서구	522,021	62.37	237,415
達城郡	タルソングン	달성군	257,580	428.37	113,777
軍威郡	クンウィグン	군위군	22,463	614.34	13,404

〈仁川広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			3,021,010	1,069.51	1,373,827
江華郡	カンファグン	강화군	69,402	411.39	35,588
壅津郡	オンジングン	옹진군	19,996	172.97	12,360
中区	チュング	중구	167,113	140.38	83,800
東区	トング	동구	58,296	7.25	27,792
彌鄒忽區	ミチュホルグ	미추홀구	412,274	24.84	201,075
延壽区	ヨンスグ	연수구	400,213	58.60	163,940
南洞区	ナムドング	남동구	486,225	57.45	224,816
富平区	プピョング	부평구	493,200	32.01	224,988
桂陽区	ケヤング	계양구	280,227	45.56	127,670
西区	ソグ	서구	634,064	119.06	271,798

〈光州広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,408,422	500.96	658,075
東区	トング	동구	106,203	49.32	55,362
西区	ソグ	서구	279,050	47.73	132,715
南区	ナムグ	남구	207,597	60.96	95,426
北区	プクグ	북구	423,961	120.26	202,638
光山区	クァンサング	광산구	391,611	222.69	171,934

〈大田広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,439,157	539.78	687,757
東区	トング	동구	218,513	136.69	110,878
中区	チュング	중구	225,008	62.19	108,358
西区	ソグ	서구	457,951	95.54	217,245
儒城区	ユソング	유성구	369,468	176.61	170,225
大徳区	テドクグ	대덕구	168,217	68.74	81,051

〈蔚山広域市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2023年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,098,049	1,062.86	495,378
中区	チュング	중구	207,000	37.00	94,851
南区	ナムグ	남구	304,885	74.08	141,400
東区	トング	동구	150,836	36.04	68,113
北区	プクグ	북구	216,522	157.36	89,079
蔚州郡	ウルジュグン	울주군	218,806	758.38	101,935

〈世宗特別自治市内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
世宗特別 自治市	セジョントク ベツジチシ	세종특별 자치시	390,685	465.01	163,432

〈京畿道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			13,694,685	10,201.26	6,058,202
水原市	スウォンシ	수원시	1,193,005	121.10	540,719
高陽市	コヤンシ	고양시	1,070,120	268.15	466,229
龍仁市	ヨンインシ	용인시	1,085,864	591.25	443,702
城南市	ソンナムシ	성남시	913,009	141.63	410,242
富川市	プチョンシ	부천시	769,918	53.46	343,433
華城市	ファソンシ	화성시	968,821	700.77	417,136
安山市	アンサンシ	안산시	620,579	156.53	288,070
南楊州市	ナムヤンジュシ	남양주시	732,482	458.12	307,424
安養市	アニヤンシ	안양시	556,492	58.50	235,171
平澤市	ピョンテクシ	평택시	598,556	458.45	285,297
始興市	シフンシ	시흥시	518,132	139.94	229,340
坡州市	パジュシ	파주시	511,308	673.96	226,094
議政府市	ウオジョンプシ	의정부시	461,271	81.55	210,264
金浦市	キンポシ	김포시	486,853	276.60	206,388
廣州市	クァンジュシ	광주시	397,605	430.99	174,806
光明市	クァンミョンシ	광명시	278,167	38.52	115,024
軍浦市	クンポシ	군포시	255,931	36.42	112,293
河南市	ハナムシ	하남시	329,120	92.99	141,377
鳥山市	オサンシ	오산시	242,065	42.69	111,036
楊州市	ヤンジュシ	양주시	289,005	310.49	128,336

利川市	イチョンシ	이천시	222,443	461.57	105,615
九里市	クリシ	구리시	186,882	33.34	81,288
安城市	アンソンシ	안성시	193,949	553.51	94,809
抱川市	ポチョンシ	포천시	141,463	827.23	73,071
義王市	ウィワンシ	의왕시	154,488	54.03	62,798
楊平郡	ヤンピョングン	양평군	126,804	877.91	63,101
驪州市	ヨジュシ	여주시	114,610	608.19	56,400
東豆川市	トンドウチョンシ	동두천시	86,838	95.67	43,096
果川市	クァチョンシ	과천시	85,512	35.87	30,874
加平郡	カピョングン	가평군	62,527	843.41	33,019
漣川郡	ヨンチョングン	연천군	40,866	678.42	21,750

〈江原特別自治道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,517,766	16,875.86	764,834
春川市	チュンチョンシ	춘천시	286,069	1,116.43	137,157
原州市	ウォンジュシ	원주시	362,164	868.29	173,625
江陵市	カンヌンシ	강릉시	207,731	1,040.83	104,223
東海市	トンヘシ	동해시	87,675	180.34	43,606
太白市	テベクシ	태백시	37,936	303.44	20,246
東草市	ソクチョシ	속초시	80,933	105.75	41,278
三陟市	サムチョクシ	삼척시	61,735	1,187.84	33,687
洪川郡	ホンチョンゴン	홍천군	66,717	1,820.41	34,889
横城郡	フェンソングン	횡성군	46,111	998.00	24,048
寧越郡	ヨンウォルゴン	영월군	36,721	1,127.47	21,139
平昌郡	ピョンチャンゴン	평창군	40,396	1,464.25	22,080
旌善郡	チョンソングン	정선군	33,515	1,219.78	19,124
鐵原郡	チョロングン	철원군	40,497	890.13	20,270
華川郡	ファチョングン	화천군	22,922	909.08	12,055
楊口郡	ヤングゴン	양구군	20,621	703.75	10,367
麟蹄郡	インジェゴン	인제군	31,535	1,646.20	16,709
高城郡	コソングン	고성군	26,999	664.10	15,331
襄陽郡	ヤンヤングン	양양군	27,489	629.77	15,000

〈忠清北道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,591,177	7,407.03	787,756
清州市	チョンジュシ	청주시	854,537	941.02	404,569
忠州市	チュンジュシ	충주시	207,241	983.19	103,470
堤川市	チェチョンシ	제천시	128,569	882.77	65,881
報恩郡	ポウンゲン	보은군	30,527	584.30	16,814
沃川郡	オクチョンゲン	옥천군	48,204	537.40	25,368
永同郡	ヨンドンゲン	영동군	43,551	847.01	23,715
曾坪郡	チュンピョンゲン	증평군	37,171	81.80	18,961
鎮川郡	チンチョンゲン	진천군	86,537	407.38	42,976
槐山郡	クェサンゲン	괴산군	36,252	842.01	21,400
陰城郡	ウムソングン	음성군	91,236	520.17	49,269
丹陽郡	タニヤングン	단양군	27,352	779.97	15,333

〈忠清南道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			2,136,574	8,247.53	1,052,129
天安市	チョナンシ	천안시	659,920	636.17	312,542
公州市	コンジュシ	공주시	101,285	864.16	53,537
保寧市	ポリョンシ	보령시	93,780	586.91	49,256
牙山市	アサンシ	아산시	355,014	542.81	165,070
瑞山市	ソサンシ	서산시	174,445	742.28	84,142
論山市	ノンサンシ	논산시	108,529	556.21	57,337
鷄龍市	ケリョンシ	계룡시	46,540	60.69	19,536
唐津市	タンジンシ	당진시	171,931	705.63	85,011
錦山郡	クムサンゲン	금산군	49,615	577.24	26,700
扶餘郡	プヨゲン	부여군	59,550	624.65	32,353
舒川郡	ソチョンゲン	서천군	48,204	366.12	26,424
青陽郡	チョンヤンゲン	청양군	29,658	479.25	16,743
洪城郡	ホンソンゲン	홍성군	99,198	446.71	49,194
禮山郡	イエサンゲン	예산군	78,772	542.72	40,879
泰安郡	テアンゲン	태안군	60,133	515.98	33,405

〈全北特別自治道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,738,613	8,073.6	871,496
全州市	チョンジュシ	전주시	635,651	206.01	296,931
群山市	クンサンシ	군산시	258,786	398.01	125,333
益山市	イクサンシ	익산시	268,001	506.58	131,084
井邑市	チョンウプシ	정읍시	102,127	693.30	54,514
南原市	ナムオンシ	남원시	75,647	752.21	39,901
金堤市	キムジェシ	김제시	81,271	546.07	43,648
完州郡	ワンジュグン	완주군	97,827	821.39	48,652
鎮安郡	チナングン	진안군	24,161	789.06	13,364
茂朱郡	ムジュグン	무주군	23,032	632.05	13,018
長水郡	チャンスグン	장수군	20,663	533.18	19,466
任實郡	イムシルグン	임실군	25,577	597.16	14,909
淳昌郡	スンチャングン	순창군	26,822	495.93	14,516
高敞郡	コチャングン	고창군	50,982	607.48	28,726
扶安郡	プアングン	부안군	48,066	495.17	27,434

〈全羅南道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			1,788,819	12,363.01	912,412
木浦市	モッポシ	목포시	209,890	51.73	104,201
麗水市	ヨスシ	여수시	267,816	512.33	128,285
順天市	スンチョンシ	순천시	276,329	911.06	127,022
羅州市	ナジュシ	나주시	116,654	608.46	59,951
光陽市	クァンヤンシ	광양시	154,692	464.81	72,237
潭陽郡	タミヤングン	담양군	44,623	455.07	24,215
谷城郡	コクソングン	곡성군	26,566	547.34	15,600
求禮郡	クレグン	구례군	24,025	442.96	13,402
高興郡	コフングン	고흥군	60,190	807.21	35,280
寶城郡	ポソングン	보성군	37,045	664.59	21,753
和順郡	ファソングン	화순군	60,735	787.18	31,825
長興郡	チャンフングン	장흥군	34,451	622.38	19,633
康津郡	カンジングン	강진군	32,189	500.90	18,210
海南郡	ヘナムグン	해남군	63,120	1,045.13	34,600
靈巖郡	ヨンアムグン	영암군	51,391	612.43	28,670
務安郡	ムアングン	무안군	92,687	451.32	44,868
咸平郡	ハムピョングン	함평군	30,010	392.06	17,833
靈光郡	ヨンガングン	영광군	52,098	474.52	27,900
長城郡	チャンソングン	장성군	42,026	518.27	23,170
莞島郡	ワンドグン	완도군	45,631	396.87	25,357

珍島郡	チンドグン	진도군	28,478	440.11	16,436
新安郡	シナングン	신안군	38,173	656.27	21,964

〈慶尚北道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			2,531,384	18,424.14	1,291,568
浦項市	ポハンシ	포항시	491,581	1,131.92	237,089
慶州市	キョンジュシ	경주시	244,769	1,324.86	124,985
金泉市	キムチョンシ	김천시	135,446	1,101.10	69,000
安東市	アンドンシ	안동시	153,159	1,522.29	80,157
龜尾市	クミシ	구미시	404,820	615.35	190,392
榮州市	ヨンジュシ	영주시	98,870	670.18	51,571
永川市	ヨンチョンシ	영천시	98,143	919.21	54,862
尚州市	サンジュシ	상주시	91,850	1,254.72	49,163
聞慶市	ムンギョンシ	문경시	67,257	912.07	36,638
慶山市	キョンサンシ	경산시	266,398	411.84	131,633
義城郡	ウィソングン	의성군	48,690	1,174.60	29,104
青松郡	チョンソングン	청송군	23,716	846.15	13,985
英陽郡	ヨンヤングン	영양군	15,328	815.77	8,954
盈徳郡	ヨンドクグン	영덕군	33,210	741.32	19,486
清道郡	チョンドグン	청도군	40,582	698.43	23,427
高靈郡	コリヨングン	고령군	30,062	384.25	17,301
星州郡	ソングン	성주군	41,452	616.15	24,108
漆谷郡	チルゴクグン	칠곡군	107,383	451.04	53,873
醴泉郡	イエチョングン	예천군	54,609	661.52	27,988
奉化郡	ボンファグン	봉화군	28,836	1,202.66	16,600

蔚珍郡	ウルジンゲン	울진군	46,124	990.68	25,584
鬱陵郡	ウルルンゲン	울릉군	9,099	73.03	5,668

〈慶尚南道内の基礎自治団体〉

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			3,228,380	10,542.53	1,537,492
昌原市	チャンウォンシ	창원시	999,858	749.24	459,474
晋州市	チンジュシ	진주시	338,785	712.91	161,283
統営市	トンヨンシ	통영시	118,481	239.91	59,367
泗川市	サチョンシ	사천시	108,504	398.82	55,569
金海市	キメシ	김해시	531,676	463.55	234,416
密陽市	ミリャンシ	밀양시	100,691	798.71	54,004
巨濟市	コジェシ	거제시	232,972	403.88	106,060
梁山市	ヤンサンシ	양산시	359,531	485.70	163,197
宜寧郡	ウイリョングン	의령군	25,150	482.92	14,905
咸安郡	ハマングン	함안군	58,842	416.61	30,220
昌寧郡	チャンニョングン	창녕군	56,085	532.67	31,996
固城郡	コソングン	고성군	48,005	518.02	26,383
南海郡	ナメグン	남해군	39,832	357.78	22,268
河東郡	ハドングン	하동군	40,765	675.29	23,472
山淸郡	サンチョングン	산청군	33,259	794.73	19,591
咸陽郡	ハミヤングン	함양군	36,131	724.73	20,471
居昌郡	コチャングン	거창군	59,588	803.96	31,129
陝川郡	ハプチョングン	함천군	40,225	983.12	23,687

〈濟州特別自治道内の行政市〉

※濟州特別自治道内には基礎自治団体はなく、地方自治団体でない市である「行政市」が置かれている。

人口・面積・世帯数（2024年12月31日現在）

基礎自治団体名			人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数
漢字	地名よみ	ハングル			
(合計)			670,368	1,850.21	314,862
濟州市	チェジュシ	제주시	488,348	978.70	225,846
西帰浦市	ソギポシ	서귀포시	182,020	871.51	89,016

参考：行政自治部「地方自治団体行政区域及び人口現況（2025年8月）」

(参考文献)

日本のものは○、韓国のものは●で表示

全般

- 自治体国際化協会ソウル事務所「韓国の地方自治」(2020年12月)
- 自治体国際化協会ソウル事務所「韓国における地方自治の状況」(2023年4月)
- 第一法規 令和6年版全国市町村要覧 市町村要覧編集委員会編(2024年10月)
- 行政自治部 HP <https://www.mois.go.kr/frt/a01/frtMain.do>
- 法制処 HP <http://www.moleg.go.kr/main.html>
- e-ナラ指標 HP <http://www.index.go.kr/>
- 国家法律情報センターHP <https://www.law.go.kr/>
- 行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」(2023年12月)
- 行政安全部「2025年地方自治団体予算及び基金概要」(2025年6月)
- 行政安全部「2025行政安全統計年報(2024年12月31日現在)」(2025年8月)

第1章 韓国の地方自治制度の沿革

- 韓国自由総連盟「分権型国家均衡発展政策の課題と未来」(2020年)
- 韓国地方行政研究院「地方自治30年評価と自治分権の未来ビジョン及び推進戦略」(2021年2月)
- 韓国地方行政研究院「地方分権と地域均衡発展の基礎研究」(2022年5月)
- 韓国地方行政研究院「地域均衡発展のための中長期方案研究」(2023年10月)
- 韓国地方行政研究院「統合的均衡発展政策の課題 分権と均衡の上向き統合戦略の模索」(2024年9月)
- 韓国地方行政研究院「地方移譲政策の診断及び評価研究 事務移譲政策及び地域に合わせた特例政策を中心に」(2024年4月)
- 韓国産業研究院「5極3特 新成長代表産業の育成方向」(2025年8月)
- 国務調整室国務総理秘書室 報道資料「尹錫悦政府、地域中心の真の地方時代を開く」(2023年2月)
- 行政自治部 第1次地方時代総合計画(2023~2027年)(2023年11月)

第2章 地方行政制度の基本構造

- 政府情報組織管理システム <https://www.org.go.kr/>
- 行政安全部「地方自治団体行政区域及び人口現況」(2024年12月)
- 世宗特別自治市「2023年基準 事業体調査報告書」(2025年6月)
- 江原特別自治道 HP「2025年江原特別自治道 予算基準 財務開示」
https://state.gwd.go.kr/portal/administration/finance/financialReporting/appropriations?utm_source=chatgpt.com
- 韓国行政経済研究所「オーダーメイド型自治モデルの実現：特別自治市・道、特別地方自治体を中心に」(2023年3月)
- 済州特別自治道「2024年済州特別自治道財政管理報告書」(2024年7月)

- 韓国行政経済研究所「特別自治市も共同協力課題を発掘し、改正案を作成」
(2024年7月)

第3章 地方と国、地方間の関係

- 行政安全部「2022年行政安全白書」(2023年12月)
- 釜山・鎮海経済自由区域庁 HP <https://www.bjfez.go.kr/>
- 光陽湾圏経済自由区域庁 HP <https://www.gfez.go.kr/>
- 大邱慶北経済自由区域庁 HP <https://www.dgfez.go.kr/>
- 智異山圏観光開発組合 HP <http://www.jirisantour.go.kr/home/main.php>
- 地域相生発展基金組合 <https://www.lofa.or.kr/subList/20000003483>
- 大韓民国市・道知事協議会 HP <https://www.gaok.or.kr/gaok/main/main.do>
- 大韓民国全国市長・郡守・区庁長協議会 HP <http://www.namk.or.kr/>
- 大韓民国全国市・道議会議長協議会 HP <http://ampcc.go.kr/?ckattempt=1>
- 大韓民国全国市郡自治区議会議長協議会 HP <http://www.ncac.or.kr/>

第4章 地方自治団体の機関

- 中央選挙管理委員会「第8回全国同時地方選挙選挙区及び議員定数現況」(2022年6月)

第5章 自治立法

- 自治分権委員会「自治分権2.0時代、共に歩む新しい未来」(2021年1月)

第6章 地方選挙と住民参加、民願

- 行政安全部、韓国知能情報社会振興院「2024年電子政府サービス利用実態調査結果報告書」(2024年12月)
- 安全行政部「非人民ウォン発行期間を利用して受理・処理可能な苦情の種類の一部改訂」(2025年2月)

第7章 地方公務員制度

- 行政安全部「地方自治団体公務員人事統計」(2025年5月)
- 行政安全部「地方自治団体公務員31万5,205人、平均年齢41,4歳(プレスリリース)」(2025年5月)

第8章 消防防災・教育・警察行政

- 中央119救助本部 HP <http://www.rescue.go.kr/>
- 地方教育財政案内 HP
https://eduinfo.go.kr/portal/theme/housekeepingTap2Page.do?utm_source=chatgpt.com
- 企画予算処 HP
https://eduinfo.go.kr/portal/theme/housekeepingTap2Page.do?utm_source=chatgpt.com

第9章 地方財政

- 行政安全部 2019年度地方交付税算定解説(2019年3月)
- 行政安全部 2024年度地方交付税算定解説(2024年3月)
- 行政安全部 2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要」(2023年5月)
- 行政安全部 地方財政年鑑

- 行政安全部 地方税統計年鑑
- 地方時代委員会 国家均衡発展総合情報システム (NABIS)
<http://www.nabis.go.kr/contentsDetailView.do?menucd=143&menuFlag=Y>
- 行政安全部 地方財政投資審査事業審査規則
- 行政安全部 故郷愛寄付報道資料 (2023・2024)
- 全栄俊 セミナー発表資料 (2025)
- 国税庁・関税庁「徴収報告書」
- 日本総務省 地方財政白書
- 日本総務省ホームページ www.soumu.go.jp

第10章 地方公企業

- 国家法律情報センター 地方自治法、地方公企業法、地方出資出捐法
- 広州市観光公社 広州市観光公社 出帆事例報告書
- 広州市観光公社 革新及び投資活性化優秀事例報告書 (2024年)

第11章 地方税

- 国家法律情報センター 地方税法
- 企画財政部 <https://www.moef.go.kr/>
- 行政安全部 <https://www.mois.go.kr/frt/a01/frtMain.do>

【執筆】

(第1～8章、参考資料)

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長 補佐 小藏崎 誓哉
 前所長補佐 中村 綾

(第9～12章)

韓国地方行政研究院 地方投資事業管理センター所長 申斗燮

【監修】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長 藤田 悦生
 上席調査役 加藤 隆佳

韓国地方行政研究院 地方投資事業管理センター所長 申斗燮